

四日市市議会

四日市市議会定例会會議録（第一号）

昭和五十年九月十九日

議案説明

- 議事日程第一号
昭和五十年九月十九日（金） 午後二時開会
- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第一五号 昭和四十九年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について
- 第四 報告第一六号 財團法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について
- 第五 議案第七六号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
- 第六 議案第七七号 昭和四十九年度四日市市水道事業決算認定について
- 第七 議案第七八号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第二号）
- 第八 議案第七九号 昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）
- 第九 議案第八〇号 昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）
- 第一〇 議案第八一号 昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算
- 一一 議案第八二号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 一二 議案第八三号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 一三 議案第八四号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 一四 議案第八五号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更について
- 一五 議案第八六号 三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更について

- 第一六 議案第八七号 公有水面の埋立てに係る意見について
- 第一七 議案第八八号 小学校施設の譲り受けについて
- 第一八 議案第八九号 小学校施設の譲り受けについて
- 第一九 議案第九〇号 市道路線の認定について
- 第二〇 議案第九一号 市道路線の廃止について
- 第二一 議案第九二号 工事請負契約の締結について
- 第二二 議案第九三号 工事請負契約の締結について
- 第二三 議案第九四号 工事請負契約の締結について
- 第二四 議案第九五号 工事請負契約の締結について
- 本日の会議に付した事件
- 日程第一 一 会議録署名議員の指名について
- 日程第二 二 会期の決定について
- 日程第三 報告第一五号 昭和四十九年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について
- 日程第四 報告第一六号 財團法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について
- 日程第五 議案第七六号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
- 日程第六 議案第七七号 昭和四十九年度四日市市水道事業決算認定について
- 日程第七 議案第七八号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第二号）
- 日程第八 議案第七九号 昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）
- 日程第九 議案第八〇号 昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）
- 日程第一〇 議案第八一号 昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算
- 日程第一一 議案第八二号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第一二 議案第八三号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第一三 議案第八四号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第一四 議案第八五号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更について
- 日程第一五 議案第八六号 三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更について
- 日程第一六 議案第八七号 公有水面の埋立てに係る意見について
- 日程第一七 議案第八八号 小学校施設の譲り受けについて
- 日程第一八 議案第八九号 小学校施設の譲り受けについて
- 日程第一九 議案第九〇号 市道路線の認定について
- 日程第二〇 議案第九一号 市道路線の廃止について
- 日程第二一 議案第九二号 工事請負契約の締結について
- 日程第二二 議案第九三号 工事請負契約の締結について
- 日程第二三 議案第九四号 工事請負契約の締結について
- 日程第二四 議案第九五号 工事請負契約の締結について

○出席議員（四十一名）

前堀古福平長橋野野生中坪田高高坂後
谷川市田野川本呂崎川村井中橋木井口藤
辰新元香行鐸増平貞平信妙基力三正長
兵男衛一史信元藏和芳藏夫子介三勲夫次六

後小 小粉訓喜川金加大宇伊天青
多治藤林林川霸野口森藤森谷田藤井春山
寛喜博也洋定多喜良信道文峯
喜次夫次茂男等二正男三正市一夫雄男

○欠席議員（三名）

○議事説明のため出席した者

消防長	水道事業管理者	病院事務長	教育委員長	教員	産業部長	福祉部長	環境部長	土木部長	下水道部長	建設部長	収入役	助役	市長公室長	税務部長	総務部長	入役
松村佳美	天平野井助清	平井山一清	奥村山人	市川池仁	龍木涼	山谷本三	杉濃	山北義博	斎沢文	斎藤久	藤治	加杉喜	庄南輪	阿本司	庄司代	森山喜
	春三了	三郎了	三郎人	三郎人	三郎人	三郎人	三郎人	三郎人	三郎人	三郎人	三郎人	三郎人	三郎人	三郎人	三郎人	三郎人

次

長

蔚

田

裕

国体局次長 佐々木晃精

代表監査委員 森幸雄

○出席事務局職員

事務局長 川菊地英也
議事課長 村崎大之丞
議事係長 板口克彦
主任事務官 西山徹彦

午後二時三分開会

○議長（山口信生君） ただいまから、昭和五十年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第一号によりとり進めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

出席要求をいたした議事説明者の氏名は、お手元に配布しました議事説明者要求書写しのとおりであります。なお、市長は、病気のため欠席しますので、ご了承願います。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（山口信生君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、宇治田良市君及び古市元一君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。本期定期会の会期は、本日から九月三十日までの十二日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本期定期会の会期は、本日から九月三十日までの十二日間と決定いたしました。

日程第三 報告第一五号 昭和四十九年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、及び

日程第四 報告第一六号 財團法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三、報告第十五号、昭和四十九年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報

告について、及び日程第四、報告第十六号、財團法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況についての二件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

加藤助役。

「助役（加藤寛嗣君）登壇」

○助役（加藤寛嗣君）　ただいま上程の報告第十五号及び報告第十六号は、昭和四十九年度四日市港開発事業団特定事業会計決算並びに財團法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、その関係書類を報告するものであります。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

「小井道夫君登壇」

○小井道夫君　ただいま報告をいただきました中で、財團法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況報告について、問題点を指摘しながらお尋ねしたいと思います。

この問題は、毎年のことございますけれども、年を追いまして大変大きな問題になってきておると思います。このペビリオンは、三重原あるいは四日市の何なさと言いたいくらいなんです。理事長には田川知事がなっておみえになります。理事、幹事に至るまで県、市、そしてまた県、市議会、商工会議所の大幹部を据えて、理事会にはわざわざ知事もお出になつております。どんなりっぱな事業をやつておるのかというと、全くお話にならないことでしか

ございません。

第一の問題点ですが、施設利用促進事業ということでございますが、ホール使用者は、四十八年度二千七百人、四十九年度は七千人、この点では四倍以上になつたということですけれども、しかし、四十九年度にわれわれに報告されました事業計画で予定した一万八千人と比べますと半分にも至りません。このうち二千八百六十人は、オーストラリア大使館主催の原住民芸展入場者で、ホール使用料は無料であったと聞いております。ホール使用料は食堂の賃貸料とともに記念館の大きな財源なんだということですけれども、四十八年度二十八万三千九百円に対し、四十九年度はその三分の一以下の八万五千五百円、五十年度は七月末現在で八万円になっているそうですけれども、今後急速な、そして大幅な伸びができるかどうか、これはもうはなはだ疑問でございます。年間四十五万円の賃貸料を得ておりました食堂もついにことしの六月三十日をもって契約解除となり、いまだに新しい経営者も見出すことができないまま閉鎖されております。五十年度の事業計画によりますと、記念館ホールの活発な利用を推進するとうたつておるわけですけれども、施設利用促進を幾らうたつても現在のような施設、お粗末な施設、そういうことでは実際に実が伴つていかないと思うわけでございます。いかなる方策がとられるのか、こういう点をもっと具体的に明らかにする責任があると思います。この点をお尋ねしたいと思います。

四十九年度のホール実使用料、その他食堂の使用料を含めまして五十三万五千五百円ですけれども、食堂分を除く記念館の光熱水費が百六十四万四千円、これだけで百十万の欠損、赤字になる、四十九年度全体としては、ここにも出でますように、二百六十二万二千五百八十二円となつておりますが、前期繰越利益剰余金で四十九年度の場合は処分されましたがれども、なお、次期繰り越しは七十四万七千円余りの欠損となつております。すでに五十年度の予定損益計算でも、五十年度単年度の欠損金として百三十万円をあげておるわけですけれども、先ほどの食堂の閉鎖とも

かかわりこれだけでは済むはずがない、おそらく四十九年度の欠損と合わせて本年度末には二百五十万や三百万になるだらう、一体こういう欠損金はどうするのかという点についての疑問にお答えいただきたいと思います。

これには、欠損金には県市派遣職員の人事費は含まれておりません。人事費につきましては、あるいはこの職員派遣という問題につきましては、当初から出資金以外にこういうものは市財源の持ち出しはしないという、こういう約束をほごにして今日まできておるわけですけれども、県市合わせて年間五百萬は下らないと思うわけです。市財政のこの危機下に県市民の切実な要求を押さえておいて、そしてこのような大きな税金のむづづかいを続けていくということ、こういう点について納得できないわけでございます。この問題について、私の先般の追及に対し市長は、市に限つて人件費の少ない職員に切りかえると答弁されたわけですけれども、なるほどこの四月から人がかわりました。おそらく人件費の少ない人でしよう。しかし市職員として一日いろいろ計算してみると、約八千円相当分の給料を出して利用者の少ない記念館の草刈り、その他の雑用をさせておかなければならぬという理由がどうしても納得できないんです。この点については、とりわけこの財政危機下にあってむだを省くという点も含めまして市職員を即刻引き揚げ、県の責任で運営していくようにさせていくことをあくまで要求したい、重ねて要望したい、この点についての考え方を伺いたいと思います。

それから、四番目には、記念館建設費未払いの問題です。四十九年度の収支決算書貸借対照表によりますと、建設費未払金六千二百万、五十年度の収支予算書予定貸借対照表を見ても六千二百万、こういうことになっております。四十九年度事業計画中には、未払いの建設資金の確保のため各方面に対し募金活動を活発に推進するということを掲げてきたわけですけれども、五十年度の事業計画にはこの問題について一言も触れておりません。四十九年の三月には、清水建設株式会社名古屋支店長佐藤大蔵氏から当時の建設費未払金、当時は七千四百万だったと思いますが、早

期支払いとともに四十九年三月十一日現在の支払い遅延立てかえ利息の千七百十萬八千円について特別の配慮を賜わりたいという申し出がなされておるわけです。一体これらの未払金の問題についてどういう処理をするつもりかわからぬわけでござります。この点についてお考えを伺いたいと思います。

未払金の解決いかんはかねてから問題になつておりますし、私もずいぶんただしてきたと思ひますが、事業団からの一億六千九百万円召し上げられたこの見返り事業を具体的に実行に移していくというその時期やら方法やらということともかかわりまして早く解決されなければならないと思うわけでございます。四十八年の九月議会で、私の質問に対して市長は、この見返りという点では、まず募金の方をさきに解決した後に私は努力したいということも約束しておみえになりますし、四十九年九月議会では、現在残つておる債務を完済した後の問題として考えたいというふうに言われております。こういうふうに未払金問題、この解決が一億六千九百万円の見返り事業とのかかわりも持つてまいりますので、この点についてどう解決するのか、具体的なお答えをいただきたいと思います。とりあえずこれだけ。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

（助役（加藤寛嗣君）登壇）

○助役（加藤寛嗣君） オーストラリア館の問題については、かねて皆様方のご心労を煩わしております大変申しわけないというふうに考えてはおります。できるだけ市の負担を少なくするような努力をいたさねばならないがとうことでござりますけれども、おっしゃるとおり、四十九年度は未払金ができるだけ少なくするということで募金活動を活発にやつたわけでございます。結果はこの決算書に出ておりますとおり、いまだに六千二百万という未払金があるわけでございます。ただし、五十年度募金活動を行わなかつたというのは、経済情勢をも勘案をいたしまして、

五十年度において企業関係に無理をいってもいかがかという配慮がなされたというふうに考えておるわけでござります。

なお、ホールの現状からいたしまして、この利用を促進すると申しましても、ああいうあけっぴろげた形でござりますので、真夏あるいは真冬等におきましてはなかなか利用が、現状の状態でははかつてまいりという、促進をするということは非常に困難であろうかというふうに考えております。でも、できるだけ経費を節約をするということです、五十年度当初におきまして、光熱費の節約をするということで変圧器を取りかえたり、いろいろいたしておりますけれども、なおやはり経常費において持ち出しが生じておるというのが実態でございます。これらのことにつきましては、理事会においていろいろと議論はなされておるわけでございますし、また知事も先行きを心配しております、知事の話を聞きますと、日豪文化協定といふ協定が日本とオーストラリアとの間に結ばれるということで、日本の国会は通過をいたしておりますが、七月現在でオーストラリアの国会をまだ通っておりません。批准をされていい、これが批准をされましらこの文化協定に基づいて施設等の整備資金の導入をはかつてまいりたいという運動を知事をキャップにいたしまして、国に働きかけておるというような状況でございます。

なお、未払金の問題につきましては、昨年度、これは私の記憶でございますが、清水建設の方にいましばらく待つてくれということで了解を得ておるというふうに記憶をいたしております。したがいまして、今後これらのことを持めまして総合的にこのオーストラリア館をどうするかということを慎重に検討して、少しでも持ち出しの少ないよう努力してまいりたい、以上でございます。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（斎藤久美君）登壇〕

○産業部長（斎藤久美君） ただいまご質問がございました中に一部補足をさせていただきます。

人件費の問題でございますが、県市で職員の派遣をいたしております。そのことについて市は直ちに引き揚げたらどうかというようなご意見だったと思うんでございますが、万国博のオーストラリア記念館の事務局組織は、それぞれ県、市、管理組合等から派遣をいたしました職員で充当をするというふうに当初から規定をいたしておりますので、直ちにというわけにはまいりませんので、ご了承を賜わりたいというふうに思います。

なお、人件費等についてはできるだけ節減する方向で努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（山口信生君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 簡単な問題からあらためて伺いますが、職員の派遣の問題は、記念館事務局組織の関係でできないとおっしゃいますけれども、事務局の機構、組織機構の点では、事務局長のもとに庶務係、技術係を置くということになつております。現在市が派遣しているのはそのいずれですか。そういう事務局組織どおりに運営していないのが実態じゃないですか。非常に問題の多いこのペビリオン、人を配置しておっても年間八万五千円しか収入の上がらない、そういうものに年間市だけでも二百万から三百万に近い人件費をかけてどうして置いとるのか、あえて無理をして置いてとかならぬのか、四十八、四十九、五十年と三年間でも六百万じゃないですか、水路直してくれというのに、側溝よくしてくれというのになかなか応じないでおいてこういうむだづかいを公然としておるという点で、いまの説明はどうしても納得できないんです。この点について、市民が本当に納得できる答えをしていただきたい。こういう状態をいつまでも容認していくことは絶対許されないと思うんです。

その次に、ホールの施設利用の促進という問題について、いま助役の方から、知事の方ではオーストラリアと日本

との文化協定に基づいて施設等の整備資金の導入をはかりたい、こういふことを考えられているんだというお話をございますけれども、その説明を一ぺん具体的にしていただきたいと思います。その文化協定に基づいて記念館に資金を導入すると、そういう見通しがこれまた本当にあるのか、そして導入してどんなものを計画しておみえになるのか、それの事業計画、事業費、その財源の見通し、裏打ち、そういう問題も含めてお答えをいただきたい。これは去る六月二十日の財団の理事会で五十年度事業報告第四号議案として全会一致可決されたそうでございます。全員異議なく議決をしたということが議事録に明記されております。重大な内容です。六千万円もの負債を持ってその支払いのメドも、いまご答弁のとおり何ら明確にされないままこの新しい計画を盛り込まれておる。しかもそれが理事会で決定をされた、しかも今日の議会にはわざわざその一項を省いてしか報告してない。この点についての説明も含めてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 産業部長。

「産業部長（斎藤久美君） 登壇」

○産業部長（斎藤久美君） ただいまの人事費の問題につきまして、機構上は庶務の担当ということでございます。いわゆる庶務係といいますのは、いわゆる鉛筆を持って書記を行うということだけではございませんので、いわゆる館内整備あるいは周辺整備を含めて担当をいたすということでございますのでご了解をいただきたい。

なお、本年の理事会におきます日豪文化協定に関連をいたします施設利用問題の促進、あるいは施設の改造計画の問題でございますが、このことにつきましては、日豪文化協定そのものがまだ協定が整つておるわけではございませんので、それの決定をみました後におきまして施設等の整備資金の導入をはかるべく関係機関に要請をはかっているということでございます。一つのたたき台といったしまして、それぞれの施設の改裝計画的なものを素案として検討

はいたしましたけれども、そのことを全面的に理事会では了としたわけではありません。協定が締結された後におきまして関係機関に要請を行つて施設資金の導入をはかるべく努力をしようというふうに決定をいたしたものでございますのでご了承を賜わりたいというふうに思います。

○議長（山口信生君） 小井君。

「小井道夫君登壇」

○小井道夫君 時間の関係もあるうかと思いますので、この事業計画、五十年度事業計画、そして日豪文化協定に基づく施設等の整備資金の導入をはかり、オーストラリア記念館改裝をするという、その辺の問題にしぼってさらにお尋ねしたいと思います。

一度六月二十日の議事録を全議員に一ぺん発表していただきたい。提出をしていただきたいと思うわけです。六月二十日の理事会ではここに市議会からも議長以下何人かの議員さんが出ておみえになりますが、議事録には、議案第三号及び議案第四号を一括議題に供し、事務局長から昭和五十年度事業並びに昭和五十年度収支予算について議案書記載のとおり（改装利用計画についてはパネル及び平面図を掲示）説明があつたと、そしてしまいの方に、議長より原案について承認を始めたところ、全員異議なく承認したと、こういうことになっております。いま私は、理事者側の方からご説明をいただきうございましたが、ご説明がないのであえて申し上げますと、記念館改裝計画は総額一億四千七百万かけて改裝をするという計画のものでございます。そしてしかも、言うところの日豪文化協定に基づく資金の導入をはかるという、その辺の問題については、そんな可能性があるのかどうかという問題については、六月二十日の理事会の中でも田川知事自身が、この文化協定そのものの内容は、こういう施設問題よりもいろんな図書の交換だとか、文化事業そのものの交換だとかであつてその協定の中に当てはまらない、そこへもつて最近の日豪両国の

経済情勢は双方とも若干冷えており、それがひいてこの文化協定にも若干影響しておるようだ。そういう中での推進事業ということですので、これを何とか名前をつけてやってほしいと外務省に対し大分知恵を出させているが、現状では必ずしも甘くございませんということが知事自身が言っております。そういうあやふやなものでまたしても一億四千七百万もの事業費をかけて改装をする、その論議の中で、議事録を見る限りですよ。いわゆる漁業補償権の求償権があるじやないかと、またこれから金が入ってくるじやないかと、これについてそれを当てにするのかどうか、それを当てにしとるんだなと、まあざくばらんに言つた言い方ですわね、当てにしてるんだなと、それでもなれりやこんな案ができるはずがないじやないか、そななんだな、こういうやりとりがあるんですね、そしたら、そういうご意見が出てくることは私ども大変ありがたいと、こういうようなことを、あれで港管理組合の伊藤さんという人は何に当たるんですか、管理者、副管理者ですか、この方が言つておるんですね、いわば一億四千七百万円の事業をもう一ぺん、改装事業をやるについて、いま言いましたような漁業権、求償権の回収をこれから幾らができるだろうと、それを多少今日の時価に換算してふところへ入れて、そういうものを当て込んでいったらどうやといふ、こういう意見が全体に強まってくることが望ましいんですけど、いわば、そういう意見を出してみえるんですね。こうしたことが本当にこのまま許されていいんだろうかどうかというふうに私は思うわけです。そうした問題をなぜここであえて、財団の理事会では第四号議案の中の四項目に入れておるのに今日の議会に対する報告の中ではそのことをあげて抜かして報告してきているんだ、議事録でははつきり決定したと書いてある、そういう方向で努力するんだということを決定したと書いてある。それをあえてなぜ省いてここで報告するのか、この点も疑問ですし、この点についてもっと明確な責任ある答弁をしていただきたいし、議長の方からあと三分にせいというのが回ってまいりました。こういう大事な問題について制約をされるということについて非常に残念に思いますけれども、この点については、

改めて一定の答弁をしていただきながら全員協議会でも開いていただいて、やはり責任ある解明をしていきたいと、こういう点で議長の善処を得られるのかどうか、この点も議長に伺いたいと思います。

それから、私どもはこのパビリオン問題について、初めから全く不明朗な問題ですね、田中前知事、国際信義上の問題まで引き合いに出して一億六千九百万をこの事業団から財団に出すことを強要した、あるいはオーストラリアから金をもらうということは確実だとということをここで九鬼市長をして太鼓判を押して言わしておいて、そして今日何の見込みもない、全く文書も何もなかつたと、こんなよくなことについて、一体いま田中前知事が、こうした今日の事態についてどういう責任をとるのか、政治責任をとられるのか、政治家でいらっしゃる以上はその辺の政治責任をどうとられるのか、この点について私どもは、一度公開質問状を出して明確にその辺の責任を追及したいというふうに考えますが、さしあたりこの点で答弁をいただき、先ほど申し上げたように答弁をいただき、そうして全員協議会でこうした問題について協議をして問題の解決、解明に当たりたい、この点での議長の善処いかんという点で議長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口信生君） 先ほどの小井君の議長に求められた件ですがね、ここでは議長は、はつきりとしてその問題について答弁できません。よく後で考えて回答いたします。

他にございませんですか。

○小井道夫君 理事者側の答弁。

○議長（山口信生君） もう時間切れました。

○小井道夫君 そんなおかしいですよ、そんな押さえんでも。

○議長（山口信生君） いや後で回答要らなかつたらやりますけれども、回答欲しいんでっしゃう。

○小井道夫君 何をですか。

○議長（山口信生君） いまのやつをね、後で議長から協議会開くなり、何とか処置せいちゅうに。

○小井道夫君 議長の問題じやなくて、理事者の問題、第一点についてもうちょっとお聞きしたい。

○議長（山口信生君） よし、それはもう一ぺん答弁させますで、そんで終わりますね。

○小井道夫君 全員協議会開いて……

○議長（山口信生君） それは後から回答いたします。

○議長（山口信生君） よろしいね、答弁させましてそんでも終わりますね。

○小井道夫君 それで終わることになります。

○議長（山口信生君） はい、それでは、産業部長。

「産業部長（斎藤久美君）登壇」

○産業部長（斎藤久美君） 再三のお尋ねでございますが、議事録には、先ほどご指摘をいただきましたような一部議論が理事会の内部にはございました。ございましたが、結論といたしまして、知事が十分明解な方向をまずつけてからこの改裝計画なり、あるいは施設資金導入について考えていくことでございますので、そのことについては理事会は決定をいたしておりませんのでご了承をいただきたい。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、本件についてはこれをもって報告を終了いたします。

日程第五 議案第七六号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし
日程第二四 議案第九五号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 次に、日程第五、議案第七六号、昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二十四、議案第九十五号、工事請負契約の締結についての二十件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤助役。

「助役（加藤寛嗣君）登壇」

○助役（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第七六号は、昭和四十九年度の四日市市立四日市病院事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入及び支出につきましては、総収益が十七億七千八百六十万六千六百三十八円となり、前年度に比べ四億八千百四十万七千五百四十五円の増額となりました。これは、昨年二月と十月の二回にわたる診療報酬の改定と、脳神経外科等の充実により患者数が前年度より約一万人増加したこと等によるものであります。

これに対する総費用は、十八億一千八百八十四万二千四百六十五円となり、前年度に比べ五億一千十四万三千七百十六円の増額となりましたが、これは給与改定による人件費の増加と諸物価の高騰等による諸経費並びに診療材料費が大幅に增高した結果によるものであります。

以上収支決算の結果、当年度におきまして、四千二十二万五千八百二十七円の欠損金が生じましたが、これは前年度に比し約二千九百万円の増で、当期末累積欠損金は、一億六千三百三十九万八千四百八十八円となりました。また、一時借入金も一億五千四百万円の高額に達しておりますが、なお、今後の諸物価の動向、人事院勧告による給与改定、

あるいは「複・八体制」、「週休二日制」等時代の要請に対処するための看護職員の増員確保等多くの課題を抱え、今後における事業経営は依然として厳しいものがあります。

期間外収入及び支出につきましては、収入は、過年度損益修正と固定資産売却益で十四万七千九百七円となりましたが、支出が過年度損益修正、固定資産売却損、修学資金返還免除金及び就職資金返還免除金で百四十四万一千四百七十九円となり、差し引き百二十九万三千五百七十二円の繰越欠損金の増加となりました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入は、出資金、寄附金、補助金、固定資産売却代金及び長期貸付金返還金で四千六百八十八万三千六百六十六円となり、これに対する支出は、建設改良費、償還金及び投資でありますて、八千五百六万九千四百十六円となりました。資本的収入額が資本的支出額に実質不足する額四千五百十四万五千七百五十円は、一時借入金で措置いたしました。

損益計算書では、医業収益と医業費用、医業外収益と医業外費用及び看護学院費用の総差引額四千二十二万五千八百二十七円が当年度における純損失であります。

剩余金計算書につきましては、前年度未処理欠損金が過年度損益修正、固定資産売却損益、修学資金返還免除金及び就職資金返還免除金の増減により一億二千三百十七万一千六百六十一円となりましたが、当年度純損失を加えますと当年度未処理欠損金は、一億六千三百三十九万八千四百八十八円となりました。

資本剩余额は、本年度においては医療器具購入指定寄附金四百万円と看護学院学生等修学資金補助金一千十一万八千円、合計一千四百十一万八千円となり、前年度繰越額三千二百十万八千五百円と合わせ四千六百二十二万六千五百円を次年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金一億六千三百三十九万八千四百八十八円を翌年度へ繰り越しました。

貸借対照表におきましては、資産の合計額は八億五千四百一十八万八千二百七十五円で、前年度に比べ六千二百五十八万二千九百五十六円の増額であり、負債の合計額は三億三千四百五十一万八千四百六円で、前年度に比べ八千七百七十一万三千三百三十一円の増加となりました。また、資本の合計額は五億一千九百七十六万九千八百六十九円で、前年度に比べ二千五百十三万三百七十五円の減額となりました。

病院事業決算の概要是以下のとおりであります。今後の病院運営につきましては、地域住民の健康を守り地域医療の発展に寄与すべき中核病院としての機能が十分發揮できるようあらゆる面にわたってさらに検討を重ね、昭和五十年度より四ヵ年計画で病院の全面改築事業に着手し、市民サービスの向上に資すべく一層の努力を傾注いたす所存であります。

議案第七十七号は、昭和四十九年度の水道事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、十四億七千七百三十八万一千九十六円で、予算額に比べ六千三百五十五万六千八百四円の減収となりましたが、これは主として経済界の不況によって過去順調に伸び続けた配水量が、前年度に比しわざか一・八%の上昇にとどまり、また、受託給水・移設工事収益については、委託者の工事量が予定より少なく減少となつたものであります。

収益的支出におきましては、決算額十四億八千四百四十四万五千九百二十三円で不用額一億二十一万六千七十七円を生じましたが、主な理由は、受託工事において住宅団地造成工事が翌年度以降の施行となり、また、配水及び給水費、原水及び浄水費等の支出が予定より少なかつたためであります。

期間外収入及び支出は、水道用地の売却益並びに固定資産売却損等を経理いたしました。

次に、資本的収入及び支出におきましては、収入の決算額八億三千八百二十八万五千八十円で、予算額に比べ一千

六百七十一万六千九百二十円の減収となりましたが、これは受益者給水工事負担金の収入減によるものであります。

資本的支出の決算額は、十一億九千六百九十四万九千三百五十一円で、不用額の主なものは配水給水施設費、第三期水道拡張費等の支出が予定より少なかった結果であります。

勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書は、収益十四億七千七百三十八万一千百九十六円、費用十四億八千四百四十四万五千九百一十三円、差し引き七百六万四千七百二十七円の当年度純損失が生じました。

剰余金計算書は、利益剰余金及び資本剰余金の増減をあらわすものであります。前年度未処分利益剰余金二億七千五百六十万七千二百五十四円、前年度利益剰余金処分額二億七千二百万円、繰越利益剰余金年度末残高五百三十七万八千六百七十二円、当年度純損失七百六万四千七百二十七円、当年度未処理欠損金百六十万六千五十五円となりました。

資本剰余金は、前年度末残高十一億九千二百五十九万六千二百四十九円、本年度発生高一億六千三百九十二万八千九百円、当年度末残高十三億五千六百五十二万五千百四十九円となりました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金の処理を定めるものであります。百六十八万六千五十五円を翌年度へ繰り越したいと存じます。

貸借対照表は、水道事業が保有する資産、負債、資本を総括的にあらわすものであります。資産総額七十六億七千三百五十五万六千百三十円、負債総額六億四千六百八十二万五千三百九十六円、資本総額七十億二千六百七十三万七百三十四円と相なりました。

決算の結果、社会経済情勢の変化により水道料金収入がほぼ横ばい状態であったにもかかわらず、支出面では、人件費、工事用材料費等特に動力費、支払い利息等々の著しい増高によってなお一層の経営努力をいたしたのではあります。またが、ついに当年度純損失を生じたのであります。

なお、今後このままの推移により赤字が累積いたしますと、水道事業経営は重大な危機に直面することは必至でありますので、国の財政援助、企業債の償還年限の延長、利率の引き下げ等を強く要望するほか、あらゆる経営改善にさらに努力を続けるとともに、ただいま料金改定について種々検討いたしておるのでござります。

以上が、昭和四十九年度水道事業決算の概要であります。

どうかよろしくご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本年度一般会計その他の補正予算についてご説明申し上げます。

議案第七十八号は、本市一般会計補正予算第二号案であります。

本年度上半期の経過を見ますと、物価は落ち着きの様相にありますが、産業界の不況は厳しく、政治、経済にわたって複雑、困難な局面に立っております。地方財政へ及ぼす影響もきわめて深刻となっております。本年三月並びに六月議会において、これらの見通し等を申し述べてまいりましたが、本市におきましてもここ最近の情勢は樂觀を許さない状況にありまして、市税について、特に法人市民税の落ち込みが大きく、さきにご説明申しました見通しより約五億円の減収が見込まれ、今、明年的財政運営は、昭和三十年代初めの苦境時代に匹敵するものと存ずるのであります。起債、交付税等の獲得のほか、極力財源の捕捉、開発を図りながら、支出の効率化に努め、この試練に耐え抜く決意を新たにする次第であります。

政府におきましては、このほど第四次不況対策を打ち出す一方、地方税の減収補てんの方針も示している時期では

ありますが、今回の補正予算の編成に当たりましては、国県補助金その他特定財源の決定もしくは見通しを得たもの及び職員の希望退職者等に対する手当金並びに緊急に実施を要する単独事業その他やむを得ないものについての追加補正と、これに関連します債務負担行為及び地方債の補正にとどめ、諸般の情勢を見定めた上、今後に対処する所存であります。

歳入歳出予算の追加補正額は、十二億七千五百八十六万二千円でありまして、補正後の予算総額は、二百五十億九千二百九十六万二千円と相なるのであります。

以下歳出から概要をご説明申し上げます。

第一款 総務費は、職員の希望退職者手当金、市長会負担金を追加し、涉外費においては、長年にわたり本市とロ

ングビーチ市の都市親善に貢献されました前ロングビーチ市長ウエード氏の顕彰碑を設置することとし、歳入に寄附金を計上しております。交通安全対策費は歩道設置事業費を増額し、諸費においては、過年度分の市税過納返還金を追加補正いたしました。

選挙費では、県補助金の決定に伴い選挙啓発費の増額と、過般執行の県議会議員選挙及び市議会議員選挙等執行経費の不用額を減額補正いたしました。

第三款 民生費のうち社会福祉費は、今回県補助金の決定いたしました老人保健学級設置費及び社会奉仕活動育成事業費を追加するとともに、本年十一月伊勢市において開催されます第十一回身体障害者体育大会の観覧者派遣費並びに地方改善施設整備事業費を追加補正いたしました。

児童福祉費では、臨時保母傭人料の不足見込み額及び保育所設備改善費の追加補正と、要措置児童の增加にかんがみ収容定員の増加を図るため新たに坂部保育園増築費及び日永中央保育園（仮称）新築費を計上し、これに関連の債

務負担行為をお願いしました。また、児童館費では、指定寄附のありました北部児童館の図書購入費を追加しております。

第四款 衛生費は、公害健康被害者の転地療養及び療養指導等の事業費を追加し、清掃費では、鉄道高架事業に連の近鉄四日市駅前公衆便所改築費並びに屎尿等廃棄物の海洋投棄処分を協同処理するため、近く設立されます三重県廃棄物処理公社（仮称）に対する出資金を計上したほか、垂坂町環境整備費補助金の不用見込み額を減額補正いたしました。

第六款 農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました農地移動適正化あっせん事業、農地等利用関係紛争処理調停事業等の農業委員会関係特別事業費及び森林保全管理事業等県委託事業費並びに神前地区における農山漁村同和対策事業費を追加いたしました。

農地費においては、市単土地改良工事費及び川島町東部圃場整備事業指導監督費の追加補正と四郷地区用水対策事業費、内部川水利使用調査費及び県営広域農業農地農道整備事業費負担金等を新規計上するとともに、樋門、排水機場の維持管理費を追加いたしました。

第八款 土木費のうち道路橋梁費は、人件費の一部組みかえと、水道局その他の委託による路面復旧工事費の追加補正並びに笹川団地、子酉高花平線及び小杉町地内の路面排水施設整備費を新規計上いたしました。

道路新設改良費は、今回国庫補助事業費の決定しました日永八郷線萱生地区立体交差事業の事業内容一部変更による組みかえと、富田西町宮前線国鉄踏切構造改良事業費の追加を行い、市単独事業としては霞ヶ浦垂坂線国鉄踏切構造改良事業の追加と市内一円の舗装新設事業費の増額を図りました。また、橋梁関係でも国庫補助事業費の決定に基づき内堀橋新設改良事業費の事業内容の一部変更による組みかえと、新六名橋新設改良事業費を追加補正いたしました。

た。

河川費においては、国庫補助事業費の決定しました古城川ほか九河川の災害関連復旧事業費の追加補正と、堀川ほかの市単独河川改良工事費及び米洗川等四河川の準用河川調査測量費を追加いたしました。

都市計画費では、人件費の一部組みかえと、県委託金の減額決定に伴い四日市都市計画基礎調査費を減額補正しますとともに、今回国庫補助事業費の決定に基づき、七ツ屋大池線跨線橋架設事業費及び千歳町小生線改良事業費を追加補正いたしました。

公園費は、国庫補助事業費の決定に基づき南部丘陵公園、塩浜公園及び塩浜南公園の整備事業費をそれぞれ補正しますとともに、新たに笠川東公園及び泊山公園の整備事業費を追加したほか、植樹用材料費を増額いたしました。

都市下水路費では、雨池及び塩浜都市下水路新設改良事業について、かねてより関係企業引き受けの縁故債による事業の促進を建設省を初め関係方面と協議を重ねてまいりましたが、このたび承認の見通しを得ましたので、本年度国庫補助事業割り当て額とあわせて施越し事業費の追加補正と、これに関連する債務負担行為の変更をお願いしました。

また、市単独事業として急施を要する富田一丁目地内ほかの排水施設新設改良費等を追加いたしました。

第九款 消防費は、職員退職手当金及び水防用備蓄資材費を追加するものであります。

第十款 教育費のうち教育総務費は、職員退職手当金及び旅費の不足見込み額を追加するほか、私立ひかり幼稚園建設費に対する補助金を計上いたしました。

小、中学校費は、国庫補助金の決定いたしました校庭開放事業費及び指定寄附のありました備品購入費を追加し、校舎建設費では、国庫補助事業として大谷台小学校ほか三校のプール建築工事費を新規計上しますとともに、笠川西

小学校のプール建築費については、日本住宅公団資金を活用することとし、これが施設の譲り受けに要する費用について債務負担行為をお願いしております。

社会教育費は、指定寄附のありました図書館備品の購入費を、また、保健体育費は、国庫補助金の決定いたしましたスポーツ振興指定市町村設置事業費をそれぞれ追加するものであります。

第十一款 災害復旧費は、いずれも過年発生災害及び本年七月の豪雨による災害の復旧費でありまして、農林水産施設災害復旧費においては、過年発生補助災害復旧工事の一部を県に委託施行するための予算の組みかえと、県営災害復旧事業に対する地元負担金及び県補助事業費の決定に伴う林地崩壊防止事業費等を追加補正いたしました。

土木施設災害復旧費では、補助事業はいずれも本年度認証見込みにより追加計上し、特に過年発生災害復旧事業のうち昭和四十九年発生分について、事業の早期完成を期して翌年度事業の一部を繰り上げて施行するため債務負担行為の追加をお願いしました。

以上、歳出につきまして概要を申し上げましたが、歳入は歳出各科目に関連の特定財源のほか交通安全対策特別交付金、前年度繰越金、文教福祉施設整備費負担金及び競輪事業特別会計からの繰入金をもって充当いたしましたのであります。現下の財政事情にかんがみ前年度繰越金の財政調整基金への積み立ては停止いたしたいと存じますので、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

議案第七十九号 競輪事業特別会計の補正是、一般会計繰出金を追加するものであります、歳入には、前年度繰越金を充当いたしました。

議案第八十号 公共下水道特別会計の補正是、業務費においては、終末処理場等電気使用料の不足見込み額及び泊山処理区下水道管清掃工事費を追加し、建設改良費では、国庫補助事業費の決定に基づき、日永処理区では、常磐、

橋北ポンプ場、汚水ポンプ設備工事費の追加と下水道管布設工事費の一部を減額補正し、中部処理区では、終末処理場等施越し工事にかかる開発公社返還金を追加補正いたしました。歳入では、本年度より終末処理場関係事業費等について、国庫債務負担行為による国庫補助金の分割交付制度が創設されましたので、これに伴い国庫補助金を減額補正して市債に振りかえ計上したほか、川島排水区の開発者負担金及び前年度繰越金を充當しました。

議案第八十一号 市立四日市病院事業会計の補正是、病院改築事業に関するものであります。

病院改築事業につきましては、用地の確保に引き続き事業の財源となる地方債の申請、その他関係機関と折衝を重ねてまいりましたが、このほど一応の見通しを得ましたので、工事施行に先立ち建築設計業務に着手いたしたいと存じ、これが経費の追加と債務負担行為の計上をお願いするものであります。

統いて、条例等その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第八十二号 国民健康保険条例の一部改正案は、地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い、保険料の減額対象世帯の範囲の拡大並びに長期譲渡所得に係る保険料算定の特例期間の延長について所要の改正をしようとするものであります。

議案第八十三号 消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額等を改定しようとするものであります。

議案第八十四号 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正案は、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正に伴い、退職報償金の支給額を改定し、非常勤消防団員の待遇改善を図るため所要の改正をしようとするものであります。

議案第八十五号及び議案第八十六号は、地方自治法の一部改正により、監査委員の任期が四年に改正されたことに伴い、四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約並びに三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更について、地方自治法の規定に基づき、関係町と協議を進めたいと存じ、ご提案申し上げるものであります。

議案第八十七号 公有水面の埋め立てに係る意見につきましては、霞二丁目一番地先の公有水面埋め立てについて四日市港港湾管理者の長から、本年十月十五日を期限として意見を求められましたので、出願者である四日市港管理組合の事業計画等を調査の結果、当該埋め立てに異議ない旨を意見として通知いたしたく、公有水面埋立法第三条第四項の規定に基づき、ご提案申し上げるものであります。

議案第八十八号及び議案第八十九号は、市立笛川西小学校校舎及び市立笛川東小学校屋内運動場について、このたび日本住宅公団からの譲り受け価額が確定いたしましたので、ここに同公団と譲り受け契約を締結しようとするものであります。

議案第九十号 市道路線の認定案は、小牧町、寺方町及び赤堀三丁目地内において、同和地区の環境改善対策の一環として改良した道路について、新たに市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十一号 市道路線の廃止案は、塩浜地区松泉町地内の三菱化成工業株式会社の社宅を厚生施設に変更するためその敷地内に介在する市道及び同地区柳町地内の塩浜公園の整備に伴いその敷地内に介在する市道を外周代替道路等との交換により廃止しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十二号及び議案第九十三号は、いずれも下水道事業に係る工事請負契約の締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、下水管渠布設工事第三工区については、金額一億円をもって、市内あかつき台二丁目株式会社中村

組に、塩浜第三ポンプ場放流渠築造工事については、金額一億百万円をもって名古屋市中区栄四丁目三井建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第九十四号及び議案第九十五号は、いずれも小学校改築工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、市立県小学校改築工事については、金額一億六千八百三十万円をもって、市内日永二丁目多田建設株式会社に、市立保々小学校改築工事については、金額一億七千万円をもって、市内浜旭町伊藤建設株式会社に落札決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要でございますが、どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして本件に関する審議は留保いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は九月二十二日午前十時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時十分散会

昭和五十年九月二十二日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

金 加 大 大 宇 岩 小 天 青
治
森 藤 森 谷 田 田 藤 井 春 山
定 多 喜 良 久 信 道 文 峯
喜
正 男 三 正 市 雄 一 夫 雄 男

○出席議員（四十三名）

○議事日程第二号

昭和五十年九月二十二日（月）

午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○欠席議員（二名）

小山山山森松増前堀古福平長橋野
谷

川本中路口島山川市田野川本呂

四忠信安良英辰新元香行鐸増平
兵

郎勝一剛生吉一一男衛一史信元藏和

野生中出坪田高高高坂後後小小粉訓喜川
多

崎川村井井中橋木井口藤藤林林川霸野口

貞平信妙基力三正長寛喜博也洋

芳藏夫博子介三烈夫次六次夫次茂男等二

○議事説明のため出席した者

市長	助役	市役長	市役長	市役長	市役長	市役長	市役長	市役長
公室	入役	役長	役長	役長	役長	役長	役長	役長
下水道部	環境部	福祉部	税務部	総務部	業務部	部長	部長	部長
木部	境部	社部	業部	務部	務部	長	長	長
建設部	教育委員會	教員長	教員長	教員長	教員長	長	長	長
収入部	次長	次長	次長	次長	次長	長	長	長
役長	教育委員長	教育委員長	教育委員長	教育委員長	教育委員長	長	長	長

奥村仁一郎	市龍清人	市池清人	市沢藤人	山谷藤人	杉斎藤人	杉阿南人	庄輪司	岩野司
市川村	市池仁	市池一郎	北澤藤	山本藤	杉斎藤	阿南藤	庄輪司	岩野司
市池	市池一郎	市池一郎	北澤藤	本藤	斎藤	阿南藤	庄輪司	岩野司
市池	市池一郎	市池一郎	北澤藤	本藤	斎藤	阿南藤	庄輪司	岩野司
市池	市池一郎	市池一郎	北澤藤	本藤	斎藤	阿南藤	庄輪司	岩野司

病院事務長	了								
村山		天平		天平		天平		天平	
山村		野井		野井		野井		野井	
山村		助清		助清		助清		助清	
山村		春三		春三		春三		春三	

次長	佐々木								
長	田村								
長	佳助								
長	裕精								

代表監査委員	森幸雄								
--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----

主事	議事	事務							
事務									
課長									
事長									

○出席事務局職員

○議長（山口信生君） 会議に先立ちまして、一言皆さんに申し上げます。

市長は、本日出席されましたるが、医師の診断によりますとなお数日の療養を要する病状でございますので、途中で退席をされるかと思いますので、あらかじめこの点ご了承のほどを皆さんにお願いいたします。

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事は、お手元に配布しました議事日程第二号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） 日程第一、これより一般質問を行います。お手元に配布しました一般質問通告一覧表のとおり質問の通告がまいっております。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 皆さんおはようございます。トップバッターを承りまして光榮に存じますとともに、堀 新兵衛、

身の引き締まる思いでございます。郷土四日市発展のため、自分の全力を投げ打つ覚悟でございます。先輩諸氏の今後とものご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、質問させていただきます。

一、三重用水事業について。三重用水事業は、昭和二十六年から農林省において木曾川総合用水とともに企画調査が開始され、昭和三十九年度に実施計画、昭和四十一年度から着工に移されておりましたが、四日市市、鈴鹿市、菰野町等関係二市七町の農地約七千四百ヘクタールのかんがいと四日市市の水道用水並びに四日市市、鈴鹿市、亀山市の工業用水の供給をはかる総合的利水事業であります。ご承知のとおり、当北勢地域は、県下随一の農業地帯を有しております、市におかれましては、これまで農業に対して、土地改良事業の推進等種々農業施策を講じられ、近代化がはかられておりますが、まだまだ低位生産地帯の域を脱するに至っておりません。この原因がどこにあるかはさておくとして、從来、農業にとって水は欠くことのできないものであることは申すまでもないことで、特に畑地帯については、水を利用した農業経営の確立が今後強く望まれてくるのではないかと考えられます。こういった意味から、三重用水事業は水の安定的供給をはかる重要な事業であり、私も早期完成を望む者の一人であります、本事業の推進に当たつて二、三ご質問いたします。

一、まず、現時点までの三重用水事業の経過、事業の進捗状況と今後の推進計画についてご説明願いたいと思います。

なお、事業費の推移について、あわせてご説明願います。

二、当該事業実施については、ばく大な市の財政投資が必要でありますが、その財源確保の見通しはあるのかどうか、ご質問いたします。

三、農用地区域と三重用水受益地の問題について。昭和四十一年三月に土地改良組合員に三重用水の話があったときには、あまり詳しい話もなく、農家に、水をやるよい話だから賛成してくれと言われ、水をもらえるのなら同意しようじやないかと軽い気持ちで同意した者がほとんどだったと思います。それから四日市は昭和四十七年二月に農業振興地域の指定を受け、各地区ごとに地区協議会を開催して、農用地区域に入るか、白地で残すか、毎日地区において協議に協議を重ね、昭和四十九年四月一日整備計画決定告示がなされ、農振地域内農地五千二百七ヘクタールのうち、農用地区域に二千六百二十二ヘクタール、五〇・四%が入ったのである。

当時、会議の席上で、農用地区域に入らなければ、三重用水はもらえないのかとの質問に対し、県、市の当事者は入らなくても水はもらえるとはつきり発言しているにもかかわらず、先日からの説明会では、農用地区域に入らなければ水をやらないと一方的に通告してきました。

われわれ受益者としましては、農用地区域と三重用水を切り離して考えてほしいと思っておるのであるし、三重用水受益地は、どうしても農用地区域に入らなければならないのかどうか、またその根拠は何かをお尋ねします。

四、受益農家について。受益農家の把握が本当にできているのかどうか。同意した者の中で、現在、もう水は要らないという者が相当出てきておると聞きますが、この間の説明会では、皆さまはもう切符を買って電車に乗ったのと同じであるから降りていただと困るという話であったが、農家にも負担金をかけるのであるから、強制はできないのではないかと思います。もし受益者が減った場合において、工事は縮小できるのかどうかお尋ねいたします。

五番、用水補給は、十年に一回の割りで発生する干ばつを対象にして計画していると聞きますが、過去の十年間に一回の干ばつのときの被害状況は、普通の年とそんなに格差があるものかどうか。われわれの内部地区におきましては、あまり過去において記憶がないのでございますが、そのときのデータとか具体的な数字があればお聞かせ願いたい

いと思います。

六番目。三重用水事業は、いま言ったような干ばつのためだけでは意味がない。この事業により、農業の飛躍的な発展がなければならないと考えます。そこで、三重用水を引いたとして、その後の水を中心とした農業指導の具体的な市の方針、将来計画があるかどうかお聞かせ願いたい。当然、市は指導方針を出すべきだと考えるがどうかと思います。

七番目、三重用水事業効果について。最後に、本事業により、市はばく大な財政投資をするが、この結果、農業にどれだけの効果があるのか。推定でもよろしいからお聞かせ願いたいと思います。

三重用水の質問はこれくらいにしまして、次にスポーツ振興について入っていきます。

スポーツの振興は、現代社会の文化的発展の要件である。何といってもスポーツは、その本質から考えて、国民一人一人がみずから生活の中にスポーツ活動を取り入れるところの、いわゆる自発的能動性が満ちているものでなければならないし、しかもそれが集団的、社会的盛り上がりの中で振興することが重要である。

第三十回国体夏季大会も盛大裏に終了し、この大会のためにお骨折り頗った役員の方々に深く敬意を表するものであります。私も大会に参加させていただき、さんさんたる太陽のもとで一生懸命競技に励んでいる若人を見たときに、公害四日市のイメージを取り除くのはスポーツをおいてほかにないと思ったのです。それには、スポーツ施設の充実、体育指導者の養成、スポーツに対する市のより一層の助成が必要になってくるわけです。そこで、次の点についてご質問いたします。

スポーツ施設の充実について。すべての四日市市民がスポーツに親しむことをねらいとしてスポーツ施設を考えると、その種類は多種多様であって、とうてい一朝一夕に完全なもの用意することはむずかしい。とりあえず

いもあるものをうまく利用する方法を考え、そのほかにも利用できるものはないかと工夫すべきである。その点について遊休地の利用が考えられるが、市が中へ入って、スポーツ広場にできるだけ開放できないものか。

また、市の南部奥地には運動施設が現在のところ一つもないが、今度西陵中学の新設によって三鈴中学と水沢中学の跡地ができるが、跡地について市はどう考えているのか。地元においては、ぜひともスポーツ公園にしてくれとう希望がある。

一番。学校体育施設を一般市民のためにできるだけ開放し、働く若人が夜間利用できるように夜間照明を設置したらどうか。これに対して市のお考えをお聞きしたい。

三番、体育指導員の増員と養成について。現在、五十名の体育指導員の方にお世話を願つておるわけですが、人口約五千人に一人では十分な指導はできないと思いますが、増員の計画はあるんですか。また、指導員の養成にはどのような方法をとっておみえになるのかお聞かせ願いたい。

これをもちまして、第一回の質問を終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 第一番目の三重用水事業についてのご質問にお答え申し上げます。

三重用水事業は、鈴鹿山ろくから伊勢湾にわたる農業地帯の一帯の水田が、実際には水源が非常に水量が乏しいというようなこと、あるいは山ろくの畑地帯は全く水源を持たないと、こういう状況でございますために、現在では、山ろくの農業地帯では耐寒作物に限られておりまして、その品質、収量が非常に低位であると、こういったようなことを改善をして、農作物の生産と高度の土地利用をはかるということが主目的でございます。さらに一方、四日市、

鈴鹿を中心としたします上水道あるいは工業用水の需要も年々ふえておりますので、そういうた水源を確保するという意味で、先ほどお話がありましたように二十五年ごろから計画をされて、そして二十六年に木曾川総合開発の一環として閣議決定をされたものでございまして、三十九年から国営事業として採択をされておるわけでございます。計画当初では、全体事業として約百十八億円、農業分が約七十二億円ということになつておりますけれども、これが計画変更いたしまして、現在の計画では五十三年完了ということになつておりますけれども、今回の計画変更で総事業費三百九十四億円、このうち農業分が二百七十五億円ということになつております。そして、農業用に取水をする補給水量は約三千万トンでございます。上水と工業用水を合わせると約二千五百万トンの補給水を年間に、最大補給水でございますが、それだけのものを取るという計画でございます。このうち、農業用水としては、四日市では一千百八十五万トン、総農業用水のうちの約四〇%足らずのものを取水しようというわけでございます。

そこで、現時点までの経過でございますけれども、工事の進捗状況は、昭和五十年度まで百四十億、約三六%を施工してまいることになつております。貯水池で五カ所。それから溪流の取水口十五カ所。幹線水路四十・七キロメートル、これは、中里ダムから鈴鹿川の右岸に至るまででございますが、これの四十・七キロメートル。農業用水路百五十三キロメートルと。この百四十億ぐらいを五十年度末までにやりたいということで仕事を進めておるわけござります。

そこで、ご指摘ありました四日市におきますこの農振地域と農用地の面積、あるいはこの農用地に対する取水の問題でございますけれども、四日市の農振地域面積は五千二百ヘクタールということになつております。このうち農用地に指定をいたしましたのは二千六百二十二ヘクタールということでございまして、白地の面積がなお八百九十ヘクタールということで、まあ、三重県の農振地域の指定と農用地の指定との比率、三重用水の受益地の全域を比較

いたしますと、白地面積が四日市は非常に多いということになつております。

それで、先ほどご指摘のありましたように、当初は、この白地のところでも取れるというように理解をされておったわけでございますけれども、昭和四十八年の七月に、國の方針として、國の補助事業、融資事業はすべて農用地区域のみを対象とするという農林次官の通達が出されております。この通達に基づいて、当初の、言つとつたようなことが変更されたというふうに考えてよろしいのではないかというふうに思つておりますが、これは結局、この取水をするためには、耕地整理事業であるとかあるいは畠地かんがい事業であるとかいうような國の補助事業、そういう末端におきまする基盤整備のための事業をいたさねばなりません。それは、白地の地域では國の補助が出せないということになつておりますので、やむを得ずこういうことになるのではないかというふうに考えております。で、今年度に入りましてから、三重用水当局から、受益計画面積の中に農用地区域に含まれない区域のために、この白地區域の中に、農用地区域をふやしてほしいという要請がございました。市としては、農振協議会を開催しまして、三重用水事業を含めて、広い視野で農業振興上必要な地域をもう一度見直すというつもりで、現在、各地区的農家の方々とお話し合いをしていただいておる最中でございます。できるだけ農用地の指定を受けていただいて、そして受益をしていただくように、いろいろと現在農家の方々とお話し合い中であるというふうにご理解を賜わりたいと思ひます。

なお、干ばつに対するご意見がございましたが、農林省としては、かんがい期間中ににおいて異常な干天とは、日雨量が五ミリ以下の日が二十日以上続けば農産物に被害発生のおそれがあるというふうになつております。三重用水におきましても、過去十年間の干ばつ頻度のデータに基づきまして、最高の干ばつ時をもとに計画をされたものでございますけれども、将来の気象条件というものは予測をしがたいものがございます。しかし、干ばつ発生の可能性は多

分にあるものだというふうに考えられますので、その点もご理解を賜わりたいというふうに思います。

本事業によって農家にどれだけの効果があるかというご質問でございましたけれども、残念ながらこの事業が推進されたらどれだけ生産性が上がるかという計算はまだできてはおりません。しかしながら、農用地を指定して、そこにおきまする作物の生産指定をやれば、必ず私は現在の農業の生産性を前進させることができるものだと、こういうふうに考えてこの事業を推進してまいりたいと、かように考えております。

ご質問の点であるいは答弁漏れがあつたかとも思いますが、大体私の理解をしております点をお話申し上げまして答弁にかえさせていただきます。不足するところは、産業部長の方で補足をさせます。

○議長（山口信生君） 教育長

○教育長（市川一郎君） 登壇

○教育長（市川一郎君） スポーツ振興の問題を取り上げていただいたのでございます。

三十四回国体の年でございます。国体を迎えるに当たりましてもスポーツの振興ということに努めてまいりましたし、またこの大会後におきましても、スポーツの振興をはかるということは、私どもの行政といたしましても非常に大きな問題だと思って取り組んでいきたいと思っておるのでございます。ことしの夏の国体におきましても、百二十六名、三重県の選手が参加したのでございます。そのうちにも四日市から二十六名が参加して、競泳なりあるいは飛び込み、あるいは水球あるいは漕艇、ヨットに、非常に輝かしい成果を上げてくれるところでございます。その他の秋の国体におきましても、四日市の選手、相当活躍をしてくれると思っておりますし、また例年やっております県民体育大会におきましても、例年四日市は総合優勝の成績を上げております。

一面から言いますれば、人口が多いので当たり前じゃないかと、こういう話もございますけれども、ますますこう

いうことについては力を入れていきたいと思うのでございます。

お尋ねの三つの問題でございます。ご指摘になりましたように、スポーツの振興には、施設を充実すること、その指導者を確保すること、それから適切な行事を計画すること、この三つの点に尽きるのございますが、施設の充実につきましては、委員会といたしましては、四十七年からでございますが小学校の校庭を開放して地域の人たちに気軽に使ってもらうようになりますということで進めてまいりました。初年度五つ、次に十校になり、今度、四十九年、十五校になっておるのでございます。

今度のこの予算でお願いしておりますのは、小学校全部校庭開放して、どの地域におきましても気軽に学校の校庭を使っていたらどうと、こうしておるのでございます。それにしましても、まだ施設は十分とは言いがたいのでござります。お話、ご指摘いただきました会社とか、そういうところの持つておる遊休地を利用することにつきましては、さらによく調査いたしまして善処していきたいと思っておるのでございます。

特に、ご発言ありました三鈴中学の跡地を運動広場にせいということです。地元のご要望としてはごもつともなことだと思うのでございます。私どもも、体育の面からいたしますといもつともな面だと思うのでござります。いろいろ市全体として意見の調整をしなければならぬことがございます。今後よく検討したいと思うのでございます。

学校の体育施設に夜間照明をというお話をございます。四日市の社会体育施設の夜間照明というのは、かねがね強いご要望がございまして、よくその必要を認めておるのでございます。今日まで、実現していないのでございます。さらに、一日も早く実現するようになしたいと思っておるのでございます。学校の運動場に照明をするというところまでは、まだ手が届かないかと思います。小学校の校庭開放をいたしましても、そこに便所のないので非常に困っておられます。

学校がありますし、あるいは地区の人たちがお使いになるのに、更衣室のようなものがほしいと。小学校の照明よりはその方が先決の問題じゃないかと思っておるので、まず社会体育施設のどこかに夜間照明をしたいということを念じておるのでございます。

その指導者のことです。いまお話をございましたように、五十名の体育指導員をお願いしておる、大体地区で一人平均ということになつておるのでございまして、ほんとにボランティア活動として、月、交通費も含めまして千円の報酬でお願いしておるのでございます。この額も多いとは思っておりませんし、数も適當だとは思っていないのでござります。今後努力をしていきたいと思っておるのでございます。

なお、その指導員の養成の問題は、これは委員会といたしましても、各市の講習会あるいは全県的な講習会がございますので、そういうところにご出席を願つて、指導員としての資質を高めてもらうよう努めしております。以上。

○議長（山口信生君） 堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 丁寧なるご説明ありがとうございました。その中で抜けていいるところについてお尋ねしたいと思います。

三重用水事業について、農用地区に入らなければ三重用水をもらえないのかという問題でございますが、現実において、農用地区に入るんだつたら三重用水は要らないという受益者が相当出てきておるわけですが、この場合において、最初の計画どおりに工事は実行されるのかどうか。また、この一番最初のときに同意した者は、どうしても三重用水を引かねばならないのかどうか。その点についてお尋ねしたいと思います。

また、スポーツの振興については、一日も早く市民の希望をかなえてやつていただくように、早急にはかっていた
だきたいと思うわけでございます。

これをもちまして質問を終わらしていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（斎藤久美君）登壇〕

○産業部長（斎藤久美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、農家の方々との間に協議会を通じまして懇談をいたしておりますが、どうしても入らない人があつたときにはどうするんだというようなご質問でございます。当然、先ほど助役が説明をいたしておりますように、いわゆる末端におきます団体営の土地改良事業等が現実にできません。それからもう一つは、水が、逆に農用地に入らないとそこまでまいらないという問題がひとつ出てまいりますので、そこらをひとつ十分ご理解いただいて、用水に参加をいただくよう説明をしてまいりたいというふうに考えております。どうしても農用地には入りたくないんだと、ただし三重用水はほしいんだということについては、ちょっとと国の今までの考え方からいきますと、どうしても三重用水は、そこまで導入してまいる工事そのものが停滞をするというようなことにならうかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 私は、今回初めてこの議場で発言をさせていただくわけでございますが、初経験でもございますため質問の本旨も逸脱重複等あろうかと存じます。よろしくその点ご賢察のうえ、理解あるご答弁をちょうだいしたいと

思います。

では、通告の手順に従いまして質問をさせていただきます。

南部丘陵地の利用についてでございます。南部丘陵地の公園の整備につきましては、本年六月、出井議員より質問され、理事者より答弁されておるわけでございますが、私は違った角度からこの問題をとらえ、いわば都市総合公園といったような、いろんな目的を持った市民広場、また余暇活動の拠点となる画期的な公園の実現を提唱するものであります。市当局のご説明によりますと、小動物の放し飼い等自然公園としての性格を強く打ち出され、昭和四十八年度から五ヵ年計画でもって一億二千万円の予算の範囲内で公園の整備に当たられるかのように聞いております。こういった動きとは別に、四日市観光協会では、自然観光に恵まれない四日市として、こうした広大な面積を持つこの地に着目いたし、四日市の名所に仕立て上げるべく、昨今より先進地視察等活発なる活動を展開して独自の構想に着手して、これが実現に邁進しておる現状でございます。

当市は新興都市でありますために、他の都市と違ひ名所旧跡に乏しく、見るべきものがございません。しかし、コンビナートの夜景、すなわち百万ドルの夜景を眼下に見おろすことのできるこの丘陵は名所とするにふさわしい土地柄でございます。公園は、立地的な面もあり、それぞれに特色を持っておることも肝心ではございますが、市民に親しまれない、一部の者しか利用されないのでは意味がないのではないかと思ひます。ちなみに、霞の海浜公園、中央緑地等は、市当局の計画で巨額の金を投じ、建設されたものではございますが、しかしながら、最近公園としてようやく面目を保ってきたといふ程度で、利用状況は芳しくないのが現状でございます。

南部丘陵地は、公園として長い歴史を持ち、日永梅林の名はあまりにも有名ではございますが、現在は荒れるがままに荒れているのが実情で、セイタカアワダチソウ等はびこり、また松の木が害虫等に侵されて枯死寸前といったよ

うな光景を多く見受けられ、特に心ない建設業者の土取りが各所に見られるることは悲しい事実でございます。

現在、市が公園として整備しております主な内容は、先ほど申し上げましたとおり小動物の放し飼い、それにリクレーション広場、遊歩道といったようなものでございます。これは金のかからない、実の伴わない、名ばかりの公園ではなかろうかと思うわけでございます。市の計画しておられます自然公園の構想と、私の考えております構想ではかなり隔たりがあるかと思いますが、恵まれた丘陵地としての条件を最高に生かし、人工造成を加えた緑の広場をつくることにあるわけで、具体的に次のことが挙げられます。

一つ、教育、福祉、スポーツ、宗教等に関連のある施設を公園内に設ける。

二つ、緑の供給源として苗圃その他農事試験場等を設け、市街綠地化の基地とする。

三つ、観音さんをその象徴に建立し、墓地付近に桜、梅の花木を一万本植樹する。

四つ、市の財源が不足しているので、広く市民及び企業の参加を求め、市民運動を持っていく。

五つ、伊坂ダムを中心とした水郷公園をも同時に進める。

以上でございますが、自然環境こそ、私たち日本人の心のふるさとであり、それはまた人間環境の基盤であると考えます。失なわれたものを取り戻し、自然をわれわれのものにすることの努力こそ市長の提唱されております総合五カ年計画に違反するものではありません。南部丘陵の公園整備計画を原点に戻し、再考されますようお願いいたします。この提案についての市のご意見を賜わりたいと思います。

次に都市再開発についてお伺いいたしたいと思います。

都市再開発の一環として近鉄高架事業が巨費を投じ、いろんな障害を乗り越え、高架下の利用と相まって、ここに画期的な都市改造の大きな前進を見ました。まことに関係者の労を多とするものでございます。これにより東西の交

流がスムーズになり、交通渋滞が解消され、地域発展が大いに期待されるわけでありますが、これに伴い、他に再開発を必要とする地域が連鎖的に考えられるようになり、最近の都市構造に再開発は不可欠の要素を帯びてまいりました。昨年、吉垣議員が国鉄四日市周辺を指摘され、再開発を迫られたかのように聞いており、市当局として積極的にこの問題に取り組む姿勢を示された答弁があつたかのように聞いております。しかし、その具体的な事実は聞いておりませんが、三和商店街、港商店街の建物その他すでに限界にきており、防災面からも衛生面からもきわめて憂慮すべき事態に来ているのではないかと存じます。いわば四日市の恥部と申し上げても過言ではなかろうかと思います。また他に一ヵ所、これと同じく諏訪栄町の商店街がございましたが、幸か不幸か最近火災にあい、全焼いたしました。現在、商店街の方たちが寄り集まって三階建てのりっぱな店を計画中で、来春にはお目見えすることでござります。

再開発は、巨額な金と多数の方々のご協力とご理解をいただかねば成功がおぼつかない難中の難事で、したがって、必然的に強力な行政指導が要るわけでございます。しかしながら、幸いに近隣の桑名市において、愛知県の岡崎において、成功例がございます。国鉄四日市周辺については焦眉の急でございます。このまま放置せんか、社会問題にまで発展するのではないかと存じます。そこで市当局の心構えについてお尋ねいたします。再開発はまことにむづかしい難作業でございますが、市当局は必要とあれば勇断を持ってこれに当たれる心構えがあるかどうか。また、失礼な言い分ではございますが、商店街が焼けるのを待つておられるのかどうかお伺いいたします。

次に、天白川改修、運休バスの早期再開についてお伺いいたします。天白川は、昨年七月二十五日の水害以来、西日野地区以西につきましては土どめ程度の仮工事が行われただけでいまもなおそのままになっており、台風時期を控えまして予断を許さない現況であります。付近住民は、毎日不安の日を送つておるわけでございます。また、加えて

水害は、ご承知の近鉄電車の八王子線と三重交通の水沢行き運行バス、高花平行き運行バス、それぞれ運休になり、完全に足を奪われたかっこうで、四郷住民はいまなお不自由な生活環境の中に置かれております。

天白川下流は改修工事を終わり、バスの運行については、八王子踏切付近の一ヵ所を除いては支障がないと考えられますので、水害を受けた四郷地区民の心情をお察しいただき、天白川の早期改修と運休バスの再開をお願いいたします。市当局に天白川の改修とバス運行についての見通しをお尋ねいたしたいと思います。

次に、笹川団地内における公民館及び集会所の設置についてお尋ねをいたしたいと思います。

笹川団地は、最近急激な人口増があり、なお今後倍増の傾向が十分見受けられるわけでございます。団地の造成において、今日の事態はすでに計画の中にあるたど思いますが、しかし、今後よりよい住宅環境をつくり上げるには、またユニークでバランスのとれた町づくりを進めるためにも市民参加という重要な問題がござります。

最近、コミュニティといふ言葉が聞かれますとおり、地域住民との対話が必要になってくるわけでございます。地域住民の活動を容易にするためには、その本拠となる公民館及び集会所が必要になってくるわけでございます。最近、文教面につきましては、一中学校二小学校の体制が整い、また他面、道路、排水等着々整備されてまいりておるわけでございますが、六千人を超す人口を持ちながら一つの公民館、集会所を持たないというのは非常な不可解な事実でございます。市の出された開発要綱の中にも公民館の設置項目があり、はつきり明示されており、笹川団地の開発が開発要綱の発効前とは申せ、片手落ちであり、市当局の責任において整備されることが望ましいと考えられます。この点についてご意見を賜わりたいと思います。

最後に、廃棄物の再利用について。高度化されました工業生産、また生活水準が年々高まっております今日、廃棄物も年々増加しております、内容についても多種多様なものがあり、処理が誤まれば公害につながるようなものもたくさんあります。

んあるかのように聞いております。ごみ公害、ごみ戦争とか言いますが、市民として大きな関心事の一つでございます。また一面、廃棄物の再利用についての声も大きくなってきております。

私も、この間管内視察をして回った際、下水処理場での汚泥に心引かれ、これを肥料に使用したらどうかということを考え、少しばか分けてもらい、効果を試したが上々でございました。市ではこの汚泥が日常十トン余に上るそうで、これを農地改良にしたらそこ一石二鳥の効果があるのでなかろうかと考えております。どの職場におきましても、これに似たことがあると思います。財源難の折から、こうした再利用について市当局の積極的な取り組みを期待いたします。

以上、要望その他五点ほど申し上げました。よろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時七分再開

○議長（岩野見齊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
（市長）登壇
市長。

（市長）登壇

○市長（岩野見齊君） ご質問の第一点でございます。

南部丘陵地の利用につきましてを回答させていただきます。

南部丘陵公園を原点に返つてもう一ぺん再検討せよというご提案でございます。この地は、ご承知のように国有地、

民有地が相当錯雜しておりまして、面積は非常に広大でございますが、ラクダの背のようになつておるようなところも非常に多くて非常に複雜な土地で、これを人工的に加工して利用するということにつきましては、私は非常に困難な点も多いように考えております。したがいまして、市といたしましては、当初から最小必要限度の民地を買収して自然公園として整備していくというような方針でまいりたんでございます。企業の参加あるいは施設をその地につくるというようなことは、今まで考えてまいらなかつたわけでございます。今後もこういったことは、かなりな困難が伴うのではないかと考えておるのでございますけれども、ご提案の趣旨につきましては、今後の問題としてさらに検討させていただきたいと存じます。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

「助役（加藤寛嗣君）登壇」

○助役（加藤寛嗣君） ご質問の第二点、市街地再開発の問題でございます。

お話をございましたように、国鉄駅周辺の市街地を整備をいたしますことは、特にあの地区の将来の発展のために必要なことであるというふうに考えておるわけでございます。ただし、現在あの地区は戦災復興事業が行われておりますし、戦災復興事業というのは、すでに清算に入つておりますので、近く完了をすると思います。ただし、これが完了をしない段階で公共的な事業いたしまして、もう一つ再開発事業をその上にかぶせるということは、権利者関係者の全員の同意を必要とするという条件がございます。

そこで、あの地区の方々の中には再開発をぜひ進めてほしいという要望を私もかねてから聞いておりまして、できれば、その線に乗りたいなというふうには考えておるわけでございますが、そういったような条件がございますので今後これらのことについて、十分権利者の方々と話し合いをしながら事の展開をはかつてまいりたいというふうに考

えております。ただし、再開発事業というのには一定の条件がございまして、たとえば面積でいいますと、〇・五ヘクタール以上の面積がなければいけない。あるいはその中に空地を四〇%取らなければならない。したがつて、再開発をやりますと、建物が高層化をいたしますので、高度地区の都市計画決定が必要であるというような各種の条件がございまして、それからさらには、公共事業であるということについては、かなり問題も財政的な問題もあるうかといふふうにも考えられます。市としては、できるだけ再開発がどういう方法で展開を可能となるかということを探りながら、権利者の方々ともお話し合いを進めてまいりたいと、かように考えておる次第でございますので、ご理解を賜わりたいと思います。

それからその次のご質問でございますが、笹川団地に公民館を設置せよというご意見のように承りました。公民館活動というのは、地域住民に密着した活動でございますし、まことに必要な活動であるうというふうに思いますがども、現在当市のとつておる方針では、行政区単位で出張所公民館をつくるという方針を進めておるわけでございます。したがつて、笹川団地だけを切り離して、四郷の地区から切り離してそこに公民館を設置するという考え方方は現在のところではとつていないのでございます。自治会活動の中では、各自治会におきまして、集会所等を建設され、それに対して市が最高百五万という金額で頭打ちでございますが、助成をいたしておるような次第でございます。このことは、たびたび予算書にも出てまいりますので、十分皆さま、ご承知のことであろうというふうに思います。

それから各団地では市の公社でもあるいは県の公社でもそれつくつておりまして、笹川においてもつくつておるんでございますけれども、これは公団の住宅に賃貸で入つておる方々が、ほとんど利用をされておるというような事情もあって、若干自治会とも違うし、他の団地との状況とも違う様相があるわけでございます。現在までにたとえば児童館の千九百五十平米という用地が確保されているというような事情もございますので、こういったような

のを今後どういうふうに活用していくかということについては、やはり地域の方々との調整を待たなければならぬのではないかといふふうに考えておるような次第でございます。

それから天白川の改修でございますが、これは内山町、丸山橋から下流へ五・七キロを災害復旧助成事業で県が計画改良復旧工事を施行中でございます。仮工事は、災害復旧助成事業区間にあるわけでございますけれども、県の復旧計画によりますと、四十九年度から五十二年度までの四ヵ年で五・七キロの区間を整備完成をするということになっております。五十年度は四十九年度に引き続いて家屋の移転と八幡遺跡まで約七百メートルの改修並びに橋梁のかけかえ工事が行われる予定でございました。この区間の仮工事個所は、五十年度で整備をされるわけでございます。これから上流については、本年度も仮工事個所の全面を竹シガラ工で補強をするといったような工事をやっておりますが、災害が起きないように補強を県へ要望していく予定をいたしております。

そしてこの天白川の改修に絡みまして、バス運休の問題がございますけれども、県道宮妻、日永線を走るバス路線は三重交通の水沢線、四日市から宮妻口、高花平、小山田への路線があるわけでございます。それでこの路線は、たまたま昨年の集中豪雨でこの県道が不通となりましたので、すべて子西高花平線を通過することになつておるわけでございます。現在の段階でバス会社の方の説明では、これ以上運行をふやすということは、非常に無理があるということを言っておるわけでございますが、同県道への運行再開については、住民の強い要求があることは十分承知をいたしておりますので、今後ともバス会社の方と折衝をしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

それから最後に廃棄物の再利用の点がございましたが、一日約十トンのケーキが処理場から出てまいりました。現在では、これを北部の埋立地に投棄処分をいたしております。過去において、これを何か利用できないかといいます。

○議長（山口信生君） 後藤君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 ご説明まことにありがとうございました。

うことで一部利用がなされたことがございました、特に果樹、畑地に肥料として用いられました。これは農事試験場の方で試験をしたわけでございます。ただし、どうもこれを完全に焼却をして肥料にするということになりますと、採算的に非常に合わないというようなことがございまして、取りやめになつております。将来焼却ぐあいの利用を考えて日永処理場で炉による焼却を計画いたしております。これができた暁において、このケーキが再利用できないかということをもう一度検討させていただきたい。現在の段階では大変残念でございますが、経済的に非常に合わないということをございますので、現状の処理方法以外に手はないんではないかと、かように考えておる次第でござります。以上でございます。

○後藤長六君 ご説明まことにありがとうございました。

南部丘陵地の利用につきまして、市長のご答弁ございました。そのとおり、ただいま計画をされてただいま整備中でございますので、私の申し上げたことは、非常に無理だったかもしれません、今後まだ拡大をして造成される余地がございますので、どうかその点私の意図を無にしないように、どうかその中に採用をしていただきますようお願いいたしたいと思います。

都市再開発につきましてはもちろんのこと大変なことでございますし、地元住民はもちろんのこと多額なやはり予算措置も必要かと存じます。しかし、いま現在四日市国鉄周辺のあの場を見ておると、この間も天井からガラスが落ちまして、幸いが人はなかつたようでございますけども、建物その他についてもう限界にきておるんじやなからうかと、かように考えるわけでございます。いろいろな問題もあるらかと思いますが、私は市当局の構え、それ

についての取り組み方をお尋ねいたしたいようなわけでございますので、今後ともひとつその点につきまして強力な行政指導をお願いいたしたいと思います。

笛川団地の公民館の設置につきましては、私どもいま助役の方からるるご説明がございましたけれども、納得のいかない点があるわけでございまして、特に開発要綱にもはっきりうたわれているものを現在ないからいたし方がないと、こうしたことではやはり行政というものは、うまくいかない。むしろ前向きにひとつ特に団地の方々はいろんな意味で若い方がいらっしゃいますために、隣同士の関係も非常に悪うございます。これからは本当にお互いに顔を見合せて、お互いにあいさつをするようなそういう話をほしいわけでございまして、これはほかの地域よりも必要としておるわけでございます。四郷地区にはもちろん先にあります四郷につきましては、それぞれにクラブとか、そういう名前のもとに会所がございます。もちろん私公民館と申し上げましたけれども、集会所でも結構でございます。小さな会所で結構でございます。そういったものを各所に十一自治会がございます。その中で二つか三つでも結構でございます。現在住宅公団の中にもいまだに処分されていない土地もあるかのように聞いております。特に私の前から考えておりましたのは、現在公団のいま申されましたような集会所といいますか、公団入居者のために広場がございます。そのあたりの一帯が行政地ということで行政面の区画をなされておったにもかかわらず、その地内にアパート二棟が建てられておるということでございます。この土地の広さ、かなりの広さがございます。これを何でそういったものをその中に建てられたのか、当初の計画の目的を変えてまでそういうものを置かなきやならなかつたのか。実はそれが本当はわれわれの公会所の設置する場所ではなかつたのかどうか。その点が私は市と住宅公団との中の話し合いの内容に私は疑問を持つわけでございます。その点をひとつ私ども知らない前のいきさつがあるかのよううに聞いておりますので、その点ご説明願いたいと思います。

廃棄物の再利用につきましては、私はもちろんケーリーもさることながら、いろいろ職場におきましてあるかと思います。家庭におきましてもございます。こういうふうな財源不足の折、やはりけちけちムードの中で少しでもそいつたものは再活用をしていく精神を市役所全般について心構えとして持っていただきたい。その点を強調いたしたいようなわけでございます。ありがとうございました。これで要望その他質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

「市長公室長（三輪喜代司君）登壇」

○市長公室長（三輪喜代司君） ただいまの公共用地についてのご質問に、お答えいたしたいと思います。

本件につきましては、公団の方から四十五年、四十六年くらいと思いますが、しっかりした記憶、いまざいませんけれども、その時点におきまして、その用地に対してアパートを建てたいが、市の意見を聞いてきたことがございまして、これにつきまして、私ども部内で調整をいたしました結果、建てられることはやむを得ないと、こういう回答をしたのでございまして、それに伴って公団がアパートを建てたと、こうすることになつておるのでございます。したがいまして、その後いろいろ問題が出てまいりまして、公団と折衝に折衝を重ねて先ほど助役の方から答弁がありました用地の確保というものができたと、このように承知いたしております。以上でございます。

○議長（山口信生君） 後藤君。

「後藤長六君登壇」

○後藤長六君 先ほどの公室長のござりますけれども、私の申し上げているのにややそれた感がいたすわけでございます。

いすれにいたしましても、公団と市役所との間の内容どうであつたか知りませんが、なぜ行政地域に住宅的なものを二棟計したかと、それでござります。なぜ変えなきやならなかつたかその理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

「市長公室長（三輪喜代司君）登壇」

○市長公室長（三輪喜代司君） 基本的な考え方立ちはだかることは事実でございます。したがいまして、当初の公団の図面を見てまいりますと、いろいろな絵が書いてございましたけれども、それはいろいろ調整いたしまして、ただいま私が申し上げましたような回答をさせていただいた。その根底は、一つの行政区画に一つの出張所なり、一つの公民館という考え方で出さしていただいたのでござります。以上でございます。

○議長（山口信生君） 後藤君。

「後藤長六君登壇」

○後藤長六君 ただいま公室長からご答弁がありましたけれども、腑に落ちないのは、開発要綱にあのように企画課の方で明示されておりますのにかかわらず、私質問の中でも申し上げましたように、当然笹川団地の開発前のことですございますけれども、この要綱は生きていると思います。その精神を生かしていただきたい。いろんなきさつはありますかと思ひますけれども、その点今後とも市の方でよろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（山口信生君） 川口洋二君。

「川口洋二君登壇」

○川口洋二君 通告に従つて質問させていただくつもりでございますが、私の提出いたしました行政全般についてと

いう通告があまりにも抽象的であるということでしたので、あえて四項目掲げさせていただきました。その項目に沿つた質問になるかどうかわかりませんが、市長並びに担当部局の考え方を聞かせていただくようにお願いいたします。

さて、私は、今般の選挙において、市長が六月議会に訓勅議員への答弁の中で申されておりました職場も持たず、地域も持たない一番弱い立場から出てまいりました。だから、市民一人一人の素朴な声を生かすべく市政に取り組みたいと思っております。歌の文句ではございませんが、私はだれよりもだれよりもこの四日市を愛しておりますのでございますと、きざっぽいことを申しておりますが、四日市に生まれ育った私にとってみますと、ふるさとであり、公害並びに国体開催によってではございますが、いまや日本のどこに行つても市名を知つていただいておる町であり、私にとってかけがえのないところなのです。だからこそ行政、議会、住民が一致団結をしてすばらしい四日市を一日でも早く建設せなければならぬと、私自身大いに反省するとともに情熱を燃やしております。そういう次第でござりますので、よろしくお願ひいたします。

しかし、前向きな姿勢を持つて考えるのにはあまりにも多くの障害が立ちはだかっているように感じられるのでござります。初登庁以来六ヶ月、そう思ひざるを得ないのでございます。教育、福祉、土木、下水、産業等各部門別に行政側といたしまして十分ご配慮いたいでおられることですが、個別的な問題につきましては、まだまだ私自身調査研究が進んでまいりませんので後日質問させていただこうことにいたしまして、本日のまず最初の質問は、昨今の経済情勢並びに今後の見通しを考えまして、緑と太陽のある豊かな町づくり総合計画の変更を余儀なくされるのではないかと思われますので、その点をも含めて市長に今後の長期的見通しに立つたうえでの市政に臨む意気込みの一端を明らかにしていただきたいと思います。苦しくなつてくる財源をできるだけ有効に配分すべく十分チエックをせなればなりませんので、よろしくお願ひいたします。

さて通告の中に入れておきました第一点についてでございますが、昨今自分のところの道路、学校がよくなればよいの現状です。まずこういったエゴについて、理事者側はどのように感じておられるのでしょうか。私は、このことは行政側に責任が大であると思うのです。先般問題になりました保育料の値上げにいたしましてもしかりです。何も万事が万事市民に知らせてすべきではないのです。いまの状態ですと、行政からの疎外感一ぱいの市民が充满しているのです。もっと行政側から何か事を行おうとするならば、具体的にわかりやすく理解してもらうよう努力を今までより積極的にすべきではないでしょうか。市長、部課長が中央に陳情に行かれるのも大切でしようが、もっと市民の中に入つていって話し合い理解してもらおうとする努力が足りないのでしょうか。いまや市民の要望はまことに種々雑多に広がっております。騒ぎ時の感を市民に与えているのではないでしようか。たとえばA地区の小学校とB地区の小学校の改築問題が起つた場合、市としては片方の改築しか行えないとすれば、両方のPTAでよく話し合つていただき優先順位を決めてもらおうといったことなのです。行政側は、市民間の情報を得たり末端市民に伝達するのにあまりにも自治会頼りにしてしまっているのではないでしようか。このことは、地域におけるボス化に拍車をかけ、地域住民の中にある市政に協力的な気持ち、有能なる人材の発言に水を差しかねないようになります。もっと胸を開けてぶつかっていってほしいものだと思います。特にいまの若い人たちに見られる傾向として規制の枠にはめられることに極端に拒絶反応を示しております。眞の青年対策を進めるのに飛び込んでいかずしてどうして彼らの気持ちをくみ取れましょうか。若い私が発言しているのですから確かなのです。こういった積極的な行政を行わない限り、道路舗装ができた、学校ができたという結果しか知ることのできない市民にどうしてこれからの財政危機に当たつて市長の思う市政を行うことができましよう。さて、今まで申しました努力を

し始めたといったまじょう。六月議会において、市長は出張所をコミュニティとして活用されるよう強く答弁されておられましたが、実際に住民間のコミュニティ形成にどれほど役立つていると思いますか。現実には、自治会、民生委員等の会合にのみ利用されているだけです。後藤議員よりも先ほど発言がございましたが、私どもが生活しております笛川団地においては、出張所、公民館に行くにはあまりにも地の利を得ていないところなんです。また身近に探しても助役が申されておりましたように、日本住宅公団の建設した賃貸住宅居住者用の集会所しかありません。いまはそれぞれの自宅を持ち回りにして行っているのが現状です。いままでは、公民館を建設するのについて土地については、すべて地元提供で行つてきたと聞いております。しかし、自分の住む土地を買うのに精一ぱいのサラリーマン家庭の混在地にあって、どのようにして土地を手当してしろというのですか。三重団地、桜台団地その他の中小団地そして今後できてくる団地においても同じことです。そういった地域にこそエゴがあらわれることを皆さんもご承知のとおりです。限界のない住民要求を系統的に、平均的にくみ上げるための手段としてまたより一層の連帯感を持つ手段としてコミュニティづくりが早急に必要なのであります。前時代的な発想でなく、時代に合つた手当て、考え方を待つものであります。

第二点目に入らせていただきます。私が議員になる前、市役所とは何と余分な人が多いところだなあと見ておりましたが、この五ヵ月を経て認識を変えさせていただきました。職員の皆さまは、それぞれの職場でがんばっておられることを感じた次第です。ただ二、三感じた点を指摘させていただくならば、まず大半の職員が名札をつけていないのです。この点について、どのように指導されているのでしょうか。勤務中に手抜きをするためとは考えられませんが、徹底していただきたいと思います。ちょっととか、その職員さんといった抽象的な呼び方よりだれだれさんと個人名で呼び話す方が人間関係が早く生まれ、市民と職員との間、また職員間にも角が取れるのではないでしようか。

二つ目に、前から感じていたことですが、市民の皆さまが各窓口に来られたら十分に説明、指導をしていただきたいと思います。窓口は、いわば役所の顔、それを見て住民は行政側の姿勢を敏感に読み取ると言われます。市民の皆さんに聞きまして、どうも市役所というところは、つっけんどんで一回で一つしか教えてもらえないし、あっちこっちをたらい回しにさせられるという声を多く聞かれます。もっと気楽に何でも尋ねてこられるふうに雰囲気を持つれないものでしようか。先般議長は、欧州に視察に行ってこられてどの都市の市民もこぞって町と市庁舎に誇りを持っていることを感じてこられたことだと思いますが、先般テレビで放送されておりました。おばあさんが、老齢年金の手続のミスで年金をもらえず自殺したニュースです。この人は、九十歳を超えていたと記憶しております。特に三階の職員の皆さんにはその点強くご指導願いたいと思います。

三つ目ですが、私のみならず、職員の皆さんも強く感じておられることがありますが、どうも縦割り行政が強いように感じられるのです。もっと部局間のインテイミットな連絡、相互理解、相互の激論を通じて職員をも含めて横割り行政に努めていただきたいと思うのでございます。たとえば横割り行政の模範ともいえる開発要綱の作成に当たり、部局間で話し合ったはずなのに都市計画課に職務に来た土木課の職員が、その職員のところから出した問題を聞きに来ているといった状態なのです。地方公務員の給与が問題になっている折から、市政をどうするかということを一般会社に勤めているよりもはっきりと重要性を重視し、認識すべく意識改革を行っていただきたいと思います。

次に、現在四市市内に二十八地区行政区と申しましようか、地区割りされておるわけですが、四郷地区にありますのは町数五十八、自治会数六十五と、市内最大の地区を誇っているわけです。本年より連合自治会が高花平連合自治会、笹川連合自治会、四郷連合自治会と三つに分かれることになりました。また、笹川地区に移転してこられる市民の皆さんが、どうして笹川が四郷地区なのかも疑問を抱いているのが現実です。この際、全市的に旧村合併以来

そのままにしている呼称名を再検討していただきたく、またそういう必要がでてきているのではないでしょうか。他地区においても四郷地区と同じような様相を呈ってきております。また違った意味でこの問題が出ている地区にも感じられるのでございます。

さて、最後になりましたが、現在回覧で配られておられます市議会だよりについて、各戸配布にしていただきたいと思うのです。その必要性については、申すまでもなく行政と市民との間にあって議会がどのような質疑が行われたかを知らせるのには、市民の行政への関心の高揚と訓勵議員が強調されておられる政治教育につながるものだと考えるからでございます。

以上をもちまして、私の質問並びに要望を終わらせていただきます。非常に初步的な質問ばかりではございますが、今後私自身先輩議員とともに市民の代弁者として成長していくうえにどうしてもらはっきりしておかなければなりません点でございますので、適切なる答弁をよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（山口信生君） 市長。

（「市長（岩野見齊君）登壇」）

○市長（岩野見齊君） ご指摘のございました市民とのコミュニティ、この問題につきましては、市といたしましては、現在市政モニターの制度あるいは市政アンケートの実施、これは本年は六千八百世帯に対してアンケートを求めております。それから自治会長の大会、これは年一回プロツクごとに開催いたしております。それから市民相談の実施、これは日曜、祭日を除き毎日実施しております。それから清掃あるいは消費者のモニター制度の採用、その他の相談といたしまして法律、人権、行政、交通事故あるいは緑についてと、こういった問題の相談制度を設けておりますし、消費生活に対する苦情相談、これは月平均いたしますと十数件の割合で受けておりますし、それから一般投書

の取り上げといったような問題につきましては、大体平均月十通程度が取り上げられておるわけでございます。このコミュニティにつきましては、こちらも努力はしておりますけれども、行政の立場といたしまして、どうしても受け身の形が多いことも否定できないと思います。出張所がコミュニティに対してもういうような作用をしておるかというご指摘でございますが、いろいろご不満もあるとは思いますが、少なくとも市役所へ行くよりは出張所の方へ行って話しやすいという効用はあると思います。それから災害時あるいはささっとした相談につきましては、これは出張所長あるいは所員の個人的な差異はあると思いますけれども、少なくとも市役所へ行くよりは出張所の方を充実するといったようなことにつきましては、ここ数年来心がけてまいったわけでございます。出張所長の兼任をなくして専任の所長を置いておるのもそのあらわれでございます。と同時に、市民の方々がこれをいかに活用するかという活用の仕方についても考えていただきたい点があると思うんでございます。出張所を全然顧みずに直接市役所へ来た方が早いというような点で全く出張所を利用せられない地区もあるのでございますが、こういった点につきまして私たちは出張所を十分利用していただるために所長会議なんかを毎月招集しております、これらの市政全般についての知識も与えておりますし、処遇その他につきましても研修に努めておるつもりでございます。

職員の名札それから市民に対する処遇、これらにつきましてもいろいろご不満はあるかと思いますが、これらの点につきましては、ご指摘の点を十分注意したいと思いますが、なお、こういった点につきまして、どういうことを行つておるかということにつきましては、市長公室長からお答え申し上げたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） まず最初におわびいたしたいと思います。

実は、名札につきましては、私もつけることを非常に怠つておりましたのを申しわけなかつたと思いますが、いろいろ他からのご指摘もございまして、なおわれわれといたしましても、人事当局と協議をいたしまして先週各所属長あてに名札はつけてもらうように通知をさしていただいたようなわけでございます。

それからこの行政全般につきましての意思の疎通につきましては、私ども職員の研修制度の中でこれを考えておりますし、現に実施をしておるのでございますが、まだまだ十分とも申すわけにもまいりませんので、今後ともこの研修につきましては十分に配意をしてまいりたいと思います。

それから広報の方でございますが、やはりこういう時代でございますと、住民になおさら一層に市の本当のことを知らすということが必要でございます。したがつて、広報紙を活用いたしましてできるだけ平易にして住民がこれを読んで市の内容がわかるよう、やはりわかつていただかないと協力もしていただけないというふうに考えております。したがつて、紙数に限りがございますので、全部が全部とはまいりませんが、重点的な問題につきましては、できる限りのことをしてまいりたいというふうに考えておりますし、今後は一層これに努力をしていきたいと思っております。縦割り行政の改善等につきましては、事務改善の方でも検討を加えておりますが、行政が専門職化してまいりますと、どうしても専門的な知識が必要になつてくるというようなことにもなり、それが細分化、専門化されると、したがつて細分化されてくるというふうな傾向にあるのは、これは現在の日本の多くのどこをとらえましても、このような傾向があるのでございますが、私どもといたしましても、さらに基本計画等ございますので、これの横の連絡と申しますか、調整と申しますか、こういう点は充実をしていかなきやならぬと思います。このこと、ご指摘のこと一々ごもつともでございますので、一層努力をしていきたいと思います。

重ねて名札につきましては、私自身非常に怠っておりましたことをおわびいたします。以上でございます。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） いろいろ広範なご質問内容がございましたんですが、私は、最後に提起されました地区の名称の問題についてお答えしたいと思います。

いまお話では旧村の名称を再検討すべきだというふうなご意見と承ったんですが、われわれとしては、この旧村名を変えるというような考え方では取り組んでおりませんが、それぞれ古いところでは明治のいわゆる町制、その後の市制施行、相次ぐ合併等によって行政区画というものが出来張所単位で設定をされて今日に続いているわけですが、もちろん一部ではその後に変更されたところもありますが、全体的には昔からのままで続けられております。特にこの昭和三十年以降の開発发展等によりまして、従来はそこが山であった、あるいはたんぼであった、煙であった、そこにドーナツ化現象などによりまして住宅ができる、あるいは団地が開発される、そういうことによりまして、出来張所への利便の問題あるいは小学校、中学校、幼稚園、保育園、そういった通学、通園の問題等にいろいろ支障が出てまいっております。住居表示の事業を行なう際にそれらの問題が常に出てまいりっておりますが、なかなか住居表示土木部等との関係部課と協議いたしながら、この自治会、連合自治会との単位等も関連してまいりますが、地区の再編成という問題をどうしても一つのテーブルの上に乗せて取り組まなければならぬということで、連合自治会長会でもそのことを申し上げてまいりましたわけでございますが、今年度ご承知のようにいろんな問題を含めた事務事業、その他

含めての総点検見直しの中でこの問題についても本格的に取り組んでそれぞれに対処していきたいというふうに考えております。

○議長（山口信生君） 川口君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 ただ漏れのよう気がしますけども、一つだけ強調して質問させていただきます。

市長は、いま出張所に関しまして出張所をほつたらかして本庁に来るというふうにおっしゃっておられます、特に私どもの四郷地区におきましてあれだけ広い地区をあれだけの機能で、どうして住民の声を十分に聞いてあげられる機能を果たしていると感じられるんですか。もっと真剣に考えていただきたいと私は思います。

その点について、もう一度強い姿勢を出していただくように願つて質問を終わります。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 出張所の管内は、それぞれ広い地域もござりますし、狭い地域もござります。人口の多いところもござりますし、少ないところもございます。しかし、出張所が市の区域内にこのようにたくさん置かれておるような市は、全国でもまずめずらしいと私は考えております。おのずから出張所で処理すべき問題あるいはまた直接市役所で解決すべき問題、それぞれの問題によって異なると思います。ことごとくが出張所を通じなければ処理せられないというような問題ではございませんが、地域によって私は出張所を自分たちの身近なものとしてこれを活用していくらっしゃる地域と出張所をめんどうくさい、直接市役所へ行った方が早いというふうに考えられまして、あまり活用していらっしゃらない地域と、こういった地域の差があることを申し上げたんでございます。出張所の構成する

人員にも能力にもいろいろ差異もございますし、こちらの側としても考えなければならぬ点はあると思いますが、と申しましても、四郷が広いのも私は存じておりますけれども、もとはこれは、四郷というのは比較的まとまりのいい、決して手の行き届かなかった地域ではなかつたんでございます。その後非常に開発が進みまして、団地ができ、人口がふえて非常に大きな世帯を持つ出張所の管内となつたわけでございますが、こういったことでまだまだ特に団地の方々には出張所といふのになれ親しまれる感じの薄い方が多いんではなかろうかと思ひます。必ずしも皆さんをご満足できないかもしれませんし、また、行くのが不便でかえって市役所へ直接出てきた方が便利だというような感じも持たれる地域もあると思ひますけれども、出張所は出張所としての機能は私は保ち続けておると思いますので、どうか足らないところをひとつご叱正いただきましてご活用あらんことをお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長が、先ほど休憩中に医者の診断の結果、退席しなきやならぬという宣告を受けましたので、退席いたしましたから皆さんご了承のほどお願ひいたします。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 九月議会は、次の決算議会とともに来年度予算編成のために重要な意味を持つと考えまして、それを

も踏まえまして質問を整理いたしたわけでございますから、お含みのうえご答弁を気楽な気持ちでいただければ結構でございます。

いま問題になつております地方財政の危機の問題でございますが、それにどう対応するかということについて一、二お尋ねいたしたいと思います。

言われておりますように、今日の不況は、ベトナムが終わり、その後アメリカの石油戦略によりまして今日になつたわけでございまして、いわば押しつけられた低成長という事があらうかと思うわけでございますが、したがいまして歳入が欠陥いたし、さらに防衛の分担などによつていよいよ赤字になり、そのことが地方財政へすべてしわ寄せされてくるという現状であろうかと思ひます。この地方財政の危機は、約二十年ほど前にもございましたが、その当時から比べまして今度の場合、四日市の場合は、大変深刻であらうと思うわけでございますが、二十年前の國の対処の仕方は、大型国債を発行すると同時に地方交付税率の引き上げで対処いたしました。四日市は直接関係はございませんけれども、このような政府の対処の仕方は、何をねらうかといえば、勢い人件費並びに福祉の切り捨てといふことにならざるを得ないと思うわけでございます。人件費の問題は、給与水準が高いか低いかという問題と、もう一つは定数が多いか少ないかという問題、二つあるわけでございますが、人件費の給与水準の高い低いにつきましては、高い方がいい人材が集まるわけでございますし、それは四日市の将来に大変大きな影響を及ぼすわけでございます。定数の多い少ないの問題は、先ほどから論議をいたされておりましたとえば出張所を廃止すれば、定数少なくて済むわけでございますが、そのことが市民の幸せになるか、いい四日市の町づくりになるかならないかは明らかでございます。サービス業でありますところの市の事業といたしましては、財政が貧困であればあるほど、事業が困難になればなるほど、人が人をお世話をする役所でございますから、多くの人が必要であろうと思うわけでございますが、も

ちろん限度はあるわけがあります。この際、われわれとしては、この限度を考えながら対処していかなければならぬと思うわけでございますが、さて、質問に移ります。

政府の宣伝は、人件費の削減と福祉の打ち切りでございますが、もう一つ不況になつてしわ寄せされるのは教育でございます。四日市の場合にいまから十年余り前ですけれども、当時県下で富裕都市でございましたが、当時の十二市の中で子供一人当たりに對する教育費が最低でございました。津よりもちょっとといい程度でございました。教育のために食うものも食わないで家計をやりくりするというのがいまの市民一般の現状でありますし、日本の長い風土であります。にもかかわらず、市政のやりくりにおいては教育予算が圧迫されているということの矛盾をいつも感じておるわけでございます。なぜ教育予算が削減をされるかということについては、いま申し上げた子供のためには、教育のためにはといふ親の願いの裏返しでございまして、じょうずに父兄の上に負担を強制をするといいますか、転嫁させることができます。子供のためなら、教育のためなら仕方がないといふので親たちが無理無理にでも負担をさせられるということでございます。そうでありますから、教育予算へのしわ寄せは、いとも簡単にできるわけでございますが、幸い市長は、教育と福祉を公約してこられたわけでございますから、不況下に当たつても教育の予算を削減し、しわ寄せするということはないと思いますが、大まかな方針を確認しておきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

なお、長くなりますが再質問、要望ができなくなるかもわかりませんので、つけ加えて参考のために申し上げたいと思いますが、今回の補正予算にも出ておりますが、一例を挙げますと、プールの問題でございます。三つで七千五百万円、中学校のプールが二千九百万円でございます。こういうプール予算でございますけれども、四日市の小学校のプールについての歴史を覚えていらっしゃると思いますが、昭和四十三年でございます。私が旧市内のあるPTA

の会長からいま金を集めているが、この夏に間に合うようにプールをつくってくれないかという相談を持ちかけられました。私はちょっと待つてくださいといつて相談をいたしました。たまたまそのころ県の小学校にビニールプールができておりました。教育民生常任委員会では早速そこを見に参りました。これでいけるではないかといふので即刻全市に、全小学校にプールをつくるべきだという結論になりました。市長に申し入れをし、予算措置は九月にするということでその夏に間に合わたした経過がございます。そのプールは、当時百八十万ぐらいだと思いますが、二百万前後のプールでございます。いまでも聞いてみますと、そのプールは約五百万ぐらいでできるそうでございます。こういう四日市の現状でございますが、いいものをつくるにこしたことはございませんし、これは選択は理事者がやられたら結構でございますけれども、私はこのようなことがなされると、現状ではとは言いませんけれども、私はちょっと荒っぽい理論かもわかりませんが、小学校の子供に選手をつくるためのプールでなくともいいんではないかと、そこのプールは一年、三百六十五日のうち幾日使うんですかと、そんな比較はあまり乱暴な比較かもわかりませんけれども、じや、体育館のない学校が幾つあるんですか、四つか、五つか、六つぐらいあります。いま給食でベンチをしている給食室が幾つありますか、少なくとも七つはあります。そういうものを捨ててこのプールをいま三つ七千五百万円をかけてやることがいいのかどうかということです。私どもは素人でございますけれども、こういう現状を見ると、教育予算というのはふえてこないのでないかという気もするわけでございますが、私、ほんの一例を申し上げただけでございますし、詳しく述べてこの問題は常任委員会でご討議いただければ結構でございますが、蛇足でございますけれども、財政貧困の折から教育財政について、将来、来年度どんなふうに考えているかについてのご方針をいただきたいと思います。

次に社会福祉協議会でございますが、誤解があるといけませんけれども、地方財政が危機でありますから、したが

つて民間でお互いに助け合いをするんだと、そういう意味ではございません。地方財政が危機であればあるほど福祉行政というのは充実していかなければならぬと思うわけでございますが、その時期であればこそ、なお社会福祉協議会の活動というのはいよいよ充実させていかなければならない時期が来ているのだと思います。

第一は、そのためには事務局体制を強化する必要があると思いますが、これについてのご所見を承りたいと思います。

次に社会福祉協議会での中の組織でございますが、組織といいますか、事業として地区社会福祉協議会がございます。りっぱに活動しておられる社会地区もあるよう聞いておりますが、私の地区では、地区社協をつくれば幾らくれるか、金はどうして集めるかということがすぐ話が出るわけでございまして、それじやちょっとまずいんではないかということで時期尚早ということで、地区社会福祉協議会はつくっておりません。本来の地区社会福祉協議会というのは、いろいろ先ほどの出張所の問題、社会教育、公民館の問題すべて関係するわけでございますけれども、地域における住みよい地区づくりをするという意味における一つの事業でございます。地方財政の危機の原因は、先ほど冒頭に申し上げたとおりでございますが、それを踏まえたうえで地区住民が自分たちの暮らしを守っていくというその大勢から、地区社会福祉協議会を組織し充実させていくというそういう意味において、私は地区社会福祉協議会が大事であると思いますが、それに対する強力な行政指導をなさるべきだと思いますが、ご所見を承りたいと思います。もちろんそのためには事務局体制の強化も必要であることはいうまでもございません。

次に、第二番目でございますが、この九つ並べてございますのは、大部分がすでに申し上げてあるわけでございますから、質問の趣旨理由を申し上げるまでもございません。直ちにあるいは来年度実行をしていただけるかどうかについて承れば結構でございます。念のために水沢中の跡地の活用につきましては、所管は教育委員会でございますけ

れども、私が四十九年六月議会で申し上げたのは、地場産業の奨励でございます。あの跡にお茶と万古、四日市市民が誇る誇り高い、香り高い文化というのはお茶と万古でございます。両者とも日常生活に直結する関係のある産業でございます。そういうものの総合センターをおつくりになつてはどうか、一つは地場産業の奨励であり、あるいは宣伝であり、あるいは四日市市民の誇りであり、あるいはレジャーの場としても使えるわけでございますからという意味で申し上げておきました。

二番目、幼稚園の給食の実施でございます。これも申し上げました。現在、私どものまわりの私立幼稚園は、すべて給食を実施しております。この間も吉市議員、坂口議員、野呂議員、私と四地区の人たちと話し合いをいたしましたけれども、要は、教育委員会当局のお答えは必要であるとは認めるけれども、少し金がかかるからということですざいましたが、私どもは、隣の子供が私立幼稚園に行って給食があるわけでございますから、そのことは直ちにやろうと思えば実行できることだと思います。これは来年度予算の問題でございません。いまおる子供たちひょっとしたら朝飯も食つてこないかもわからない子供たちもいるわけでございますが、幼児教育のうえからも私はそういう形でも直ちに実施すべきだと思うわけでございますが、その点についてのお答えをいただきたいと思います。

なお、教育長は、母親の温かい手づくりの弁当がいいではないかと、保育園から四歳まで給食があり、そしてまた一年生から給食があるんだから幼稚園の五歳児だけは温かい手づくりの弁当がいいというふうに言われたそうでございますが、本当にそういうことを言われたのかどうか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

次に幼稚園、保育園の園区の問題でございますが、私どものまわりには一つの幼稚園で五百人から六百人の幼稚園がございます。こういうような野放しでいいのかどうか。こういうような幼稚園を野放しでいいのかということですざいます。スクールバスでもつて集めておられるようでございますが、これは限界を越えていると思います。そういう

う意味で小学校区の中の幼稚園園区といふものを行政指導によって少し制限を加える必要があるんではないか、行政区、通園区というものを行政指導する必要があるんではないか。地域の需要から見ましても、遠く離れたところの幼稚園へ行くなどといふようなことは、もちろん交通の問題、バスの問題もございますけれども好ましくないと思ひますが、強力な行政指導を、いま本当に必要としているわけでございますが、それについてのご所見を承りたいと思います。

次は政治教育の計画の問題でございますが、これは前の議会で申し上げたとおりでございます。どのように計画なさるおつもりでござりますか、承りたいと思います。政治教育をどういうふうに受け取つておられるかわかりませんけれども、社会教育の中で先ほどのコミュニティの問題から見ましても、いろいろ住民が政治学習をしなければならぬ要素はたくさんあるわけでございますし、そういう時期も刻々に私は必要性に迫られていると思うのでお聞きまするわけでございます。

茶の木原の保存については、どのようになされるか承れば結構でございます。

次にコロニーの問題でございますが、いま三木さんが言われるライフサイクルと、生涯計画などといったような言葉に乗るわけではございませんけれども、これはたびたび申し上げてきましたし、十二月議会でも三月議会でも申し上げてきたわけでござりますが、一人前に社会教育ができないという者に対して、どうして授産施設をつくるのですか。私は、やっぱり精神薄弱者が生まれてから死ぬまでの間、将来の展望がきくようなそういう見通しのうえで施設はぼちぼちでもよろしいからつくっていくべきであるというふうに考えます。これも何べんも申し上げるわけでございますが、内部で専門家の精薄関係の職員でも集めてそのご討議なさったのでしょうか。私はまだあるならば、チームでもつくって十分ご検討になり、そしてそれらがコロニーができたときには自分たちが行つて、コロニーをやる

んだというくらいの決意のチームをおつくりになつてご検討をいただきたいと思うわけでございます。土地代がただの四日市の状況のよさにつきましては、しばしば申し上げているとおりでございますが、中途半端なことは私はいけないと思うわけでございます。住民の諸要求がいま直ちに実現せられなくとも、そういう将来が展望せられ、明るい見通しがあるとするならば、山のかなたの空遠くではございませんが、見通しがあるとするならば、私は必死になってあの親たちはがんばつていくんだろうと思うわけでございますが、見通しなしの行き当たりばったりの授産施設だの養護学校などごまかすことはよくないというふうに考へるからでございます。

ダムの問題、これは十一月議会でもしばしば申し上げ、本日も出たわけでございますが、どのように進んでおるか承りたいと思います。

出張所の問題につきましては、かなり詳しく六月議会で総務部長が答弁をしておりましたが、どのようにその後、進んでいるか。あのときに四日市の財政、自分の地区の出張所管内に使われる予算について、再編成をして、編成し直してちゃんと持つとしたらどうだというようなことを言いまして、そのとおりだと、総務部長は言いました。そのように今までできておりますか。ある地区から出していく税金が幾らあるか、そんなことわかつておりますか。そういうふうなことなどについて、その後どのようにして出張所の運営について進めてこられたか承りたいと思います。これは非常に大きな問題でございますけれども、一端でも結構でございますから承りたいと思います。

あとは生活踏切でございますが、これは行政指導といいますか、よろしくお願ひしたいということですが、私のところに事故があったから言うわけではございませんけれども、今まで大きな道路を中心進められておりました。やっと福祉国家、福祉都市ということになってから人間を大事にするようになります。歩く道、生活道路に重点が置かれます。踏切におきましても、交通が頻繁で自動車の通るところにはりっぱに踏切ができるおりますけれども

ども、本当に部落の真ん中にある生活踏切などについては、まるっきり配慮がなされないわけでございますが、そういう思想のもとでご指導、行政指導を強化していただきたいということでございますが、ご所見を承りたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 第一番目のご質問にお答えをいたします。

まず四日市の今後の財政の見通しがどうかということを踏まえてのご質問であろうかというふうに理解をいたしましたが、ごたぶんに漏れず当市の財政も大変な状態に立ち至つておることは事実でございます。そこで、議案説明の際にも申し上げましたように法人市民税の落ち込みが大きいということをございますが、現在の収入見込み、法人市民税は、大体約二十億ぐらいだろうかというふうに思います。当初予算で見込んでおりましたが、現在の収入見込みと比較をいたしますと、これは約三億ぐらいの減収見込みであるかというふうに思います。その他、他の税目で若干の増収が期待されるものもございますので、当初予算の今年度の百二十一億という税収に対して最終的にはなお四、五億の余裕が出てくるのではないかというふうに考えております。その他、地方交付税あるいは特別交付税、競輪収益等を合わせると、なお一億五千万ぐらいは大体余裕が出てくるんじゃないかなと、結局合わせて六億ぐらいの余裕が見込まれるわけですが、一方歳出面で人件費のアップ、これだけとっても人事院勧告どおりをやるとすると、七億円ぐらい必要になってくるということをございますし、その他生活保護あるいは児童措置費等の扶助費の上積みがなお一億ぐらいかかるんじゃないかなと、さらに県事業の負担金等々がございますので、これだけの六億何がしかの余裕ではとうてい捌い切れないと、いう事態が生じておるわけでございまして、四、五億の不足が生じてくると、これをどういう形で処理をする

かといえば、やはり財政調整基金五億五千万円を充当するとか、あるいはこれはまだ最終決定を見ておりませんので、どの程度補てんされるかということが不明でございますが、歳入欠陥債というような国の救済措置も講ぜられるようでございます。あるいは開発負担者の負担金の早期納入ということ、あるいはまた経費の節減等をはかつてつじつまと合わしていくかねばならないんではないかというふうに考えておるわけでございます。今年度は、こういうようないい見通しでございますが、来年度はもうひとつ厳しい見通しが出てくるというふうに考えておるわけでございます。そういった段階において教育費をどう考えるかということでございますが、市長と私いろいろお話し合いをしておりますが、教育の振興ということは、やはり最重要施策の一つ、柱の一つでございますので、開発者負担金あるいは開発者からの融資、あるいは補助金、国の補助金なり起債なりというようなものの獲得に全力を尽くしながら教育費の方にしわ寄せをしないように努力をしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

なお、一例としてブルのお話がございましたが、国庫補助金の関係もございますし、将来永久的なものの方がベターであると、かように判断をしたわけでございますのでご理解をいただきたいと思います。

社会福祉協議会の問題でございますが、社会福祉協議会というのは、ご承知のように民間の自主的組織ということです昭和三十二年に発足をして四十一年に法人になっておるわけでございまして二十八団体、二十一の団体から評議員として三十九名の方に参加を得て運営をしておるわけでございます。社会協議会が果たす福祉行政、住民福祉のうえに果たす役割は、私は非常に大きいものがあるというふうに感じておりますし、そういった意味では事務局の組織、あるいは員数等の充実をはかつてまいらねばならないということは言うまでもないことであろうかというふうに考えておる次第でございます。なお、私も最近福祉関係の青少年対策関係の会議に再々出ますが、その際に私自身が痛感をしておりますのは、地区社協のあるところとないところでは、非常にこの福祉対策の推進の度合いが違つてくる

というふうに感じております。現在二十八地区中十二地区に地区社協がございます。地区社協のないところの方々に地区社協をつくつたらどうでしょうかというような非常に散発的な意見の交換ではございますが、意見交換もちよいちょうどいたしております。いろいろご意見があるようでございますけれども、やはり母子家庭の早期発見であるとかそういうようなことについては、どうしてもそれぞれの地区における地区社協がかっちり組織されているといないで大分違うんではないかと、青少年対策にいたしましても、同じようなことが言えるんではないかというふうに私自身も痛感をいたしておりますので、社協の事務局組織を強化すると同時に、そういうった地域的な組織づくりについてもいま一段の努力をする必要があるというふうに感じておる次第でございます。

以上、第一点について概略私の感じていることをお答えいたします。

○議長（山口信生君） 教育長。

（「教育長（市川一郎君）登壇」）

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

まず第一点の水沢中学校の跡地の問題でございます。すでにご承知のとおり明年三月廃校になるわけでございますが、あの土地につきましては、敷地の問題がまだすっきり解決していないのでございまして、近く九人の名義人と別個に折衝に入りまして、名実ともに市の所有にしなければならないと、こういうことでございまして、あの用地問題のその跡地をどう利用するかということも大きな関連があるのでございます。先般の議会で訓勵議員のお話も記憶しておりますのでございます。教育委員会といましましては、やっぱり学校施設として水沢村から譲り受けた土地でございまして、今までそう使つてきたことでございますので、教育施設として使いたい。したがいまして、当面社会体育施設としてあの残ります体育館、プール、そういうものを中心にいたしましてそこに野球場なりあるいはテニスコート、バレーボール、こういうものを整備して社会体育施設として活用していきたい。地域的にいささか偏する、そういうことも考えるのでございますけれども、今日の車社会で相当、そういうことも考えれば地域に偏するということもそんなに大きな問題ではないと、こういうふうに判断して社会体育施設に使いたいと、こう思つておるのでございます。

一番目の幼稚園の給食実施の問題でございます。昭和四八年のころでございます。訓勵議員からも強いご要望があつたことを承知しておるのでございます。そのときにある幼稚園におきまして父兄にいろいろアンケート調査をしましたのでございます。その調査の中に母親の手づくりの弁当を希望する父兄も相当たくさんあつたということは、まだ記憶しております。小学校で完全給食をしておりますそういうたてまえからいいますと、幼稚園にいたしましても、あるいは中学校におきましても完全給食をするということは筋の通ることでございます。今日の学校、幼稚園につきまして給食をするといたしますと、施設の整備並びにそれに従事する要員の確保などに約一億円の経費が必要る、そういうことがございます。それで現在では母親の手づくりの弁当で十月からは週四回弁当を持ってきておるのでございます。今日四日市市幼稚園行政につきましては、学校の幼稚園の適正配置とか長時間保育の問題、あるいは一年保育の問題、公、私立幼稚園の格差は正の問題、いろいろございますのでどれを選択するかという問題でございます。いま直ちに給食を取り上げるということについてはよく検討してみなければならぬと思っておるのでございます。

さらに次の政治教育の問題でございます。

前回の議会でもお取り上げになつておるのでございまして、政治教育の重要性、困難性については、すでにご承知のとおりでございます。具体的に推薦する方法といたしましては、選挙管理委員会と教育委員会とが相提携するのが

いいと思うのでございます。幸いに当市は、両委員会の提携がきわめて円滑でございまして、互いに機能し合って全国でも誇るべき状態になっておると思うのでございます。良識ある公民に必要な政治的教養を身につける学習活動は、もちろん学校の教育活動の中でもその基礎を積むのでございます。その他は公民館を中心としてするのでございます。四つの公民館で十の講座で政治教育を取り扱つておるのでございます。したがつて、全市的に見ますと、四十回政治教育を取り上げておりますし、さらに選管と協力いたしまして、年一回の講演会を開催してそういうことに当たつておるのでございます。この内容、中身を深めていくことに努力をしたいと、こう思つておるのでございます。

次に茶の木原の保存でございます。

昨年ご指摘いただきましたのでございますが、地元の茶業農協におきましても、大変関心を持たれまして、記念碑を立てようというような動きもあると聞いておりますので大変喜んでおりまして、その計画に協力、助力をしていくたいと、こう思つておるのでございます。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

「福祉部長（谷沢文男君）登壇」

○福祉部長（谷沢文男君） ご質問の第六のコロニーの計画について、市長にかわりましてお答えを申し上げたいと存ります。

この問題につきましては、たびたびの議会、特に十二月ないしは先ほどの三月議会にもこの問題が尋ねられておりますが、その中で市長もお答え申し上げておりますように、確かに社会に適応のきわめて困難な重度の精神薄弱の方が長い期間安心して住める、生活が営めるためのコロニー、これについての必要性は十分理解されておりますし、もちろんこの施策につきましては一貫した総合施策が必要であるということも十分理解はされておるんでござります。

いますが、何分にもコロニーの問題といたしましては、財政事情を含め、その規模の大きさ、専門的な問題等々ございますので、非常に市単独での問題として管理上にきわめて問題があろうかということです。しかし、この問題につきましては、県も総合計画の中で建設を予定いたしておりますので、われわれとしてもこれに早期実現に向かって協力をいたしたいと考えております。なお、精神薄弱者の授産施設につきましては、何もこれだけで十分ということではありませんが、中、軽度の方々で社会復帰のための施策として一応一つの目的を達するという考え方からこの計画を進めさせていただかしておることをご理解賜わりたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 総務部長。

「総務部長（阿南輝彦君）登壇」

○総務部長（阿南輝彦君） 六月議会で私がお答えをしたようなお話をですが、市長がすべてお答えしております、私は特に申し述べたことはございませんが、訓勵議員は毎議会出張所の問題につきましていろいろな角度から熱心にお取り上げをいただいておるわけですが、権限の問題あるいは予算の問題、そういう提議もたびたびございました。こういった地区的予算ということにつきましては、基本構想、基本計画を立てた段階で地域的な、計画的な行政投資効果という問題で公室が中心となって地域メッシュの計画が立てられております。そういった作業との関連で、今後検討がされるというふうに思いますが、先般も市長お答えいたしておりますように出張所につきましては、所長に十分市政全般について理解をしてもらって地域の方々の相談相手になり、あるいは地域の問題と各行政部局とのパイプになるというような役目を一層強めるようなふうに努力をいたしております。

○議長（山口信生君） 土木部長。

「土木部長（杉本義広君）登壇」

○土木部長（杉本義広君） 山村ダムがようやく完成に持ち込まれたわけでございまして、このダムと伊坂ダムとを含めて何かこのあたりでひとつのレクリエーションの輪をというふうに私ども検討をしてまいったわけなんでござりますんですが、今度できました山村ダムは、非常に渓谷美がございまして、この外周に企業庁のつくりました道路がありまして、これらを一帯として使いましたサイクリング道路をつくってみたらどうかということで、ただいま企画中でございますが、大体規模といたしましては、総延長九キロぐらいになりまして一部伊坂、山村ダムから外れた区間におきましては農道等を利用しなければならない個所もあるわけなんでござりますんですが、大体九キロくらいの幅一メーター五十前後の幅員を持ったサイクリング道路をつくったらどうかということをただいま立案中でございます。今後企業庁との協議等もありまして実施の具体化につきましては、なお詰めなきやならぬということを以前に感じております。

それから踏切の問題でございますが、市内の鉄道といたしましては、国鉄、近鉄、三岐があるわけなんでござりますんですが、踏切総数といたしまして二百三十三カ所ございまして、そのうちまだ整備のされていない踏切が、警報機、遮断機等がつけられていない踏切が九十三カ所ございまして、これがただいまご質問にありましたように非常に狭隘な踏切といつていよいわけなんでござりますが、その中にも市民の皆さまがご利用に欠かせない重要な踏切もあるわけなんでございまして、これらの保安設備の整備につきましては、いろいろと法的な処置の方法もあるわけなんでござります。そういうローカル線の踏切につきましては、その法の適用を受けるのがむずかしゅうございますので、今後鉄道事業者と十分話し合いまして整備に努めたいと思っております。

○議長（山口信生君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 ぼくの考え方については一切省いて、要点のみを質問しますが、答弁のいかんによつては触れなければならぬと思いますので、その点を十分考慮して答弁を願いたいと思います。

一番最初の財政の見通しにつきましては、いま加藤助役からきわめて事務的にことしの後半にわたる状況の説明がありましたのですが、ぼくの質問の要旨というのは、市長の政治姿勢とその決意に触れることになりますので、残念ながら市長の病欠のためにこれは一応横へ置きまして保留をしておきます。

次に老人福祉対策の問題ですけれども、総合計画にもいろいろ具体的に発表されておりまして、その中のたとえば地域に憩いの場所をつくる単位として出張所の問題が挙げられておるわけでござりますけれども、この問題をこの総合計画読んでみますというと、どうも先ほどの出張所関係の答弁にもありましたが、貫して考えられておるのだろうか、現在のその出張所が本当に老人の憩いの場所として考えられるんだろうかという疑問点がたくさん出てまいりますが、それらの答えが計画の中に私は認められないような気がするので、この点について質問をしたいということが一つ。

それから同時に、出張所といいましても、地域が広くなり、その問題も午前中の質疑の中にも出でおりましたが、げたばきでつえをついて出かけられるところなど知らず、やはり交通費もかかってくると、これに対して昨年度ですか、バスを配置したという問題がありましたがあつたが、ある程度の人員がまとまって出かけるときにはこれでも役に立つでしようけれども、自由にいわゆる緑と太陽のある豊かな町づくりの中で、老人の老後の生活ができるようになりますが、それらの答えが計画の中に私は認められないような気がするので、この点について質問をしたいことが以前に要求をした問題もありますが、あわせてお答えを願いたい。

次に身体障害者並びに身体障害児対策の問題ですが、まず第一の問題としましては、この十月から政府は月四千円

の手当を出すことを決定してもうすでにその作業を市の方に持ち込んできることだと思います。この問題につきましても、やはり総合計画の中に触れておりまして、市としまして積極的にやる姿勢が示されておるようです。この際、政府の四千円の事務を代行するだけではなくして、もとかゆいところに手の届いたその範囲を拡大するとか、あるいは金額を上乗せするとか、こういう点についての考え方を聞いてみたいと思うんです。

それからその次に同じくそういう総合計画の中にありますいろんな問題として、たとえば授産所的なものが書かれていますけれども、その前に大切なことというのは、やはり社会人として復帰できるようにするための手立てが必要だと思うんです。それに対しては、現在社会福祉協議会ですか療養センターがつくられておる、あるいは県の方では養護学校がつくられておりますけれども、残念ながらわれわれの住んでいる地域ではこれを十分に活用するだけの条件になつておらないわけです。現在が大切です。しかも小さいときほどその重要さがあるわけですが、現在をどうするのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

それから次に医療対策の問題ですけれども、休日の診療の問題がこの議会でもずいぶん取り上げられているようですね。取り上げられてからすでに一年以上も経過してます。その後これを具体的にいつからどのような形で、どのような内容で実施ができるようになるのか、そこをまずお伺いします。

次に行政責任の問題ですが、この問題も市長に聞きたいんですがおりませんので、一応私の意見だけを申し上げてこれに対する答えは要りません。そのかわりそれが今後どのように市政のうえに実行されてくるか、これは十分見きわめて、今後に再びぼくがこのことについて質問しなくてもいいようにがんばっていただきたいと思うんです。

まず第一は、これは教育委員会の問題になるんですが、最近学校が新設されています。したがって、新しい学校区というものが当然つくられるわけですが、この学校区の決定に対して、一体教育委員会というのは責任を持ってお

るのか、指導性があるのかどうだかということを疑いたくなる。具体的に申し上げてもよろしいが、教育長が一番よく知つておるはずだから、この点を現在のように混乱を起こしておらないよう早急に姿勢を正していただきたい。

それから二番目は、地域開発的な考え方ですけれども、総合計画というのが緑と太陽のある豊かな町づくりと、こういうことで現状認識をしておるよう私は、理解しておったんですが、ところが実際問題としては、まだ地域開発の残影が残つておつてある地域ではかなり強行に市の方が指導をしておる、ここにこういうものを持ってきなさいと、こういうあっせんが行われているということは、大変残念に思うんです。そのため一部の業界で混乱が見られておりますが、こういう点、ほんの一例を申し上げました。まだたくさんあります。川口議員が午前中に触れられたいわゆる縦割り行政、新しい新鮮な目で市政に触れて見て感じられたことと、私は長年この市政に参画しながら考えておることが一致してきているんです。これは非常に残念なことだと思うんです。これは業務の分散化ということがあまりにも細分化されたために起こつてくる弊害だとかそういうものもありますけれども、一番大切なことは、やはり市長の威令が行き渡つていないんじゃないかと、何かばらばらにやつておるような感じも受けられるんです。そういう点について、きょうの意見はこれだけにしておきますが、まだ今後に問題が残るようなら、改めて次の議会でも触れたいと思いますので、これは触れなくていいように努力をしていただきたい。以上です。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十六分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後二時十三分再開

加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） まず第一番目の老人福祉について、特にその中で老人憩いの場所の問題でございますが、基本構想の中で老人憩いの場所をということでなくて、地域のコミュニティセンターとして出張所を整備していくということでおこなうことがうたわれておりますし、その中には老人の憩いの場所も日本間として取ると、和室をつくるということで現在進めておる段階でございます。もちろんこれはそれぞれの出張所に設けられるわけでございますので、地域のセンターということになります。したがって、場所によっては非常にそこへ行くのに大変遠いというような場所もあるとかといふふうに思いますけれども、中央緑地につくりました老人センター、福祉センターの活用と各地域におけるそういういったセンター、コミュニティセンターの活用によって老人の方々の福祉の向上をはかつてまいりたい。一人、二人でぶらりと行ってというようなわけにはまいりませんが、まずはそういう方向で老人の福祉向上をはかつてまいりたいと、こういう考え方でおりますのでご理解をいただきたいと思います。

それから肢体不自由児の通園施設についてでございますけれども、これは現在県当局にその設置を強く要望しておるわけでございます。しかし、これができるまでの間、現在をどうするかという問題でございますが、現在四日市の療育センターを心身障害児の通園事業実施要綱に基づく通園事業としての認定を受けまして、こういった方々の療育の充実の強化をはかつていくと、そういう方針で進めております。これも認定を受けました暁において、さらに現在の療育センターの整備もはかつてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

それからその他の問題については、福祉部長からお答え申し上げたいと思います。

それから休日診療の問題でございますけれども、これは現在医師会の方と意見を調整中でございます。この四月以

来、大分時間がかかっておりますけれども、問題点といたしましては、どこにこれを設置するかという問題、あるいはその中にどういう医療機械等を設置するかというような点について、現在意見を調整中でございますが、近く医師会との間に意見の一一致を見ることができるというふうに考えておりまして、本年の末には開設いたしたいと、そういう方向で努力をしておる段階でございますのでご理解を賜わりたいと思います。

最後の問題については、十分ご意見として承り、われわれも反省すべきは反省してまいりたいと、かように考えております。以上です。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） ただいまの前川議員のご質問に助役の説明を補足しながら、また答弁漏れについてご説明を申し上げたいと思います。

まず第一の老人福祉対策の中で老人憩いの場の問題、これについては助役からご説明がありました、なお老人の方々のバスの問題につきましては、いまの老人センター利用の方々へのバスの配慮という措置をさしていただいておりますが、なお、本年伊勢市が行いましたような老人の方々へのバス運賃の助成事業等もいろいろと検討をいたしておりますが、いずれにしましても、老人の方々の足の問題あるいは生きがいの対策という観点から配慮していくたいと思います。しかしこれにつきましても、やはり運賃の問題については、やはり陸運局とバス会社とのいろいろの問題もありますし、いずれにいたしましても、企業の方々の理解と協力というような方法をとりつけない限り実行に移すこととはきわめてむずかしいと思いますので、現在具体的な協議をいたしておりますが、その方向でさらに整備をはかつていきたいと考えております。

次に心身障害児者の問題の特に福祉手当の問題についてご説明を申し上げたいと思います。従来から障害児の福祉につきましては、在宅福祉と施設福祉という考え方があるわけでございますが、今回国が改正いたしました長期にわたり在宅の方々の介護のための手当でというかつこうでの福祉手当という制度が制定されまして、この十月一日から施行ということに相なってまいるわけでございます。しかし現在まで国の制度として児童福祉法の中でうたわれた特別児童扶養手当、あるいは昨年行われました心身のダブルの方々の特別福祉手当というような制度もあります。そのほかに市単独では重度の心身障害児の方々への年間二万円の制度、それから重度の心身障害者の方々の見舞金として年額一万円の制度があるわけでございます。しかし、今回の福祉手当の制度の中で従来から見ましたその児童扶養手当の中度、重度の二段階に適用がされまして、さらに金額的な増額が進められてまいります。またその手当での支給対象につきましても、政令の中でいろいろと規定がされてまいります。しかし、従来からありました制度、そういうものといろいろ対照してまいりますと、特に今回入所されている方々についての適用配慮というような問題を含めて幾つかその対象者の問題に検討を加えなければいけない問題があるうかと思いますので、あくまでも実施に当たりましては、ただいま申しました市の制度とあわせまして十分配慮していきたいと思いますし、ご指摘のようなご趣旨にも沿えるべく努力をしていきたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 まず老人福祉対策の問題でいま答弁をもらつたんですが、助役と福祉部長の答弁、若干こう考え方の違いがあるんじやないかという心配が出てるんですけど、いま福祉部長が非常に具体的に交通費の問題に触れてくれたわけですが、助役の答弁の中に一人、二人ではということは一体どういうことを意味するのか、ちょっと理解に苦

しむのと心配があるわけです。この趣旨というのは、やっぱり年寄りの人が自由にその場所を活用するということにあって初めて意義があるんじやなかろうかと思うんです。それをバスを使って団体で使うと、これだけの問題じやないと思うんですけど、どうも助役の答弁心もとないんで念を押しておきたいことが一つ。

それから福祉部長が言われたバスの問題、ご指摘のとおりもうすでに伊勢市はことしから、名古屋市はもとと前から実施しているわけです。そのことは私どもが党としまして昨年市長と交渉したときにも三重交通と相談をしなきやならぬし、三重交通の意見も求めなきやならぬと、そこまで話がいっているわけですよ。にもかかわらず、その当時の話し方といま福祉部長の答弁とはどうも前進を見てないような気がするんです。この点もよく考えて、よもや忘れているわけではなかろうと思いますから、実のある答えをできるだけ早く出していただきたい。私はあえて、ここでその点が間違っているんじやないかといって指摘しておしまいにしたくないわけです。

それから次に心身障害者の問題ですが、いまの答えで私は今後期待いたしますけれども、見舞金という考え方といふのは制度化された手当でというのとは概念が違うと思うんです。少なくとも民主社会においては、見舞金で事足りるというふうな考え方は一日も早くぬぐい去つて、ともすれば政府の決定してくる大きな網を張りますというと、どうしてもかゆいところに手の届きかねる点が出てきてそこから漏れる問題等が出てくると思うんです。そういうところを先ほどの福祉部長の答えが充足をして市民に満足の得られるように努力をしていただきたい。

それからその次の三番目ですね。医療対策の問題ですが、どうも先ほどの答弁、物足らないわけですが、ことし中には開設していくみたいということで若干前進したように思いますがれども、医師会と調整中という言葉は、この一年間の議会の議事録を見てみますというと、同じことが書かれているんですよ。事は、人間の命にかかる問題ですからそういうことを繰り返して議会が終わって一向に前進をしないということであつては大変な問題なんです。人道上

の問題です。したがって、私はこの医師会の問題というのを一ぺん検討してみなきやいかぬのじやないかと思うんです。市だけでもちろんできない問題ですから、当然こういうことになるのかも知れませんが、今日の社会において、私は医者が仁術だということは言いません。しかし少なくとも非常に公共性の強いものです。これはどういう状態であります。市立病院を持つておられる市長さんも、市議会議員の方も、あるいは医者の方も、いろいろな意見を述べておられると思います。そこで医師会と調整されて進められる診療所といいますか、こういうものが、制度がつくられるとするならば、それはそれで結構ですが、もう一つ、ここで腹を聞いておきたいことは、市は幸いにして市立病院を持っているわけです。この市立病院をなぜ活用して市民の困っている問題を取り上げなかつたか。過去のことはともかくとして、いまからでもすぐに検討して、市立病院でこういうところを埋めていくと、たとえ診療所が一つできましても、一つで足りるというもんじやないと私は思います。したがつて、たとえばの話ですが、市立病院の休日を変更する方法があるでしよう。これはもちろん働いている人たちとの十分な意見交換が必要ですから、市立病院の使命をお互いに自覚しながらこの問題を具体化させる、これが一つ。あるいはそれができないまでも、市立病院にそういう窓口をつくると、そうしますと、この間の市長説明にもありましたような赤字補てんの一助にもなるかと思います。そういうことでつくるわけじやありませんけれども、前向きの姿勢で取り組むことによって、いま言つたような赤字対策の充足にもなるんではなかろうかと、この点に対する当局の考え方をお伺いしたいんです。それからもう一つ、ぼくの方の質問漏れだったかもしれません、療育センターとあわせて、義務教育の問題があると思うんです。国民として当然義務教育を受ける権利がありますが、現在四日市において心身障害者の窓口が開かれています。この点に対して、教育長として将来の問題じやなくして現在どうするかと、あしたからどうするかといふ問題に対するお答えをいただきたい。以上。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

「助役（加藤寛嗣君）登壇」

○助役（加藤寛嗣君） 答弁がまずかたために誤解があつたようでございますので、訂正をさせていただきたいと存ります。

私が、老人が一人、二人で行つてもといふことを申し上げたのは、コミュニティセンターとして出張所の中に老人憩いの場が設けられたときにできるだけそういうところへ行つてほしいわけでござりますけれども、一人でぽつんと行かれても何もすることができないというところでは困るなというふうに思ひますけれども、一人でぽつんとくらんでいけば、老人の方が何人かずつ毎日寄つて来ていただけるというふうな使い方をしていただくのが一番理想的ではなかろうかと、こういうふうに考えておるわけでござります。その点を訂正させていただきます。

それから医師会と調整中であると、いつまでもそういうことではいけないじやないかと、お説のとおりであろうかというふうに思ひます。診療所を開設いたしましたためには、どうしてもお医者さんの協力がなければできないわけでございます。この診療所を開設するに当たつて、実はいろいろな問題点がございます。特に最近お医者さんの間で問題になつておりますのは、医療事故の問題あるいは二次病院の問題等がございます。これらについて十分先生方との間の話し合いがなされております。先生方の方では、この診療所を開設するという方向で前向きでただいま場所をどこにするか、場所の問題と、中にどういう機械を置くかという詰めに入つておる段階でございますので、近く休日診療所は、意見の一致を見て年末までには開設ができるんではないかと、かようく考えておるわけでございます。

なお、市立病院でございますが、市立病院は、従来ともそうでございますけれども、できるだけ二次病院としての活用をはかつていくと、休日診療の場合に二次病院がないと、実際に診療が完全にいかないという問題がございます。

したがって、市立病院ができるだけそういうお医者さん方の要請にこたえ得るような体制を持っていきたいということで準備を進めておりますので、ご理解を賜わりたいと思います。以上でございます。

○議長（山口信生君） 教育長。

（教育長（市川一郎君） 登壇）

○教育長（市川一郎君） 心身障害児の義務教育の問題でございます。

ご承知のように五十四年から養護学校が義務制になり、したがってそれらの希望の者も収容しなければならぬようになります。本市といたしましては、特殊学級を設けて障害児の教育に当たっておりますのでございます。それも精神薄弱の者あるいは言語障害の者、あるいは難聴の者、そういう者を対象とした特殊学級でございます。肢体不自由児を対象とした特殊学級はまだないのでございます。療育センターの問題と絡めまして、できれば新年度からそういう学級を開設していきたい。将来は、精神薄弱者の特殊学級もそれでは十分な教育ができませんので、県立の養護学校を当地に誘致して、そういうことによっていまの特殊学級も健全に教育機能を果たすようにしたいと、こう思っております。

○議長（山口信生君） 前川君。

（前川辰男君登壇）

○前川辰男君 心身障害者、あるいは障害児の問題につきましては、一応今後に努力を期待いたします。

ただ一つ、もうちょっと聞いておきたいんですが、老人福祉対策について、出張所を実際に使うことができるんだろうかという心配が一つ残るわけです。先ほど後藤議員、川口議員が言われましたが、四郷の問題に触れますがないで、これ一番顕著な例じやなかろうかと思うんです。人口はどんどんふえていく。出張所は旧態依然とした建物、しかも地

形的に非常に悪いわけです。非常に狭いところへ、あそこへ年寄りの人たちがつえをついて果たして行けるだろうかと、こういう問題が出てまいります。その老人福祉対策どころじやなしに、地域のコミュニティセンターとしてのすでに機能が無理だと思うんですよ。土曜日なんかになりますと、車なんかどんどん入ってくるけれども、あの坂を登っていくのに車自身も危ないくらい、パンクしているわけです。後藤議員と訓覇議員の応援になるわけですけれども、四郷出張所というのは、根本的に変えて、そして先ほどの答弁にありましたような問題点が十分に行き渡るようなになきやならぬと思いますが、この点に対する答えをひとつお伺いしたい。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

（助役（加藤寛嗣君） 登壇）

○助役（加藤寛嗣君） 確かに四郷出張所は、坂の上にありますので下の方から老人の方が登っていくということは無理があるんではないかというふうに思いますので、今後の問題として十分研究させていただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 山本 勝君

（山本 勝君登壇）

○山本 勝君 市長が不在ではありますが、そのための助役がおるわけでございますので遠慮しないで質問したいと思ひます。

まず災害対策の問題ですが、幸いことしは大きな被災状況も今日までないような状況であります。しかし昨年の集中豪雨を中心とした災害復旧というのは、いまだに完成をされていない。さらには、それ以前の被災地が完全に復旧されていないというような状況の中で市民は、不安を持っているわけであります。そこでどうは、特に二点ほど報告を上げまして質問したいと思います。

まず、丘陵地の開発に伴う排水対策であります。現在旧市内から新市内へ至る山手、これらの方々で市あるいは県の手によって開発された団地、あるいは民間の宅地造成によって開発された地域、これらはほとんどが旧、古い指導要綱でありますと非常に大きな欠陥があります。そのため多くの被害を受けていっているという状況であります。北から申し上げますと、大矢知、羽津あるいは海蔵、三重、内部、河原田に至るまで軒並みにその開発地域の下流地域が排水で困っている状況であります。これらについて、一体どのように今後進めていくかとするのか。

さらには、二番目に質問いたします四日市地域防災計画の修正がなされました。この九月一日から実施されます。私は、毎年のように四日市地域防災計画についての意見を申し上げてきました。といいますのは、四日市地域防災計画というのは、今後こうするんだということは多くうたわれておりますけれども、今まで被害を受けてきたあるいは危険地域だという指定を受けてきたところについて、現在どうするんだということが予算的にも明らかにされていないわけです。このことを私、毎年のように指摘をしてきておるわけでありますが、今度の防災計画につきましても修正はされたというものその点について多く触れられておりません。丘陵地の開発に伴う下流の排水対策とこの四日市地域防災計画の修正について、現在危険だと思われるところについてどうするのか、予算措置も含めてお答えを願いたいと思います。

次に交通対策であります。

最近四日市で暴走族が出ました。十三日には無警察状態になりました。つい一昨日は一応警備体制が敷かれたとはいうものの、市民が興味本位でそれを見に行く、幸い事故がなかったからいいようなものの大変交通対策について頭の痛いところであります。そこで四点ほどについて質問したいと思います。

さきに示されました四日市市都市総合交通規制につきましても、いよいよ十月一日から実施という段階であります。それまで六月議会におきましても、この総合交通規制に対して多くの陳情なりあるいは請願がなされました。議会の方にも全員協議会なりあるいは特別委員会等の中で、この問題について多く意見が交わされてきたところであります。そこでお尋ねしたいわけでありますが、いよいよ十月一日実施になりまして、当初の案と比較をして内容的に修正はされておりますが、市民の声というのが一体どれくらい生かされているのか、その点についての説明をお願いしたいと思います。また、パーキングメーター等につきましても、当初の案より数がふえていると聞いているわけであります。が、現在聞いております約七十五カ所のパーキングの数だけで果たしていいのかどうか。さらには三滝通りにこのパーキングメーターが設置をされるわけでありますけれども、これも従来の議会の中で私は指摘をしてきましたが、三滝川右岸のあの市場を利用する市民の人たちのことを考えてどういうふうに配慮をされてきたのか、六月議会でも指摘をされました三滝川河川敷の利用につきましても、何かその管理を地元といいますか、自治会の方に委託をするという案であるそうです。私の考え方としましては、地元の方にその運営を移管した場合、果たしてそれで採算がとれるかどうか。採算がとれなかつたときにその負担というのが一体どこにかかるのか。こういう心配をせざるを得ません。公の土地を使うわけでありますから、当然公営でその駐車場というのを運営すべきだと考えるわけであります。その点についての考え方を明らかにしていただきたいと思います。

さらに最近市内を歩きまして意見を聞いてくるわけでありますが、車の所有者が反省をした暁であると思うんでありますけれども、あわてて駐車場の確保になりました。そのために土地の騰貴が始まっている模様であります。さらには既設の駐車場、有料駐車場との駐車料金との関係も相当聞いているところであります。これらについて、役所としてはどういうふうに考えるのか、特に土地が高騰してきた場合にそのこれはおそらく税金との関係があろうかと思ひ

ますけれども、これらについてどういうふうに考えるのか、あるいは指導のうえにおいてもどういう指導をするのかお答えを願いたいと思います。

次に一般市民の市内での駐車が大幅に規制をされるわけあります。したがいまして、おそらく乗用車等による市内での通行といいますか、多少なり減るのではないかというふうに考えるわけであります。市民の足を守るという立場で現行のバス路線よりさらに新しいバス路線というのが、この総合規制と関連をしてどういう形に進められていくのか、お尋ねをしたいと思います。さらに六月議会でも指摘をされておりましたが、官公署あるいは銀行などの駐車問題について、どういう指導が、要請がなされているのかお尋ねしたいと思います。

次に都市計画道路の推進であります。旧市内へ特に朝夕の通勤あるいは通学時見てまいりますと、相当旧市内に至る山手からの道路が混亂をいたしております。八風街道にいたしましても、関カ原線にいたしましても、湯の山街道にいたしましても、あるいは子西八王子線にいたしましてもそれぞれ旧市内の入り口で相当混亂をいたしております。これを解決していくためには都市計画道路の推進以外にはないと思います。たとえば湯の山街道、柳橋あるいは生桑橋付近のあの混雑を見ておりますと、千歳小生線の小生までの開通を一日も早くやらないとどうしても解決ができない。こういう状況ではないかと思いますが、都市計画道路について、どのような推進状況になつてあるのか説明を願いたいと思います。

次に近鉄四日市駅西広場についてお尋ねいたします。

私は、この近鉄四日市駅西広場につきましては、相当前からこの議会の中でも取り組んでまいりました。忘れませんけれども、いまあの駅西にそびえ立っております中央病院の建設をめぐって取り組んだのが事の発端であります。昭和三十八年だと思いますけれども、当時の平田市長と安島町の住民の方々との約束からいけば、現在すでにあ

そこにりっぱな広場ができ、りっぱな町並みができるはずであります。ところが、近鉄の駅のホームから西と東を見比べてまいりますと、特にあの三角地域は非常に見劣りがするわけであります。近鉄高架下が開通することによって、駅周辺の交通安全対策が最近非常にやかましく言われております。たとえばバスを降りて近鉄の駅から内部線に乗りかえる場合、路面を平面的に渡らなきやならぬ。近鉄路線に沿って高架の歩道橋ができるということですけれども、私はけさもあそこで状況を見ております。どうしても地下道の建設が必要だということを私は痛感をしてきました。したがいまして、この駅西広場の推進、相当長く関係の住民の方々は建築確認の許可をもらひながら建築もしないで広場建設に協力する立場で現在までけています。このことについて、市の方の責任、これは市長が欠席でありますので、私は市長からこのことについて市の態度を明らかにしていただきたかったわけですが、できれば助役からこのことについての市の態度と推進についてお尋ねしたいと思うわけであります。

さらに四番目の八王子線の問題であります。この九月二十六日で半年間の運休期間が切れるわけであります。八王子線の全面復旧についてのいろんな意見が出されております。しかし、当面この九月二十六日の運休期間が切れるということについて、市はどういうことを近鉄側に言っているのかどうか、現状も含めて市の態度とさらには今後市がどのように進めていこうとしているのか、これも市長に聞きたかったわけですが、助役で答えられる範囲で説明を願いたいと思います。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後三時五十一分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

「助役（加藤寛嗣君）登壇」

○助役（加藤寛嗣君） ご質問にお答えを申し上げます。

まず第一点の丘陵地の開発に伴う排水対策の問題でございますが、ご質問にもありましたように、開発指導要綱というのを市で制定をいたしまして、開発についてはかねてから指導をしてまいりましたわけですが、古い開発指導要綱では排水の規制が不十分でございまして、したがって、昨年度の集中豪雨の際に開発要綱の全面的な見直しを行つて、今日では、開発に伴う排水が直接既存の河川に対しても影響を与えることができるだけ少なくさせるよう、その開発面積に応じまして、あるいは流出件数に応じて調整池を設けさせるというような指導をしてまいりつておるわけでございます。しかしながら、ご指摘のありましたように、すでに開発が終わっておりますところでは、そういうような指導も後からではできません。したがつて、これは下流部の河川改修以外にはないということになるかと思います。これらの河川については、できるだけ準用河川の指定を国でしてもらいまして、国の補助金を取つて河川の改修を進めるように努力をいたしておりますわけですが、五十一年度には建設省の準用河川改修事業に申請をするということで、現在準備その他を進めておるわけでございます。そのためには、測量調査等必要な地理的な条件を詳細に検討する必要がありますので、この議会にも調査費の計上をお願いしておるわけでございます。ただ、そうは申しましても膨大な用地と多額な費用がかかりますので、土地の所有者あるいは自治会等のご協力をお願いしなければならないかというふうに考えておるような次第でございます。なお、そういった最終的なことを待つておつたんでは、いま直ちの不安に対処できないというようなうらみもございますので、そういうた地域に対しましては、

それぞれ地区の方々とご相談申し上げまして必要な処置を講じてまいりたい、かように考えております。

それから、防災計画の問題でございます。地域防災計画の見直しをやって、九月にこれをオースライズしたわけでございますけれども、現在そこで危険なところがあるのをどうするかというご質問でございますが、河川等で危険な災害をこうむった個所については、災害復旧事業で、今年度いっぱいで大体八〇%は修復あるいは改良復旧をされる見通しでございます。ただいまの進捗状況では五〇%ちょっと切つておるくらいかと思いますけれども、年度末までには、これは八〇%確実にできるというふうに確信をいたしております。それから、なおがけ崩れの危険な個所が十五カ所、県の方で指定を受けております。現在この十五カ所については、県の方で整備をするように急いでもらつております。さらに、十五カ所以外に、なお目ぼれのところがあろうかというふうに思いますが、それらについては早急に県の方に指定をしてもらうように働きかけていきたいと、かように考えております。

それから、第二点の都市計画道路の推進でございますが、本市の都市計画道路の整備状況は、計画延長百六十三・一キロという長さでございますが、今までの改良延長は五十一・四キロメーターで、改良率約三一%でございます。子西高花平線あるいは千歳小生線あるいは四日市石原線、あるいは赤堀山城線等々あるわけでございますが、特に子西高花平線は、八王子から高花平までの間が未整備でござりますし、千歳小生線もご指摘のありましたようなことでございます。これらの推進につきましては、いずれも国補事業でございますので、國の方の抑制策あるいは推進策といつた國の経済のいかんによつて影響をされるところが多分にあるわけでございますが、できるだけ今後その整備に銳意努めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

それから、総合交通規制に絡みまして幾つかの質問がございました。

まず第一点として、市民の声がどれくらい生かされたかということでございますが、これは正式には、警察、南署

におきまする審議会を二回開催いたしました。そのほか各地区に南署の交通課長と当市の交通対策室とが出来まして、三十数回にわたって懇談会を開催して種々ご意見を承ったわけでございますが、その結果、対面交通、片側交通ということは大幅に緩和をされたと思います。

それからなお、パーキングメーターや駐車場を設置せよという声、あるいは駐車場を設置しろという声が非常にたくさん出されたわけでございますが、当初、警察は、パーキングメーターについては五十基を設置するということを言っておりました。これに対し、少なくとも四日市市には百基を設けてほしいという要望を強く県の方に打ち出しました。これは議長を先頭にいたしまして、市長、議長で知事に陳情をいたしました結果、知事は、百基をセットしなさいといふことで関係当局に対し指示を出されております。現在の段階では、七十五基までは確かに今年度目鼻がついておるわけでございますが、あと二十五基についてどういう予算措置を県の方で講じてセットをするかということについて、県の方でいろいろと配慮をしている段階であるといふうに聞いております。したがって、百基はまず間違いなくつけられるものといふうに私は理解をしておるわけでございますが、これらをどこへセットするかということについては、各地区の市民の方々のご要請もありますので、セットする場所については市民の方々のご意見をお聞きしながら警察の方と折衝をしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

なお、河川敷の駐車ということでございますけれども、本来、河川敷に駐車場を設けるということは河川管理上好ましくないということで、河川管理者側から言わしますと、これは困るということでございますが、総合交通規制推進のためということであれば善処をしたいという表明をいたしております。したがって、目下地元自治会、あるいは特に慈善橋を中心にして東西については青空市場の関係がございますので、両者の間で話し合いを進められておるというふうに承知をいたしております。で、この管理方法について成案が得られたならば、県の方に協議を主

としていたしたいと、かように考えております。

なお、河川敷を公営で駐車場にするということは、本来のたてまえからいっても若干問題点がございますので、これは公営にするということは避けたいというふうに考えておるような次第でございます。

それから三番目に、車の駐車場の必要性が非常に急激に出てきたために土地の値段が上がつておるというお話をございますが、これは土地の値段を抑えるということは、とうてい市の権限ではできかねるといふうに思っております。一時的な現象ではないかといふうに思いますが、駐車場の経営者の方々に、できるだけ土地を、駐車場の経営者に頼んでもしようがないんで、新しい土地を求める方に対して地主が土地の値上げを要求するというようなことであらうかといふうに理解いたしておりますけれども、これはまあ需要と供給の関係でございますし、値段を上げるなどと言つても拘束力のない話でもございますので、これはまことに残念なことではありますけれどもやむを得ないことではないかといふうに考えております。

それから駐車料金についても同じようなことですがあまりひどいようであれば、これはある程度駐車場の経営者の方々に協力を要請するという程度のことはやらなければいけないのではないかといふうに考えます。

それからバス路線の問題につきましては、特に三滝通りを南北に走る路線を新たに三重交通の方で設定をするといふうに聞いております。そういったようなことで、バス路線についてもできるだけ住民の方々のご不便をかけないように、ご意見を賜わって、三重交通の方に要請をしてまいりたいといふうに考えております。

それから、第五番目に、官公署、銀行等の駐車場についてどういう処置をとったかといふことでございますけれども、これは、警察と市で、官公署等に集まってもらいまして、十月一日からこういう規制をするので駐車場その他について配慮をするようにという要請をいたしておきました。

なお、一般的なことでございますけれども、この諏訪通り、三井銀行跡でございますが、ここには、ご承知のよう
に諏訪地区商店街振興組合というのができまして、新たに駐車場をつくるというような動きもございます。したがつ
て、既設の公営の駐車場あるいはセットをされますパーキングメーター、あるいはこういったような駐車場ができる
だけご利用いただきまして、お買物その他用事を果たしていただきようにお願いいたしたい、かように考えておる次
第でございます。

それから第三番目に、近鉄四日市駅西広場の問題でございます。これは十分山本議員ご承知のこととございますが、
多年にわたりまして建てたいうちも建てずにご協力をいただいておりまして、大変われわれとして感謝をいたしてお
るところでございます。広場の整備については、鉄道高架事業あるいは西浦土地区画整理事業の進展、それから四日
市中央線の東西連続等による急激な発展によりまして、急がなければならぬかというふうに考えております。こう
いった状況に対処するため、具体的な計画を立案いたしまして住民の方々にご相談を申し上げておるわけでございま
すが、やはりこの駅西広場の形態を七千平米ぐらいだということにいたしまして、権利者との調整に入つておるわけ
でございます。この形態については、おおむね権利者の方々も了解を得ておるというふうに聞いておりますけれども、
さらにこの七千平米のうち三千平米が近鉄の所有地になりました。残りの四千平米は権利者の土地でございます。で、
ここは戦災復興事業がかかった土地でございますので、二度の減歩ということになつて、減歩ではなかなか協力をし
ていただけないということでございますので、区画整理方式をもつてこれをやらなければいけないんではないか。で
きるだけ早い機会に、権利者の方々のご協力を得て広場造成事業を推進してまいりたいというふうに考えておるわけ
でございます。

最後に、八王子線の問題でございますが、この問題は、もう議長、副議長を初めといたしまして議会の皆さま方に

種々ご心労を煩わしておる問題でございまして、大変恐縮に存じておりますが、市長が上京をいたしまして、最終的に運輸大臣と会つて折衝をいたしました結果といたしまして、近鉄日永駅から西日野までは鉄道を修復すると、そして西日野から八王子までは連絡バスで措置をする。この西日野から八王子までの連絡バスということについて同意を得るということが条件であるというような案が運輸省の方から示されたわけでございます。この案を地元へ持ち帰つて、地元の方におろしました。地元の方では、やはり全線復旧という強いご要望があるようでございます。どう今後これに対処するかということについて寄り寄り協議中というふうに聞いております。これらの協議を待つたうえで当方としては対処してまいりたいと、かように考えております。以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

（市長公室長（三輪喜代司君）登壇）

○市長公室長（三輪喜代司君） 八王子線につきまして補足いたします。休止期間は、ご承知のように二十六日に切
れるわけでございますが、現在八王子線は、近鉄は、運輸省に対し廃線の申請をいたしております。それに対して
地元は反対と、こういうことになっております。それで、運輸省の方から、ご承知のような行政指導がなされてお
ることでございまして、休止の期限がまいりましても、運輸省としましてはこの際直ちに廃線はできないと。近
鉄としてもこのまま放置するわけにはいかない。したがつて、近鉄の方としては、事務的に休止の申請を出してくる
だろう。それによつて、運輸省はそれを許可せざるを得ないと、こういうふうなことを名古屋陸運局の方で私ども聞
いてしております。したがいまして、期限がまいりましても、いまの予測といたしましては休止はこのまま継続され
るであろう、このように考えております。以上です。

○議長（山口信生君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 まず災害対策から要望あるいは再質問していただきたいと思います。災害対策につきましては、いろいろ説明がありました。私は、かねてから言つておりますのは、たとえば、千丈の山も蟻の一穴から崩れる、このことを予測した災害対策というのを進めるべきであるということを言っておるわけであります。たしかに、昨年の集中豪雨による災害復旧が、五十年度末で計画としては八〇%、しかし、これでいきましても二〇%というのは残るわけです。幸いこととは大きな被災が現在のところないからいいようなものの、残されている一〇%が、来年あたりに大きな災害が来たときに一体どうなるのか。こういうことをあらかじめ予測をした災害対策というのを、いろいろ国の矛盾をした制度等があるかと思ひますけれども、それらについて、十分に事前対策というのを考慮していただきたいと思いますし、説明の中にもありましたが、これらの災害対策を進めるにつきましては、当然、土地の問題等で幾多関係者の協力を得なければならぬという問題もありますが、十分にそれらにつきましては慎重に取り計らつていただきたい、このことを強く要望しておきたいと思います。

さらに、交通対策の総合交通規制に關係する問題であります。私は、三滝川河川敷の利用について、原則として河川敷は利用すべきではないという考え方を持っております。これは災害の関係でありますが、しかし、現在の交通規制の状況からまいりますと、さらに先ほども申し上げましたように、三滝川右岸の、あの市場の利用者の立場からまいりますとそもそもまいらぬだらうということを考える。あの場所を見てまいりますと、三滝通りでなおかつパークイングメーターが、先ほどの助役の説明では百個ほどつくということでありますし、場所が未定だともあります。ですが、市独自でのパークリングメーターの設置等も今後まだ考える余地があるというふうに私は判断をします。そういう意味合いも兼ねて、パークリングメーターの設置の数あるいは場所等についても今後十分検討していただきたい。さ

らには、市場の利用者の、市民の足を守るという立場も踏まえて考えていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

さらに、バス路線が三滝通りで南北に一路線新設される模様でありますが、時期が明確になつておりませんので、いつからされるのか、この点できたら示していただきたいと思います。

それから、駅西広場と八王子線の問題でありますが、これは強く要望にとどめたいと思います。まず駅西広場の問題でありますが、過去十年以上広場を建設するということについて協力をしてまいりました。しかし、現状のようない形であります。この間に物価の高騰等で相当建設費等が高騰しているわけであります。十年前に計画どおり実行されてしまは、それなりの何と言いますか住民に対する利益というのがあったかと思ひますけれども、十年間待たされたがために相当の損害も考えざるを得ないわけであります。したがいまして、今後の計画の推進に当たりましては、この待たされた期間の損害補償等も含めた計画というのを進めていただきたい。

さらに八王子線の問題でありますが、どうも市の態度では近鉄任せというような態度でありますけれども、近鉄に二十六日に期限が切れる以上廃線の申請じゃなくって、休止なら休止の申請をしてもらうようにきちっと申し入れるべきだと思うんです。さらに、基本的には全面復旧というのが市民の願いでありますから、今後市の態度としても、そういう立場での近鉄あるいは運輸省との話を進めていただきますようお願いをしておきたいと思います。

ただ再質問しました部分についてのみお答えを願いたいと思います。終わります。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君） 登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 三滝通りのバス路線につきましては、三重交通あてに文書をもつて要請がしてござ

いますが、ただこのバス路線は、手続きの問題がございますので、いまここでいつごろからということは申し上げかねますが、三重交通といたしましても、できるだけ早くこのバス路線を開通するよう努めたいと、こういう回答が来ておりますのでご了承いただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

「助役（加藤寛嗣君）登壇」

○助役（加藤寛嗣君） 失礼をいたしました。確かに近鉄四日市駅周辺の交通の安全ということについては、現状は、非常にドライバーにとりましても歩行者にとりましても不都合な状況になっているようござります。私も毎朝あそこを通りますのでよく承知をいたしておりますが、これらについては、もう少し改善ができるんではないか。十分警察の方とも話し合って、さしあたっての改善策を考えていきたい。

地道については、その後の状況を見て、必要であればセットをするように努力をしてまいりたいと、かように考えております。

○議長（山口信生君） 森 安吉君。

（森 安吉君登壇）

○森 安吉君 このような壇上で質問させていただくことは初めてですので、失礼なことがありますたらお許しをお願いしたいと思います。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、伊勢湾の防災についてお尋ねしたいと思います。伊勢湾は、伊勢の海とも言われ、古くから東西交通の要衝に当たり、かつては桑名、津、鳥羽の諸港が栄えましたが、現在、南部は風光明媚なる伊勢志摩国立公園の海の玄関

であります。また、北部では、中京工業地帯の形成によって、名古屋・四日市の両港が貿易港として発展しております。四日市港の周辺には、石油工業を中心とする臨海工業地域の発達が見られるのであります。そのために原油を満載したタンカーが、一日に大小合わせて数十隻入港するのであります。戦前のタンカーは、大きいので一トンから二万トンでありましたが、現在では四十万トンから五十万トンのタンカーであります。そのタンカーが伊勢湾にて事故を起こしたら一体どうなるかと。たとえば五十万トンのタンカーが原油を満載して、伊勢湾にて他のタンカーあるいは貨物船とぶつかり、転覆したとしますと、約一センチの厚みで伊勢湾全体に原油が広がるのであります。これに火がついたら一体どうなるか。しかも初期消火ができなかつた場合を考えると、身が縮まる思いがします。伊勢湾、コンビナート、この全体が火の海になることはもちろんのことですが、塩浜・午起・羽津のみならずその周辺の地区は悲惨な焼野原になると思います。その対策はどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

また、四日市港の航路、ベースの水深と入港制限喫水をあわせてお尋ねしたいと思います。

次に、米洗川の改修についてお尋ねしたいと思います。六月議会にて、県の設計ミスでも笹川団地、子西高花平線の排水施設工事事業に、利息を含めて約二億四千万の補正をいたしましたが、その理由として、住民の不安を除くことが先決とか、あるいは人命尊重の折補正したというご答弁がありました。本当にけつこうなことだと思います。米洗川についてはどのようにお考えか。私が調査した、単純に計算したところでは、米洗川の流域面積が三・四平方キロ、米洗川の容積は三百七十立方メートルであります。雨が百ミリ降れば、現在の約三倍にしなければならないといふことになります。流れの量を差し引いても、最小、倍にして、両方の堤防をコンクリートあるいはブロックで包む以外にないと思います。昭和四十七年の豪雨のときには、一人の婦人が死亡しております。県の設計ミスでも、市が約一億四千万の補正をしたのでありますが、羽津地区に居住する善良なる市民の人命は尊重していくだけないのかど

うかお尋ねしたいと思います。

また、最後に農業用用排水路の都市下水路化についてお願ひしたいと思います。戦後、用水路の上流が開発され、団地がたくさんできていることは事実であります。また、個人でも、公害地域から西へ西へと土地を求めて、住宅を建てる住んでいる方がたくさんあります。これらの方々は、ほとんど農業用用排水路に下水を流しておられるのであります。しかも、にもかかわらず、この用排水路の補修及び川掃除は農家の負担にて行っているのであります。何ゆえ都市下水路課にて補修・川掃除をしていただけないのかお尋ねしたいと思います。一例を挙げますと、羽津用水の上流に住宅が建設されるとき、その地区の自治会長の同意書の捺印をしていただくよう行政指導をされておりますが、実際は、補修あるいは川掃除をしている羽津地区的同意書はなく、また連絡すらない状態であります。市長がおみえになりましたので、役員に責任ある答弁をお願いしたいと思います。

以上、第一回の質問を終わらしていただきます。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

（助役（加藤寛嗣君）登壇）

○助役（加藤寛嗣君） 伊勢湾の防災、それから米洗川等については、それぞれ消防長あるいは土木部長からお答えをいたします。

農業用水路の都市下水路化に関連をいたします問題でございますけれども、海岸部におきます農業用水路が都市下水路化をしておるというところはたくさんございます。羽津用水もその一つでございますけれども、これらの改修について、全面的にこの都市下水路側で行えといふのは、羽津用水の現状からいって若干無理があろうかというふうに考えております。まだまだ二百三十ヘクタールという受益面積がございます。したがって、全部を都市下水路の方

で持てというのは若干無理があるよう思いますが、少なくともしゅんせつ清掃等は、当然こちらで処理をいたしたい。

なお、改修については、具体的な問題、個々の問題についてご相談を申し上げて解決してまいりたいと、かようになりますのでご了承を賜わりたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 消防次長。

（消防次長（藪田裕君）登壇）

○消防次長（藪田裕君） 伊勢湾の災害防止についてお答え申し上げます。四日市港におきまして昨年一年間に入港した船舶のうち、タンカーが内外航路合わせまして一ヶ月平均一千百七十二隻、一日の平均約七十二隻でございます。こういった現状から、海上災害に対処するために、初動並びに火災防御体制、それから救助活動、関係諸官庁との連携による協力体制等について平素から整えておるのでございます。

海上災害につきましては、海上保安庁の機関が中心となりましてこれに当たるわけでございますが、本市といたしましても、消防本部と四日市市海上保安部との船舶消防に関する業務協定に基づきまして、相互応援の運用によりまして防災活動を行ってまいるわけでございます。また、より広域的かつ質量とも量的な防災体制の確立のために、海上保安部、それから三重県、四日市市、消防も含めまして、それから警察等の官公署を中心に、石油コンビナート企業、海運業、倉庫業、その他海域関連企業四十七機関によりまして四日市港湾災害対策協議会を結成いたしております。有事の際には、四日市市港湾災害時における応援協定に基づきまして即応する体制を整えております。また、毎年陸海合同訓練を実施することにしておりますし、本年は、来たる九月二十六日に実施する予定でございます。

また、民間防災機関といったしましては、伊勢湾入港の船舶の航行警戒とか石油類の荷役中の警戒、海面流出油の

防除及び海上火災の消火等を業務としたしております伊勢湾防災株式会社というものがございまして、企業の出動要請に応じまして対応できる体制を整えておるのをございます。そのほか、伊勢湾海域におきまして大量の油が流出した場合、この防除活動につきましては、第四管区海上保安部を中心とした伊勢湾流出油災害対策協議会が設立されておりまして、本市海域に大量の流出事故が発生したときには、同協議会におきましても防除活動に当たることになっております。

また、沿岸の海域での火災によりまして陸上への延焼危険が予想される場合、本市消防署並びに消防団を初めといたしまして、コンビナート防災協議会加入事業者が、火災時におきます応援協定に基づきまして、消防長の要請によりまして、同協定運用に従いまして出動することになっております。

消防防災力でございますが、先ほど申し上げました四日市港港湾災害対策協議会の会員の所有する船舶関係、海上保安部だとか消防本部、それから四日市港管理組合、伊勢湾防災、その他関係企業の所有する船で消防能力を有する船艇が十五隻でございます。そのうち消防防災船、これが四隻でございます。装備・消火薬剤等の保有量から、この消防防災船に準ずるもののが三隻というところでございます。この十五隻のうち、オイルフェンスの設置を可能な船舶は九隻でございます。その他巡視船とか作業船が十二隻ございます。これらの船舶に積載いたしております消火薬剤等につきましては、薬液が八万五千リットル、粉末二千キロ、油処理剤三万三千リットル、オイルフェンス四千六百メーターでございます。このほかに陸上の沿岸企業、それから消防本部等の備蓄薬剤その他防災資器材等がござりますわけでございます。こういったのが伊勢湾の災害防止に関する現状並びに対策でございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 先ほど山本議員からもご質問ありましたように、この米洗川流域におきましても、昭和四十五、六年ごろから開発が非常に旺盛になってまいりまして、垂坂の区画整理あるいは垂坂土地改良事業、一般民家の造成等がふえてきているわけなんでございまして、これらすべて旧指導要綱によってチエックしてきているわけなんでございますが、下流部の河川の問題等につきましては、指導要綱の手の届かないところもあったわけなんでございまして、そういう関係で、下流部の河川流量の負担は非常に大きくなってきたわけなんでございます。米洗橋上流部分におきましては、四十六災、四十七災、四十九災といったような災害復旧工事でかなり護岸の復旧はなされているわけなんでございますが、河道の河積の問題につきましては、従来のままであります、どうしても河口部まで流量の増大をはからなきやならぬといったような状況に來ているわけなんでございます。そこで、この河川を準用河川に指定いたしまして、昭和五十年度に建設省の準用河川の改修事業の補助を受けるようになだいまでのところ調査の準備を進めているわけなんでございまして、この調査には、測量とか設計とかそういう費用が要るわけなんでございますので、今議会にご提案申し上げているわけなんでございます。

こういったような河川は、ほかにも三河川ございまして、げんの堀川とかあるいは河原田の谷川と、そういう川も含めて準用河川の指定をし、今後進めていくつもりでございます。

○議長（山口信生君） 森君。

〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 四日市港の航路とベース水深と入港制限喫水のお答えがちょっと抜けておりましたんですけども、四日市港の災害対策協議会といろんな、海上保安庁とか、三重県、四日市あるいは海運企業等でつくっているとか、あるいは消防の防災専用船が何隻とか、オイルフェンスを積んだ船が何隻とか、こういうご回事がおりましたわけで

すけれども、昭和四十九年十二月十八日に三菱石油の本島製油所が四万キロリットルの重油を流して、オイルエンスを三重四重に張つても瀬戸内海へ流出したという事実、これは新聞に出でおりましたんで事實だと思います。

あるいは、いろいろ防災能力の船、話していただいたわけですけれども、このような装備の状態では、お粗末で、無防備に近いと思います。國へもと充実した装備を陳情しておられるかどうか、おられるならば具体的に説明していただきたい。また、陳情していないならば、何で陳情しないのか、それを説明していただきたいと思います。

それから米洗川の改修ですけれども、これは垂坂に清掃団地ができましたとき、当時の中山衛生部長から全面的に改修をすると約束されたんありますけれども、そのまま放置されてしまいます。それは現在の環境部長、申し送りを受けておるのか受けておらぬのか、受けていないとすれば、これは大きな問題だと思います。

また、石原産業が垂坂を開発したときに調整池をつくったんありますけれども、翌年の豪雨で一ぺんに埋まつております。これについて行政指導はしたんだあるかどうか、これをひとつお尋ねしたいと思います。

それから、都市下水路化についての用水路は、市に多くあると。それは確かに多くあると思いますけれども、農地が多くあるから全面的には無理だという話ですけれども、休田もしておりますし、しかも、農地と言いましても、八郷、大矢知、羽津、これ全部をまとめての農地であります。にもかかわらず、なぜ羽津だけが改修あるいは川掃除をしなければならないのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。以上でございます。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（山北 彰君）登壇〕

○環境部長（山北 彰君） 中山部長から清掃団地ができた当時の約束を申し送りを受けておるかどうかという点につきましてお答えいたします。

中山部長の後が園浦部長になられまして、園浦部長から私が引き継ぎを受けたわけでございますが、園浦部長からは引き継ぎを受けておりません。しかしまあその話につきましては、どういうべきさつであつたかということにつきましては、よく担当者から聞いております。以上でございます。

○議長（山口信生君） 消防次長。

〔消防次長（萩田 裕君）登壇〕

○消防次長（萩田 裕君） 先ほどご指摘いただきました水島のような大量な油が流出した場合、それに対応する資材等も貧弱ではないかということでございます。こういった事故を再び繰り返さないようにするには、まず沿岸企業から油を工場の敷地外へ絶対に流してはならないということであろうかと思います。そのためには、本市といたしましては、タンクの防油堤の容量のアップだと排水設備の全面的な見直しだとか閉鎖用土のうの常備、その他工場敷地外周に盛土等の構築について指示しております。強力に推進している状況でございます。

なお、資器材装備体制等につきましては、国家消防庁の方に、機会あるごとに申し入れておるわけでございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 石原産業の調整池の行政指導の問題でございますんですが、旧指導要綱に基づく当時の建設でございまして、いまのよう義務づけてはいないわけなんでございますけれども、造成によっての流量変化ができるだけ避けるといったような指導方針でやっておりました。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） 羽津用水の問題につきまして、下水道部長の立場からご答弁をさせていただきたいと存ります。先ほど助役の方から答弁がありましたように、最近における都市下水路化というものは非常に激しいものがありますが、地域によりましてその状態は千差万別であります。だから一概にこれをどうするということは、そのものさし、そのもの自体もお互いの感覚がありまして非常にむつかしくございますが、極力下水道といたしますは、しゅんせつ等につきましては、積極的にやらせていただきたいと存ります。

ただ、羽津につきまして、地元の方々が、かねてから用水時期になりますと出動していただきまして、そのしゅんせつ等やっていただいておるということを聞いております。大変喜んでおりますが、下水道部におきましても、全面的にはございませんけれども、特にお宮さんから下流あるいは上流部で暗渠の部分もたくさんございますが、それらの部分につきましては、ご承知かと思いますけれども、羽津の方々と協議させていただきまして、年一回程度のしゅんせつでございますけどもやらせていただいておる現状でございます。まだ及ばない点があろうかと思いますが、この件につきましては、今後とも十分配慮させていただきたいというふうに考えております。

○議長（山口信生君） 森君。

〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 四日市港の航路とベースの水深入港制限喫水をお尋ねしたんですけれども、答えられないところをみますとどうも知らないらしいんで、私が教えたげるからよう研究していただきたいと思います。

航路ベースの水深は、約十五メーターです。入港制限喫水は十四メーターです。そういうふうになつております。しかし、これは海上保安庁の港則法によりますと、船底と海底のすき間は、タンカーの喫水の一割は必要であるとい

うこととに違反しておりますので、その点もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この装備について陳情をどうもしてみえないらしいですけれども、早急に陳情をしていただきたい、絶対に海の事故がないようにひとつしていただきたい。

こちらから質問をしておりまして、涼しい顔をしてみえますので、聞こえたんか聞こえないのかわかりませんが、きっちりとここに書いておりますので、これを後からよく読んで、そして市民の安全を守っていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、石原産業の開発した調整池ですけれども、これは現在埋まつておりますので、必ず堀つていただきますよう、ひとつお願ひしたいと思います。

それから、農業用排水路ですけれども、羽津だけが改修あるいは川堀りをしなくていいように、お互いが四市市民ですので、みんなが協力して川を掃除していただくよう行政指導をしていただきたいと、こういうように思っています。

いろいろと失礼なことを申し上げましたけれども、早急に実施されることを要望いたしまして私の質問を終わりたいと思います。どうも失礼しました。

○議長（山口信生君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

四日市市議会

四日市市議会定例会會議録（第三号）

昭和五十年九月二十三日

金 加 大 大 宇 岩 伊 小 天 青
治

森 藤 森 谷 田 田 藤 井 春 山

定 多 喜 良 久 信 道 文 峰
喜

正 男 三 正 市 雄 一 夫 雄 男

○出席議員（四十一名）

○本日の会議に付した事件
日程第一 一般質問

○議事日程 第三号
昭和五十年九月二十三日（火）

午前十時開議

第一 一般質問

○欠席議員
(三名)

坂訓小 山山山森松増前堀古福平長
谷
口霸川 本中路口島山川 市田野川
正也四 忠 信 安 良 英 辰 新 元 香 行 鐸
兵
次男郎 勝一 剛生吉一 一男衛一 史信元

橋野野生中出坪田高高高後後小小粉喜川
多
本呂崎川村井井中橋木井藤藤林林川野口
增平貞平信妙基力三長寛喜博洋
藏和芳藏夫博子介三煎夫六次夫次茂等二

○議事説明のため出席した者

○出席事務局職員

主	議	事	助	收	市	總	稅	產	福	環	土	下	水	木	木	社	業	務	務	長	公	務	入	役
主	議	事	事	建	市	稅	產	福	環	土	下	水	道	木	木	社	業	務	務	長	公	室	長	役
事	務	事	助	收	市	稅	產	福	環	土	下	水	道	木	木	社	業	務	務	長	公	室	長	役
係	課	局	事	建	市	稅	產	福	環	土	下	水	道	木	木	社	業	務	務	長	公	室	長	役
事	長	長	事	收	市	稅	產	福	環	土	下	水	道	木	木	社	業	務	務	長	公	室	長	役
事	長	長	長	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役
西	山	板	川	菊	森	佐	薮	天	奥	伊	荒	美	杉	山	谷	斎	杉	阿	庄	三	加			
口	口	崎	村	地		々	松	平	市	市	荒	濃	杉	山	谷	斎	杉	阿	庄	三	加			
克	大	得	英		幸	木	田	野	龍	伊	美	木	本	北	沢	藤	本	南	輪	司	藤			
之	之	也		雄	精	木	村	井	川	荒	濃	木	部	本	北	沢	藤	本	南	輪	司	藤		
徹	彦	丞	二							一	三	博	義	文	久	治	輝	喜	良	司	一			
										仁	三	清	人	郎	真	一	郎	美	廣	彰	男	美	芳	彥

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十四名であります。

本日の議事は、お手元に配付しました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

大森多喜三君。

（大森多喜三君登壇）

○大森多喜三君 第二日目のトップバッターでございますが、通告に基づきまして以下四点ばかりお尋ね申し上げとう存じます。前もってお断り申し上げますが、私歯を入れましてから六ヶ月でございますが、まだ定着いたしませんので、どうも物が言いにくい。よく舌足らずと申しますが、私舌長の方でございまして、聞き取りにくいことがあると思いますが、お許しを願いとう存じます。

きょうも、岩野市長お見えになりませんが、きのうの顔色を見ておりましたら、何かこれでいいのかしらぬ、こういうふうな気がしたのでございますが、やはりお悪いらしい。市長さん、一日も早くお治りになりまして、そうしてここへお顔を見せていただきたい。そういう気持ちと、命あっての物種でございますので、この際にひとつゆっくり休養してもらいたいと、こういう相反する錯綜した気持ちを持っておるのでございますが、ともかくにも市長がこ

こにお見えになりませんと、非常にさびしいと、非常にさびしい気がするのでございます。

さびしいと申し上げますと、今度の補正予算全体につきまして何かさびしい気がするのでございます。十二億七千五百八十六万一千円と申しますと、相当大きなものでございます。名古屋市が三十一億円だと、それを考えますと相当なものでございますが、財源たるや実にお寒い限りでございまして、ほとんどが国県の支出金、自主財源と申しますたら、三億三千万余の繰越金、それから競輪収入の繰越収入でございます一億四千三百万、これがいわゆる自主財源の目玉商品でございます。市税収入がちっとも上がっておらない、補正予算に市税収入がないということは、これいまだかつてなかつたんではなかろうかと。寡聞でございますが、昔シャープ勧告で地方自治体がいじめられました当時でも、こうことはなかつたんじやなかろうかとこういう気がいたしまして、総体的ながめまして、こういう大きなおかさまの底をひっかき回してようでき上がった焦げだらけのおむすびのような感のある補正予算でございます。

しかし一面考えますと、焦げだらけのおむすびにしましてもおむすびができたということは、まことに結構でございます。財源はおさびしいが、しかし十二億余の補正予算ができるたということにありがたい、と一面思う次第でございますが、それに関連いたしまして、私実は市税収入の当初予算百二十一億円がどの程度に伸びるんかと、こういうことをお聞きしたかったんでございます。六月議会に山中議員のご質問に岩野市長は、大体九億五千万伸びるんじゃないかと、こういうお答えでございましたが、先般の議案説明ではそれが約五億円落ち込むんだと、きのうの加藤助役のお話では大体四、五億伸びるんじやないかと、こういうふうなお話でございまして、総合いたしますと、本年度の市税の総収入は百二十六億円程度ではなかろうかと、こう思うんでございますが、私が聞きたかったこともすべてわかりまして、お聞きすることはないんでございますが、しかしどとかく新米は好奇心が強うございまして、そ

いじや四、五億というのはどういう根拠で出てきたんだと、こういうことを知りたい。これ悲しいさがと申しますかこういうことが聞きたい。

それで、ひとつ細かい具体的な問題ではございますが一つ法人税が落ち込む落ち込むと言われる法人税二十二億九千万でございましたか、これがどれほど落ち込むのか、約三億円という話でございますが、法人税が三億円落ち込んだら個人市民税の二十八億七千五百八十万でございましたが、これがどれほど伸びるんかどうか。固定資産税が四十九億七千五百六十万と、これが一体どの程度伸びてくるのか。あるいはまたその次に大口と申しますと電気税の七億三千九百万でございましたが、これがどの程度に伸びるのか縮むのか。その次は大口と申しますとたばこ消費税の五億二千万、これはたばこをどれだけ吸うか、これはお釣廻さんでもご存じないと思いますが、これはよろしゅうございますが、その次に注目されるのは特別とん議与税でございますが、これの二億三千万が貿易の不振によってどれほど伸びるのか縮むのか。こういう点、まことに細かい問題でございますが、ひとつ新米議員の教養のつもりで専門家の税務部長からお答え願いたいと思うのでございます。

それから出張所の問題でございますが、私も出張所長十五年しておりますとなぜか郷愁を感じるのでございますが、その出張所の問題についてお尋ねを申し上げたい。

昨四十九年から四日市の総合計画が始まりまして、その中の五ヵ年計画の中に、今後出張所はこういう性格にしていこうと、こういう計画が載っておるのでございます。それによりますと、出張所を本当の意味の地域市民センターとしようと。そうして、そこではご老人が集まって碁をしたり、将棋をしたりあるいはまた雑談をしたり、そうしたことをする老人憩いの家にしよう。あるいはまた青少年育成の意味におきましては、児童文庫も併設しよう、あるいは児童館のようなものにもしよう。また婦人会の料理講習もしようじやないか、各種団体の集まりにも使おうじ

やないか、本当の意味の地域市民センターにしていきたいと、こういう計画でございまして、そうしてまたそれを五ヵ年計画でどうしていくかと申しますと、独立の市民センターは二つだけつくろうと、そのほかの出張所はその性格に見合うような手直しをしていこう。それには五年間で大体二億二千五百万ばかりの金が必要るんじやないか、といふいわゆる予算的な裏づけの予想まで立てた計画でございますが、その計画がいまどういうふうに進んでおるか。ただし、本年度公民館費から五千六百二十万が出まして、そうして河原田の公民館がつくられております。また出張所費から二千八十万が出まして、そして河原田の出張所をつくられておられますが、この河原田はともかくとしてそのほかの出張所、そうしたところがどういうふうに進んでおるのか。もう二年目でございますから、具体的な案もでき進行もしておりますが、これについてひとつお尋ね申し上げたいと思うのでございます。

それから消防本部の問題でございますが、消防の仕事を最近非常に変わってきた、変貌を來たしてきたんじやなかろうかと思います。これまで消火が中心の消防でございましたが、最近になりますと予防行政に大きなウエートがかかるべきやならない。林立いたしまする原油タンクあるいはまたガスタンク、こうしたものに対する査察点検、これもしなきやならない。先般諒訪連鎖街で火事がございましたが、ああいう火事の元でございまするプロパンガスのボンベの点検もしなきやならない。数え立てれば切りがないような仕事でございまして、そうした仕事が消防本部に加重されておるのでございます。先般ございましたか、公災害の特別委員会に消防長お出ましになりました、あれもしたいこれもしたいとおっしゃっておみえになりましたが、しかし現有勢力百九十一名で本当にそうしたたくさん仕事がこなせるのかどうかと、また天下に名だたる化学工場がたくさんございますには、そこには優秀な技術屋さ

んがたくさんお見えになると思ひますが、そうした人たちを相手に査察し指導し助言し総点検する、というような能力のある人が消防本部におるのかどうか、おるんだたらよろしゅうございますが、おらないんだつたら欲しくないのかどうか。それに対して消防長はどういう手を打っておみえになるのか、こうしたことについてお尋ね申し上げたいと思うのでござります。

もう一つ、この共同、同和、中央、同盟、この中央の地区におきましては、かつて消防分団があつたのでございますが、現在七、八年前でございましたか、何の理由かは存じませんが解散したんでございます。自來七、八年そのまま推移をいたしておるのでござりますが、これは一体どうなんだと。中署に近いから火事のときにすぐに行くから、消防分団は要らないんだ、こういうわけか知りませんが、しかし消防団てそんなものじやございません。消防団はいろいろな仕事があります。消火だけじやございません。鎮火の後の警戒もしなきやならない。あるいはまた、台風その他の災害時におきまして防災活動もしなきやならない。その職務多岐にわたつておるのでございますが、そうした消防分団、中署に近いからなくてもいいと割り切るわけにもいかないんじやなからうか、と思います。

私どもの橋北地区、あるいは常磐、日永、塩浜と、そういうところでは中央が焼けたときはわれわれは応援に行かなきやならない。下手すると残火の警戒何もかもせなきやならないが、われわれの地域に火災のあつたときは、中央からないんだから消防分団は応援に来てくれない。これははなはだ不公平ではないか、こういう不平の声があるのでござります。また各消防分団といふものは、各地域において相当な経済的な負担をかけまして育成強化をはかつておるのでございますが、地区において育成強化をしてその仕事は四日市市内全般でございますが、そうしたときにこの中央に分団がないというのは、どうもおかしいんじやなからうか。消防長は七、八年こうしてきましたんだから、もうそんなことは洗い立てぬとほおかぶりしていこうじやないか、というお気持ちか、あるいはやはりこの広い四日市の

中央だけに消防分団がないということはおかしいから、何とかつくろうというお考えか、そうしたことをひとつお漏らしを願いたいと思います。

この市税の問題、それから出張所の問題、消防の問題、四点でございます。簡単なものでございます。五、六分いやべりましたが、しかし安物のてんぶらではございませんが、衣は大きいが中身は小さいと、たつた四点でござります。しかも簡単な問題でございます。簡明など答弁をいただきたい。簡明と申しますのは、簡単にして明瞭ということでございますので、どうぞよろしゅうお願ひ申し上げます。

○議長（山口信生君） 税務部長。

〔税務部長（杉本治芳君）登壇〕

○税務部長（杉本治芳君） それで、ご説明申し上げます。

全体額におきまして百三十億五千万程度と申し上げておりましたのが、個人の市民税が非常に伸びが悪かったということと、それから法人市民税が逆にマイナスになると厳しく見ておりましたが、それがマイナスになるというようなことが重なりまして、約五億円程度の当初の見積もりよりも不足する、という事態に相なつたわけでございます。細かくご説明申し上げますと、まず個人の市民税からでございますが、これは当初予算に見ましたよりも約二億の増でございます。これもと大きく見積もつておつたわけでございますが、土地の譲渡が非常に少なくて大きく影響したわけでございます。それから、法人市民税が三億不足ということに相なりまして、二十三億が約二十億ということでございます。それから固定資産税、これは資産にかかるものでございますので、そう変わりません。大体あと二億強の伸びになるかと思います。それから電気税でございますが、使用料がもっと少なくなるんじやないかと見通しておりましたが、さほど減少はいたしておりませんので、非課税措置が洗い直されることによつて一億、それから

減収を見込んでおりましたが、そう使用料減つておりませんのでもう一億で、当初予算に比べまして二億強の増になるかと思います。その他もうもろで約二億ということで、差し引き当初予算よりも五億の増ということに相なるわけでございます。それから特別とん議与税でございますが、四十九年度が二億四千百万円でございました。これを収入見込み当初予算二億三千万計上いたしておりましたが、最近の動きを見ておりますと約一割程度の減少、二千万円余りの減少ではなかろうかと、かように見ております。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

（助役（加藤寛嗣君）登壇）

○助役（加藤寛嗣君） 出張所の問題についてお答え申し上げます。

お話をありましたように、出張所は基本構想で市民センターとして整備をしていくことでございますが、現在二十一の出張所がございますが、このうち改築等をするものが七つございます。すでに整備が終わっているのが七つと、あと八つについてこれは何らかの充実の対策を講じていかなければならない、というような状況が現状でございます。

そこで、先ほどご指摘のありました二ヵ所ということでお答えしますが、このうち一ヵ所は河原田で、これは今年度中にできる予定をしております。あと一ヵ所、計画ではあと一ヵ所ということでございますけれども、ただいまご説明申し上げましたように改築整備を要するところが七ヵ所もございますので、何とかこれをもう少しあと一ヵ所といふことでなしに、努力をしてふやしていくことができないかということを、現在検討中でございます。これは、来年度の予算のぐあい等を見なければ、いまここで明確に申し上げることはできないのは、大変遺憾でございますけれども、あと一ヵ所ということで決められているからということで済まないで、何とかしたいというふうに考えておる

ような次第でございます。

それから消防本部の増強でございますが、これもご指摘のありましたような業務が大変ふえてきております。現在の定員は百九十三名でございますけれども、この予防業務あるいは救急業務、あるいは危険物の取り扱いの問題、あるいは建築基準の問題等が大変複雑多様化してまいりまして、そういう意味で技術者の充実ということは今後必要ではないか、というふうに考えておりますので、その線に沿って鋭意努力をする所存でございます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 消防長。

（消防長（松村佳美君）登壇）

○消防長（松村佳美君） 消防本部の増強の問題につきましては、ただいま助役の方から答弁があつたわけでございますけれども、私も一部補足的にご答弁をさせていただきたいわけでございますが、近年この石油コンビナートにかかりますところの業務は、とみに増大をいたしております。ちなみに申し上げますと、昭和四十五年中に扱いました危険物の許認可事務は千七百六件でございましたが、昨年度の実績は三千四百八十六件というふうに倍増をしてきておる、というふうな現況になってきております。

加えましてここ数年来消防法の改正等がございまして、各種の検査の事務というようなもの等が大変に増大しております。これらが大変大きく私たちの頭上にのしかかってきておるという現況でございます。このことをもってのみ見ましてすべてを論ずるわけにはいかないと思いますけれども、他の業務にいたしましても、通信救急の業務にいたしましても、仕事の伸びには大同小異がありますけれども、いすれも増加の一途をたどつておる現況でございます。特に最近におきます火災をはじめとした都市災害対策の積極的な推進という要求をされる現

状におきまして、仕事の層はまことに重く厚いものがございます。この責任を果たすためにあらゆる力を振りしぶりまして、最善の努力を現在払つておる現況でございます。もちろん人員の増強ということにつきましては、鋭意私も市当局の方々に、市長をはじめ関係の方々に、ご要望はいたすために努力をしたい、というふうに考えておるのはもちろんでございますが、その一面やはり職員の質的な向上と、あるいは内部の体制の整備と、こういうものをやはりその一面向においてはかつていく必要を痛感いたしておるのでございます。特にご指摘がございましたように、技術職員と、消防の予防技術、いわゆる化学なりあるいは建築学といったようなないわゆる技術教育につきましては、四十七年につくりました消防訓練所、本年消防研修所というふうに改めましたが、この研修所の内容をさらに充実いたしまして、この面の教養を十分にはかつていくようにならうか、というふうにいたしたい、というふうに考えておる次第でございます。問題は、ここ数年来特にやかましく言われてまいりました防火消防から防災消防への質的な脱皮といいますか、転換こそいま私たちに課せられた大きな問題ではなかろうか、というふうに考えておる次第でございます。こういう意味におきまして、今後は消防本部の増強という面につきましては人の問題、さらに施設、設備、あるいは教育というものに重点を指向いたしまして、市民のご要望にこたえるために努力をいたしたい、というふうに考える次第でございます。

次に、消防団の中央分団の問題につきましてご質問があつたわけでございますが、現在の四日市市消防団の条例定員は、四百二十七名というふうに相なつております。現員は四百十二名でございまして、十五名の欠員といふうになつておるわけでございます。その十五名はやはり中央分団の要因だというふうに承つておるわけでございますが、私も何せ消防長を拝命いたしましてから日も浅うございます。どういう経緯で中央分団が現在置かれておらないのか

というふうな問題につきましては、全く白紙でございますし、その歴史的な経過とか実情というものについては存じておらないということで、大変申しわけない次第でございますが、ただいまご質問がございましたので今後は十分に調査をいたしまして、検討していくようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 大森君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君 どうもいろいろありがとうございます。

税務部長さん、私ら年寄りはありや算術と申しますが、ありや算術の試験でございますが、ご親切にお答えください大体つじつまが合いそうでございます。そういたしますと、本年度の税収の総額は百二十六億円前後ではなかろうかと思うのでございます。六月の市議会でございましたか、市長はこれから財源の見通しは大体十五億三千五百万ぐらいあるんだと。しかし義務的経費が大体十三億九千万あるんだと、こういうふうな六月議会のご説明でございましたが、その市長おっしゃった十五億三千五百万の中で五億円引いたらもうあと十億三千五百万だと、それに義務的経費だけでも十三億九千万だ。そのほかたくさん要りましようが、なかなかこの前途むずかしいもんではなかろうか、と思うのでございます。こうしたことで、果たして将来新しい事業ができるのか、あるいはまた十一月の補正予算、あるいは三月の補正予算が組めるのかどうか。そうしたことにつきまして何かゆえ知らぬ不安を持つのでございますが、しかしながら不安ばかり持つておっちやいけないと。まだ四日市の底力はあると。市債の残高にいたしましても、現在百十一億程度、公債費にいたしましても十億程度、うわさに聞きますと、大阪府でございますか高槻市のこと

きは、当年度だけで百四十億の起債を計上いたしまして、公債費の支払いが四十四億円と。そうしたこととに比べまして四日市は非常にありがたいんじゃないかと。理事者、議会が財政の危機だ、あるいは硬直化だというよりも、むしろ何とか財源の捻出の方途を講じまして、笑ってこの難局をこの危機を乗り越すように、そうした方途を講ずるのが肝心じやなかろうかと思います。

どうか理事者の方々、起債その他におきまして財源の確保に大いに努力をしていただきたい。その点要望したいと思うのでございます。

それから出張所の問題ですが、いろいろ助役からお話をありましたが、大体了承したんでございますけれども、それじや河原田はともかく出張所は一体どのぐらいの金かけられるんか。出張所費の修繕費を見ましたら七百万だと、七百万ではなかなかできません。果たしてこれがやられるのかどうか、これ漫画の本じやございませんからこれはつくるのに高かったと思います。こういう計画を立てておみえになるんだ、これは市民におそらく渡つておると思いまするが、こういう計画をお立てになつたんでございますから、どうぞ実証してもらいたい。の中に「実現性に主眼を置いて、」こういうふうに書いてある、大きな字で書いてあります。実現性に主眼を置いて、とこういうふうに書いてありますから、どうぞもう一ぺんうちへ帰つてこれ開いてみて、実現性に主眼を置いてと書いてありますから、計画倒れのないようにひとつよろしくお願い申し上げたいのでございます。

それから特に申し上げたいのは、その計画の進行につきましてどうか、きのうも四郷の問題が出ておりましたが、憩いの家にできないような場所もあると、特に橋北の出張所のことは三十九坪の敷地に二階建てのブラックが建つておるのでございます。これは老人憩いの家にもできませんし、児童文庫の併設もできない。各種団体の寄り合いもできない。しかも公民館も何もないと、こういう状況でございますが、こういうところはどういうものをつくつておる前に何とか手を打つていただきたい、特にこの点をお願い申し上げるのでございます。

それから消防の問題でございますが、消防長、助役ご説明願いましたが、どうぞ消防長しつかりがんばつていただきたい。増員の問題になりますと、市長も助役も目の色変えられるだろうと思いますが、しかしここに四、五人の有能な職員を置きますと、将来にわたりまして数千数億のおそらく財産を守る結果になりましようし、数百数千の人命を守る結果になると思いますので、どうぞ二十四万市民のために市長の目の色や顔の色は考えずに、果敢に要請していただきたいと思うのでございます。

まだ時間もありますが、おそらく議長、きょうははかいくようには思つて気もんでおみえになるだらうと思いますので、はなはだ簡単でございますが、以上をもちまして私の質問を打ち切らせていただきます。まことにどうもありがとうございました。

○議長（山口信生君） 粉川 茂君。

（粉川 茂君登壇）

○粉川 茂君 おはようございます。ご通告に従いまして質問いたします。

日本の経済がきわめて厳しい不況の今日でも、政府は赤字国債でその歳入の欠陥を補うという手段がございますが、

地方自治体にはどんな手段が残されているでしょうか。昨日から各議員が、財政危機に直面している市財政の見通しはどうか、あるいは財源対策はどうかの再三のご質問に対し、基金の取り崩しあるいは、市債に頼るとか、あるいは節約するとかご答弁をいただいたのでございますが、こんな単純なことでこの不況から四日市の財政を守り通すことができるでしょうか。むずかしいことですが、再度お伺いいたします。

地方財政が深刻化するにつれて超過負担の軽減とか、法人市民税を限度額いっぱいまで上げるとか、国と自治体の仕事と財政の分け方を根本的に変えよとか、あるいは現在の徴税率を半々にすべきだとか、いろいろ言われておりますが、どの道を選ぶにしても容易なことではございません。結局は、自治体は自治体で自分の資金源を豊かにしていく才覚を持たざるを得なくなるのではなかろうかと思うのでございます。北海道の池田市のワインづくりの話は有名でありますし、最近犬山市が観光客から観光税を取るということが新聞に書かれておりましたように、どの自治体でもいろいろ考えて歳入の欠陥を補う努力をされつつあるようでございます。本市でも遅まきながら開発に伴う特別の負担税をとるか、まだまだ財源は見つけられるでしょうが、たやすく大きく財源を得られる道は、申し上げるまでもなく競輪であります。ちょっと努力すれば億単位の金が入ってくるのでしょうか。四日市はご存じのように財源が豊かでありましたので、ギャンブル収入をことさらに考えずに今日まできたと思われますが、もし四日市の財源が貧弱な都市であったなら、収入増のためにいろいろの問題を検討されただろうと思えるのでございますが、現在の四日市競輪の売り上げは全国でも最下位でございます。最下位であればこそ今後うんと収入が上がる道を講ぜられると思うのでござります。

しかし、競輪が発足して今日まで、まだ将来を考えますといろいろ考えさせられることが多いのでございまして、皆さん方もご承知のように、東京都の美濃部知事と京都府の嵯峨川知事の競輪に対する考え方が、全く正反対でありま

した。今日の財政事情から見てどちらが正しかったでしょう。地方公共団体としての東京都がギャンブル収入に頼るべきではないことは、だれの目にも明らかな原則的公理であり、その廃止に踏み切ることは都政がモラルを取り戻したことでありますと、昭和四十四年二月定例都議会施政方針演説で美濃部都知事はこう言っておられます。う理想論のもとに東京都は廃止いたしました。一方これに對して、京都府の蜷川知事は獨特のギャンブル行政哲学で、美濃部君はギャンブル収入で歳入の不足を補おうというのは悪いと言ふが、どこが悪いのか。補つていいくのではなく、それだけ余分に入ると考えたらよいのだ。三割自治で財政が圧迫されているのに不淨の金なんて言つておられない、そんなものは八割五分自治ぐらいになつて初めてできる議論だ。地方自治体はどこも東京みたいな金持ちじやない、ギャンブルしないで済むように地方財政制度を変えない限り、ギャンブル収入を不淨の金というのはどうかと思うと言つて、真っ向から反対の議論を述べておられます。双方の立場は違いますが、モラルで行政をやるのではなく、行政をすることによってモラルを貫く。たとえば六十五歳以上の医療無料化、老人ホームをつくることによつて、人々の心に敬老の精神が生まれる、金を出すことによつていたわる心を広めるのだ。その金がギャンブルの金だつていいじゃないか、という蜷川知事の立場は、財政の窮迫した今日の自治体ではよくわかる言葉であります。そして東京都が廃止しました京王閣競輪場、江戸川競艇、大井競馬は、都下の特別区、市が肩がわりの開催権を持ち、そして後楽園競輪場だけがジャンボパールに変身したのは、すでに皆さんご承知のとおりであります。結局東京都は何をしたのか。富裕団体東京都ならではの上品な観念的遊戯として片づけられたのであります。競輪についての論議は、その人その人によつて異なると思いますが、不況における自治体として必要かと存じますし、競輪場が四日市にある限り、私はその収益を上げるために努力すべきだと思つてございます。先輩の伊藤議員が、この三月に競輪は事業であつて行政でない、行政感覚で競輪事業をやつていては、いつまでたつても収入は上がらないと強く力説された

ように、競輪は事業でありファンはお客さんであります。市役所へ見える市民とは違うはずでございます。このお客さんだという観念がなければ競輪収益を豊かにすることはむずかしいと存じまして、以下項目別にお尋ねをいたします。

ご承知のことくインフレから不況へときわめて悪い経済事情で、ギャンブル収入も全国的に伸び悩んでいることは事実でございますが、名古屋市の衛星都市である四日市の競輪収入が全国で下位にランクされているとは、何かの問題をかかえていることには間違いありません。参考までに最近の全国競輪場の収益状況を見ましたのでございますが、その伸び率は最下位であります。近くの松阪競輪場と比べますと、四十五年を百として松阪は二三五・七%であります。四日市は一六七・六%であります。また昨年度の中圏の各競輪場の統計から見ましても、きわめて深刻な織維の不況を呈しております一宮市すら、前年比一・五%の伸びを示しており、岐阜市におきましては二三・三八%、松阪市においても八・三四%の伸びを示しておりますが、四日市は残念ながらマイナス一・七四%と負数でござります。特に本年度の六月、七月の四日市競輪は、前年同月の八四・三%ないし八四・九%と厳しい落ち込みでござります。いろいろ落ち込みの理由がありましょうが、わかっているだけで結構ですからお聞かせ願いたいと思います。

次に、施設の充実が優先かファンサービスが優先か、その位置づけの問題でお伺いいたします。ただいま理事者におきまして優秀な選手を誘致する目的、ひいてはファンサービスにあるいは売り上げの増強になろうと思いますが、管理棟の設計を進められておられるそうでございます。私もその趣旨に同感で喜ばしいことと思いますが、それ以上に必要なのは名四国道よりの進入路の改修と駐車場の整備かと考えるのでございます。金のないときに多くを望めませんが、駐車場の舗装ぐらいは何よりも早くすべきだと思うのでございますので、お考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

第三点として、米洗川の川下に千五百坪の土地があつて名古屋方面のお客さんの駐車場として好適のところゆえに、一年も前市が買収に入ったと聞いておりますが、どうなつてているのでしょうか。また競輪場の入り口の北側に作業場として二百二十坪あるので、競輪場へ貸してやろうという話があつたそうでございます。どうなつてているのでしょうか。一宮市はあちこちに土地を借りて駐車場をつくっているので、方々から出られるのでお客様が多いということございます。四日市でも国鉄操車場予定地を一時でも借りて駐車場をつくって、お客様へのサービスを考えるべきではありませんか。こんなことでも一つ一つ部長、助役に伺いを立てて、その指示を仰がなければならぬのであつたら、これはやはり行政ベースです。この点について特にお伺いをいたします。

次に第四点として、議案質疑でお尋ねするのが本当でしようけれども、ちょっと関連いたしますのであらかじめお断りして質問い合わせたいと思います。このたび前年度縁越金一億四千三百万円を一般会計へ繰り入れられるようござりますが、本年度から四日市競輪は二号賞金競輪場へ昇格になります。選手賞金とも大幅に上がり、その反面、厳しい落ち込みの折競輪事業として本年度は歳入欠陥を生じはしないかとの心配の時期だけに、また競輪は事業で行政ではないとの考え方から、繰入金について詳細にお聞きをしたいのでございます。

第五点目として、最近市民に対しまして非開催日に積極的に競輪場を開放して効果を上げている市が、多くなってまいりました。中でも中部圏に属する名古屋市、一宮市、岐阜市、大垣市等、ローラースケート、サイクル広場、ソフトボール場、バレーコート、テニスコート等に開放され一宮市においてはバレーコート、ソフトボール場とともにナイター施設も完備しているようでございます。市民のため、あるいはファンのため考えねばならぬことだと思いますが、この点についてもお考えをお伺いいたします。

次に、第二問の自転車道についてお尋ねいたします。

最近日曜日や祭日には、家族連れや友達同士でサイクリングを楽しんでいる市民の姿が、あちこちに見受けられます。しかし、楽しんでペダルを踏める道はいまどれだけあるでしょうか。歩道もない幹線道路を一列になって、車の排気ガスにまみれ車の風圧にふらふらしながら、ほこりにまみれて走る姿は危険そのものでございます。先般の市民クラブの会合である議員が、八風街道で何の罪もない生徒が自転車に乗っていて二人も死亡したと、何とか早く自転車道をと話されておられました。

私は、二年前世界の学者が東京に集い、人間と交通と題して国際シンポジウムが開催されているとき、その時期にこの議会で、サイクリングロードとあわせて人間優先の立場からの自転車道を考えてください、とご要望申し上げたのでくどくど申しませんが、急いで考えてご検討いただきますようお願いいたします。昨日訓覇議員のお尋ねに、伊坂ダム周辺にサイクリング道路を建設するとの部長のご答弁がありましたが、朝明、三滝、内部川等の河川敷、あるいは管理道路をお借りして、自転車道として整備したらどうかと存じますが、いかがでしょう。お伺いいたしまして第一回目の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 産業部長。

（産業部長（斎藤久美君）登壇）

○産業部長（斎藤久美君） お答えさせていただきます。

競輪事業について、地方財政の確立のためにさらに努力をせよというご指摘でございます。具体的な点についてお答えいたします。特に収入落ち込みの理由については四日市競輪場の立地条件といいますのは、名四国道と、やっぱり霞ヶ浦緑地の間にございます。名四国道が唯一の基幹道路であるということ、その名四国道がすでに飽和状態であります。そういうような問題からちょうど競輪が終了いたしましたときには、大体入場者の六〇%に当たります約四千台くらいの車が、名四国道上に上乗せになるというような問題がございます。そのときには、出口が南北ともそれぞれ一ヵ所に制限をいたしておりますというような実態もございまして、ファンの方々には大変ご迷惑をおかけしておりますのが実態でございます。それが売り上げにも多少影響を来たしているのではなかろうか、というふうに考えております。このことにつきましては、名四の立体交差の議論も以前から出されておりますので、現在建設を検討中であるということございます。

なお、交通渋滞緩和の一貫といたしまして、名古屋、桑名、津方面からのいわゆる無料バスの運行を従来から実施をしてまいりましたわけでございますが、さらに本年の十月競輪からは、近鉄四日市駅前も整備をされました関係もございまして、近鉄四日市駅からも無料バスの運行をして、ファンサービスに努めたいということで予定をいたしております。さらに、名四国道西側におきます駐車場用地の借り上げにつきましては、現在羽津地区の方々と、土地所有者、関係者とも含めまして交渉の段階に入っておりますので、ちょうど稻作が終わりましたので、急いで取りまとめたいというふうに考えております。

それから、既設の場内の駐車場約六万平米、約五千八百台くらいの収容能力があるわけでございますが、これにつきましては現在舗装をいたしておりませんので、ご指摘のような問題があろうかと思いますが、完全整備がなされて

いないということで、あるいは来場する自家用車等の場内整理なり、あるいは帰るときにいわゆる出口までの誘導をするというような問題につきましては、多少混乱をいたしておりますので、整理員だとかあるいはガードマン等を増員いたしまして、現在ファンサービス対処をいたしておりますが、年々駐車台数が増加をいたしまっておる傾向もございますので、ご指摘の問題につきましては早期に整備をはかるよう努めをいたしてまいりたい、というふうに考えます。

第三点の米洗川の周辺の土地の問題でございますが、この土地につきましては確かに申し入れもございましたし、管理人と話し合いをいたしましてまいりました縦縄は従前からございますが、一部県との関係なり堤塘敷との境界等の不明確な点もございますので、いま直ちに解決ということは非常にむずかしいかと考えております。さらに明解になりました時点で再考慮をいたしたいというふうに考えております。

それから、入口にあります土地の借地によります駐車場問題につきましては、従来から霞ヶ浦町内の道路は、いわゆる地元住民の協力を得まして昭和四十八年頃より全面駐車禁止にいたしましてまいっております。その後、同町内の、確かに競輪客の駐車がなくなりまして、町民からはご理解をいただいておるのでございますが、ご指摘の入り口の一角の土地につきましては、駐車場にすることについては可能だとは考えますが、逆にそのことによります町内への波及等の危険もございますので、現状ではちょっとと考えられないんじやなからうか、というふうに考えております。したがつて、今後は先ほども申しましたように名四国道の西側での民有地の借用と、駐車場の分散設置ということで計画をいたしてまいりたい、というふうに考えております。

それから、次に大変競輪収益が低下しておる中で繰出金一億四千三百万についてはどうなんだ、ということでおございますが、ご指摘の全国の競輪場の中で五十競輪場あります中で、おしりから七番目という実態でございます。まことに申しあげないと思うんでございますが、そういう中で本年度繰出金がいいのかということでおございますが、確かに経済界の不況によりまして競輪事業も例外ではございませんので、全国的に見ますと、関東、近畿を除いた他の地区についてはわりあいに競輪の伸び率がございます。しかしながら、関東、近畿、それから中部の大垣、四日市、豊橋につきましては、それぞれご指摘のとおり減少をいたしておるのが実態でございます。そういう中で、全体としまして車券売上高の鈍化傾向がございますが今後さらに財源確保に努めてまいりたいというふうに考えます。ただ本年度の当初予算で、繰越金一億五千万円の予算をご承認をいたしておりますが、五十年度さらに前年度の繰越金の実質剩余が若干上回ることが考えられますので、それらの売り上げ等を勘案いたしまして、繰り越し財源の補正をお願いいたしたものでございます。

それから、開催をしていないときの利用の問題でございますが、非開催時におきます競輪場諸施設の利用につきましては、現状では中部地区の選手の教養訓練なり、あるいは地元選手、自転車愛好会の練習等に開放をいたしましたり、あるいは選手の教養技能の向上に努めてまいりておると同時に、いわゆる駐車場等につきましては、地区の子供会の野球とか、あるいはソフトボール等のいわゆる緑地の、霞ヶ浦緑地の施設利用者に対します自由駐車という形で開放をいたしております。また災害時のいろいろなヘリコプターの発着等の場所にも提供いたしております。なお、選手宿舎等につきましては一般の利用も含めまして、特に小中高のクラブ活動あるいは子供会、青少年、スポーツ少年団、あるいは海洋少年団の合宿訓練等に利用をさせていただいておると。それから特に三滝のテニスコートとの関連もございまして、大変近い距離にもございます関係上、特に関東関西の大学とか高校の関係の運動部の合宿等がございますので、それらにも研修開放をいたしております。団体、高校総体等には当然宿舎として利用をいたしております、ということでございます。また地元の自治会の集会等にも部屋を提供いたしまして利用をした、というのが実態

でございますが、ご指摘のような一般、他の競輪場で実施をいたしておりますようないわゆる場内にテニスコートをとるというようなわけには、現状の場内施設の中では大変困難な問題だと思いますが、全体を勘案をいたしまして一般利用の促進についてはさらに努力をしてまいりたい、というふうに考えます。

○議長（山口信生君） 土木部長。

「土木部長（杉本義広君）登壇」

○土木部長（杉本義広君） 自転車道の整備の問題でございますが、ただいま土木部で行つております自転車歩道を整備、交通安全対策の整備計画に基づいてやつてあるわけなんでございまして、これは通学道路、低学年の児童を交通事故から守るといったようなことで、車道と歩道を分離する、分離した歩道を自転車と歩行車との利用できる道路といったことで、学校単位でいわゆる細切れ的に整備しているわけなんでございまして、ただいまご質問にありましたようなサイクリングのレクリエーションに使うといったような性格のものでないわけなんでございます。ただいま公園の方で、鈴鹿川の河川緑地におきまして四十七年度から整備を進めている中に、延長二キロ程度のサイクリングロードをセットをしとるわけなんでございまして、これは全くのレクリエーションに使われる施設になるわけなんでございまして、完成の目標といたしましては五十一年度でございます。朝明川、三滝川といったような河川の中に施設をセットをしたらどうかというようなご意見でございますが、今後こういったことにつきましては、十分と前向きに検討をさせていただきたいと思つております。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

「助役（加藤寛嗣君）登壇」

○助役（加藤寛嗣君） 何べんも皆さんにご心配をいただいておる財源の見通しでございますけれども、本年度の財

源については従来ご説明申し上げましたようなことで一応の見通しがつく、というふうに考えておるわけでございます。ただし四市の財政の事情を検討いたしてみると、ただいま私の手元では四十八年度の決算における比較しかございませんが、類似都市との比較を見ても、やはり義務的経費が若干高くなつております。公債費については他都市と、類似都市と比較をいたしますとそれほど高くなつてないということでございますが、今後の起債の状況等を勘案いたしますと、これらについても楽観を許さないのではないか、というふうに考えておるわけでございます。したがつて、現状の段階では国の減収補てん措置による救済をどの程度確保していくか、ということに非常に問題がかかるおるんではないかと。それともう一つは、すでに計上をいたしました事業に対する地方債の増額をはかつていくこと、要請をしていくということ等でございます。さらには、過日新聞紙上でも発表になつておりますが、年度内に政府が第四次の不況対策というのを打ち出しております。八千億ということでございますが、この中に地方公共団体の負担分として一千億持つてくるということがあげられております。これはやはり、国債、地方債を資金運用部の方で引き受ける形で国が手当てをする、というようなことを言つております。これは中身を見ませんと、具体的には明確にはつきりすることができないわけでございます。こういったような財源対策が現状で考へ得る財源対策でございますが、特に競輪の売り上げに頼る面は非常に多かるう、というふうに私自身も考へております。したがつて、お客様を引きつけるための施設というものはどうしても充実をしていかなければならぬのではないか、というふうに当然考へなければいけないと思います。

管理棟の改修については、通産省の強い指導がございますので、これはやらざるを得ないということでございますが、同時にファンサービスのための支出を惜しんでは結局売り上げ収入を上げることができないんではないか、といふうに考えまして、競輪の当局に対しましてもその点については遠慮なく案を出すように、指示は出してございま

す。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 粉川君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 もともと競輪事業は、戦災復興と産業の発展のための資金づくりであります、金も受け主義で発足されたと思います。したがってファンに対しましても、競輪と言いますと何となく後ろ暗い気持ちでございますが、ばくち場とか競輪は社会悪だと、すぐ中止せよとか、婦人会のおえら方にののしられたことを覚えておりますが、いまでもそのような感じを持っておられる方が多々あると思います。しかし、今日ぐらい教育が進んでまいりました以上、いまの若い者は競輪は一つのレクリエーションと割り切つておるそうでございます。したがって、これから競輪場の整備は一つのレクリエーションの場であります、市民が楽しんで遊べるような施設づくりが最も必要かと存じます。一番ファンサービスに欠けている競輪場だけに、思い切った施設の整備をお願い申し上げる次第でございます。

また練入金につきましては、競輪事業は企業であります。資本金が必要でございます。資本金のない企業はあります。もうけが出たからと言つてすぐ取り上げるようでは、収益の増加は望めないと想ひますので、特にご配慮をお願いいたします。

先般の九月の、四日市競輪の売り上げでございますが、九レース、二日目の九レースにおきまして一千五百万の急激な売り上げの上昇がありました。これを検討しますと、いろんな要素を含んでおると思いますので、常任委員会におきましては十分ご検討をしていただきまして、売り上げの増加をはかっていただきたいと、かように思います。

余談かもわかりませんが、青森競輪場におきまして競輪のハイセイコーと言われる優秀な選手が一人出ただけで、売り上げが倍になったそうでございます。

自転車専用道路の整備は、体力づくりのためでも必要であり、レクリエーションの場となり、通勤にも利用されると思います。また、その普及によってりっぱな選手の誕生がなきにしもあらずでございます。新しい発想でファンサービスに全力を傾注していただければ、名古屋のファンをおそらく獲得できるのではなかろうかと思います。収益を望む、増加を望むなれば、やはりファンサービスが一番大事かと思いますので、再度お願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時十一分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔伊藤信一君登壇〕

伊藤信一君。

午前十一時三十一分再開

○伊藤信一君 きょうは、市長だけに質問を集中いたしまして、市長の実行と決断を求める考え方でございましたけれども、あいにくの病気でございますので、その概要だけ申し上げまして、最後に問題を提示いたしたいと存じております。

私は、昨年の六月と十二月と、そしてことしの三月と二回にわたって学校教育施設の整備について市長の考えをた

だしてまいりたのでございます。しかし、私の質問がまざいのかあるいは市長の考えが厳しいのか、いつでもちぐはぐの答弁で私の満足できる答弁ではございませんでした。それで私の質問の要点は、四十八年に教育委員会がこれらの学校の教育施設を整備するのに百五十五億円かかるということを試算いたしたのでございます。しかし、市長は皆さんもご承知のように、きわめてまじめな行政官でございます。経済の高度成長時代におきましても、なおかつ健全財政を守り通そうとするほどの堅実さでございました。こんな考え方を持った市長でございますので、この整備に特別の配慮を加えないで恒常的な予算の配分でやつていこうとする姿勢が崩れないでございます。皆さんはすでにご承知のように、四日市の回りの市町村、楠、朝日、川越それから菰野、このあたりの学校施設というものはすばらしくりっぱに整備されております。それに比較いたしまして四日市の教育施設はいかがでございましょうか、目立つて貧弱でござります。例をあげてみますと、現在四日市で建設中の西陵中学校は、生徒数が三百九十三人の予定をいたしております。西陵中学校よりも七十人少ない学校でございます。この学校づくりは、双方とも屋内体育館もプールも予定をいたしておりません。その建設費は西陵中学校は、ご承知のように二億九千六百万でございます。八風中学は五億九千八百万、生徒数は八風中学が少ないけれども建築費はほとんど倍でございます。生徒数は三百二十一人。四日市の西陵中学校には港中学校にたつた一つ百万以内のL・Lがございます。私がこれを七十万と申しますと、教育長は七十万じゃない八十万だと、こう言われますけれども、私はだからいま百万以下とこう言つとる。百万以下のL・Lが一台ござ

います。ところが楠の中学校には五百万もするL・Lが完備いたしております。

また、昨日訓勧議員がプールの問題に触れられましたけれども、近くの桑名市は小学校も中学校も完備したプールが一〇〇%でござります。なおまた、三重郡、員弁郡、桑名郡、桑名市、ずっと小学校、中学校歩いて見て木造校舎が一つでもございますか。私の見た限りでは一つもございません。四日市はいかがでしよう。また、四日市の学校で校舎、体育館、プールの完備した学校が幾つござりますか。まず塩浜、それから後は続きません。このままでは四日市市はいつ近代化された教育施設が完備するかわかりません。しかし、市長は相変わらず恒常的な予算の配分でしか考えていないのでござります。この間、私は開発公社を建てよとか、あるいは学校建設公社を建てよとか、そういうことを提案もしてまいりました。あるいは予算の配分を少しでも多くして、教育施設の整備を訴えたのでござつたことを提案もしてまいりました。皆さん、四日市の財政はそれほど貧弱でございましょうか、貧弱であつたらいたし方ございません。この間私は、昭和三十年以来の四日市の財政力指数を調べたのでございますが、これは皆さんにも参考になると思いますので読み上げてみます。昭和三十年一・四三五、三十一年一・四三三、三十二年一・四八四、三十三年一・六〇一、三十四年一・八一、三十五年一・八一九、三十六年一・八八〇、これは最高でございます。三十七年一・四七三、三十八年一・五〇五、三十九年一・六五八、四十年一・六二三、四十一年一・六八三、四十二年一・五五九、この四十二年から若干下がつてまいります。四十三年一・三九二、四十四年一・三七九、四十五年一・二七六、しかし、この四十五年の一・二七六というこのときに財政基準額よりも超過額が全国で第二番目に高かったんでございます。言いかえれば、全国で第二番目の財政力指数を示しておつたんでございます。四十六年一・一七九、四十七年一・〇九三、四十八年一・〇八二、四十九年一・一三九、五十年一・一三一、こういうような財政力指数を示しております。昨年の八月に、全国で六百六十三市ございますその中で四十八市が不交付団体、いわゆる黒

字団体でございます。不況のために十二月には二十二市が赤字団体に激変いたしております。わずか十二月から八月の間に二十二市も没落いたしております。しかし、四日市は一・一三九という指数で二十六団体の中に残っております。現在でも先ほど読みましたように一・一三二という指数を示しているのでございます。先ほど来四日市の財政のことについていろいろお話をございましたけれども、もちろん四日市の法人市民税が三五%も落ち、五億の歳入欠陥ができたというようなことを言っておられますけれども、それは確かに事実でございますが、しかし、四日市の財政は決して全国的に見て貧弱でございません。校舎の近代化の始まりましたのは、私が読み上げましたその二年前の昭和二十八年、中部中学校の校舎が初めて鉄筋校舎になりました。その当時から教育のことを少しでも考えていたならば、今日こういった結果にならなかつたと思うんです。財政の豊かな時代に少し教育を考えておればよかつたのでござりますけれども、その当時はご承知のように産業基盤の整備、これは平田市長でございます。産業基盤の整備と申しますよりむしろ八幡製鉄の誘致のための基盤整備でそこに金がうんと使われたと思います。また、その次の九鬼市長は産業優先を唱えておりました。私は代表質問の中で、あなたは産業優先という言葉を使っていらっしゃいますけれども、どうして生活優先だと言われないんですかということをただしたこと�이ございます。九鬼市長は、あるいは九鬼市長も産業優先の立場で仕事を進めてまいつたのでございます。しかし、九鬼市長に至りましては、ただそればかりではなく公共施設、申し上げるまでもなく中央緑地、体育館、勤労青少年ホームあるいは野外活動センター、三滝公園、海浜公園と、そういった社会施設に、一番財政の豊かなときのものもそこへつぎ込んでしまったのでございます。なお、抜けましたけれども一番大きな庁舎がございます。その方面に金が使われて教育が軽視されたのでございます。私たち議員もPTAも教育費は一般会計の二〇%を、そういうことを合い言葉として叫び続けてきたのでございますけれども、いつも一五%を下回る配分しかなかつたのでございます。われわれのこの叫びを本当にす

なおに受け取つたならばこんな貧弱な姿をさらけ出さなくともよかつたのだと思ひます。ご承知のように子供の教育はやり直しがききません。家を建てたい、いま金がないから金ができるたら建てる、それで結構でございます。しかし、学校の教育はそうではございません。いま施設がないから施設ができるからやりましょうと、そういうものではございません。市長は恒常的な予算の配分でそれらができると考へていらっしゃいますけれども、この市長の考えには大きな誤りがございます。早くできたものと遅くできたものとどれだけの格差があるかということを考へていらっしゃるかどうかということでございます。言葉は古い言葉でございますけれども、義務教育には機会均等という大原則がございます。施設を整備するんなら全市一ぺんにやるべきなんだ。しかしそれは財源の問題がございますからできませんけれども、なるべく短い期間にこれをやり遂げるというのが大事でございます。たとえば、日永小学校がプールを、これは昭和三十七年にPTAがつくりました。四日市できようこの議会に提案されておりますその結果からあるいは結論からあるいは総合計画の中から見まして、おそらく現在二十五ぐらいの小学校にプールがございませんが、それが完成するのはまだ十年ぐらいかかると思ひます。そうしますと日永小学校と最終にできる学校と比べてみると二十三年の差がございます。幸いにして教育効率をはかる計器がございませんので、この二十三年の格差ははかることができませんけれども、はかることができたならばどんな姿であらわれてくるでまいりましょか。産業基盤の増勢あるいは産業優先の立場に立つてこの市政を進めてまいりましたそのしわ寄せがこの貧しい教育施設になつたんでございますから、これを一日も早く解消しなければなりません。この解消には何べんも申しますけれども、特別な手段がない限り解決できないと私は判断をするのでございます。きょうはこの判断を市長に求めるつもりでございます。もし助役で回答ができるならご回答いただきたいし、回答できなければ私のこの発想による原案を現実化す

るために三役で十分検討していただきいて、もしでき得るならばその結果をお聞かせいただきたいと思うんでござります。

私の提案は五十一年から四カ年間教育費に一般会計の一五%を配分する。そのうち一〇%は他の行政を圧迫してはなりませんので縁故債によってその財源を補っていただく。この縁故債につきましては、国家資金による起債であれば申し上げるまでもなく政府の許可が要ります。また、民間資金でありますても政府の信用を利用しなければならないもののなら政府の許可を受けなきやなりませんが、自分が自力で縁故債を出すということまでは政府は干渉できませんと、私はそう思っております。これについて助役の答弁をいただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時二分 再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤助役。

「助役（加藤寛嗣君）登壇」

○助役（加藤寛嗣君） ご質問の教育費の問題にお答えをいたします。ご質問の内容をお聞きいたしまして、本来ならば当然に、これは市の最高の政策の問題でございますので、市長の考えがなければ答弁にならないかと存じますが、助役としての考え方を申し述べさせていただきます。

当市の教育施設の状況は、近隣の市や町との比較において、確かにご指摘のような傾向にあることは否めない事実

であるうかというふうに考えております。ただ、それぞれの自治体においてはそれぞれの自治体の事情があろうかと思ひますし、本市の財源もきわめて限られていることがあります。一方、住民要求というものは多種多様にわたつておりますので、結局は、最終的には選択の問題にならうかというふうに考える次第でございます。これらにつきましてはいろいろな考え方があろうかと思いますが、それはさておきまして、今後いかにして当市におきます教育施設を整備し、教育内容を充実していくかという問題でございます。当市におきましては、すでに教育ということが重点施策の重要な柱になっておるわけでございますので、今後は予算面で少しでもその比重を大きくしながら整備を進めていかなければならぬかというふうに考えております次第でございます。それではいかにして予算配分をふやしていくかという問題でございますが、五十年度の例をとりますと、債務負担行為等を合わせて小中学校、幼稚園等の建設事業費は約二十三億という額にのぼっております。ご指摘のありました二五%という額は、大体六十億ぐらいになりますかと思いますが、五十年度におきまする当市の予算に占める教育費の状況は四十億ぐらいということでございますので、まだまだ二五%までにはかなりな距離があると言わざるを得ません。仮に五十年度の予算では災害復旧であるとか、あるいは国体関係、その他公害法関連の費用がございますので、これらを除きましても一九%程度というところでございますので、二五%までにはまだまだ距離があるようになります。予算をふやす手だてとしては選択の問題もあるうかと思いますが、その他ご指摘のありました起債という面につきましては、伊藤議員のお話ですと縁故債という表現が使われておりましたが、現在、起債は、政府債であれ縁故債であれ国の許可なしに市が独自でやるということは、現実には本市の財政運営上、その他の面で大きく影響を及ぼしてくるものだというふうに考えるわけでございます。お話をありました縁故債がやみ起債であるということになりますとなかなかむずかしい問題ではなかろうかというふうに考えますが、とかと言つて教育施設の整備を一日も急ぐ必要がございますので、予算

面での比重をふやすと同時に財源をどういう形で求めていくかということについては、十分市長とも相談をして今後に対処してまいりたいと、かように考えております。

お答えにならなかつたかと思いますが、ご了承のほどお願ひいたします。以上でございます。

○議長（山口信生君） 伊藤君。

「伊藤信一君登壇」

○伊藤信一君 ただいま助役からいただいた答弁は、これまで私が何べんもただしてまいつた市長の、いわゆる恒常的な予算の配分、その域を一步も出ておりません。ですから私の答弁にはなっておりません。

また縁故債という言葉が出ておりましたけれども、私が二五%という数字を出しましたのは、これは一五%は何を言わなくとも当然配分のある分でございます。その一〇%は、もしこれを一般財源の中からとったならば、おそらく他の行政に支障を来たすだらうと思うんです。だから支障を来たさないために一〇%を縁故債という言葉を使いましただけれども、これは縁故債でなくても結構でございます。どんな形でも、これは専門の理事者の方で検討していただいて、先ほど申しましたように公社でやるとか、あるいは学校建設公社をつくるとかそういう方法でやってほしいということを申し上げておるわけでございます。

なお、ただいま質問いたしました大きな問題は、これまでの恒常的な予算の配分でできないから特別の配慮をしてやれということを言っておるだけなんです。ただそれだけです。それを十分考えていただきたいというと、私の質問の答弁にはなつておらぬと思うんです。特に、私がこの三月の代表質問の最後にこういうことを申し上げておりますので、もし市長がおればはつきりとわかるとしてございますが、三月に私はこういうことを言っております。「私はこういうふうに批判はできましても、これを実行に移すことはむずかしいということは、私も十分承知しております。

しかし岩野さん、あなたは市長だからやらねばなりません。しかも市長という立場でやれるのです。なぜ、やれるものをやらないか」と、こういう言葉を使っておりますが、財政の厳しさは皆さまもご承知のように、これからますます加わってくるかもわかりません。しかし市長は、初めにも申しましたように、いつも収支の均衡を考えた健全財政を堅持しております。だからともすれば、この経済の低成長や、あるいは財政の硬直化に名を借りて消極的な緊縮政策が実行されるのではないかと心配するのでございます。

なおまた、ただでさえ貧しい教育行政あるいは福祉行政を後退させるようなねらいがあつてはならないということを、財政当局の財政担当の方に申し上げておきます。この厳しい財政の中にあってこそ五十一年度予算の編成に当たつて、市長の思いきつた選択と決断が期待されるのでございますから、この点十分お考えのうえ五十一年度の予算についてのご配慮をいただきたいと思います。

質問は、これで終わります。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

「小井道夫君登壇」

○小井道夫君 例によりましてたくさんございますが、私の第一問は財政危機打開策について問うものであります。

私は一貫して財政問題を重視し、毎度のことく積極的な提案を行いながら市当局の善処を求めてきたところでございます。今日、戦後最大の財政危機がいよいよ深刻かつ切迫し、山積する住民要求実現の大きな壁となつてゐるときに、市当局がいまこそ大胆かつ積極的な打開策をとるべきだと思います。しかし、今までのご答弁を聞く限り、ほとんど打開策らしいものは見られません。また、果たして財政危機の切迫感、危機感というものが本当にあるのかどうかという点でも疑わざるを得ません。私は、あえて今回もまた、若干の新提案を含め財政危機打開策について見解

を伺いたいと思います。

なお、超過負担の解消措置、地方税財源の、そしてまた行政事務の民主的再配分等々の地方財政危機打開策についての政府に対する全国的共通事項に触れるいとまはございませんので割愛をいたしますが、しかしこれらにつきましては、真に実現するためには市長会、議長会等による通例の運動だけでなく、この四日市でも市長、議会、自治体ぐるみ、住民ぐるみの強大な総運動にすることであり、私は市長以下の理事者が、その先頭に立つことを強く望むものであります。私は大企業法人市民税の不均一制限税率課税の実施をいま一度要望したいと思いますが、いかがですか。次に事業所税を市独自に法定外市税として条例化し徴収することを提案しますが、いかがですか。これは、年に数億円の税収が得られるのではないかと思います。この事業所税は、都市環境の整備に必要な財源の確保をはかるため、都市における行政サービスと企業活動との間の利益関係に注目し、企業活動を一定の外形表示によってとらえて、これら地域に所在する事務所、事業所に対して負担を求めるというものでございますが、これが、適用が五十万以上の都市に限定されています。しかし、これは全く不当であり、四日市を含めまして五十万未満の都市においては、行政サービスと企業活動との関係の受益関係、こういうものがないというものではないと思う。それどころか、一層深いと思います。都市環境整備の負担も重く大きいのであります。また最近のこの不況を反映して法人市民税等の落ち込みが云々されておりますけれども、こうしたところに對して行政サービスを依然として続けなければならぬと思ふものでございます。したがいまして、政府に對してその適用を四日市を含むよう適正なものに改める特別の運動が必要ですが、同時にすぐにでも四日市市が独自に課税をするように主張するものでございます。

続きまして、原油、重油などの燃料を一定量以上使用する工場や、一定容量の危険物タンクを有する工場に對して公害税、あるいはまた大工場や大口の地下水くみ上げに對して地下水利用税を、市独自に課税する考慮をしていました

だけないか、こういう点をお尋ねしたいと思います。

私は六月議会で市長の福祉基金構想について、これを広く教育、文化、福祉基金に拡大することを求めましたけれども、その意思はないかお尋ねします。

最後に産業用電気税の非課税措置の是正が、自治省を中心に検討されていると聞きますけれども、業界、通産省、経済企画庁などが強く反対しております、その実現が予断を許さないということでございます。四十九年度だけでも約十億円に上る非課税額を有する四日市にとって重大な問題であります。これこそ関係方面への市民的規模での波状運動を起こすべきではないかと思いますが、いかがでございましょう。

第二問は、切実な住民要求の実現について七点ほど伺います。

第一点は、水道料金の問題についてであります。独立採算制のもとで問題の多い第三次水道拡張事業を基本として物価高、インフレ、不況の波をもろに受けて経営されてまいりました水道事業は、大変なことであったと思うわけでございます。四十九年度におきまして、ついに赤字を生じたわけでございますが、見方によつてはよくこれだけに治まつたというふうに思うわけでございます。いわゆる企業努力の功績が大きかったのであろうと思いますが、四十九年度決算の提案と同時に料金の値上げの検討が提示されているわけでございますけれども、その際第三期拡張事業は見直しをされることを私は指摘してまいりました、起案してまいりましたその事業内容、財政、財源計画には幾つかの問題があるわけでございます。ここで一々申し上げるまではありませんが、見直しに当たりまして改めて私の指摘してまいりました点を検討され、善処されることを強く望みたいと思います。そして特にこれまでの、少くとも開発行為に伴う水源負担を取るよくなつた以前の水源開発など、水需要の増大に対応して行うようになりました事業費にかかる企業債の未償還分

につきましては、これを十年次ぐらいにわたり一般会計からの繰り入れによつて償還に当たるようになりますが、その意思はありませんか、お尋ねいたします。

また、料金体系にも問題があるのあります。もっと大口需要者には大きな負担とする料金制度にし、少くとも一般家庭用の生活必需水量については値上げをしないようにすべきであり、それは可能であると思うのであります。たとえば、工事大口需要者には、五年間あるいは十年間を通じて契約水量を決め、必要な基本料金を徴収するとともに、これを超過する場合にはもちろん超過料金を取るようにすることです。これはすでに、工業用水で実際にやっていることであり、今度市が北勢あるいは三重用水から水を買うという、上水を買うという場合にも同じような方式がとられております。この点についていかがでしようか。お尋ねいたします。

第二点目は心身障害者等の福祉対策についてであります。

まずろあ者の問題について端的にお尋ねをしたいと思います。あるろあ者の夫婦の間で、最近健勝児が生まれました。おめでたいことでございます。その子供との命の綱とも言うべきベビーシグナルを一年間ばかり借りるだけで、市が五千円の金を徴収したのでございます。これは、何とかなりませんでしようか。市は通訳をやれる職員を正規に複数で配置できませんでしようか。津は、すでに一人置いています。オーストラリア館でのあのよなむだ使いをしておいて、こういうことができないなどということは言えないと思うんです。この点、いかがでしよう。

次に療育センターの問題ですが、昨日、厚生省の心身障害児通園事業の適用を受けるようにしたい。そして整備したい。新年度から教育の場も設けないと答弁がなされましたので、一応了としますが、中身の充実したものにしていただくよう要望する次第でございます。

ここで若干お尋ねしたいんですが、いまこの事業の適用を受けるようになると草の実学園からの協力が得られるの

ではないかと、こういうことがどこからともなく流されて父兄の皆さんたちの間では大変心配の種になつておるようございます。こうしたことになるのかさせるのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。この厚生省の通園事業は、四十七年十月から実施され、五十年度の場合、年に国・県から三百五十万の補助が来る。こういうものを、どうしてもっと早く実施しなかったのかということ。また、別の例で精薄者の通所授産施設建設について、五十年度に県はすでに予算をつけているけれども、四日市市はいまだに予算もつけていない。こうしたことが起ころ、そちらには、四日市の福祉行政の姿勢に、その運営に重大な弱点があるのでないかと思うわけでございます。こういう点を率直に反省していただき、今後に生かしていただきたいと思うわけでございます。

最後に、私は六月議会で重度心身障害者の手当、見舞金を十月から三千円、六十五歳以上の寝たきり老人にも月三千円の手当を支給する考えはないかと尋ねましたところ、市長はそのような考えはないというそつけない答弁でございましたが、いまも同じ考え方であるのかお尋ねしたいと思います。

三点目の教育施設整備についてであります。先ほど伊藤議員からのご質問もございました。改めて理事者の責任とともに、そしてまた同時に私ども議員の責任も痛感するものでございます。予算審議に当たつて厳しい態度を、この四日市の教育の現状に照らしてしていくべきだと感ずるのでございます。財政危機とかかわりなしに教育施設整備をはじめ、父兄負担の解消など教育要求は一層強まっております。いま、そして周辺町村の教育施設にも劣るといふ立ちおくれた四日市の教育水準を急速に高めなければならない。過去の教育軽視の清算が迫られておる。こういふ中であります、もっと当局の積極的な姿勢が望まれるのでございます。先日、PTA連合会から施設整備に関する要望が寄せられたのでありますけれども、これを実現し、そして四日市の教育水準を引き上げる。このためには、思い切った対策と巨額の予算がつぎ込まれなければなりません。しかるに総合計画、年次計画によりますと、五十一

年度に予定している教育文化関係事業費は、継続事業を含めまして十四億となつております。これは、五十年度のそれより十億円も下回ることになつております。この年次計画に基づいて来年度教育予算が組まれるとするならば、明らかに後退であります。私は総合計画の、年次計画の見直しを行い、私の提案しているように教育、文化、福祉、こうした基金の導入など積極的な財源対策を講じるとともに、現実の必要を満たす事業を進められるよう改めるべきだと思いますけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

次に、開発行為の負担金の収入見込みを明らかにしていただきたいと思います。

四点目は、治水対策に関するお尋ねいたします。去る七月四日の集中豪雨の際、小杉新町地内の大谷台団地入口からげんの堀川に至る道路が、ひざ上まで来る濁流の川となりました。こうしたことは、大谷、イトーピア、山麓等の開発によつてしましかり、そのたびに関係住民は市当局に働きかけ、その善処を求めてきたわけですが、それども、市当局はたらい回し、責任のがれの状態を続けておりました。住民の行政不信というものは、つるばかりであったわけでございます。この大谷、山麓、イトーピアなど、あの周辺の開発に伴いまして、小杉地区をはじめ、ずっと下方の阿倉川、三ツ谷に至るまで、げんの堀川流域の広範な地域が、當時水害の危険や実際の被害に悩まされる深刻な事態になつております。昨年の七月二十五日には、あの三ツ谷が大被害を受けたことはご承知のとおりであります。私もこのげんの堀川流域の治水のために一生懸命に取り組んでおりますけれども、七月四日のこの小杉新町地内の道路冠水問題に関して改めて当局の行政の無責任ぶり、腹だたしいものを感じたのであります。げんの堀川流域の治水という面から見ますと、ここには区画整理課、都市計画課、土木課、維持課、耕地課、都市下水路課など幾つもの部局がかかわっております。どこが主体になるのか、これがまったく定かでありません。責任のなすり合いが多かったのです。下水、土木部長同士の間でも、なすり合いがなされている。一つのげんの堀川が、幾つもの部課に分かれて

管理されております。開発との関連も、十分調整されておりません。こうした例は、ほかにも随所にあります。現在の市の機構、体制をはじめ今日の治山治水行政の運営に、重大な欠陥があると思われるわけでございます。その改善をはかるべきであると考えますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

ここで二、三、具体的な問題についてお尋ねしたいと思います。げんの堀川の全延長の中で、その流域に日雨量五〇ミリ以上あるいは八〇ミリ以上の降雨量があつたとき、流出水量以下の容量の断面の所が何カ所もあると聞くわけですが、どうですか。大谷、山麓、イトーピアなどの開発にあたって、治水に責任を持つた河川水路管理の立場から、どうしてチエック規制しなかつたのか。また米洗川につきましても、垂坂地区をはじめ大きな開発が進んでおりますけれども、米洗川流域の雨水量の流出量等、米洗川の全延長にわたつて排水容量、断面との関係、堤防強度の関係についてのデータはどこが持つて、開発との関係の調整や規制をしているのか。私が聞く限りでは、そういうものはないということをございます。小杉新町の路面排水施設につきましては、ようやく実現の運びになつておるわけですから、けれども、げんの堀川の抜本的な改修、もしくはバイパスの建設は、ますます緊要な課題となつております。その考え方を持っておられるかどうか、お尋ねしたいと思います。米洗川につきましてもすでに限界があり、昨日の森議員も言われましたように、二倍に拡幅するか、あるいはこれ以上の開発を総量で規制し、さらには現在の流出量を減らす方策をとることがどうしても必要であると思うわけでございます。また、名四国道下の水門の拡張、護岸強化などの対策は、まさに焦眉の急でござります。げんの堀川あるいは米洗川などにつきまして、準用河川制度の活用といふこともいろいろと言われておりますが、いつどうなるかもわけのわからないものを持つわけにはいきません。さしあたりの火急な対策を望みたいと思うわけでございます。浸水常習地三ツ谷、羽津関係住民の切望しております三ツ谷、羽津地境の二号幹線水路整備は、すでに用買をして三年になるわけでございますけれども、いつやられるつもりか、

この点をお尋ねしたいと思います。特に関西線下の水路拡張だけでも来年度着工されるというお考えはないか、お尋ねしたいと思います。

六月議会で私は、市長に下水の要因については十分、実情検討のうえ、充実すべきであろうと考へますといふ答弁をお尋ねする中から得ておるわけですけれども、どんな結論を出されたのかお伺いしたいと思います。

五点目は、近鉄高架下の利用と、それに関連した問題についてでございます。近鉄第一期高架事業は、その事業のほとんどを国・県・市の公費、つまり税金で賄うという不当な内容を持ちながらも完成を見るに至りました。駅東の整備もなされましたが、この問題の高架下の利用、とりわけ自動車駐車場、自転車置場のスペースは、もうはつきりと決定をしたのかどうか。そして、その整備工事の着工、駐車場開業時期はいつになるのか、こういう点でお尋ねしたいと思うわけでございます。十月一日から駐車規制の実施も目前にしております。お答えをいただきたいと思います。

次に高架下の内部、八王子線四日市駅の東部南部部分の利用をめぐりまして、かねてから四日市百味街協同組合の近鉄とのテナントの関係において、食堂、店舗あるいは娯楽施設、二層の駐車場等建設しようとする動きがあつたわけでございますが、最近にわかつにその動きが強まっております。はたして、この計画は実現性があるのか、市並びに県当局はこの問題についてどう対処するつもりか、お尋ねしたいと思います。また、近鉄はどのような態度をとっているのか、明らかにしておいていただきたいと思います。

六点目に救急医療の問題について、重ねてお尋ねします。昨日の答弁によりますと、年末には休日診療所を開設したいということでございますが、聞くところによりますと休日診療所の開設場所について市当局の確たる方針が決まっていないということだそうですが、そしてまた医師等の報酬について医師会の了解が得られるような額を示してお

らない。医療機器の設備についても同様で、さらに後方病院の任を受け持つべき市立病院、その他公立病院との調整並びに対策がまだ講じられておらないというふうに聞くわけですが、本当ですか。市当局は、市民の命と健康にかかる救急医療について、もっと熱意を持って当たるべきではないかと思います。その欠陥が津、松阪、伊勢にもおくれをとっているのではないかと思います。それとも市当局は、四日市の医師会が非協力的であるとでもいうのかどうか、明らかにしていただきたいと思います。次に夜間診療についても切実な課題でございます。その早期実現についてどういう展望をお持ちか、明らかにしていただきたいと思います。

歯科医療について、最後に特にお尋ねしておきたいと思います。いま、この歯科医療については大変大きな問題でございますが、とりわけ必要なときに治療が受けられないという問題があります。日曜日の午前九時から正午までの間については、歯科医師会の尽力によりまして、日曜診療によりまして応急の手当を受けることができますけれども、それ以外の治療は全くままたらない。ほとんどが予約制をとっているわけでございます。市立病院ますが、予約制をとっております。歯科の救急医療の拡充や市立病院の歯科部門の医師の増員など、その拡充、歯科医不足を解消するために歯科医希望者の奨学金制度を実施して四日市に定着してもらうような、そういう考えはないか、見解を伺いたいと思います。

七点目は、政府の市街化農地の宅地並み課税拡大の動きに対する市長の考え方を伺いたいと思うわけでございます。政府は市街化農地の宅地並み課税を、この現在の三大都市圏内都市のAB農地からC農地などへ拡大する準備を進めております。都市近郊のもつ重要な役割りを無視したこの暴挙を、絶対に許してはならないと思います。さらに、現在のAB農地への課税も、現に農耕に供している農地につきましては、宅地課税を廃止すべきであると思うわけでございます。そのために市長は、農業者関係団体と一緒にあって、政府自民党への強力な運動をすべきではないかと思

いますが、考え方を伺いたいと思います。

最後の第三問は、県政は何をもたらすのかというものでございます。県の基本構想、基本計画などと関連してお尋ねいたします。

県は、昨年十二月に長期総合計画の基本構想素案を、そしてまた、本年六月に六十年を展望した基本計画素案を提起しました。十一月には本決定をし、五十一年度から三カ年の推進計画をつくるということでございますが、はたして、この計画がいうように均衡のとれた人間環境を創造しつつ県民すべてが健康で安定した生活を営み、地域の特性を生かした活力ある県道を築き、創造性に富んだ生きがいのある人生を送れる総合福祉社会を、この三重県に築いてくれることになるのかどうか。言葉はやさしいことですけれども、どれだけ実を伴うものか、読むだけでも疑問が多く出てまいります。とりわけ今後の県政がこの四日市に何をもたらしてくれるのか。一読した限りでありますけれども、四日市市民が渴望しております福祉、教育、文化、スポーツの諸施設の整備という分野においては、基本計画は何ひとつ約束してないと言っても過言ではありません。戦後三十年間にわたる県政は、四日市にこれといった福祉、文化、教育、スポーツの施設をつくってくれたことはありません。幾つかの高校学校建設につきましても、不当不法な巨額の市負担を取つてやつとできたものでございます。それ以外に県立と名のつく施設は何か一つでもありますか。四十八年を例にとりますと、県が四日市地域で県税として徴収した額が百十億円。県税総収入の四分の一です。しかし、四十八年度四日市市一般会計決算における県支出金は四億九千七百万。一方で、県の同じ四十八年度負担金、分担金、これに類するものの額が五億六千百万。ここでも逆に、六千四百万円の持ち出しになっております。いつか岩野市長自身も、県は四日市から取る一方で何ももたらさないという意味のことを言われましたけれども、三十年間にわたる四日市市民収奪の県政を、これからも続けられるのを座視できないと思うんです。四日市の総合計画には、県

が主体となる施策については含まれておりません。しかば、県の基本計画、推進計画に、四日市市当局は何を要求するのか。その考え方、具体的に明らかにすべきだと思うのでございます。その基本的な考え方を伺いたいと思いますし、具体的な内容については、どうするかについては全員協議会等開いて議会の意見も聞き取り、まとめるようすべきであると思いますが、その意思がないかどうかお尋ねしたいと思います。

なお、いろいろたくさん申し上げました。財源政策等について、市長の最高政策に属する問題もございます。したがいまして、そうした点についてお答えがもしないとするならば、出せないとするならば、後ほど私個人あてでも結構でございますから、それらの部分につきましては文書で回答をいただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） たくさんございますが、私からお答えしない点については、担当部長の方からお答えを申し上げます。

まず、第一点の財政危機打開策でございますけれども、その一つの手段として、大法人に対する不均一制限課税いっぱいまで取る気はないかということでございますが、これはすでに六月の議会でも市長が答弁をいたしておりますといふふうに記憶いたしておりますが、大法人に対して不均一課税をするという考え方は、現在持っておりません。

それから事業所税を新たに新設をするつもりはないかというご質問だというふうに受け取ります。法定外普通税の一つとして事務所事業所税というのが五十万以上の都市に限つて認められておりました。十月から実施をするということになつております。法定外普通税については、自治省の認可が必要でございますけれども、この事務所事業所税については五十万以上というふうに限られてはおりますが、今後その状況をもう少し経過を見たうえで、これらのこと

とも考えながら、お話をありましたような新税等については検討をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、福祉基金制度について、教育、福祉、その他いろいろと広く、幅広い制度を設けたらどうかということでございますけれども、まず、この基金については、当面は、やはり福祉事業に限ってこの制度を設けてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、電気税の非課税部分を少なくしていくということについては、私どもも、すでに何回かこの問題については国の方にも陳情をいたしておりますので、今後もこの運動は展開をしてまいりたいというふうに考えております。なお、財政危機打開のためのいろいろな運動の方法でございますが、市長会では十月二日に地方財政危機突破大会というのを開催する予定になっております。ここでは超過負担の解除、あるいは超過課税の問題、それから歳入欠陥の補てん措置の問題、交付税の問題等々が議論をされて、国の方にそれを持ち上げる予定になっておりますので、ご承知賜わりたいと思います。

次に水道料金の問題でございますが、水源開発に関する過去の企業債の償還を一般会計でやつたらどうかというご提案でございます。しかしながら、水道会計を一般会計で補てんをしていくことについては、使用量の多い少ないにかかわらず税金で処置をするということになりますので、きわめて不公平な結果になるのではないかというふとでございます。むしろ、お説にありましたような料金体系上の問題を、十分考へることが必要であろうかというふうに考えております。

近鉄高架下の利用の問題について申し上げますと、鉄道側と協議を重ねました結果、駐車場それから自転車置場についてあるいは公園二ヵ所、便所等については、すでに合意に達しております。今後は高架下の使用料の問題、さらに貸付可能面積の算定の問題で、若干近鉄と食い違いがございますので、こういった問題を解決をはかつてまいりた

いというふうに考えております。駐車場につきましては早急に開設をいたすべく公社の方で、ただいま準備中でございます。なお百味街の問題については、近鉄自身との話し合いが済んだ段階で起きてきておる問題でございます。もちろん百味街そのものからは、話し合いの途中でこういう問題が提起されて来ておりましたが、私の方は近鉄との交渉が窓口でございますので、近鉄高架下利用について百味街と直接交渉するという姿勢をとっておりません。百味街の代表の方には、その旨お話をしございます。

その他の点については各部長からお答え申し上げますが、最後に県の基本構想あるいは基本計画についてでございます。これは、私も一読をいたしましたが、きわめて抽象的な表現に基本構想あるいは基本計画そのものが終わっておりますので、四日市に対して何をもたらすのかということについては、明確にされていないわけでございます。そこで、というふうにして四日市の意思を伝えるかということでございますが、近く県の方で説明会がござりますそうですので、それを聞きましたうえで、四日市の意思をその中に盛り込んで、いかにして盛り込んでもらうかということについてはご協議を申し上げたいと、かように考えておる次第でございます。

なお、最初私が申し上げました税金の問題でございますが、あるいは法定外と言ったかもしませんが、法定内の目的税でございますので訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

（福祉部長（谷沢文男君）登壇）

○福祉部長（谷沢文男君） ただいまのご質問のうち、二番目の心身障害児者の福祉対策の中で、まず最初にペビーシグナルの問題について、お答えさせていただきます。ペビーシグナルは、身体障害者福祉法で言うところの日常生活生

活用具として貸与というかつこうでの制度でございます。これに必要な経費につきましては、応負担の原則がござります。すなわち本人に所得があれば、その所得に応じた負担を願い、その残りについて国と市がそれぞれ二分の一づつ負担をするという、この制度でございます。今回の場合、国の制度でございますので、その基準単価が三万三千円であるわけですが、たまたま今回の場合の製造が三万八千円という販売原価になっておる関係上、五千円の差が出たと思います。われわれといったしましては、いま申し上げましたように応負担を考えながらも、本人の所得の状態に応じては負担しきれない問題等、十分法外的に検討をいたしてまいりたいと思います。

二番目につきましては、ろうあ者の問題でございますが、この点につきましては、われわれもその人の確保のために、ここ二、三年努力をしてまいっておるわけですが、なかなか適当な人が得られなかつたのは、まことに残念だと思います。しかし、さらに来年度に向かつても、また現実に今までもそういう方があればということで、その人材の獲得に努力をいたしております。その見通しがつけば、当然職員として充足をはかつてまいりたいと思います。

なお、療育センターの問題につきましては、昨日の助役のご答弁もありますので、ただ一点、草の実学園の問題がございますが、われわれは従来から肢体不自由児の母子通園施設というかつこうでの建設を、草の実の指導を受けてやつてきていたという経過がございます。したがつて、通園事業等につきましても、経過的なご了解を得ながら、從前に変わりないご援助を賜わるべく努力をしてまいりたいと思います。

それから在宅手当としての、福祉手当についても昨日のご質問にお答えいたしたわけでございまして、この制度との、現在市が行つておる関係とは、その時点できらん調整をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山口信生君） 教育次長。

〔教育次長（奥村仁人君）登壇〕

○教育次長（奥村仁人君） 教育施設の整備につきまして、簡単にお答え申し上げます。

まず、基本計画の年次割りの問題と、開発負担金の収納状況のお尋ねでございますが、四十九年度から五十三年度までの五カ年間に計画いたしております教育関係の建設事業費は百二十三億五千万円でございまして、年間にいたしますと二十四億七千万円ということになりますが、ただいまご指摘の年次的に増減がございます。これにつきましては、計画の緊急度等勘査いたしまして、見直しも含めまして検討をいたしたいと思っております。私どもとしましては、これで事足りるということでなしに、今後、開発行為に伴います文教福祉施設負担金であるとか、あるいは用地の提供、資金の導入等々、あらゆる角度から財源の開発、確保に努力をいたしまして、より万全な教育環境の整備に積極的な努力を続けたいと思っております。

それから、ご質問の開発行為に伴います負担金の関係でございますが、現在、近鉄不動産の三滝台の開発をはじめとしまして、三交不動産、それから三岐開発等、三億五千万円の収納を見込んでおります。

このほかに、小学校用地の提供というような面で協議をいたしておりますところもございますし、それから今後、現在事前協議中でございまして、今後学校用地の提供とか、あるいは負担金の収納等を協議いたしておる開発団地もあるわけでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） お答えいたします。

げんの堀川流域の開発問題になつてくるわけなんですが、イトーピアの開発行為が、昭和四十五年に出でまいりまして、この当時の、開発の審査は旧要綱に基づきまして、それぞれの窓口において指導を行つてきました。それで下流部におきまして水路の護岸とか、あるいは井ぜきの改造とかいったようなことがなされているわけなんでございます。その後、大谷の区画整理の開発等も出てまいりまして、この川に対する流量の負担がふえてきました。しばしば小杉新町周辺に浸水被害が起つたわけなんでございます。そこで、都市河川の様相が非常に強くなつてきたので、土木部におきまして、一貫しましてこの河川の管理を受け持つということになつたのでござります。結果的に言いまして、流量の増大につきましては、河川の改修をしなければならないといったような方向づけになつてまいりましたので、先日もご質問にお答えいたしましたように準用河川の指定をいたしまして、今後子細な調査をいたしまして、改修の方法につきましては、ただいまご質問にありましたようにバイパス方法とか、あるいは本川河道の拡幅等も踏んまえまして、今後の改修を準用河川補助事業に乗せるべく努力を進めていきたいと思つております。

先ほどの管理問題で、下水土木のご指摘をいたいたわけなんでございますが、当初といたしましては開発の窓口といいますか、指導窓口によつて結果的チェックをしておったわけで、一貫性がなかつたということでございますが、これからげんの堀川につきましては、土木管理河川といったような準用河川の指定に基づきまして、担当をしていくたいと思っておりまして、米洗川につきましても、きのうご質問にお答えしましたとおりでございまして、準用河川の方で今後改修の方向づけをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 水道料金に対する第一点のご質問の大口需要者の契約水量といいますか、責任水量を定めて、基本料金と使用水量割りの料金とを徴収することにつきましては、県の工業用水とか、または県の水道用水供給事業ではこのようなやり方で実施いたしておりますが、一般の上水道の場合、これによつてやることが適切であるかどうか、さらに検討してみたいと思っております。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（田中基介君登壇）

○田中基介君 ご通告の順に従つて質問を進めてまいりますから、よろしくお願ひいたします。

まず第一番目の直面する財政危機の対策についてであります。この問題につきましては、一度市長とじっくりと話し合いたいと思っておりましたが、肝心のご本人さまがきょうは欠席しておられますので、一人相撲を取るわけにもまいりませんから、細部のことは後日にするとして要望事項だけにとどめたいと思います。

私が強く申し上げたいことは、この財政危機の時代とはいへそれをいいことにして、またそれを最大の理由にして

福祉、教育と市民生活に密着しているすべての行政をこのときとばかり切り捨てごめんとばかり大きく後退させる方向に突っ走るような愚劣なことだけは断じて行わないよう、この点を強く要望しておきます。すべての条件が調子よきめぐまれたときにしてことなら子供でも簡単にできるでしようが、こういうときにこそ岩野市政の真価が問われるときだと、このように思うものであります。いかなる時代に立ち至らうとも常に市民本位、住民本位の市政実現を目指し全力投球されることをお願い申し上げ、第一点目は要望にとめておきます。

次に、第一回目は、文化財の査定についてであります。まず初めに、調査会委員並びに一般の方々に型万古に対する認識について申し上げていきたいと思います。万古焼きは周知のごとく戦前四日市市の最大の産業として栄えてまいりました。元文年間桑名において始まり、四日市においては明治初年三大先覚者であるところの畠友直、山中忠左衛門、川村又助氏により初めて産業としての形が生まれました。その初期において当四日市にはろくろによる成型技術の伝統がなかつたために型万古という木型による成型法によって万古焼がつくられたのであります。万古陶磁器工業共同組合発行の万古の歴史中の明治年間生産実績表を見すれば明らかであります。しかし、現在まで共同組合、市当局、一般において型万古に対しての文化財指定の運動は不思議にもなされずにまいりました。この型万古技法は、現在では四日市にのみ残った日本唯一の成型法であり流行のクラフトと称される製品として完全なものであります。かつて個性的にも第一回の万古焼なのであります。すたれたとはいえ現在残った技術者によって次の若い世代の陶芸家に伝承されればユニークな万古焼として大衆から愛されることも必定となるであります。しかし、現在の技術保持者はごくわずかで、一日も早く何らかの方法を講じなければ消滅する憂き目にさらされてしまふであります。そこで私は、無形文化財という名称のカンフル剤を必要とし、かつて保存のための刺激剤ともしたいと考える次第であります。売り買いと郷土愛のない土地に文化の栄えるためしはありません。他県の方々からたびたび指摘さ

れる文化不毛の地四日市の汚名返上を一日も早くなし遂げたいものであります。とともに市の地場産業の育成、発展についてのお考えを当局にお尋ねいたします。

次に、文化財調査会委員の人事についてであります。市の教育委員に対しても文化財調査会委員の任期について問うたところ、任期は二年にして再任は妨げないとのことである。しかしながら、私の知る限り交代した気配がありません。過去に知るところではなくなられた委員のみ補充されています。文化財規則、昭和三十七年四月五日改正分の第四条に、委員及び人事委員は学識経験者の中から教育委員会がこれを委嘱するとあります。学識経験者と言われている方々に良識と常識の持ち合わせがないでありますようか、いまから申し上げる文化財調査会規則第一条違反から数々の問題から一、二を挙げたいと思います。まず文化財調査会規則第一条に、文化財の申請を教育委員会が受理するに、この件に関して教育委員会は諮問機関である文化財調査会に対して是非を諮問する。調査会はこれに対しても、申請された文化財を調査、審議の結果を教育委員会に対して建議することに規則で定められておりますが、聞くところによりますと、何ら調査も審議もなさずして教育委員会に建議されているらしく、申請者の一方的な申請書とその参考品のみによる調査と審議であると言わざるを得ないのであります。何ゆえなれば、申請者本人の実技と実地に主張させた、また調査にでかけたことと、過去の型万古の文化財指定について皆無であったからであります。

沙に行政の姿勢についてありますか。昔からお役所というものは一般人からして見ると大変にお困いところであるというのが役所に対する認識のすべてと言つても過言ではないにもかかわらず、まことに不思議なものは、文化財の申請書の中に受付印から決裁印まで皆無で決定された書類があるのです。他の申請書には丸い大きな受付印と、書類の上部には横長に係員から係長、課長補佐、課長、教育次長、教育長という順序で決裁まで多くの印が捺印されるのがあたりまえであるのに、昭和四十八年六月十六日申請されたあるAさんという有力な方の万古きゆうす

にはこれらの印は一切なく、その後昭和四十八年八月二十七日付をもって四日市市無形文化財指定を受けていたのであります。ところが不思議なことに昭和四十八年七月三十日申請の万古の紫泥焼、Bさんの無形文化財指定申請書に際して当時Aさんの出されたその文化財申請がどうも出させているらしいといううわさがあったのでBの申請者のCさんが教育委員会社会教育課に問い合わせたところ、当局は絶対に受け付けていない、そんなことはないと言明していたやさきの出来事であり、突如として捺印のない申請書により秘密のうちに指定を決定したことが事実であるならば事は重大事でございます。調査と審議を費やす日時はこの申請書の日付を間違いないものとしても、六月十六日から八月二十七日までのわずかでしかない。Bさんの申請期日の七月三十日現在Aさんの申請はなされていないと言明しているから、本当の期間は申請されてから指定決定までに一ヶ月足らずであるうえに、申請されていないはずの文化財が審議期間の大小にかかわらず生まれてくるのは、なお一層不思議と思えてならないものであります。昭和四十八年七月申請のBさんの文化財指定の申請に関する決定内容の返書は、翌年の昭和四十九年四月に至りやっと届くというありますまなのであります。この事實を見ても文化財調査会の姿勢が理解しがたいものがあるのです。さらに昭和四十八年三月に型万古の技術保持者としてDさん、Eさんというお二人が四日市市無形文化財と申請しましたが即座に却下されました。その却下の理由として、当市の文化財は同様の物二種を同時に文化財の指定はしない規定であると返答してまいりました。ところが、四十八年同じころ申請されていた北野町の獅子舞を保留し、いつの間にか西坂部の獅子舞とあわせて四十九年八月同時に指定発表されました件につきお尋ねいたします。さきに言われた言明を信ずる私どもは、ただただ然とするばかりでございます。また、昭和四十八年三月申請の型万古Dさんに関し昭和四十八年九月十三日付教育委員長名の返書には、無形文化財としては認めがたいが民族資料として適当に保存継承する必要があると公式決定をしながら、その後今日に至るまで何ら方策を講じることもなく音きたなしでございます。

悲しくも四十九年の秋に当の技術保持者であるDさんはさびしくこの世を去られたのであります。享年八十七歳で世を去られなすったが、それまで型万古一筋に七十有余年を費やして型万古製作に苦しさを耐えてきた貴重な人間国宝と言つても決して過言ではないと思うのでございます。にもかかわらず当局のこれに対する態度と責任感の皆無に何よりも嘆くものであります。これら文化財は私個人の物でなく市民全体の分から得る共有財産なのです。郷土と文化を理解していただき、愛していただき、文化の都市四日市とならんことを願う次第でございます。

次に、第三番目は、近鉄四日市駅前の交通についてでございますが、前日山本議員の質問に対し加藤助役よりご答弁があり、助役自身も改善の必要を認めておられますので、私からはぜひとも一日も早く人命尊重のうえからも歩行者優先に、横断についても、タクシー乗り場についても考えていただきたいし、地下道の設置を一日も早く要望いたします。

第四番目の悪臭防止対策についてでありますが、これは先の六月議会で金森議員が平山物産の悪臭対策で質問されました。私は養豚の畜産公害による隣地との公害が非常に住民パワーが起こりつつある。いな現在起こっているのであります。それに対して市がどのように手を打っておられるか。今後この悪臭に対しどこまで規制された規定をつくり、また両方が生かされるようにどういう手を打つたらいいか。現在下海老町に起こっている問題から解いていただきたい。これを放置しておきますと、さらにその問題が広がっていくことを恐れておるものでございます。

第五番目には、中小零細企業の擁護についてでありますが、市の窓口に中小零細企業課といふものをつくっていただきたのであります。政府の金融引き締めは、中小零細企業者の事業經營に著しい支障を来たしております。さきの六月議会で平野議員の質問に対し加藤助役の答弁がありますが、私は、市に中小零細企業課をつくっていただきたいのであります。特に次の四点について中小企業を守っていただきたい。

一つは、中小零細企業の製品の品質向上をさせ、販路を拡充するために、技術の研究及び指導を行うこと。

二に、市の現行の運転設備近代化の制度融資を貸与期間または限度額、担保条件等の緩和をはかっていただきたい。

三つ目は、小規模企業の経営安定のために経営指導員を置き、相談、指導に当たっていただきたい。

四、小口特別融資として無担保、無保証の限度額を三百万として、貸付期限を長期とすること。

以上提案申し上げて、第一回の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 教育長。

「教育長（市川一郎君）登壇」

○教育長（市川一郎君） 文化財の査定の問題でご質問い合わせいただき、ご質問というよりもおしゃかりをいただいたわけでございますが、三点の中の後の行政の姿勢、その点からお答え申したいと思うのでございます。

ある文書については受け付けの日付がある、ある文書については受け付けの日付のないものが委員の方に流れたりお話しでございますが、私もその間の事情はいままびらかにしておりませんけれども、ある人の文書は受け付ける、ある人の文書は受け付けないということは絶対ございません。あるいは、出された書類の中が不備であるためにこう書いてください、これではいけませんと、こうしてお返しすることはあるかもわかりませんけれども、正式の形の整うたものであれば、人によって差別をすることは絶対になかったと思ひますし、今後もございませんので、その間のいきさつもう少し事務当局において調べてご納得のいくようなご説明をしたいと思っております。ある件については、同様の獅子舞について同じような物を二つ指定した、ある物については類似のものだから一つしか指定しなかったと、こういう話もございましたけれども、これは物によることでございまして、同じような獅子舞が同じような歴史を持つておるときには二つ三つ指定することもござります。美術工芸品、焼物などの場合に、同じようにと

はいかないその間に区別がある芸術的な価値あるいは過去の価値で差別のあるときには、これはこういう物だからこれは一種類にしました、後は指定しないと、こういうことはございますけれども、その間の事情もさらにまた他の機会にご説明申し上げたいと思います。

それから、その前の人事の問題でございますが、規則には文化財調査委員二十名とございますが、現在は十五名のお方をお願いしておりますのでございます。部門は、美術工芸部門六人とか、あるいは文書の部門何人とか、あるいは民族資料の方何人とか、そういう部門別に分けまして十五人お願いしておりますのでございます。中にはこの文化財調査委員会が発足いたしましてから引き続いてご厄介になっておる方が五名ございますけれども、その間には年々新陳代謝がございましてなくなられるばかりでない、こういう部門に人が欲しいというときには、市内ばかりでなしに、市外あるいは県外からも権威のある人をお願いいたしまして、充実をはかつておるのでございまして、そういうことでござりますので、ご了承をいただきたいと思うのでございます。

一番初めにおっしゃいました型万古の指定でございます。万古の発達史上で型万古の持つ歴史的な意義は、これはまことに貴重なものだと思うのでございます。それを、いまの美術工芸品としてその部門で指定にするかしないかといふ問題につきましては、この調査会で何べんも慎重に審議なさったのでございます。私もその席に出ておりましてよく承知しておりますのでございます。ある特定の人が、あるいは感情的なことで反対をなさるんじやないかというご心配もあるかと思うのでございますけれども、いまも申しました美術工芸の部門だけでも六人の委員がいらっしゃる。それぞれ専門のお方でございますので、それらの方の一致した意見として今まで型万古を美術工芸としての指定をしていないのでございます。その席の空氣としては、美術工芸として指定するには困るけれども民族資料として保存するのが適当じゃないかというようなご意見があつたのでございます。しかし、いま民族資料ならばそれを保存する

行政としての手当が行き届いていないじゃないかと、そういうご指摘でございますが、その現在について行き届いていないのは事実でございますが、そのことにつきましては、記録あるいは写真、そういう物をつくりまして後世に伝わるようにしておると、こう思つておるのでござります。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（斎藤久美君）登壇〕

○産業部長（斎藤久美君） 畜産公害の問題についてご指摘をいただきました。最近の市内におきます畜産公害の苦情の申し立て件数といいますのは、昭和四十八年ころピークにいたしまして多少は減少してまいっておりますが、各地でそれぞれ問題点を起こしておるというのが実態でございます。これは都市化の進展とともに人家と畜舎の混在といいますか接近、あるいは家畜の使用規模の拡大等が原因と考えられております。苦情の大部分が悪臭と水質汚濁でございます。そういう実態の中で家畜ふん尿の処理につきましては、従前から活性汚泥法の処理の仕方あるいは浸透蒸発法あるいはビニールハウスによります乾燥あるいは酸化池法など化学的処理が行われ、さらに農地への還元利用を畜産農家と他の作物栽培農家との間に契約を行わせておるというのが実態でございます。市といいたしまして、これら処理施設への援助措置等も講じてまいっております。また、畜舎におきます衛生管理と悪臭除去のための脱臭剤の使用なり、あるいは畜舎の一斉消毒をはじめ環境改善等を含めました畜舎構造なり、あるいは配置の指導なども実施しております。これら環境改善の施設等は生産コストの上には大変大きく影響をいたしてまいります。最近の畜産の事情の中では、飼料の値上がりと相まちまして畜産経営も大変大きく圧迫しておるという実態でございます。生産コストの上昇を直ちに価格に反映するというわけにもまいらないような畜産物の価格形成の性格もございますの

で、畜産そのものも危機に立つておるというのが実態でございます。しかしながらご指摘のありましたように地域住民との間に生活上の問題が出てまいりとということについては問題点もございますので、十分地域の住民との、いわゆる協調ということを考えていかなければならぬというふうに私ども考えております。なお、これにつきましては、農家の自覚と住民の理解の上に立つて、特に公害防止施設につきましては、さらに畜産経営の中で取り入れて十分指導をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） お尋ねの中小零細企業対策について、お答えいたしたいと思います。

最近の経済の不況の深刻な状況といふのはすでにご承知のとおりでございまして、四日市におきます中小企業の実態をいろいろ聞いておりますと、むしろ資金需要というよりも受注の減ということから受注の増というものを願つておるというが非常に全般的な状況でございます。これは業界によってずいぶん違うわけでございますけれども、一般的に言って消費の落ち込みから受注が減つておると、これに対してどう対応していくかということが非常に問題になつておる。現在融資としては、本市の融資制度では零細企業向けに小規模事業資金、これは製造業では二十人未満、商業では五人以下という企業に適用される小規模事業資金の貸し付け、あるいは振興資金、これは中小企業振興資金の貸し付け、これは三十人未満十人以下という企業に対する貸し付け、その他環境改善資金あるいは高度化資金なり、そういうものを融資をいたしておりますが、八月現在で一億九千五百万円というまだ融資の枠がございます。四月から八月までの融資の実情を見ましても、対前年比八七%というような形で比較的資金需要が弱まつておるとい

うのが実情でございます。そこで、お説のありました無保証、無担保という制度はございませんが、商工会議所の方でこれは商業、サービス業にあっては二人以下、製造業にあっては五人以下という零細企業に対する融資制度といてしまして設備で二百万、運転資金で百万という無担保、無保証の制度がございます。市だけの単独の事業で行うということはなかなか困難でございますので、こういった制度もご利用いただきたい。なお、私の方の商工課の方では金融制度その他を通じまして、あるいは雇用の問題を通じまして、中小企業の方々とよりよりご相談に乗っておるわけでございますけれども、こういった自治体がやる制度あるいは商工会議所がやる制度融資のほかに国民金融公庫あるいは商工中金といったような融資の政府系の機関がございます。これらとも十分連絡がとれておりますので、われわれの方で無理だと思うものについては商工中金なり、あるいは国金の方なりにお願いするというような指導をさしていただいているわけでございます。

なお、先ほどご質問の中に、零細中小企業課を設けたらどうかというご意見がございましたが、不況対策の一環としまして、各業界の代表者から構成されております中小企業振興対策協議会というのがございます。近くこの協議会を開催いたしまして各業界の実態把握に努めますとともに、先ほど申し上げましたような国金さんなり、あるいは信用保証協会なりと協力をいたしまして融資相談日を開設したいというふうに考えておるわけでございます。

なお、製品の技術研究指導をしてはいかがかというご提案でございますが、中小企業に関しては非常に業種が多い、それらの業種全般にわたってそういうことをするのは大変無理があるうというふうに思うわけでございます。そこで、私の方では経営相談員というのがございまして、これは資格を取っておりますので中小企業の経営診断を十分いたしましてご相談に応じてまいりたいと、かように考えておるような次第でございますので、ご理解を賜わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 田中君。
〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 第二点の文化財の査定についてでございますが、明確なるご回答が得られませんので、時間の関係上もありまして、これはひとつ教育民生常任委員会に付託していただいて、そうして本当に確信ある、新しい文化都市としての成長できるようなすべての教育、また、そこからいろいろと発展していただけるような、そういうご審議をいただきたいと、このように思います。

第四番目の悪臭防止の件でございますけれども、これは今後盛んに起きてくる問題だと思います。いま産業部長の答弁ですけれども、何らそのときに話し合うだけと、しかし、実際現在起ころうとしている問題にどう農林課がまた公害対策課が手を打ってくださったか。やはり将来工業団地のように一括してやはりそちらへ移動させるか、また業者に対してもいろいろの資金の面を援助するか。付近の人たちの子供は悪臭のために嘔吐し、目がちかちかして勉強もできない。夏なんか暑くても戸を開けられない、あればとてもやないけれどもというような臭気が漂つります。私自身も付近の方の要望によって夜ちょうど八時ごろが一番えらいということから行きました。やはり先ほども部長からお話をたよやに、五百頭に対する浄化槽以外に七百五十も飼つておる。それから、人員も少ないので、処理がおくれている、そういうところにあるし、ところによつてはきれいにやつて、特殊な臭いはございますけれども、それ以上やはり付近の人もがまんできる範囲になつております。だからそういう点で、今後この指導、この解決を具体的に、また早く解決していただきたい。

それから、最後の中小企業の件でございますけれども、助役のいろいろのお話よくわかりはいたしますけれども、

事実やはり仕事欲しい、しかし、その前にどうしてもこういう運転資金少しあればいい、ところがチエツクされはねられてしまうわけです。だから一生懸命家族的にやって、ある私の知ってる万古の型込みを夫婦でやっております。ところが団地の開発で、坂の方ですもんで集中豪雨によつて工場がすぐに水浸しになる。そうするとモーターがぬれて、どうしても七万、八万とモーターの修理代がかかる。油断もすきもならない。こういう方たちがほんとに家内工業的でやって、やっと生活費が出たところでその負債。そして借りようとしても借りられない。道路の舗装について、また排水についても直していただきたいと陳情しておりますけれども予算がない。こういう面で泣いてる点をひとつ、日の当たらないそういう零細企業家を守る窓口を市でつくっていただきたい、こう思うわけです。本当に汗水たらし、家族で、夫婦で子供を抱えながら下請している零細企業、万古の地場産業を一つ一つ手がけていかなきやならない。そういう人たちの援護をお願いしたいと、こう思うわけでございます。そういう点でひとつ、やはりそういうふうにかかるない、その中でもこつこつ将来を見つめて働いている方たちにそういう課をつくってめんどう見てあげていただきたいと、こう思うのでございます。どうかひとつよろしくお願ひいたします。

以上をもつて、質問を終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 私は、細かいことを質問いたしますが、これも住民の声でありますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

一番目は、平和町の移転問題でありますが、これは裁判等もあり、また土地問題等むずかしい問題がありました。現在残っている世帯は九世帯であります。大半の人は早く移転したいと願っております。これは偽らざる現況でござ

いますが、また最近におきまして市の方より詳しく調査していただきまして、移転料として最高額は五百五十万円ぐらい、最低で約百十萬ぐらいとなつております。これは安いか高いかは自分といたしましても判断がつきにくいのですが、もし五百万円で家を建て商売をしようと思うときに、これだけでは土地だけでも五百万円はかかるてしまうんじやないかと、これは素人でも考えられることであります。いずれにせよ、移転した後の土地の処理の方をどうされるのか。またこの処理に当たつて深く検討して、そこで移転される人の分も十分見てはどうかと思うわけであります。私はここで、市長は市民の方々と話し合う姿勢が欲しい。ですから市長と助役等が自ら赴いてひざを交えて話し合つてほしいということであります。また住民の方もそのように望んでおりまし、会つてひざを交えて話し合えば解決できないことはない信じておりますが、ぜひその機会をつくつていただきたいことを強く要望いたします。ここで、移転後どのようにして土地が処理されるのか、詳しく聞かしていただきたいと思います。

二つ目は、塩浜出張所の雨漏りについてでございますが、私もきょうまで気がつかなかつたことを申しわけないと思つております。天気のよい日ばかり出張所を行つておりましたので、これは実に申しわけないと思つております。この五号、六号台風のときに塩浜出張所に行きましたが、雨がざざ漏りでそれには驚きました。出張所長の部屋は天井の中間に近いところからも漏れるのです。応接間はざざ漏りです。また事務所はそのとおりであります。これは窓サッシから吹き込むもので漏るわけでありますが、早速二階に上がり見ましたが公民館の窓サッシから吹き込んでそれが土間に落ち二階から土間の一階の天井の中間まで落ちるわけでありますが、ふき取つて処理ができるようなものではないのです。このまま放置しておけば床板も腐るし、後では大変な修理になるおそれがあります。市の管財課に再三お願いしてきたが予算がないとのことで、一部補修してもらつたが後はできないとのことで現在に至つてゐるわけ

であります。ここで、このままにして放置しておくわけにはいかないと思いますから、一日も早く直していただきたいと思います。二階の分は公民館ですから、これは公民館の予算で直してはどうかと思うし、また一階のこれは市の管財課でありますから市の管財課の方で予算を見ていただいて、一日も早く直していただきたいと思います。

それから、三番目は磯津の漁港の整備と磯津におけるポンプの施設についてでございますが、当初予算のときに市長の議案説明の中には、磯津漁港の改修整備と海岸保全事業費として三千二百萬円を計上したとあります。そのような予算で見積られておりますが、その後何ら実施されておらず、私はその点どうのようになっているのかをお伺いしたいのであります。この六号台風で三重県はあまり被害はありませんが、磯津の漁港の入り口に砂が打ち寄せまして港をふさぎ、あれでは船が出入りできません。早速取り除いてもらいましたが、それも楠町の許可を受けなければならぬし、また漁港の南に当たる一番砂が集められる地域では楠町の許可がなければ処理ができないと、そこで住民の代表がわざわざ楠町の役場まで赴いて、交渉して、初めて工事にかかるというわけです。私は、その点四日市市側として住民にそのような交渉をささずとも行政面で四日市より直接交渉がいかないものか、その点お伺いいたします。それとともに、一日も早く漁港を整備してもらいたい。

次に、漁港の一番北側に当たりますが、住宅のある地域に堀があります。その堀は海水がわき出て、六号台風のときには仮設のポンプの活躍で浸水がずいぶん助かっておりますが、この地にポンプが新設されるということは聞いておりますが、いつごろポンプが取りつけられるのか、完成するのはいつごろかお伺いしたいと思います。

四つ目に、浜旭町の三菱社宅付近の排水問題と道路舗装についてでございますが、塩浜病院前の大旭住宅でいまはずいぶん空き家になっておりますが、三菱社宅の一角の東部にあります、ちょうどそこに四、五軒の家があります。それは三菱の社宅ではないのです。個人の家であります、その中には中部資材株式会社の寮があります。それには

相当の車も出入りしておりますし、また排水について申しますと、堤防までは相当距離があるんですが、その堤防に降る雨がその付近の排水路がありませんので相当の水害が起こっております。こんな土地ですから道路の舗装、排水問題について忘れられていたのではないかと思うわけであります。この地の人は自分で道路を直し、また排水問題と真剣に取り組んできましたが、住宅の方々もいままでは遠慮して強く市に意見を申し述べてこなつたのではないかと思います。それゆえ、ぜひ道路の舗装と排水について対策を講じていただきたい。このことは早急にお願いいたします。

五つ目は、身体障害者対策についてであります。小井議員からも質問がありました。ここで私は、特に身体障害者のうちのろうあ者について取り上げたいと思いますし、また身体障害者の訓練する場所についてお伺いいたします。

普通、目の不自由な人とか、体の不自由な人は一見してわかるのでありますが、ろうあの方は話をすればわかるがそれでない場合はふだんちよっと見分けがつかないのであります。それゆえに音が全然聞こえませんから道を歩いていても危険性が大きいのであります。そこで私の提案ですが、体裁のええバッジをつくってそれをふだんから道を歩いてよう心がけてはどうかと思うわけであります。たとえば、耳の形をしたその中に障害とか入れてそのバッジをつくると、これをつけるようにすると、また四日市広報にはこのようにろうあ者にバッジができましたと、皆さまに紹介して住民の方々にも徹底さすというような方法を講じてはどうかと思うのであります。また住民の方は、この人はろうあの人だ、親切にしてやらなければと、一見してわかるようにしていただきたいと思います。また、それともにろうあ者に対しても話ができるように一部一般の人が話し方を訓練しております。その人に対する何とか市の助成と援助を与えてやつてはどうかと思うのであります。その点市においてどのように考えておられるのか詳しくお伺いし

たいと思います。

身体障害者でこれは塩浜出張所で起こった件であります。障害者の一人が出張所まで三輪車を利用して参りました。それで、出張所の入り口の階段を上がるときに手すりがないためにはって上がる。これは四段ぐらいしかないと思いますが、用を済まして帰るときがこれまた大変で、はって降りるというのでございます。そこで、簡単な手すりをつくっていただきたらそれを支えとして、それにつかまって登りができるがございます。それから、二階の公民館に上がるのには手すりがありまして非常に助かると言つております。この手すりをつくるにしても大した金はかかりませんし、簡単なもので結構ですからどうか取りつけてもらいたい。

それから、今度は訓練する場所の問題であります。前に前川議員も質問がありました。小さい子供さんは療育センター等があり、また入院患者の場合は市民病院には諸設備があります。大人で家庭にいる人はその設備がありません。そこで、公民館に簡単なものでもよいから、とりあえずあまり経費のかからないものから備えつけて訓練をするというふうにしてはどうかと思うのです。また、公民館で身体の不自由な人が寄り集まって訓練をすると楽しみのうちに効果が上がるのではないかと思うわけですが、この点をあわせてご答弁をお願いしたい。

六つ目は、便所のくみ取りについてであります。現在のミゼット小型でくみ取っているところがずいぶんあります。一例を挙げれば西日野、室山、八王子、その他たくさんあるのですが、このミゼットを製造しております。もし、現在のミゼットがなくなることも考えられますし、そうなれば今後はその対策としてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

次に、料金のことであります。私が料金が高い安いという問題ではなくして、一応は四日市市の場合、定額に人員を加算して計算して月額になっております。その中でメーターで取るうちは特別としまして、この集金に当たつて

はいま一度考え方で直してはどうかと思うのであります。作業人が集金を兼ねておりますから時間が非常にかかるし、それを別の集金方法を考えたなら作業がもっと早くいくのではないかと思われます。

それから、これは東日野で起きた件であります。東日野にはご承知の道路が一本であります。その道路に車をとめて相当の件数の便所をくみ取ることになります。くみ取りの自動車が入りますと、後から後からと自動車が入ってきて、これはすれ違うことができませんから他の自動車は待つということになり、非常に迷惑をかけております。そこで、作業人の人が焦るようになります。自然と荒くなっています。それゆえ、東日野の住民はくみ取りの人の不親切に怒りを買っております。そこで、私は申し上げたいのは、道路の両入口にいまくみ取り作業中とかいう看板をいつも持つておってそれを作業中に出しておけば他の車は、自動車はほかを迂回して通つていくから、これはどうでしょうかと思うわけであります。

もう一つ、次に一例を上げれば、采女の方で四軒ばかりのところがあります。一軒はどうしてもくみ取ってもらえない。ホースなら十メートルばかりつなげば取れるというところであります。これまで長年畑を利用して自分でその処理をしてきました。この家は農家ではありません。最近において畑にも捨てることができなくなりまして、そこで、何とかくみ取つてもらいたいと交渉に行きましたが、くみ取りは不可能となりまして、仕方がないのでくみ取つてもらえるところまで肩でかついでくみ取つてくださいと願つたんですが、そういうものをくみ取つては三十分も時間がかかるからくみ取れない。それならば予備のホースを備えつけるから、自分が持つて備えつけるからくみ取つてくださいと願つたのですが、予備のホースをつなぐことはできないし、それだけホースを延ばせば自動車に負担がかかります。それで、付近の家々を交渉しておりますが、便所のため池となるとほかの人は許可してくれないというような現況です。

私はここで、自動車のホースを長くすることができないものか、また長崎市においてはあの高いところをくみ取っているし、予備ホースというものを備えつけて、そうしてくみ取りを実施しているわけであります。長崎市においてで四日市市においてはできないことは私はないと思います。今後ミゼットがなくなり、その対策としてホースを長くするか、予備ホースを使用するとかいうふうな対策をせねばならないと思いますし、どうしても実施せねばならない重要な課題であると思います。その点どのような見解を持っておられるのかお願いしたいと思います。

市長は、当初予算のとき市施演説の中でこう申しております。屎尿の収集について、屎尿のくみ取り手数料、くみ取りの事務を改めると。作業管理の適正化と委託業者に対する指導の一層の強化をはかると市長は申しております。

七番目に、市営住宅の火災の対策についてございますが、これは、あさけが丘の市営住宅の皆さまの声であります。

市営住宅のあの四階建ての住宅ですが、一、二階から火災が起きた場合、三、四階の者は出るところがない。通路は全部煙突同様となっていますからそこからは降りることはできない。現在たくさん建っております住宅は隣のどこへ行こうと思つたら通路がありまして連絡がとれるようになっております。私はここで、その四階にロープでも備えつけてはどうかと思うわけでありますが、非常の場合そのロープを伝つて降りることができるし、三階、二階でも間に合うのではないかと思うわけであります。また、これに対してどのような対策を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

八番目は、韓国人に対する学童手当の問題と国民年金、いわゆる老齢年金、福祉年金、また老人医療、それから零歳の医療無料化という問題についてお伺いしたいと思います。

まず児童手当でございますが、これは同じ日本人の学校に入つておりまして勉強しております。また、戦時中はともに働いていたし、現在ではほとんどその差別をする必要がないと思われます。ところが、日本人の学校に行つてゐるこれらの該当するものは二十数人ぐらいしかおらないわけであります。これ支給できないもんだらうかと、これは国規定にもありますが、それにかわる何かの方法で支給をしてもらえたなら、私はそう思うわけであります。

それから、国民年金、老齢年金、福祉年金等は、これは国の規定でありますむずかしいと思いますが、これもどのように考えておられるのかお願いしたいと思います。

それから、医療の無料化についてお答えをお願いしたいと思います。

次に、九番目は、近鉄の塩浜西口駅の開設についてであります。これはかねがねから取り上げてまいりましたし、再三議会においても訴えてまいりました件であります。現在では駅西の発展が著しく、合成ゴムあり、三菱化成、味の素、松下電器その他の工場もたくさんあります。ご承知のとおり通勤者も非常に数が多いのでござります。またそれに反して近鉄は、ラッシュ時は相当の本数を走らせます。ちょうど通勤時間になりますとあの塩浜の踏切が長い時間待たされるような状態です。私たちが立つてましても腹立つような状態です。そこで何とかして西駅を開設していただきたい。これは通勤者、地元の住民の強い願いでありますから、当局としましても近鉄に強く働きかけてもらいたいと、このことをお願いします。

以上であります。これは皆さまの声でございまして、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤助役。

（助役（加藤寛嗣君）登壇）

○助役（加藤寛嗣君） 一番と九番について、お答え申し上げます。

平和町の移転問題については、当然住民の方々とお話し合いいたしたいと、私もそう思っておりますので、どうぞご遠慮なくおいでいただきますように。

最後の九番の問題でございますが、これは西口をあけるということに対する鉄道側の条件といたしまして、近鉄塩浜駅のすぐ南の踏切を閉鎖したい。そのかわり、下に地下道をつくりたい。ただし、それは階段で歩いていくということでござりますので車その他が通れない。こういうことから住民側の方々のご了解が得られないという状況になつておりますので、今後とも近鉄の方と交渉を十分詰めてまいりたいと、かようと考えております。

○議長（山口信生君） 総務部長。

（総務部長（阿南輝彦君）登壇）

○総務部長（阿南輝彦君） 塩浜出張所の雨漏りの問題を、大変ご指摘いただいたんでございますが、私も先般の台風六号の夜、ずっと各出張所、夜中一晩回っておりまして、塩浜の方にも参つておりましたが、残念ながら私はそういう状況に気がつかなかつたんでございますが、各施設ともかなり老朽をしているところもいろいろありますし、平素からなかなか大きな金を要するところは、本格的な手当てはしにくいんでございますが、それぞれ苦しい中をやつております。ただ、ああいう大きな台風という異常な状況下における雨漏りという場合については、その地形等もありますし、構造的な問題等もあるうと思ひますので、お話のような状況につきまして調査のうえ、また検討いたしました。

いと存ります。

○議長（山口信生君） 土木部長。

（土木部長（杉本義広君）登壇）

○土木部長（杉本義広君） お答えいたします。

機津漁港の整備計画は、数年前から継続的に行つておるわけなんでございまして、現在五次計画、漁港整備計画五次で引き続きやつておるわけでございます。内容的に申し上げますと、船だまり、物揚げ場といつたものの整備が重点でございます。あと残つておりますのは、前面の物揚げ場、それから船だまりのしゆんせつ、進入道路といつたのが、残事業として残つております。この漁港は、漁港区域が六十万平米ございまして、そのうち四十万平米が楠町地内でございます。楠の行政区域内に約三分の一の面積が入つておるわけなんでございまして、昭和三十六年の六月、四日市市長と服部楠町長と、この漁港につきましての協定がなされておるわけなんでございまして、漁港区域内におきまして恒久的施設を施す場合、また区画地形の変更をする場合においては、楠町と協議をするといつたような申し合せになつております。自來それに基づきまして協議のうえ、年度内工事を施行してきたわけなんでございますが、四十九年の協議におきまして、四十九年施工の事前協議をいたしましたところ、楠町は、最近小倉地区内の排水が非常に悪くなつてきたと、この影響は機津漁港の関係じやないかといったような指摘、申し出がありまして、工事につきまして、しばらく待つてくれということになつたわけなんでございまして、その後いろいろと楠町と協議してまいりましたが、話し合いがかみ合わず、現在に至つておるわけなんでございます。漁港に流れ込んでおります五艘樋門の奥の水域の排水の問題でございまして、われわれといたしましては、何ら漁港に関係ないということを反駁しているわけなんでござりますが、現地の実情を調査した結果、五艘樋門がかなり老朽化しております。

そういういたところの漏水が激しい。また、楠内陸の都市化の影響じやないかというふうに考えているわけなんですが、いろいろと今後、楠町と話し合いをしなきやならぬということでございますが、できる限り早く解決したいというふうに考えております。

それから、浜旭町の排水舗装につきましては、この塩浜地域におきましては、市の舗装計画に基づいてやってきているわけなんでございますが、場末におきましては、あるいはこういったご質問のような個所があるということを、われわれといたしましても認識せざるを得ないということでございますが、このこういったことにつきましては、今後舗装計画の中で一括して、十分検討していかたいと思います。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） ご質問の第五、身体障害者の問題については、まずろうあ者に対するバッジ支給の問題につきましては、私もこの団体の方々とお話の中でご要望もありますので、具体的にどんな形にするかについては、よく相談をして実施に移してまいりたいと思います。また、市民の協力のための周知徹底等についても、配慮をしてまいりたいと思います。

二番目の手話講習のためのボランティア活動に対しましては、今議会にボランティアの予算をお願いしておりますので、その中で配慮してまいりたいと思います。

三番目の身障者に対する出張所の整備等につきましては、すでに昨年、本年と身障モデル都市の事業を進めさせていただいているので、今後きめ細かい施策の中で重点的に、配慮を考えてまいりたいと思います。

それから、身体障害者の訓練等につきましては、機能回復の訓練のための機器、あるいは指導者というような問題

を配慮しなければなりませんので、ご趣旨を十分検討させていただきたいと思いますし、本年、労働省による体育館の整備を進めてまいりますので、この方面での活用を考えたいと思います。

次に、八番目の韓国人に対する児童手当、並びに国民年金等の問題につきましては、いずれも国の制度であります。したがいまして、ご趣旨についての反映について国にさらに強力に働きかけてまいりたいと思います。また、児童手当につきましての市単独の事業につきましては、さらに検討いたしたいと思います。また、医療の問題あるいは見舞制度等につきましては、すでに条例を改正いたしまして、配慮いたしておりますので、ご理解賜わりたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（山北彰君）登壇〕

○環境部長（山北彰君） ミゼットの生産中止に伴う対策でございますが、現在市販されております車両で、軽四輪に切りかえることでおおむね七〇%を吸収ができます。残り三〇%の約五百戸につきましては、市販されております各種車両の組み合わせによる新しい方式の機材を現在研究中でございます。

次にくみ取り料金の集金方法でございますが、定額制世帯に対しましては、ご提案のように改善を検討いたしておりますが、帳簿、収納方法等、事務的に大幅な改正が必要でございますので、いましばらくご猶予をいただきたいと思います。

次に、東日野の狭い道路の問題でございますが、先般実態を調査いたしましたところ、一日のくみ取り実施期間中に三台、そういう状況があったわけでございます。直ちに通行止めというわけにはまいりませんが、地元自治会とよくご相談申し上げまして、先ほどのご提案のように、作業中であるというような協力要請の看板を立てるというよう

なことは、実施していきたいと考えております。

次に采女の方のくみ取れなかたという問題でございますが、私どもが聞いております報告の中では、非常に苦労をしてくんだという報告を聞いておりますが、いずれにいたしましても全然くまないということのないように、実態を調査いたしまして、今後善処していきたいと思つております。以上でございます。

○議長（山口信生君） 建設部長。

「建設部長（荒木三郎君）登壇」

○建設部長（荒木三郎君） 第七番目の市営住宅の火災対策につきましてのご質問にお答え申し上げます。現在、私どもで管理をいたしております中層、すなわち四階、五階の住宅の対策につきましては、消防の協力、ご指導を得まして、それぞれ適宜避難訓練あるいは防火訓練等も実施いたしておる次第でございますが、ご質問の中にございましたように四階にロープの設置をしたらどうかというご意見でございます。それにつきましては、ロープの問題、あるいはなわばしご等の問題も検討いたしましたが、老人あるいは子供さん等の入居者もございますので、その実際の利用について非常に問題があろうかと考えております。したがいまして、そういう避難の問題の前に、消火器を増強いたしまして、初期消火に努めていただくようについてことで消火器の増強をはかっていきたいと、かように考えておりますので、ご了承賜わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 松島君。

「松島良一君登壇」

○松島良一君 ランプもついておりますが、平和町の問題については、すでに市営住宅へ入りたいという希望の人もありますから、ここはよく話し合っていただきたいと思います。その住宅の場合に一戸建てのところを希望している

ということもあります。

それから、浜旭町の三菱社宅付近のその一角は、排水路もなければ側溝もありませんし、今後この方面を気をつけさせていただきたいと思います。

それから、近鉄のこの問題でありますが、これは近鉄にとっては青山トンネルの事件もありましたし、四日市の高架も終わりました。それから新正駅もできましたし、それで今度は塩浜駅だと思うんですが、住民としてはあの踏切は絶対ふさいでもらいたくないという意見がありますので、その点も近鉄と交渉していただきたいと思います。私の質問は、終わります。

○議長（山口信生君） 平野行信君。

「平野行信君登壇」

○平野行信君 まず最初に少々かぜぎみでございますので、途中せきが出た場合はお許し願いたいと思います。

通告どおり質問をしたいわけですけれども、通告の中の第四番目でございますが、河川充実の問題でございます。ちょっとタイトルが不備でございまして、河川充実について問うとございますが、この意味は河川がいっぱいに充実をしてほしいという意味じゃなくて、河川管理整備充実について問うというふうに訂正をしたいと思ひますので、よろしくお願い申し上げます。通告どおり質問をいたしますが、まず最初に第一点目を質問いたします。

第三回の国民体育大会に全国より多数の選手がわざを競い、優秀な成績を上げて、十分な思い出を数多く残し、おのののふるさとにお帰りになつたことであります。四日市こそ緑と太陽の町づくりで売り込んだわけでございますが、その国体運営につきましては、多数の方々のご助力に対しまして敬意を表するものでございます。その反面、公害の町四日市としての、その名の浸透も現在隠しきれない事実でもあろうかと心痛める一人でございます。遠

路よりお集まりの選手の心にも万一、そのような公害に対する一片の思いがあるとするならば、地元に住み家を設けている四日市市民であれば言うまでもなく日々の生活の中に公害と切り離すことのできない不安、心配も完全にぬぐい去ることはないのではないかと考え、あえてコンビナート工場群に対しての、今後一層の私たち市民の生きる権利の保全の意味で安全対策を、さらに充実せしむるべく努力せねばならないとの心からの念願から次の質問をしたいと思うのでございます。なぜならば特別委員会より視察に行ってまいりまして、たとえば徳山市における類似したコンビナート工場の運営について、四日市とは違う安全対策がなされているという点で共鳴を覚えた一人でございます。今後、改善と安全対策充実に力を入れるべきではないかと思う次第でございます。その意味から五つの点ご質問をしたいと思います。

第一番目でございますが、コンビナート工場におけるタンクヤード、及びプラント設備に対して、火災発生時における自動発見装置の完備についてでございます。徳山市と四日市市の比較をしたときに、四日市市においてはエアーホームチャンバー等々の設備がございますが、徳山市においてはタンクヤードに一斉に噴射する水が出るような設備等、これは非常に四日市から比べた場合、すぐれた設備ではないかと思うわけでございます。この配水装置というものは、タンクを冷却する意味におきましても非常に効果的な設備ではないかと、このように考えるわけでございます。したがってタンクのみならずプラントのすべてにおいて、そのような装置が施されているという事実に対して、非常に四日市も今後検討すべき問題ではないかと考えるわけでございます。そういう意味合いからせひ四日市市の防災に対する、今後の見通しと考えについて教えていただきたいと思います。

二番目は、防災関係につきましての現在のチェックシステムについての現状について、でき得る限り詳しくお寄せいただきたいのでございます。

また、四日市市の防災関係の設備、またはチェックシステム等については、インターロックシステムという方式がございます。これは、たとえば最初スイッチを入れたことによって直接災害を起こす原因になるそういう設備、そういうものじやなくて、第一段階、第二段階、第三段階というような安全装置を施した意味の設備がインターロックといふうに認識しているわけでございますが、そういう方法が、現在四日市の危険地域において採用されているかどうか。もし、採用が完備されていないとするならば、今後そういう方向にどのように考えていくてもらえるか、その点をお聞きしたいのでございます。さらに、予防災害広報というプロセスについては、どのような現況であるか、教えていただきたいのでございます。災害が発生してからでは、本当に遅いような場合がかなり多いわけでございます。まして四日市のようなコンビナート地域においては一つの火災、または災害によって大きく連鎖反応を起こす可能性も十二分にあるというふうに考えます。したがって、予防災害広報のその一つの流れについて、簡単で結構ございますのでお答えいただきたいと思います。

五番目について。緊急時の避難措置要領の拡大と訓練ということを提案し、またそれについての現状を答弁していただきたいと思うのでございます。これは現在、直接コンビナート近接の住民の方たちの地域においては、そういう措置が準備されていると思いますけれども、万一連鎖反応的な災害が起こった場合、やはり全市的にそういう避難措置の場所等が明確にされていた方が、私は住民から見た場合、本当に安心ができるのではないかというふうに考えます。そういう点からお答えいただきたいと思います。

第二番目でございますが、現在の市政全般に対する要望ということでございます。私も議員としましていろんな地域から要望を受け、また各関係者にお願いしてまいりましたけれども、数年間にわたって住民の気持ちを結集し、陳情、請願等の形をとり、そしてそれが採択になつたにもかかわらず、長期間においてなかなか実現されていない。

そのことに対する、非常に市政に対する疑惑を感じている方々が多いという事実でございます。私は、各地域における住民の方々がその陳情、請願を提出するに際してはなまたいての努力を重ねて、そして真実生活のうえの中でも必要にせまられて、そのような一つの陳情、請願という形を市に提出されたのではないかと、しみじみと感じます。そういう陳情、請願に対しても取り扱い方が、一部においては実行されているけれども不信の点について多々あるということです。私はここで総務部長等が中心になられまして、この過去一年ぐらいさかのぼった段階から現在に至るまで提出された陳情について、どのような扱いをされ、その中で未解決の部分についての陳情、請願に対して今後どのように処置をされていくのか、具体的にお聞きしたいのでございます。

また若干方向はかわりますけれども、今回の国民体育大会におきまして、期間中市民の方々が急を迫られて市の方へご相談に来た場合でございます。非常に国体関係でいそがしいということで、なかなか細かいところまでお話を聞いていただけなかつたという苦情も数多く私は聞いております。今後秋にも国体がございますが、そのような場合、重ねてそういう苦情のないように心がけていただければ幸いであると思うのでございます。

あと全般的に聞しましてはたくさんございますが、きょうのところはこの程度にしておきます。

第三番目でございますが、教育問題についてご質問申し上げます。暑い夏も終わり天高く馬肥ゆる秋ということで、いよいよこれから教育の秋というふうに私は感じております。日本の今日までの教育問題をいろいろと考えましたときに、明治以来たくさんの人材が教育の場所から育ってきたことは事実でございます。そのおかげをもちまして、島国である日本が、資源のない日本が、世界的にも優秀な文化の栄えた日本として、その存在があるのも、やはり日本人の優秀な教育による人材の輩出があったからではないかと、そのように考えるわけでございます。そういう意味合において、今後さらに世界に大きく羽ばたいていかなければならぬ、その日本の立場において、私は特に幼年期

における教育が、いよいよ大切ではないかと痛感するものでございます。先般も、六月に市長に二年保育の問題をどうのようにしていただけたか、お伺いいたしました。しかし、現在の時点においては困難である、その理由は義務教育が先である、そのような回答でございました。私もその回答をいろいろ検討しまして、やはり義務教育の重要性といふこともひしとわかるわけでございます。けれども、現在私が提案する五十学級、そのものをすべて二年保育にしようと、そういう意見ではございません。この広い四日市の中で、モデルケースとしてただ一つすら実現することができるのかどうかということでございます。きょうも伊藤議員から教育問題について、市長の教育姿勢についてご指摘がございました。やはり、新しい時代の私は教育として、当然新しい試みはなさねばならないと強く感じます。たくさんの二けた三けたの父兄の方々から、何としても幼稚園をふやしていただき、二年保育が実現して、そして保育園並みのそういう一つの教育が、ぜひ必要である。これは昭和四十七年来から強く呼ばれてきたわけでございます。三年たった今日、どのような状況にあろうともその一人一人の強い要望が何ら実現の方向に行かないということは、悲しい事実ではないかとつくづく考えるわけでございます。どうか、そういう意味から一人一人の貴重な希望を実現すべく立場の、その人たちの考え方を改めていただき、できる範囲で結構でございますので、一日も早くその実現の運びを促したいのでございます。その点について、本来市長の方にも強くお聞きしたかったわけでございますが、きょうは健康上お休みでございます。関係者の方で具体的な返答がいただければ幸いでございます。

また、東京でございますけれども、杉並区で光化学スモッグが非常に発生いたしました事実がございます。オキシダントの濃度が注意報基準より低いにもかかわらず多数の被害が出て、教師が四十人、児童生徒九十人が教室内で症状を訴えた事件がございました。これは恐るべき状態であると思います。なお、後遺症も、一ヵ月以上続く場合があり、健康上大変に心配のある問題でございまして、一刻も早くこの問題を解決しなければならない。したがって、各

学校の教室全体ではなくて必要に応じて、私は一時学校に対しても最低一教室、すなわちそのような光化学スマッシングとか、オキシダントの濃度が上がった時点、またそういう症状を訴えた人たちが、すみやかにその空気清浄装置の設備された部屋で、私は健康回復ができるような意味から、そういう場所を全体的に設けてはどうかと思うのでございます。また現在、四日市におきましては、塩浜等の学校には空気清浄装置がございます。この空気清浄装置の運転も患者が出た時点で、人間の第六感を通して運転を開始されるというのが現状だそうでございます。こういう意味からこういう問題について、清浄装置の起動というものは自動的にセルフコントロールできるのが、現在の電気関係でも非常に進歩しておりますので、その点も考えていただきたいのでございます。この空気清浄装置取りつけにつきましては、そういう意味で全市的に一教室に準備をして、いつでもそういう場合に利用できるように考えていただきたいと思うのでございます。

さらに提案でございますが、家庭通信講座の開設というタイトルでお願いしたいわけでございます。現代は非常に世界的にも交流が盛んになつてしまいまして、今後社会の変動がどのようなものか予測できない時代に入つてしましました。このような時代に、そこを何とか頼むとか、甘えを押し通すこともできない時勢と言えます。そこで各人に要求されるものは、どんな環境社会に変化したとしても、的確な状況判断と自主的な対処をする能力が必要であると思うのでございます。そのため幼児期からしっかりした人格の土台をつくることに、基本を置くべきであると思います。ある教授によれば、人格形成について幼児期のしつけが誤っていて、土台の精神構造がたびししていると、しばらくの間はその状態があらわれないけれども、児童期の終わりから青年期にかけて人格のひずみが出てくるといわれております。また、ある学識者は、現代の教育は教のみあって育なしとも言つております。そういうわけで、生活の多忙な庶民にとって適切なる幼児期の養育が行われるように援助するため、希望する全家庭に対しても社会教育行政

の新たな業務の一貫として、家庭教育通信講座というものを開設してはどうかと思うのでございます。幼児教育に力を注ぐべきであることを主張するとともに、これについての考え方を聞かせていただきたいのでございます。ちなみにこの行政を実施した場合、その目的というものは家庭通信講座という名目、すなわち次代をになう子供たちを明るく人間性豊かに成長させることを目的として行うものでございます。詳しくは私の方にいろいろな考え方がございますので、また説明も可能だと思います。

次、現在四日市の教育の場におきまして先生方がいろいろとご苦労なされ、そしてある場合においては、各生徒の家庭訪問等を細かにやっていただいております。このことは、非常に学校でわからない現実の教育制度の中の弱点といふものも発見され、そして親子の、親と子、そして先生とのコミュニケーションというものが非常によくなつて成果を上げているというふうに聞いておりますけれども、反面その家庭の中で本当に真実、その子供のためにと、ふだんわからない事実も親が真剣に訴えた中で、そういうプライベートな問題について、先生が全体の生徒の中でこの子はこういうところが欠点であるというふうに指摘されたそうでございます。その事件がありまして、小学校五年の生徒が今まで信頼をしていた先生が一ぺんにきらいになつた、学校へ行くこともいやになつたというような問題が、私もある父から聞きました。名前もはつきりわかつておりますが、ここではその名前は申し上げません。そのような事実の中で、どうかその先生もおそらく悪気はあったとは思わないですけれども、そういうことのないよう、守るべき秘密はおさない子供のために、私は守つていただけるような指導、方向性を今後とつていただきたいということを、お願ひするわけでございます。その点、よろしくお願ひ申し上げます。

また、独身寮のあり方ということで、現在先生方の、独身の方が独身寮を使用するようにくふうされているわけでございますが、この独身寮の設備等の不備によりまして、余り利用されていないという事実があるわけでございます。

どうか、数少ない寮でございますし、今後魅力ある寮というふうに充実をさせていただきたい。そのことを思うつけ、どうか教育長の意見をお聞かせいただきまして、今後改良し、向上する方向にもついていただけるかどうか、その点を伺いたいのでございます。

最後に、四番目の河川管理、整備、充実についてでございます。現在、四日市の全市的いろいろな調査をしてみますと、特に去年の七・二五以来、こういう河川管理について非常に神経をとがらして、その復旧、また防災対策に対して非常に努力をされていることも目のあたりに見、感謝をするわけでございますけれども、他市を見たときにも一級河川等については、上流から下流に至るまで完全な整備がなされて、少々大きな水害、また、雨量が出てもびくともしないような完全整備がなされております。四日市はちなみに見てみると、災害等で切れた場所の復旧等には非常に力が入っておりますけれども、川というものは上流から下流にからなず流れます。これが速やかに流れしていく途中において、弱さのある堤防は切れます。事実でございます。そういう点について、もう一度総合的に総点検をしていただきまして、そして十年、二十年先にその河川が、どのような災害があってもびくともしない、そして雨がふった屋根に聞こえる、その雨の音で夜中に目がさめて一々見に行かなければならぬというような不安の続くひとつ、状態から早く完璧なものにしていただきたいということを強く要望いたしまして、私の質問としたいのでございます。

どうもありがとうございました。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

「助役（加藤寛嗣君）登壇」

○助役（加藤寛嗣君） 第一点の安全対策、防災に関する施設の充実の問題でございますけれども、大変専門的なご質問が多いように思いますが、後ほど消防なりあるいは総務なり担当の方から詳細なご質問に対してもお答えをす

るといったしまして、総括的に申し上げれば、コンビナート工場群の安全をどうはかっていくかということは公害、公害防止協定というのを取り結びまして、そしてそれぞれのコンビナートの工場にあります施設の運転、あるいは安全対策をどうするかということを細かく規定をいたしましたし、それによって安全対策を講じておるということでございます。なお、地域防災計画の見直しを過日やりましたことは、ご承知のとおりであろうかというふうに考えております。この地域防災計画と公災害防止協定、この両面から工場群の安全をさらに一層徹底をしてやっていきたいとうふうに考えております。

それから、災害が起きた場合の広報関係でございますけれども、これは工場の付近の町に対しましては、塩浜関係では特に放送設備をセットすると、あるいは第二コンビナート近所あたりにも放送設備をセットするというような方向で工場側と話し合いをし、すでにセットをしたところもございますし、これから早急にセットを進めてまいりたいというふうに考えておるような次第でございます。詳細にわたりましては関係部長の方からご返事を申し上げたいと思いますが、地域防災計画と公災害防止協定、この二つによつて各工場群との安全対策を進めてまいりたいと、かよう考えておる次第でございますので、ご了承賜わりたいと思います。以下の点については、それぞれ各部長の方からご返事を申し上げたいと思います。

○議長（山口信生君） 消防長。

「消防長（松村佳美君）登壇」

○消防長（松村佳美君） それでは、ただいまのご質問に対しまして消防の立場から四日市におきますコンビナートに対する災害計画、その他考えていること等についてお答えいたしたいと思います。

第一の問題でございますが、タンクヤードあるいは多くのタンク等に対する消火設備、その他冷却装置等の点につ

いてご質問があつたわけでございますが、徳山市の方は非常に進んでいるというふうなお話がございましたが、私は徳山の方はまだ見ておりませんので比較して申し上げることはできませんけれども、当市といたしましてとつてお私は最も基本的な問題といたしましては、もちろん消防法に基づきますところの、そういう安全設備等については怠りなくやらしてはおりますけれども、さらに本年の一月一日に実施いたしたわけでございますけれども、危険物製造所等の消防用設備に関する指導基準というものを設けまして、目下この指導基準に基づきまして、強力にこういう面に対するところの指導をやっておるという現況でございます。中味が大変多くなりますので、本当の要点だけを申し上げてまいりますと、この適用をいたしております範囲といたしましては、危険物施設といたしまして製造所、屋内貯蔵所、それから屋外のタンク貯蔵所、それから一般取扱所、輸送取扱所と、危険物に關しましては、以上申し上げました五つの点について適用をいたしておるのでございます。

その二是高圧ガス施設でございますが、高圧ガス施設につきましては製造施設と貯蔵の施設に対しまして、この基準を適用して指導いたしております。この適用いたしております方式につきましては、冒頭にも申し上げましたように企業の抱えました施設に対しますところの消防設備あるいは冷却散水設備等、以下私どもでは消防用設備と呼んでおりますが、これらの指定設備に対しまして、法令及び法令に基づいて策定されました技術基準等によるほか、より現実に即した基準を設けまして、この基準の定めるところによって消防用設備のいろいろなものを、設備をさしておるのでございます。これを全部完成さしますと、大変年月もかかります。私どもの目安といたしましては、昭和五十年度から五十四年度まで五ヵ年計画という一応の目安を立てまして、目下企業側に設備の充実をやってもらつておりますけれども、中には、そう期間の待てないものもございます。そういう見地に立ちまして、私どもで特に指導をいたしておりますのは、まず第一点は屋外のタンクの消防設備等の早期整備と充実ということでございます。これは

先ほど来、ご質問にあつた問題とも関連すると思うんですありますが、もちろん現在もこういう冷却散水設備、その他の施設がつけられておりますけれども、より前進した施設を取りつけさせていくというのを最重点に考えまして、目下仕事を進めておるという段階でございます。

さらにはまた、流出油の防止対策の徹底ということでございまして、これは、この基準にはほんの一部しか触れてございませんけれども、ご承知のような水島の方の事故等もございましたので、特にこの点については力を入れておるわけでございますが、工場外周の防油壁の構築と、それから排水口の汚水防止措置と、これを重点にいまやらしておりまして、タンク分の防油堤は当然でございますが、さらにそれを取りまくところの防油壁の、あるいは排水口というものの防油措置をさしまして、住民に一番早く、あるいは海上等に流れ出す油等をいち早く防ぐためには外周を固めなければならないという見地から、まず外周固めを企業側にやらしておるわけでございます。もちろんこれにつきましては、形のあるものをさらに効果あるものにしていくというふうな考え方に基づいて、この流出油防止対策をやつておるのでございます。

以上いろいろござりますけれども、問題はこの危険物製造等の消防用設備に関する指導基準というものを完全に実施させることによりまして、先ほど来ご質問がございました主旨に添うような体制固めになるのではないかというふうに考える次第でございます。

次はこのエレクトリックシステムの現況でございますが、装置のインターロックシステムといふうに呼んでおりますが、現在運転されております危険物、高圧ガスの製造装置あるいはこれに類する取り扱い装置には、運転力の温度あるいは圧力等の異常を検出いたしまして、装置の運転を自動的に停止して要所のバルブを開閉するインターロックシステムというものが各工場に、すでにもう採用されております。私どもの考え方といたしましては、こういったインター

ロツクシステムは現在三菱油化等で、一部の事業所において地震時の安全対策として感震装置の設置、これに結びつけていきたいと、そうして今後こういうようなインター・ロツクシステムという、いわゆるチェックポイントを、さらに企業側にやってもらうように指導していきたいというふうな考え方でございます。

私が申し上げるのは、以上でございます。

○議長（山口信生君） 教育長。

「教育長（市川一郎君）登壇」

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。二年保育の問題でございますが、今日の情勢から見て二年保育は大事なものでございます。したがいまして、市の基本構想の中にはうたい込んでございますけれども、まだ実現の段取りには至っていないのでございます。モデル的にいうお話がございましたけれども、試験をしなくていいことはわかっておりますのでございますが、私どもは私立の幼稚園が二年保育をしておる、その指導の立場から一園でも思ったことあるのでございます。市の機会均等ということも考えなければなりませんので、年次計画でもその見通しがつくまで、いま見送りの状況でございます。

光化学スモッグのことにつきましては、ご指摘のように大変頭の痛い問題でございます。神出鬼没と申しましようか、どこに起るかわからぬのでむずかしいのでございます。いまとしましては、洗眼の設備を充実することに努めておる程度でございます。この問題につきましては、公害対策の専門家のお集まりもございますので、ご意見を聞いて対処していきたいと思っております。

家庭通信教育のことは、まことにごもっともなことでございます。今日の教育で一番注意しなければならないのは若妻と申しましようか、若いお母さん方が本当の教育的配慮をして、たくましい子供をつくってくれることだと思っております。

ておるのでございます。県におきましても三歳児教育については、特別のテレビ放送もしておりますのでございます。それに呼応して、四日市市もその事業をしておるのでございます。まだ十分とは言えませんので、新しい年度につきましてその構想をもつと具体化していきたいと思っております。

家庭訪問をいたしましたときの先生の不注意な言動は、まことに恐れ入った次第でございます。今後、よく注意をいたしたいと思います。

先生の独身寮の問題、ご指摘のとおりでございます。とにかく四日市は四日市出身の先生が少なく、他都市からの先生を受け入れなければならない。ことは百九人の新採用がございます。その中の六割は他都市から来ておる。この傾向はますますふえると思いますので、先生が落ちついて教育に打ち込んでもらうためには、こういう問題も真剣に考えなければならぬ問題だと思っております。

○議長（山口信生君） 総務部長。

「総務部長（阿南輝彦君）登壇」

○総務部長（阿南輝彦君） いまのご質問の中で、陳情、請願の扱いについてのご指摘があつたわけですが、時間もありませんので簡単に申し上げますが、先般各部局といろいろ協力いたしまして、四十六年の三月から先般の六月議会までの間に採択されました陳情、請願が二百六件ございます。その二百六件につきましての措置状況は、処理をされたもの並びに未完成ではありますが着手されているもの、これが百五十四件になります。全体の七五%になります。処理されていないものが五十二件になるわけでございますが、まだ処理はされておりませんが五ヵ年計画の中で一応のめどを立てたものが十四件ございます。それから、早急には処理しがたいのでございますが、検討をさらに続けているものが二十一件、要望に応じがたいものが十七件、この中には全く同じ内容のものが二件三件と入っているのも

ありまして、いま最後に申し上げました十七件の中には、いまご指摘の幼稚園の二年保育なども含まれておるわけでございます。

○議長（山口信生君） 平野君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 防災の件につきましての回答でございますけれども、まだまだ詳しく的確に回答をいただきたかったわけでございますけれども、専門的なことということで、また改めて聞く時間をつくりたいと思いますので、そのときはよろしくお願ひ申し上げます。

また現在、このコンビナート関係におきましては、暴爆ということにつきましては非常に神経を使っているのが現状でございます。すなわちコンビナートのいろんな完全管理をするための器具等についても、ちょっととした発火によって爆発が起こる可能性は十分にございます。そういう点から非常に微妙な安全管理の要求される精度の高いものでございますので、どうか慎重に今後安全管理の万全という意味から協定の内容というものを、さらに充実をさせていただきたいと思うでございます。ちなみに徳山の場合は、防止協定等はないにもかかわらず、そのような完備された状態にあるということを見まして、四日市もさらにもう少し高度な防災をしたらどうかと、そのように感ずるわけでございます。

次、教育問題の二年保育は、相変わらずやる気のない答弁と感ずるわけでございます。必要であるから真剣になって訴えるんでございますので、どうができる限りモデルをつくっていただきたい、そのように感ずるわけでございます。

時間の都合もござりますので、きょうはこの辺で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山口信生君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は九月二十五日にお願いすることにいたします。

九月二十五日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時四十三分散会

四 日 市 議 會

四日市市議會定例會會議錄（第四号）

昭和五十年九月二十五日

○議事日程 第四号

昭和五十年九月二十五日（木）

午前十時開議

第一 一般質問

議案質疑、
委員会付託

- | | |
|------------|---|
| 第二 議案第七六号 | 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定について |
| 第三 議案第七七号 | 昭和四十九年度四日市市水道事業決算認定について |
| 第四 議案第七八号 | 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第二号） |
| 第五 議案第七九号 | 昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号） |
| 第六 議案第八〇号 | 昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号） |
| 第七 議案第八一号 | 昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算 |
| 第八 議案第八二号 | 四日市市国民健康保険条例の一部改正について |
| 第九 議案第八三号 | 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 第一〇 議案第八四号 | 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部改正について |
| 第一一 議案第八五号 | 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更について |
| 第一二 議案第八六号 | 三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更について |
| 第一三 議案第八七号 | 公有水面の埋立てに係る意見について |
| 第一四 議案第八八号 | 小学校施設の譲り受けについて |
| 第一五 議案第八九号 | 小学校施設の譲り受けについて |

第一六 議案第九〇号 市道路線の認定について

第一七 議案第九一号 市道路線の廃止について

第一八 議案第九二号 工事請負契約の締結について

第一九 議案第九三号 工事請負契約の締結について

第二〇 議案第九四号 工事請負契約の締結について

第二一 議案第九五号 工事請負契約の締結について

第二二 発議第六号 昭和五十年度の地方財政危機打開に関する意見書の提出について

第二三 委員会報告第一二号 交通対策特別委員会中間報告

議案説明・質疑、討論、議決

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

日程第二 議案第七六号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

日程第三 議案第七七号 昭和四十九年度四日市市水道事業決算認定について

日程第四 議案第七八号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第二号）

日程第五 議案第七九号 昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）

日程第六 議案第八〇号 昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）

日程第七 議案第八一號 昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算

日程第八 議案第八二号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

日程第九 議案第八三号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第一〇 議案第八四号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第一一 議案第八五号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更について

日程第一二 議案第八六号 三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更について

日程第一三 議案第八七号 公有水面の埋立てに係る意見について

日程第一四 議案第八八号 小学校施設の譲り受けについて

日程第一五 議案第八九号 小学校施設の譲り受けについて

日程第一六 議案第九〇号 市道路線の認定について

日程第一七 議案第九一号 市道路線の廃止について

日程第一八 議案第九二号 工事請負契約の締結について

日程第一九 議案第九三号 工事請負契約の締結について

日程第二〇 議案第九四号 工事請負契約の締結について

日程第二一 議案第九五号 工事請負契約の締結について

日程第二二 発議第六号 昭和五十年度の地方財政危機打開に関する意見書の提出について

日程第二三 委員会報告第一二号 交通対策特別委員会中間報告

議案質疑、
委員会付託

松 増 前 堀 古 平 長 橋 野 野 生 中 出 坪 田 高 高 高
谷

島 山 川 市 野 川 本 呂 崎 川 村 井 井 中 橋 木 井

良 英 辰 新 元 行 鐸 增 平 貞 平 信 紗 基 力 三
兵

一 一 男 衛 一 信 元 藏 和 芳 藏 夫 博 子 介 三 熱 夫

坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金 加 大 大 宇 岩 伊 小 天
多 治

口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森 藤 森 谷 田 田 藤 井 春

正 長 寛 喜 博 也 洋 定 多 喜 良 久 信 道 文
喜

次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正 男 三 正 市 雄 一 夫 雄

○欠席議員（二名）

○議事説明のため出席した者

国体局次長	次消防長	次水道事業管理者	病院事務長	次教育委員長	教員	副建設部長	土木部長	環境部長	福祉部長	税業部長	総務部長	市役長	助役長	市役長	市役長	市役長	福田小山	福山山口	福山山森
佐々木晃精	蔽松佳裕	天平野井清美	村山春三	奥市龍了	伊荒村仁一	杉木涼	山本義清	藤木一郎	谷斎澤久	杉本治	阿南輝彦	三輪喜彦	庄司良彦	加輪喜代	岩司見代	森忠一	山中勝一	山口剛吉	

代表監査委員 森 幸雄

○出席事務局職員

事務局長	菊地英也
議事課長	川村得二
議事係長	板崎大之丞
事務事務西口	山口克彦
	徹

午前十時三分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十八名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第四号によりとり進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、下水道部長は欠席いたしますので、ご了承願います。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） 日程第一、一般質問を一昨日に引き続き行います。

中村信夫君

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 皆さんおはようございます。

まず、市長が無事に全快されましてきょうご出席されましたことを厚く御礼申し上げますとともに、ひとつ今後ともも健康にご留意されまして、ひとつ欠席のないようによろしくお願ひを申し上げたいと思います。

通告の手順の要旨に基づきまして、質問させていただきます。

なお、この機会におきましては、各先輩はじめ多数の議員から、市の姿勢、財政の貧困さ、またその対応、見通しについて、また打開策についていろいろと質問されてまいりました。その席上、市長がご欠席でございましたので、質問も保留されたかに思いますが、できましたら、重複されてもけっこうでございますから、市長にご答弁をいただきたいと思います。

できるだけ重複を避けまして、要点をしぼりましてご質問させていただきます。

最近の地方財政の危機については、その原因の一つといたしまして人件費の増大が大きく取り上げられております。また、マスコミの論議の対象、あるいは住民運動を引き起こしていることはご理解いただいているとおりと思います。しかし、地方財政の危機は、いたずらに責任を他に転嫁することなく、それぞれの立場でなし得る最大の努力を払ってその打開に努めなければならないと思います。また、人件費の問題も、決してイデオロギー的な立場からだけの論議で解決のつく問題ではございません。具体的な対策が必要でございます。この際、当局も、またわれわれ議会いたしましても、真剣にそして冷静にこの問題を検討して、直ちに具体的な打開策を実行していかなければならぬと

思います。以上、この問題の検討に当たって要点を述べさせていただきたいと思います。

総予算の中に占める人件費の比率が妥当であるかどうか。総予算の中に占めます人件費の比率は、人件費について考える一つのめどになります。この比率を、自治体について過去をみたとき、その推移の中で、最近人件費がふえたのではないか、またどこにその原因があるのか、あるいは現在やっている内容が妥当であるのかどうか、その判断がつくのではないかと思います。さらに、全国自治体の平均と比較したり、近隣自治体と比べたり、同一規模の自治体と比較することによって、その自治体の人件費が一般的な基準に照らして妥当であるかの判断ができるよう。最も手っ取り早い比較の対象は、地方財政計画と比較してみることでございます。地方財政計画における給与関係経費の構成は、昭和四十九年度で二九・五%、また五十年度では三四・七%となっています。今までの一般会計における人件費の予算総額は、ほぼ三〇%程度が最も健全な状態ではないかと言わわれております。また、人件費と投資的経費を比べてみた場合、人件費は単に消費的経費ではございません。人件費の行政的効果を高めることは、非常に大切なことだと思います。しかし、一面、人には金をつけて、すなわちより多くの事業を行うことがより大きな行政サービスになっていることは言うまでもございません。ところが、人件費が多くなると、必然的に投資的経費が少なくなったり、事業ができなくなってしまいます。行政サービスが低下するという結果を招いてまいります。昨日も、先輩議員から、学校行政または福祉行政が非常におくれているようなご質問もございました。

そこで、地方財政計画によりますと、四十九年度は、先ほど申しましたように、給与関係経費が二九・五%であるのに対して投資的経費は三六・六%でした。それが当年度は、給与関係が三四・七%になったのに對して投資的経費は三三・八%と比率が逆転いたしております。職員数が変わらないと仮定いたしました場合、職員一人当たりの事業費はぐっと落ちることになります。必然的に行政サービスが低下することは言うまでもございません。

そこで、ご質問させていただきます。最近、近郊都市ではいろいろとアイデアを生かしまして発表されております。また諸施策が講ぜられようとしておりますが、いまの市長は、この例年の市職員に支給されている、六月の夏期手当のプラスアルファを支給しないということも六月に発表されております。現況につきまして、人件費の問題を詳しくお答えいただきたいと思います。また、市の財政に特に圧迫を加えているのはどこの事業体なのか、さらにその事業体に対してどのように具体策を加えられておるか、お聞かせいただきたいと思います。また、将来の方向性につきましても、何か持ち合わせのことがございましたらご回答いただきたいと思います。

第二点目といたしまして、九月十五日、敬老の日を経過いたしました今日、これから老人福祉についてお尋ね申し上げます。年に一度のお年寄を喜ばす催し物もけっこうではございますが、ひとつこの機会に、みんなで老人問題を考えていきたいと考えております。私も、いざれは自分自身に訪れるであろう問題でございます。また、私の住んでおる近くの自治会でも、あるところでは、一堂に百数十名も集めまして催し物をされました。また一つの自治体では、集まることもできずに各戸を訪問して慰め合ったというところもございます。または、遠いところへ出かけて、鈴鹿山ろくのふもとで集いをされたと。いろいろ自治体によっていろいろ老人福祉について変わった催しをされております。皆さんのお近くの自治体ではいかがございましたか。「終わりよければすべてよし」ということわざがございますが、これを人生に当てはめたとき、何一つ心配のない老後を迎える人は、それなりに幸せな人ということになります。しかし、すべての人が不安のない老後を希望しながら、まだまだ多くの人が不安にさらされているのではないでしょうか。かけ声ばかりでなく、最もおくれておる一つの老人問題に上げられるのではないかと思ひます。

日本も急速に老人大国への道を歩み始めてしまいました。高齢者福祉が大きく呼ばれてまいったこのとき、われわ

れがいろいろのアンケートまたはお年寄りから聞いたご意見を申し上げますと、何を求めているか。まず、一番目には、年金の増額を求められる方が三二・四%でございます。また、医療の無料化を七十歳より早めていただきたい、こういう方たちが二一・九%ございます。さらには、高齢者の働く職場を確保してほしいというのが一二・九%等々になつておりますが、このようなことは、市民の強い後押しをいたしていかなければ、実現はなかなかの困難だと思います。当面実現可能な案をご提案させていただきまして、ご検討願い、ご回答をいただきたいと思います。

一つは、お年寄りの憩いの殿堂であります老人福祉センター、これが昨年六月に開設されました。非常に喜んでお一人でございますが、さらに明かるく楽しい人生を過ごしていただきますために、このかけられました総事業費一億四千数百万円余のものを、さらに効果的に活用するためにご提案申し上げたいのでございますが、あの老人福祉センターの中に、何か定期的な催しをしていただくことはできないだろうかどうか。また、その内容につきましても、民謡を好まれる方もあるうかと思いますし、また踊りでもけつこうです。音楽でもけつこうです。何か定期的にそういう催しものをしていただければ、老人が進んで参加していただけるのではないかと思います。

また、利用するお年寄りの足の確保でございます。私も教育民生委員会の一員として、先ほど行政視察で熊本の方へ行つてまいりました。そこでは、老人に対し敬老優待証と、こういうものを発行いたしております。こういうものができないまでも、また老人に対するバス等の確保、一般交通機関の充実、そういうものがはかられないかどうか、その点についてご質問申し上げます。

これで第一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一問につきましてお答えいたします。

現在の地方財政の危機とは、一般的に申しまして、国税の落ち込みによる地方交付税の大幅な減額、あるいは法人関係の税の落ち込み、あるいは人事院勧告による給与改定について財源の要ること、あるいはまた福祉、教育の推進に伴う超過負担の増、こういった事柄が、一般的に申しまして地方財政の危機の、あるいは硬直の原因であるとせられております。

四日市の場合、市の財政力を示します財政力指数は、昭和三十五、六年ごろには大体一・八倍ぐらいあつたわけでございます。これをピークといたしまして、昭和四十年ごろになりますと一・六倍、それ以降大体、毎年多少の増減はござりますけれども、大体五%ずつくらい低下いたしまして、昭和四十九年度には一・一三、昭和五十年にも、現在の算定では一・一三というような指數が計算されておるんでござりますけれども、本年度の指數につきましては、再計算をされた場合、なお低下の憂いがあるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、四日市の財政力指数は、かつての富裕都市としての面影はなくて、わざかに地方交付税の交付団体をすればそれに上回るという線上にあるのでございます。この主な原因といたしましては、四日市の産業の構造上、償却資産税がかなりのウエートを占めています関係上、毎年一定量の工場の新設あるいは増設が行われない限り、プラントの償却が七年という短期間という関係もございまして、避けることのできない現象でございます。今後も、市の財政力は、こうした観点から考えます限り、工場の新增設がない限り、景気が回復いたしましたならば地方交付税を受ける境目をやや上回るところ、そしてさらに景気が悪くなりました場合には、水準すれすれのところを当分上下するものと考えられます。そして、よほど何かの変動がない限り、かつての豊かな財源は望み得ないものだと私は考えております。

一方、財政支出についての経常的な要因といたしましては、治水を中心とした水害対策費の額、あるいは扶助費を

中心とする福祉諸費の増加、公債費の増大、及び先ほどご指摘のございました人件費の増高、これらが数えられると言えます。福祉あるいは公債費、あるいは水害対策費、こういったものはしばらくおくといたしまして、人件費につきましては、高度成長から低成長への経済基調の変化に伴いまして、財政硬直化の大きな原因として論議を呼んでまいりましたことはご承知のとおりでございます。大体、税の伸び率が一五%内外ありましたころには、人事院勧告もさして苦にならず、税収の伸びと人件費の增高というものが大体一定の比率をもって並行してまいったのでございました。四日市におきます一般会計の歳出予算におきまして、人件費の占めております割合は二六%ないし二七%でございまして、総予算において占める人件費の割合は、現在の時点といたしましては、予算上必ずしも硬直化しておるという数字ではないのでございますけれども、税収入の比率から考えますと、人件費は昨年から税収入の五〇%を超えておりまして、十分警戒を要するものと考えられます。そして、人件費が財政構造上の均衡を失わないためには、少なくとも先ほど申し上げましたように税の伸びが一〇%を超えないなければならぬというような事情もございます。しかし、今日の経済状態は、一〇%の税の伸びが必ずしも期待できるかできないかというような点には大きな不安があるわけでございます。こんなことを考えますと、人件費につきましては、改めて事務全般を見直しまして、事務能率の改善、事務処理の簡素化、こういったことはもちろんございますが、直接住民サービスにつながらない部分についての職員の再配置等もかかるべきであろうと考えます。

このように申し上げましたように、地方財政は、現在単に日本だけではなく世界的な不況のもとに、昭和三十年以来の困難な状況に立つておるわけでございます。

超過負担の完全な解消、あるいは電気ガス税等の特別措置の廃止、あるいは税収入の減少にかかるべき歳入減少の補てん債の獲得、こういったことによつて当面の財源を確保しなければならないと考えておるわけでございます。同

時に歳出面における経常費の節減、あるいは不急な事業の繰り延べ、あるいはまた最悪の場合には基金の取り崩し、こういったことによりまして本年度の財政の運営をはかっていきたいと思います。

なお、すでに助役からも話があつたかと思いますが、こういった緊急の事態にかんがみまして、十月二一日には財政危機突破の臨時総会も開催が予定されておるわけでございます。

なお、人件費の問題につきましては、人件費そのものの構造が、単価に人数を掛けたものが人件費であるという考え方からしまして、その総量をいかに少なくしていくかというのが問題でございまして、私といたしましては、特に少數精銳主義をもつて今後臨んでいきたいと考えております。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

（「福祉部長（谷沢文男君）登壇」）

○福祉部長（谷沢文男君） 第二問の老人福祉の問題につきましてお答えをさせていただきます。老人福祉問題については、ご指摘のとおり私ども医療の対策、介護、養護の問題、あるいは生きがい対策、あるいは施設福祉の問題、敬老の問題等々幾つかその施策にはあるわけですが、これにつきましては、すでに総合計画の中にも体系的にあらわしながらこれの具体化に進んでまいりておる次第でございます。

なお、話のありました老人センターにつきましても、幸いにもご利用が日々ふえてまいつております、非常に喜んでおるわけでございまして、昨年が大体月平均で一日七十七人ということでございますが、最近におきましては一日平均百名を超えるというご利用を賜わっております、また、その内容的にも、お話をありましたような老人のクラブ活動というか、こうで、すでに詩吟、民謡、囲碁、将棋、川柳、その他いろいろの老人の方々の自主的なクラブ活動が始まリつつあるわけでございます。また、ボランティアによりますところの老人の方の健康相談なども、幸いに先生

方の力を得てできておりますし、また月一、二回は映画会というようなことで老人の方々に新しいニュースの試写をいたしておりますといたします。今後、やはり当初に計画をいたしましたようなワーカルームによる生きがい対策にも努力をしてまいりたいと考えております。

なお、これが利用のための足の問題につきましても、昨年の十月に民間バスの借り上げあるいは本年六月からの専用マイクロバス等の方法で幸いにもご利用をいただけるようになってまいりました。しかし、ご指摘のような問題につきましては、先日のご質問にもありましたように、今後さらに努力をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 中村君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 どうもありがとうございました。市長から積極的な前向きの姿勢でいろいろご回答いただきましたが、われわれいろんな立場から見た場合、非常に人件費の問題というものは大きな問題であろうかと思います。定員数の問題、また仕事の内容の問題、地域差、いろいろ事情があろうかと思いますが、ひとつさらに積極的に十分ご検討を加えられて、地方財政の危機はわれわれみずからが現実の問題としてその克服に取り組んでいかなければならぬと思っていますので、ひとつこれを契機に眞の地方自治のあり方について、絶好の機会であるかと思いますのでよろしくお願ひ申し上げたいと、要望を付して質問にさしていただきます。

また、老人福祉の問題につきましてもいろいろご回答いただきましたが、一つでも二つでも、これから一年、九月十五日まで、来年まで一年ござります。一つでも二つでもごまめにひとついろいろな諸施策を講じていただきますよう要望を付しまして私の質問にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山口信生君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 それでは通告の手順に従いまして二点にわたって質問並びにご要望を申し上げますので、明快なご回答と具体的な対応策を前向きにお聞かせ願いとう存じます。

「まず第一点につきましては、さきの六月議会におきました申し上げておりますが、平山物産の悪臭対策についてでございます。この点につきましては、六月議会の答弁にも見られますように、当局自身かなり前向きなお考えをお持ちと理解いたしておりますが、何分関係地域住民にとりましては一日千秋の思いでその対応策を待っておりますので、ここに改めてご指摘申し上げ、その解決に一層のご努力をお願いしたいのでございます。

なお、私どもは、さきに現地を見せていただくとともに、平山物産の関係者からもそれなりの説明をちようだいいたしておりますので、厳しい実情は十分認識しておりますが、以下申し上げる諸点について当局が前向きに対応できないもののかどうか、再度お尋ねするのでございます。

その一つ。私どもは、現状の悪臭源がかなりのウエートで原料倉庫から発生しているのではないかという推測に立て考えますに、この倉庫の構造改革によってある程度悪臭源を減少させることができないかという点でございます。もちろん、こうした議論の背景には、前回の投資によってかなりの効果が生まれてきたとする見解をお聞きしているからでございます。

以上の見地から考え、倉庫自体に二重構造的措置を施すこと、さらに外への悪臭の漏れを防止させ、なかなか内部に発生する悪臭をダクトを設置することでそこに吸収し、さらにこれを燃焼装置にかけて脱臭する方途が求められないものかどうか。これに加えて、倉庫自体の入口の構造を二重、三重にすることと出入れ時の悪臭をも防いでいくことができないものかどうか。もっとも、責任者の言を借りますと、密閉によって生ずるガスにより作業者への危

険という問題が生じることも考えられますが、作業の自動化を模索するなりマスクを使用するなりの手が打てないものかどうか。この点当局も模索されていることでもございましようし、行政そのものに思い切った手だてを講じていただきたいのでございます。また、一般的商店から運ばれてまいります原料そのものの鮮度を保つことも一つの手法として重要と考えますので、それをどのように保持させるのか、そのために一般商店にどのような協力を求めるのか、市自身の具体的手段も含め、ご検討を賜わりたいと思います。

たとえば、冷凍庫的なものを完備させるのも一案でございましようし、かつまた回収車そのものにつきましても若干の改善を加えることが事前に悪臭源を取り除く一つの手法ともなりましようし、したがいまして、あの手この手を考えていただきたいというのでございます。もちろん、このことでは、倉庫自体にも考慮が払われなければならないことは言うまでもありません。根本的には、市長自身がおっしゃってみえますように移転解決が望ましいのでございますが、今日的情勢を勘案いたしますとき、むずかしい面もありますので、将来を含め、どうしていくのかを現実に即して考えていただきたいし、よく言われますように、河川敷ゆえに手が加えられないということのないよう、善処方を強く求める次第でございます。また、市長自身から、関係住民の苦痛はよく理解するとの発言もございましたし、当面する対策としてよい手だてがあれば考えたいというご見解を披瀝いただいておりますので、その後の関係機関における検討経過等につきましてもお聞かせ願えれば幸いでございます。

なお、別の観点から申し上げますなら、現状におきましてはこうした作業をなくすわけにはまいらないと考えますので、市自身といたしましても、さらに一層企業に対する支援といいますか、具体的に力を供与してやることが大切ではないかと考えます。この点いかがお考へでございましょうか。また、県サイドに対しましても、具体的に十分に対応をさせるべく、従来以上に積極的に働きかけるべきだと考えます。この点いかように普ッシュされ、どのような

経過を踏まえていたいのか、ここであえて言及していただきたいというふうに思います。

なお、念のため申し添えておきますが、先日来私が現地を見てまいりますときに、倉庫の開閉にはかなりの問題があるよう思ひます。したがいまして、作業手順にも行政指導がさらに望まれるというふうに痛感をいたしております。】

二点目は、市長並びに産業部長にお尋ねする問題と考えますが、いろいろの状況を勘案いたしまして具体的な指摘は差し控えさせていただきますが、私の言わんとするところを十分くみ取っていただきましてご見解を賜わりたいというふうに存じます。

まず、中身といたしましては、最近の環境汚染問題に連波及するご要望にならうかと考えますが、特に最近では全国的にクロム公害が取り沙汰されていることでございまますし、この種の業界に対し現在浮き彫りになつてゐる諸問題を踏まえ、これをより改善させる見地から、行政サイドとしても新しい方向を模索し、何らかの手だてを加えなければならぬ時期に来ていると考へるのでございます。承りますところによりますと、大方のこれら中小企業では、問題になつてゐる環境の諸整備と改善に銳意努力されていて伺つておりますが、それとて今日の情勢下にあっては厳しい側面を持っていると言わざるを得ませんし、かつまた今日の産業構造の中で、これらの業種が大変重要な位置づけを持つてゐることを勘案いたしますとき、環境改善という命題のもとでの行政サイドのより積極的なバックアップが望まれると思うのでございます。

前段にも申し上げましたように、いろいろの状況を考慮いたしまして抽象的に申し上げますが、一例としては、集中方式による集中管理体制を確立することが考えられますし、ひいてはそのことが行政指導監視体制の一元化につながると考へるのでございます。もはや既存する事業体系では時代の要請に促応し得ない面もあるやに伺うのでござい

まして、時期的には、市自身が関連業界の事業的結束に何らかの協力を行うまたとない機会と考えるのでございます。こうした観点から、これら関連業界が社会的要請にこたえ、かつ健全育成をなし得るような行政面での指導強化策と、将来方向を含めた当局の基本対応についてお尋ねいたします。

何分にも今日的背景を踏まえ、一層のご賢察とご協力を願いし、あわせ関心ある対応と適切な行政の手立てを希望いたします。

しんがりということでございまして、以上二点の具体的指摘にとどめさせていただきましたが、私も諸先輩からご質問のございました財政問題につきましてもそれなりの危機意識を持っておりますので、あえてこの点を付言さしていただきまして第一回の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（山北 彰君）登壇〕

○環境部長（山北 彰君） ご質問の第一点、平山物産の件につきましてお答え申し上げます。

六月議会、いろいろご審議を賜わりましたが、その後の経過について報告せよということでございます。昨年来、六月の議会にも申し上げましたように、製造工程につきましては相当改良をいたしました。これで一応抑え込むことができるのでないかというような期待を持つておったのでございますが、一応ノーマルに作動いたしておりますときには、窒素化合物であるアミンと、あるいは硫黄化合物であるメルカバタン類、この二つが主な悪臭源でございますが、これらは接触酸化脱臭装置によりまして一応抑え込んでおるのでございますが、なおかつたびたび悪臭を発生するという状態が続きましたので、悪臭を発生する都度、及び前後二回にわたりまして操業中連続立入指導をいたしまして、いろいろとその原因を追及したわけでございます。その中には、先ほどご指摘いただきましたよ

うな運搬行程、受け入れ過程における悪臭発生というような問題もクローズアップされてまいりましたが、一応前後数回の立入検査と改善勧告によりまして、ただいままでに六月以降改善をしてきておりますのは、たん白を入れますホリブルタンクというのを容量を上げまして、それから漏れるをおいを抑えております。それから保管庫の中で倉庫を洗浄しておる水を従来流れしておりましたのを、濃縮管へ導入をして濃縮をするという改善と、それから濃縮液を貯蔵するタンクを、密閉でなかつたもんですから、それを密閉構造にかえさすと。

それから、先ほどのお話にありましたように、原料倉庫から発生しておるのではないかと。確かに製造過程におきます悪臭は、機械のトラブルがなければ一応抑え込んでおりますけれども、原料を受け入れるところで相当な悪臭の出る日が多いわけでございます。それで、まず保管庫内の空気が外へ漏れないよう、前回の改善でエアカーテンをつけたのでございますけれども、どうもエアカーテンのききが十分でないと思いますので、内部に吸引装置をつけまして、この内部の悪臭を外へ漏れないようになると。これは先ほどご意見の中にはあったとおりでございますが、このことにつきましては、ダクトは、すでに現在工事中でございます。それから内部のファンを発注しておりますが、現在まだ入荷しておりますので、入荷次第つけて改善をしたいというふうに思っております。

なお、運搬車に問題があると。その問題につきましては、魚屋さんの方に、まず原料の保管の仕方にいろいろ改善の余地があるのではないかということで、県の衛生部を通じまして魚屋さんの指導をお願いする一方、四日市市におきましては、市内の魚商の代表の方に来ていただきまして、実情を話し、今後の改善方針について、平山物産だけの問題ではないんだということでよく認識してもらいまして、改善するように進めさせていただいておりますが、いまなおはかばかしくないのが現状でございます。なお一層ご意見のように積極的にこの対策を進めたいと思っておる次第でございます。

それから、倉庫の入口を二重三重にかえたらどうかというご意見でございますが、ただいま申し上げましたように一応ダクトで吸引いたしましてこの脱臭をするということで、いますぐに二重構造にするというふうな改善をすることはむずかしいのではないかと思っております。ご承知のように、河川敷であるから手が加えられないという事情も確かにござりますし、あの現在の位置の向きがどうもはかばかしくございませんので、トラックを入れて荷物をおろす作業のところでいまの倉庫の入口の構造をかえるということが非常にむずかしいのではないかと思っておりますが、一応ダクトをつけてファンで吸引をいたしまして、脱臭をして、なおかつ改善の余地が出て参りますならば、その際にはさらに積極的に研究をしてみたいと思っております。

それから、倉庫の開閉にかなりの不手際があるのでないかというご指摘でございますが、私どももやはり現場で調査いたしますと間々そういうことを感じるわけでございますが、一層管理を励行させていただきたいというふうに思っております。

いろいろと機械の故障なども、その新しい機械がよく壊れるというようなことで調査いたしましたと、原料の魚のアラの中に魚屋さんが忘れ込んだ出刃庖丁が入っておって、それが機械にかみこんだとか、ビニールの前掛けが出てきたとか、思いがけないトラブルが発生いたしますので、とにかく付近の皆さん方に従来のような悪臭のご迷惑をおかけしないように、私どもも精力的に今後とも取り組んでいきたいと。これは平山物産だけではなく、県も通じ、かつ業界の魚屋さん方にもご協力をいただきたいという方針で進めていきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 中小企業の環境改善につきましては、市といたしましても、地域住民の生活環境保全のため

に種々指導を重ねておるのでございますが、環境改善につきましては、むずかしいのは、大企業よりもむしろ経済的な事情等もございまして中小企業の環境改善が非常に困難を感じておる次第でございます。

最近、六価クロムによる被害が全国的にも喧伝せられておる時期でございますが、このような現状の中におきまして、市といたしましても、地域社会の存続あるいは維持に欠くことのできない業界の集団化につきましては、現在国、県との間に協議を重ねながら、市街地に散在しております業者の集中管理を進めようと指導を進めておる最中でございます。今後とも、国・県とも十分技術的にも検討いたし、安全性を確かめながら、ご指摘の方向に努力していくたいと考えております。

○議長（山口信生君） 金森君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 ただいま、環境部長並びに市長の方からご答弁をいただいて、おおよそのことは理解をいたします。

ただ、前段の平山物産の問題につきましては、私は、いろいろ努力してやられているということについては先ほど申し上げたとおりでございましてよくわかるんでございますが、たとえば、あの企業が市のど真ん中にあつたら、一体みんなはほっとかんだろう、そこからやはり物事が発想されなければ、問題は時間をいたずらに浪費するだけだろう。もちろん言い方は悪いんですけど、そういうふうに言われても仕方がないような、いわゆる関係地域の環境状況ではないだろうかと、こういうふうに私は思いまして、今後もこの問題については強く要請していくつもりでございます。

一つお尋ねしておきたいと思いますが、これはやはり県にも一つの要因があるわけでございます。県の段階で、知事あたりがどこまでこの問題を見つめ、考えられておるのか、こういうことも、やはり私は疑義を感じますし、やは

りもう少し前向きな、しかもみんなが力を合わせてこの問題に取り組んでもらわないと解決がはかれないんじゃないとかと、こういうふうに思うわけでございます。聞くところによりますと、先ほどご答弁の、たとえば事前に悪臭源を取り除く、この問題については、それぞれ魚屋さんに改善を求めているけれどもなかなかむずかしい、こういうことでございます。だとすれば、市がそこに一つのイニシアチブを取らなければいけないでしようし、大いなるひとつご奮闘をお願いしたいと、こういうふうに思います。

また、入口の改善につきましても、三重構造は立地条件から無理だらうと、こういうことでございますが、やはり私は改善の余地はあるように思いますが、单なる一つの小手先の作業手順だけでは、あるいはニアカーテンをつけただけでは根本的に解決はしないと、こういうふうに思うわけでございます。また、突き詰めて参りますと、市自身の力を貸してやらないと、一つの企業だけではなかなかやつていけない、こういう面もございますので、今後とも前向きに考えていただきたいと強く要請を申し上げたいと思います。

それから、二点目の中小企業の育成の問題でございますが、大綱的に了いたします。言わんとするところをわかつていただいたと思いますので、今後前向きに、かつ早急にひとつ力を発揮していただきたいし、私自身もその方向で見守っていきたいと、こういうようになります。ご協力をお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十三分休憩

午前十一時十六分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問は終了いたしましたので、次に移ります。

日程第一 議案第七六号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第二 議案第九五号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 日程第二、議案第七六号、昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二十一、議案第九十五号、工事請負契約の締結についての二十件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

伊藤信一君。

「伊藤信一君登壇」

○伊藤信一君 たくさんの方の質疑がありました中で、年配の故で（笑声）どうも申しわけございません。

昭和四十九年度四日市市立四日市病院決算について、お尋ねいたしたいと思います。

決算報告書を見ますと、四十九年度欠損額四千二十二万五千八百二十七円で、過年度の欠損を加えますと、一億二千三百十七万二千六百六十一円の累積赤字でございます。監査委員の意見書を見ますと、本年度の欠損についてはやむを得ないだらうと意見が述べてありますが、この累積赤字については何の意見も述べてありません。ただ最後に、ひとり当病院固有の現象でないのに思いをいたして、本来の使命完遂のため関係者の格別の努力を要望するものであると結んでございます。これを読んで私は、この累積赤字がまだまだ続いても、自然に任すよりいたし方がいいといふふうに受けとめておるのでございます。それでよろしくうござりますか。それとも、時代の流れの中はどうしたらよいか、あるいはどうすべきだという考え方を示すことができなかつたかということをお尋ねいたします。

次に、この累積赤字につきまして事務長にお尋ねいたします。

累積赤字一億二千三百十七万円は、病院運営に支障のない赤字かどうか。もし支障がなければ結構でございますが、あるならば、どんな処置をとつておられるのか、あるいはまたどうとしておられるのか、それについてお聞きいたします。

四十九年度は、報告書のように七千二百二十二万一般会計から出資されておりますし、それからわずかでございますが、競輪から四百万が指定寄付として出ております。しかし、不況の五十年度ではこんな処置ができるだらうと思うから、こういう質問をするのでございます。

それから、本年度の補正についてでございますが、病院会計のうち建設改良費の委託料一億七千三百万の巨額の内容が示されております。設計監督委託料ということはよくわかりますが、すでに産業公営企業委員会の方で説明はあつたと聞いております。しかし、私たちは、どんな広さの病院を建てるとか、あるいはどれだけの経費をかけて建てるとか一度も説明がございませんのでさっぱり見当がつきませんから説明していただきか、あるいは詳しく述べてお聞かせくださいといふことを言われておりますので、慎重にひとつやつていただきくお答えいただきたいと思います。

それから、第八款土木費、二項道路改良費、三目道路新設改良費、このうち霞ヶ浦踏切の構造改良事業の六百七十九万四千円の委託料でございます。この踏切は、かねてから問題になつてゐるのでよく承知いたしておりますが、まず第一番に、七百万かかる仕事にしては非常に金がかかり過ぎるんじやないかと。これは国鉄との約束であるかわからりませんけれども、そういう感じがいたします。それから、この踏切は国鉄の貨物操作ヤードの予定地に入つてゐる

と私は思つてゐるんでございますが、後でこれを解いてくれとか、あるいは狭くしてくれとか言つてくれることはなかろうか、その点について国鉄側との交渉がしてあるかどうか、その点も伺つておきたいし、なおまた踏切を閉鎖した場合に地下道があるいは高架をつくらなきやなりませんが、現状として高架または地下道ができるかどうか、これも疑問でございます。その点について国鉄側と十分検討がしてあるかどうかということについてご説明いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（山口信生君） 代表監査委員。

〔代表監査委員（森 幸雄君）登壇〕

○代表監査委員（森 幸雄君） ただいまの、監査委員としての審査意見書に対するご質問にお答えいたします。

市立病院経営は公営企業会計であります。これは個人が個人利用分に応じて支払うお金と、社会が連帯して支払うお金との二つの組み合わせで成り立つていると私は考えております。しかしながら、幾ら赤字を累積してため込んでおつても絶対につぶれないという親方日の丸的な経営感覚は、この際一掃しなければならないと強く考えております。この利用者負担につきましては、診料報酬の改正をまたなければなりませんし、他方地域の中核病院として常に求められておる問題は、患者の接遇の改善であるとか開業医に望められないところの特殊医療、高度の医療機器の導入整備等、経営上相反する宿命を背負つておるのが公立病院の特色であろうかと思われます。四日市市立病院のみでなく、公立病院のほとんどが赤字経営に瀕しておるというのは、この事実を如実に物語つておると考えます。また、患者数の増加に伴い、現在の建物では、いまやもう飽和状態でありますし、また近代科学医療施設としては、まことに心細いものがあると思うのであります。幸い、このたび関係機関のご協力のもとに新病院建設事業が推進されましたことを機会に、さらに経営刷新に留意し、経営の合理化に努力し、収支の好転を強く要求する覚悟であります。

ただ、ご指摘の問題につきましては、監査委員いたしましては具体的方策まで言及することは差し控えるべきではないかと考えて、以上のような審査意見書を提出したような次第であります。以上報告を終わります。

○議長（山口信生君） 土木部長。

「土木部長（杉本義広君）登壇」

○土木部長（杉本義広君） 霞ヶ浦垂坂線の羽津踏切の改良の問題でございますが、国道一号線寄りにつきましては、過年度におきましてすでに道路改良がなされ、車道を含む七・五メートルの幅ができるおりまして、踏切の前後百メートル余りがまだ未改良といったようなことでございます。これを国道一号線寄りのような形態に直すにおきましては、踏切の拡幅をやらなきやいかぬということになつたわけでございまして、ここで経費の負担の問題が出るわけなんですが、道路と鉄道との交差に関する建設省、日本国有鉄道の協定というものはすでにできておりまして、その第二条を適用いたしまして、原因者の負担ということになつておられるわけなんでございます。

国鉄との交渉の経過でございますが、この位置におきましては貨物ヤード計画の区域に入っているわけなんでございまして、そういう問題には道路の方では一応とらわれていらないわけなんでございますが、こういった踏切の拡幅によりまして既成事実をつくるといったようなことでございまして、仮にここにそういう施設がセットされた場合には、改良後の施設の権利が主張できることで、経費負担につきましても別段不利になるということはございません。それから、閉鎖後の問題でございますが、この位置におきましては、計画としては将来は地下道の一体化をはかるべきじやなかろうかというふうに感じております。

○議長（山口信生君） 病院事務長。

「病院事務長（村山 了君）登壇」

○病院事務長（村山 了君） 病院の赤字問題について、現在の赤字が運営に支障を来たしていないかという点をまことに申上げます。

われわれの病院において赤字が出て非常に運営に支障を来たすという場合は、まず非常に単純なことでございますが、現金がなくなってしまうということでございます。これをもっと具体的に申し上げますと、支出の中で減価償却費という項がございまして、これに約四千二百万ほど計上しておりますが、これは実際に現金の支出を伴いません。したがって、とんとんに経営されるならば、その四千二百万という金は将来の留保資金として会計内に残るわけでございます。本年度出しました赤字が四千万で、留保資金からそれを引きますと、まだ二百万ほど残っておりますので、現金支出としては二百万ほどふところに残るという計算になるわけでございます。したがいまして、経営そのものは何ら支障を來さないわけでございますが、ただ留保資金がふえていかないということになりまして、減価償却費の四千二百万のうちで機械等が二千五百萬ほど減価償却しておりますので、新しく機械を買う留保資金が生まれてこないという結果になつてまいります。

関連して、病院の経営のことを申し上げますと、最近特に新聞等でご存じのように、全国の病院はどんどん赤字に転落してまいっております。本年度四日市病院が出しました四千二百万の数字は、県下の病院でも最低でございまして、これに次ぐ最低の病院は七千万の赤字を計上しております。それらの七千万の赤字を計上しておるところは、減価償却費が二千万ぐらいでございまして、実質的に五千万ぐらいの現金赤字を生じております。こうなりますと、一般会計から繰り入れて処理するか何らかの手だてをしないと経営ができないということで非常に重大問題になつてしまふわけでございますが、当病院は幸いにもそういうふうなことで経営はまだ大丈夫でございますし、なおかつ留保資金は一億円以上残っておりますので、このまま続いても二年ないし三年はやつていけるということでございます。

しかし、経済情勢が昨今非常に厳しくて、その変化に伴って診療報酬の改定が後を追っかけてくれないということで、五十年度、五十一年度においては非常に苦しくなってまいりますが、しかし、これは全国的な傾向でございまして、何らか処置をせなければ、全国の病院全部行き詰まってしまうと、現に、所によつては市町村立病院といえども経営ができなくなつて、どうしようかといつてたびたび本省などに陳情をしておるような状態でござりますので、国としてもほうつておけないということで処理されると思いますが、非常に苦しい情勢にあることは事実でございます。

改築計画の件でございますが、一応病院で改築の素案をつくりまして委員会でも報告し、また一般の全員協議会でも市長が、非常に丸い大きな数字で約六十六億ぐらいで計画したいというようなことを申し上げておるんですが、たゞ私どもは、この病院の建築の素案というものはまるきり素人の素案でございまして、ここで設計業者を決めて、その設計業者にまず第一番目に基礎計画というものをまとめます、そしてその計画を十分に練りまして、当然委員会、あるいはまとまれば全員協議会等で皆さまにご相談申し上げなければいけないと思うんです。基礎計画をまとめまして、そのまとまつたものを土台にして実施設計に入つていただきたいということをございますが、それにいたしまして、まずその前に相談をかける業者をはつきりと決めて、そこで基礎計画をまとめていきたいと、その計画がある程度まとってきた段階で、いま言いましたようにご相談申し上げたいというふうに考えております。

○議長（山口信生君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 土木部長の答弁された霞ヶ浦の踏切の改良工事につきましては、先ほども申し上げましたように貨物操作場との関係もござりますので、担当の委員会で十分検討していただくことをお願ひいたします。

それから、病院の建設につきましては、ただいま六十六億いかかるということだけをお聞きしたんでございま

すけれども、何にいたしましても一億七千三百万という金をかけて設計監督をやるんをございますから、十分担当の委員会の方でもご検討いただきたいと思いますし、この病院につきましては、九鬼前市長が地元の業者に建てさせたからこんなものになつたということを私は聞いております。地元の業者に仕事をさせたからこんなまづいものができたと。果たして地元の業者が悪いのか、あるいは設計が悪いのかわかりません、あるいは監督が悪いのか、その辺の設計、監督、施工、その関係を十分つけておきませんと、りっぱな病院ができるても、後でまた問題が残るんじゃないかと思いますし、もう一つ皆さんに申し上げておきますけれども、朝明屎尿処理場がございます。これは設計も監督も施工も一つの会社でやっております。いまだに十分朝明屎尿処理場は使えません。ですからこの病院の問題についても私がここで取り出しておりますのは、設計、監督、施工、その関係をしっかりとしていただきませんと、りっぱな病院ができましても後で問題が残りますから、担当の常任委員会で十分ご検討をお願いいたします。以上です。

○議長（山口信生君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 議案第七十七号につきまして質問いたします。

まず最初に、監査委員の方にお尋ねいたしますが、監査委員の方から出されました昭和四十九年度の四日市市水道事業決算審査意見書を拝見いたしましたが、「まさに現状は一水道事業の企業努力の限界をはるかに越えるものと思量されるものであるが、しかし今後当面の企業経営については重大な決意のもとに強く発想の転換が要望されるものである。」と、このように書かれております。いまや住民のすべてが、物価抑制につきまして、これを抑えようという考え方で一致しておる時代でございます。このような時代にこの流れに逆行するような、いわゆるインフレに拍車をかけるような対策につきましては、絶対許されないのでござりますし、また住民

本位に立つわが日本社会党の基本方針でございます。しかしながら、水は私たち人間生活に対し欠くことのできない重要なものでございます。したがって、水道事業の円満な運営について今後いろいろと事項があろうかと思います。その一つ一つの事項について許されるべきものは、市民の一人とし、あるいはまた市民代表の一人といたしまして、十分協力をしないかなければならないと思うのでございます。したがいまして、このような観点に立つて質問するんでござりまするが、監査委員の方々はこのような意見書をどのような具体的な考え方にしてお書きになつたのか、その点ご質問いたす次第でございます。

○議長（山口信生君） 代表監査委員。

「代表監査委員（森 幸雄君）登壇」

○代表監査委員（森 幸雄君） お答えいたします。

ただいまのご質問のうち、「強く発想の転換は……」は、すなわち料金改定を意味しておるのではないかとうご指摘のように承ったわけでありまするが、決してそういう意味を表現しておるものではないんではあります。しかし、監査の結果ながめてみますと、従来健全経営を誇っておりました水道事業につきましても、経済情勢の急変によりまして一応赤字を出したと。今後の経済情勢を勘案いたしましても、これが一朝一夕に好転できる条件は見当たらないんであります。したがいまして、われわれがこう表現した意味は、具体的に申しますと、一つとしましては大幅に国庫補助金の対象を拡大するとかあるいは増額をはかると、こういった問題でも解決するか、または起債の償還年限を延長して高金利時代の利率の引き下げをはかっていくのも一つの方法であろうと。あるいは、自力で解消するためには、ご質問にありましたように料金改定にスライド制を導入してやつたらどうだらうというような考え方も持つたわけでありますし、それからさらに水道事業に対しましては、国とか地方公共団体、水道企業、この三者

の費用負担区分を明確化して健全をはかつていつたらどうかと、これらの問題点があろうかと思うんであります。しかし、これは病院会計と同じく、監査委員としてはこういったものに対しても具体的の方策まで言及することは行き過ぎであり、控えるべきものであらうかと思いまして、以上のような表現にとどめたわけであります。ご了承を得たいと思います。

○議長（山口信生君） 古市君。

「古市元一君登壇」

○古市元一君 ゴミ説明をいたしましたが、監査委員の方々といたしましては、値上げというものは一応考えていないんだと。ただ四つ言わましたが、そのうちの一番小さい部分で少し言わたったというような考え方であると、そういう考え方のものとこのようないい意見書が出されたと解釈いたします。

次に、理事者の方々に、監査委員の方々もこのようないい意見であるということを十分ご認識のうえ、つまり国庫補助とかあるいは起債の長期化とかそういうものが主体であるというふうにおっしゃられておりますので、どうかその点を十分ご勘案願つて、今後の水道事業にひとつよろしくお願い申し上げたい。

なお、その細かい点につきましては産業公営企業委員会の方へ付託をされまするので、委員会の方々どうぞよろしく、いま私が質問をし、説明のあつた点をご勘案のうえ委員会でひとつ十分なるご審査をお願いしまして私の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 山本 勝君。

「山本 勝君登壇」

○山本 勝君 一般会計の補正の中で、土木と教育関係についてお尋ねいたしたいと思います。

まず、土木関係であります。私は一般質問の中で災害対策について取り上げいたしまして、特に丘陵地の開発に伴うところの排水対策で質問いたしました。その具体的な一例として今回の一般会計の補正の面で出てきているというふうに理解するわけであります。その具体的な一例としては、道路橋梁費、道路維持費中の工事請負費で、路面排水施設整備工事費といたしまして、笹川団地、子西高花平線、あるいは小杉町地内の工事請負費について出てきております。この内容につきまして少しく聞きたいわけであります。特に今回の工事請負費、総額でまいりますと一億九千万ということであります。私が心配いたしますのは、一般質問の中でも事前の防災対策というのが非常に重要なことを指摘いたしましたように、四日市市の北から南すべての丘陵地との境界線で排水問題が重要視されてきているわけであります。ここには、笹川、小杉町地内、こういう二ヵ所しか出ていないわけであります。今後これらの排水対策について、特にどういうふうにお考えになるのか、さらにはここで出されております笹川あるいは小杉町地内の排水対策が、今回の予算提示だけでどの程度講じられるのか、これをお尋ねしたいと思います。

次に、教育費の小学校あるいは中学校建設費の中で、工事請負費といたしまして小学校に三プール、中学校で一プールの予算が計上されております。私は、かねてから義務教育の地域における格差解消の問題をこの壇上から強く申し上げてまいりました。このプール建設が提案をされて以来今回ほどプール建設をめぐる市民の声が強いことは私は初めてであります。と申し上げますのは、ご存じのように四日市は、当時のプールの建設をしろという強い要請から、現在市内小学校三十五校中二十七の小学校でプールがあります。これは先ほど発行されました七十五年度の教育便覧の中での数字を私は出しておりますが、二十七プールの中で、しかも簡易プールというのが二十一であります。さらに、小学校でプールが全然ないというのは、今回提起されているのも含めて八校あります。中学校の場合につきましては、三鈴、常磐、この二校がございません。そこで、今回提起されております市民の声というものは、なぜ全くプ

ルのない学校にプールを全部つくってくれないのか、こういう声が非常に強いわけであります。さらに、今回提起されておりますプール建設の学校名から判断いたしますと、従来からの学校よりも新設の学校に優先されるというのは一体どうかという声もあります。さらには、まだ開校をしていない学校にプールが建設されるということは一体どうなのかという声もあります。それから、ことしの夏休みあるいはそれ以前から簡易プールは、相当年数が経過いたしております。したがいまして、修理が必要だということで、各学校の先生が簡易プールの防水対策に何か自転車のチューブを切って張ったりとかいうようなことを聞いたわけですが、これらの簡易プールの耐用年数の問題と、これを今後どうするかということがいま各学校で問題になっているわけであります。これらについて私は、決して今回提起されている小学校三、中学校一のプールをなくせという意見ではないわけでありますけれども、ない学校、あるいはすでに修理を必要としなければならない学校のプール等につきまして今後どういうふうにしていこうとされているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口信生君） 土木部長。

「土木部長（杉本義広君）登壇」

○土木部長（杉本義広君） 今回道路維持の方で二団地の排水問題をご提案申し上げております。

笹川につきましては、六月の議会で助役がご答弁いたしましたような経緯、結果でございました。小杉につきましては、昭和三十九年から四十年度にわたって小杉町の土地改良区におきまして造成されました地域が住宅化してまいりまして、中央の特定な個所に流水が集合し、しばしば周辺に浸水を及ぼすといったことでございますので、これを解消さすがためにこういった予算をお願いしております。今後の対応策といたしましては、四月策定いたしました新しい指導要綱に基づきまして改正に指導監督、並びに引継時点におきましても改正に取り扱いをいたしたいと思って

おります。

それから、笛川団地の方では、仕事の内容といたしましては、幹線道路にでございますんですが、グレーチング十八ヵ所、それから管渠口を、径四百ミリから千五百ミリの管を四百五十メーター設定いたします。なお、子西高花平線沿いに幅六十センチのU字溝を二百八十メーター行う予定をしております。いずれにしましても、これは継続工事で行うわけなんで、一度に完璧な成果は出てこないのでございまして、もちろん重点的に仕事を配置しているわけなんですが、グレーチングの十八ヵ所の設定については、路上を流れる汚水の流れ出につきましてかなり成果が出てくるというふうに思っております。

○議長（山口信生君） 教育次長。

〔教育次長（奥村仁人君）登壇〕

○教育次長（奥村仁人君） プールの建設についてでございますが、私どもが新設学校の建設計画をいたします場合に、まず普通教室、次に特別教室、それから屋内運動場、プールと、一応三年次計画で建設を考えさせていただいております。しかし、新設校につきましては、前に通学しております母屋の学校といいますか、もとの学校にプールがございまして、新しく分かれたためにプールがなくなつたというような現実、それから母屋の学校が三校に分かれております。その夏のプール必要時にまとまって借りにいけないというようなこともあります。それから、新設校でなくともプールのない学校があるわけでございますが、これは近所の中学校に貸していただきにいっておるというような、非常に地域的に諸種の特殊な条件がございまして、これらを十分考えまして、逐次建設計画を出さしていただいている次第でございます。

しかし、ご指摘のように、教育環境の格差をなくするためにも、プールのない学校が、今回の補正を入れさせてい

ただきますと五校残るわけでございますが、これらにつきましては、財源の関係もございますけれども、私どもなるべく早い機会に建設ができますように、またご指摘の修理をしなければならないプールはどうするのかということでございますが、これらも計画的に本格プールに切りかえていきますように、あらゆる角度から努力をさせていただきたいと思っております。残りますプールのない学校五校といいますのは、今回補正でお願いいたしましたプールも含め五校残るわけでございます。以上でございます。

〔私語する者あり〕

○議長（山口信生君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 まず、冒頭に申し上げておきたいと思いますが、それぞれ関係の常任委員会がございますので、なるべく細部につきましてはそれぞれの常任委員会でとくとご審査を賜わりたいということをございます。

したがいまして、土木関係の路面排水施設関係につきましては、いま説明がありました。私が願つておりましたのは、ここに提起されていることも大事であります。しかし、四日市全体の丘陵地開発に伴う排水対策についても十分に留意をされまして、早期に市民の不安が除かれるような、そういう意味合いでのご審査を建設委員会でお願いしたいと思います。

次に、教育のプールの関係であります、説明を聞いておりますと、まことに不思議であるわけであります。もう少し理事者側は勉強すべきだと思います。

四日市市総合計画の一七ページ、ここで教育関係が出ておりまして、五ヵ年計画の内容があるわけであります。これでいきますと、プールにつきましては、十一校にプールを整備する、こういうことでありますし、さらには小学校

で四十八年度末にブールがあるのが、六校しかないわけあります。言いますと、この総合計画の中では、簡易ブールはブールというふうにはみなしていいわけであります。したがって、私が言いましたのは、今回小学校三、あるいは中学校一校でブールをつくりますけれども、今後この総合計画に示されているような内容のブール建設をどう進めていくのかということがポイントであるわけであります。そういうことでございます。

特に、常磐へ行ってまいりましたら、常磐の住民の方が言います。「開校していない学校にブールが建設されるよう聞いてますけれども、常磐はすでに開校しているのになぜできませんか。」と、こういうことであります。さらに三重団地の父兄が言います、「同時に開校をした学校なのに、片方がブールができる、なぜ私の方ができないのか、なぜ子供を差別されるんですか。」と、こういう意見が出ています。したがいまして、これらにつきましても十分教育民生委員会の中で、私が前々から主張をしている地域による学校格差、教育格差をなくするという原則に立ち返って、これは単にブールだけの問題じやないと想いますけれども、特にブールが提起されておりますので、今後の建設計画等もあわせて十分にご審査を賜わりたい、このことを教育民生委員会の皆さん方に特にお願いいたしまして、ベトンタツチをしておきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後零時休憩

午後一時三分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 七十九号の先ほどのブールの件でござりますけれども、市長がお見えになりませんでしたが、実は一般質問で、教育財政を確保していくために予算を適正に使っていくことの保証が必要だという意味で一例としてブールのことを申し上げました、その一例にお答えがございまして、助役の方から、補助金をもらつたからだといふような意味のことを言われたと思います。きょうお聞きしたいのは、いま一般化されておるビニールの簡易ブルが、文部省の指導要領のいう教育に支障があるのかないのか、あるとすれば、どういう支障があるのか。それから補助金でございますけれども、補助金が今後継続して二つか三つぐらい四日市へ取れるのかどうか、そういう保証があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

年度の途中で補正されるということは、私の想像では、おそらく国の方に補助金が余つておつたんだろうと思います。非常に努力をされたのかもわかりませんが、それを無にするようでござりますけれども、年度の途中であるということは補助金が余つておったのであらう、ということは、日本全体でいまの財政に見合つた形で、言葉は悪いですが、あるいは不要不急のものとして援助しておつたのではないかというふうに考えられるからでございます。たまたま補助金があったから、いま一つ、三つのブールが年度の途中でできたというようなことは、これは簡単なことのようでございますけれども、四日市にとっては将来大きく影響することでございますので、全部の学校が本格的なブルになるのに一体何年かかるのかということでもござりますし、もし来年度補助金が取れなければ、これでストップするわけでございます。量の問題と質の問題がございますけれども、私は専門的に一つ、二つのことについてのお答えをいただきたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 簡易プールのことです。すでに四十三年から使っておりましたので、耐用年数がきておる、したがって、つくり直さなければならぬのでございます。そうなれば、本格プールにしたいと思っておるのでございます。簡易プールに相当の深さがあり、広さがあれば、水泳の技術指導そのものには事欠かないと思いますけれど、ご承知のように形が小そろございますので、そういう点においては、相当の規模の学校では不適当だと思っております。

なお、補助金のことです。あるときには一つの市に一プールの補助金しかつかないと、こういうことも聞いたことがございますけど、市の熱意いかんによりましては、一年に五つのプール程度の補助金は今後も獲得できると思っております。

○議長（山口信生君） 訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 詳しくは担当常任委員会で審査をいただきたいと思うわけでございますが、簡易プールの耐用年数は、ビニールで七、八年、本体で二十年でございます。したがって、四十三年からでございますから、若干ビニールの修理が必要とされているのが現状ではないか。しかし、本体は二十年の耐用年数というふうに聞いておりますから、いまの教育長のお答えは当たっていないというふうに思います。私たち素人で、あのときにプールがなかつたのを全校一斉に一般化して簡易プールをつくったわけでございますが、その当時旧市内のPTAの会長でございますけれども、もう金を集めると、したがって、本格プールをつくりたいんだと、それで夏に間に合わしてくれと強力に言われたのでございます。私はそれをとめた一人なんでございますけれども、それで時移り、人変わり、経済成長しまし

た経過から見て、本格プールに切りかえていくというのも結構でございますけれども、あのときとめなかったら、うちの学校は本格的なプールができるおったではないかというふうに言われると思います。私はその当時の市の行政として、一齊にプールをつくることが卒業するまでの子供に、つまり泳げる子供をつくるという意味で適切であったと思いますし、そのために予算がないのにもかかわらずわざわざ夏に間に合わしてつくって、九月に補正予算を組んだといったいきさつがあるわけでございますが、そういう経過は経過といたしましても、本当にあれで指導要領に基づく水泳の指導に支障があるとするならば、これからつくるやつは、仮に小さいとするならば大きくするとか、もう少し改良すればいいのではないかというふうに考えるわけでございます。まして、これがらずと計画的に本格プールに切りかえていくとするならば、補助金が年々確保できるという、そういう見通しがあれば結構でございます。そんなままでいるとできとったはずでございますけれども、たまたまことしこんな年度の途中でできてきたということについて私は、全国的にプールの要求が少なかつたではないかというふうに思うわけです。そんならまた変わってくると。去年四日市三つやつたから、ことしはもう三つだということが保証もできないとすると、私はそんなことであり大して格差とは思いませんけれども、一般的に見れば、やっぱり格差というようなものが出てくるんではないかというふうに思うので、その辺のところを委員会の方では十分ひとつお確かめをいただきたいと思います。

なお、過般来の一般質問の中でもご発言ございましたが、財政危機ということを転機として十分われわれは予算を審議し、市民の間にも地方自治といいうものを考えていただぐのにチャンスではないかと思って、もう一つの面としてこの問題を取り上げたわけでございます。

たとえば、二百五十億九千二百九十六万二千円といいういまの一般会計の総予算、市民は税金を取られたと言いますけれども、取られたから悪いものよりいいものを、少しよりも多い方がいいという、こういう考え方でございますが、

二百五十億にわたる金は市民のものだというふうに考えていただきたい。そして、これは自分たちの金なので、それを効果的に適正に使うのはどうかと、じや、それは簡易プールでいいのか、やっぱり一千五百万もする本格プールがいいのかと、こういうことを市民の間で十分考えていただく、出した税金は自分たちのものだという考え方になったときに初めて地方自治が住民の手に返り、自分たちが本当に真剣に税金を考えることになるし、市政を考えることになるだろうと思います。そういう意味におきましても、私はプールの是か非かという、本格プールがいいか悪いかという単なるそれだけやなしに、現在としても非常に重要な意味を含んでいると思うからでございます。一般質問のときにも申し上げましたように、あるいは先ほど山本議員が言いましたように、プールのない学校もありますし、毎日使う体育館のない学校もありますし、給食設備がパンクしておるところもございます。そういううえでどう選択をするかということが大事だと思いますので、補助金がつくから、ついたからぜひこれをという、そういう短絡的な考え方で予算を編成されることに対しても私は疑問があると思いますが、そういう意味も含めて委員会で十分ご討議をいたければ結構かと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第七十七号の水道事業決算についてお尋ねいたします。

決算書によりますと、資本的収入額、支出額が不足する分については、過年度、当年度の留保資金で補てんということですけれども、一体留保資金がどういう現況になっているのかと、こういうことを見る資料が全然ございません。したがいまして、その点を具体的に明らかにしていただきたいと思います。

それから、配水量の伸びが、したがって、有収水量の伸びが非常に少ないというわけですが、五十年度にかけて配

水量の伸びの見通しとか、それから経営状況の見通しというものを五十年度以降という形で教えていただきたいと思います。

それから、四十九年度の事業用使用水量という点では、四十八年度と比べまして、年間約三十万トン減っております。給水収益にいたしますと、千八百万の減ということになつてくるわけです。四十七年度から四十八年度へかけても、おそらく事業用使用水量の減とかかわりまして、一千万ぐらいの損失があったと思うわけでございますが、四十九年度は七百万余りの欠損金を出しております。巨額の水源開発費をかけてやってきて、そして要らなくなつたら使わぬと、しかも家庭用の生活必需的な水と違いまして付加価値を生むわけです。さらに経費として落としていくという面があるわけです。こういう面で、いまのような料金体系でいかどうかという点も十分検討されなければならぬし、私はそういう意味でも、一般質問でも申し上げたような点についてメスを入れる必要があるということを申し上げたわけでございます。こういう点も、ぜひ常任委員会の方でご論議をいただきたいし、また改めて局側の見解も伺いたいと思います。

それから、官公庁、学校用の使用水量といいますか、それが最高の伸びを示しておりますが、これは特に学校のプール建設、公共的施設の建設ということともかかわりを持っていると思います。しかし、消防の消火栓の場合には水道会計の方へ一定のお金を入れておるわけですが、こうした面での水源負担といいますか、あるいは諸費用、そういうものの一般会計からの繰り入れ等、こういう面は具体的にはこの中に入っていないのかいるのか、その辺のところを伺つておきたいと思いますし、もし入っていないとすれば、将来的に検討されるべき課題だと思うわけでございます。

それから、問題点として、今度当たつてみますと、第三期拡張事業計画では、五十五年度を目標に一人一日平均給

水量は四百五十五リットルだということなんですが、実際に四十九年度の家庭用の一人一日平均ですと、百八十六リットルしか使っていないわけです。こういう、あとはだれが使うのかという点も問題点として常任委員会の方でご検討をいただきたいと思うわけでございますし、それがぜひ施策の中に生かされるようにしていただきたいと思います。

それから、工業用水と上水道との電力料金は、一キロワット当たりどういう値段の違いがあるのかないのか、その点を参考まで伺っておきたいと思います。

それから、第三期拡張事業計画で、第一次変更のときに年度別事業明細表というもので各種事業が示されておりますが、その進捗状況、実績、そういう点を明らかにしていただきたい。

河原田の水源地は、もう五十年度には淨化施設もできて、約六千トンの水が活用されるということになっておるわけですが、これがどうなつてゐるのかということを含めてお願ひしたいと思います。できましたら、四十九年八月の月千トン以上の大口使用者の名簿を後で資料として出していただければ、ありがとうございます。

議案第七十八号の一般会計補正予算ですが、土木費で道路維持費、小杉地内の路面排水施設整備工事請負費千四百万円でございます。これにつきまして土木部長ともすいぶん激しいやりとりをしながらようやく実現させていただいたわけですが、これだけではだめなんですね。現に、げんの堀川は上の開発に見合つた下流の容量を持っていないわけです。したがつて、この工事をされるだけではよけい水があふれるということがあつて、バイパスをセットした形でぜひ考えてもらうような話を住民の皆さんに進めておるわけです。あるいは、拡幅の問題があるわけですが、この工事がそれとセットされていらないという点で、後であふれて問題が起つたらどうするか、その辺のところを一べんきちつと伺つておきたいと思います。

それから、小杉地内の工事が必要となつたのは、イトーピアとかみゆきヶ丘、こういうところの開発が非常に大き

な影響をしておるわけです。こういう点も、一体どう処理されるのか、ひとつ考えてお答えをいただきたいと思います。

それから、道路新設改良で、霞ヶ浦垂坂線の踏切の問題では、歩行者の安全という問題がどう具体的にはかられるか、こういう点を将来計画も含めてお答えいただきたいと思います。

それから、河川改良費、準用河川調査委託料ということで四百万計上されておりますが、具体的に準用河川制度を活用するということはどういう意味を持つのか、それが具体的な内容をいつどのように持つてくるのかについて、一度せひこの機会に教えておいていただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 水道問題につきましていろいろとご質問い合わせましたので、答弁漏れがございましたが、この資金は、五十年度におきます資本勘定の資金不足分に全部充当しております。そして、なおかつ庶務勘定では財源不足でございますので、一時借入金をもつて措置させていただいていると、こういう状況でございますので、現在はゼロでございます。

それから、五十年度の給水量の伸びは約4%程度見ておりますが、当初予算ではすでに一億四千万の赤字と、こういうことでご決議をいたしておるのでございます。今後人事院勧告に基づく給与改定、その他やむを得ないものの追加補正を考えますと、五十年度の収益勘定では二億を上回る赤字になるんではないかと、このように考えておりま

それから、消火栓の新設並びに維持関係の経費につきましては、当初予算におきましてその年度分の見込額を計上し、三月の補正予算で精算さしていただいております。全額一般会計で負担させていただいております。

それから、水道の動力費の関係でございますが、工業用水との料金格差はどうかということでおざいます。これは私は差はないものと思っておりますが、もし間違つておれば、後から訂正させていただきます。

それから、河原田水源は、水質の関係で現在取水を中止いたしております。第三期の拡張計画におきましては、河原田水源に六千トンの浄水場をつくることとして計画いたしておりますけれども、この前のご質問のときにも申し上げたと思いますが、現在四日市の取水量におきましては、こういった浄水場を通る割り高になる水を使わなくとも、割り安につく伏流水で全部賄えるということでございますので、私どもいたしましては、河原田水源、また大矢知水源の浄水場計画はできるだけ後年度へ回しまして、格安の伏流水によつて賄うようにやっております。

○議長（山口信生君） 土木部長。

「土木部長（杉本義広君）登壇」

○土木部長（杉本義広君） 小杉、大谷の路面排水の問題につきましては、げんの堀川の問題と別な考え方を持っておるわけなんでござります。げんの堀川の問題につきましては、昨日もご答弁いたしましたように、準用河川制度ができるだけ適用するようにならつていただきたいということでおざいます。

霞ヶ浦垂坂線の歩行者安全の問題は、国道一号線寄りにつきましては、堀切川の左岸寄りに歩道がセットしてござります。ここで、踏切の前後で若干食い違いますけれども、すでに名四国道寄りになりますと、道路の左側に簡易歩道が設置してございます。これの接続をはかりたいと思っております。

準用河川制度でございますが、河川法第百条に掲げられているわけとして、一、二級河川以外の河川を市長

が指定して、二級河川の規則を適用して行うということでおざいます。

○議長（山口信生君） 小井君。

「小井道夫君登壇」

○小井道夫君 羽津霞ヶ浦線の問題については歩行者の安全ということをぜひ忘れないように、そのことを具体的に織り込んでひとつやつていただきたいと思います。

それから、小杉地内の路面排水施設整備、それだけではむしろ一層水の流れが早くなつて、下の方での影響がはつきり出てくるわけです。その点についてそのまま放置しておくのかどうか。準用河川云々とおっしゃるけれども、これはいつどのように具体化するんですか。その辺が明確にならぬじやないですか。ですから、そのところをもう少し具体的に、もう今までさえぎんの堀川が容量がないのに、その河川を管理している主体も明らかにならず、その責任において上の開発との調整をはかるという開発指導要綱があるなしにかかわらず、河川管理のそういう責任から当然調整をはかるべきことをしないでどんどんやつてきて、下に大きな水害の影響をもたらしているわけです。ですから、この上の小杉の路面排水整備を急ぐと同時に、そうしたげんの堀川の改修なりあるいは拡幅、あるいはバイパスの設置という問題は欠かせないんです。この点について準用河川とどうかかわるのか、もつと具体的に、準用河川云々したって、これが実際に形をとつてするのが遅いから、拡幅が遅くなると思うから、私はその点をもつと早くはつきりさせるべきだと思って申し上げておるんで、もう少しその辺のところを納得のいくように説明していただきたいと思います。

時間の都合もござりますので、この辺で私のお尋ねを終わりますけれども、後ご回答いただいて、ひとつぜひ関係の委員会でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山口信生君） 土木部長。

「土木部長（杉本義広君）登壇」

○土木部長（杉本義広君） 堀切川の流量を増加させます暫定処置といたしまして、今議会にご提案させていただいております河川改良工事請負費千三百四十万の中に一部入れさせていただいております。

○議長（山口信生君） ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（山口信生君） ほかにご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を、それぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布しました付託議案一覧表のとおりであります。

付 託 議 案 一 覧 表 (昭和五十年九月定例会)

○總務委員会

議案第七八号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般
歳出第二款 総務費

第四款 衛生費
第九款 消防費

第二条 債務負担行為

第三条 地 方 債

議案第八三号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第八四号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第八五号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更について

議案第八六号 三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更について

議案第九二号 工事請負契約の締結について

議案第九三号 工事請負契約の締結について

議案第九四号 工事請負契約の締結について

議案第九五号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第七八号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第二款 民生費
第一〇款 教育費

議案第八二号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第八八号 小学校施設の譲り受けについて

議案第八九号 小学校施設の譲り受けについて

○産業公営企業委員会

議案第七六号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第七七号 昭和四十九年度四日市市水道事業決算認定について

議案第七八号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第二号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第六款 農林水産業費

第一款第一項 農林水産施設災害復旧費

議案第七九号 昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）

議案第八一号 昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算

○建設委員会

議案第七八号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第二号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第八款 土木費

第一款第二項 土木施設災害復旧費

議案第八〇号 昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）

議案第八七号 公有水面の埋立てに係る意見について

議案第九〇号 市道路線の認定について

議案第九一号 市道路線の廃止について

日程第二二 発議第六号 昭和五十年度の地方財政危機打開に関する意見書の提出について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二十二、発議第六号、昭和五十年度の地方財政危機打開に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

大谷喜正君。

「大谷喜正君登壇」

○大谷喜正君 ただいま議題となっております発議第六号昭和五十年度の地方財政危機打開に関する意見書の提出につきまして、発議者を代表して一言提出理由の説明を申し上げます。

一昨年の石油ショックを契機といたしまして、経済を取り巻く環境は急激に悪化して、今日ではその影響が地方政府にまで波及しております。その度合いはますます深刻化するばかりでありますし、いまや地方財政はかつて経験したことのない重大な危機に直面しているといえるのであります。

この事態の解決には、もはや一地方自治体の能力ではどうすることもできない段階に来ていることを重視いたしまして、この際お手元に配布いたしました意見書を政府に対し提出をいたし、当面する地方財政危機打開のための強力な措置、並びに地方財政確立のために地方財政制度の改革を強く要望しようとするものであります。どうかよろしく

ご賛同賜わり、ご決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

「小井道夫君登壇」

○小井道夫君 この意見書の提出につきまして、もう少し四日市の実情とかかわり、具体的な内容を織り込むべきではないかというふうに思うわけでございます。

第六項に、電気ガス税等の税制の改革ということもございますが、四日市で現実に非課税が十億、四十九年の場合ある。せっかく非課税措置の基準の是非の問題で自治省が動きかかるときに、これをもつと強力におしていくと、こういう点で四日市にとって非常に切実な課題だと思うわけです。もう少しそういう点でも具体化するということ。
それから、事業所税についても、現在五十万以上の都市しか適用されておりません。私は一般質問でも申し上げましたけれども、この点についても、と四日市のような戦後の高度成長の花形であるコンビナート開発、こういうこととかかわって、いろいろな都市環境整備で過重な負担を強いられてきたと、そして先日も伊藤信一議員も言われましたように、そういうつぎ込んできたためにいまずいぶんと教育の面でもしわ寄せを受けて、新しく清算が求められているわけです。そういう意味では事業所税、こういうものもどうしてもやはり四日市なんかにも適用できるようになります。私は、それで四日市独自でもやるべきだという意見を出したんですけれども、さしあたり国の制度改正にて要請してもらうと。まだ建設省が国税として事業所税なんかを徴収するという来年へ向けて一つのあれを出してます。そういうことともかかわって、もう少し具体的な内容を四日市の特にせっかく出される意見につきましては織り込まれたらどうかというふうに思うんですが、提案者の方にその点の見解を伺い、できますならば、この審議に当た

りまして、その辺の善処をしていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

○議長（山口信生君） 大谷君。

「大谷喜正君登壇」

○大谷喜正君 小井議員の、ただいまの発議の内容についてのご質問にお答え申し上げます。

いろんな例を挙げられましたが、その中で特に四日市の地域性を考えてという言葉に集約されると思うんです。これは、文字には確かにそういう小井議員の疑惑を感じられる内容に触れておらないかわかりませんが、たとえばいまのお言葉以外の問題におきましても、当市において最も関係の深い石油精製にからんで、石油関税であるとかいろんな問題も発議者の間におきましては話題になったわけです。しかし、これはあくまでも全国的な問題と、あるいは都市にしか関係のない問題との差がありまして、今回の発議の一番発端は、全国の議長会におきましてそうした政府に対する問題を一齊に各都市から出し合おうではないかと、こういうことに端を発してこのような状態になつたといふいきさつも勘案せられて、今後の問題としては検討の余地があろうかと思いますが、この発議の動機の理由を十分ご理解いただきましてご賛同を賜わりたいと思います。

○議長（山口信生君） ほかにございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第二二三 委員会報告第一二一號 交通対策特別委員会中間報告

記

○議長（山口信生君） 次に、日程第二二三、委員会報告第十二号、交通対策特別委員会中間報告であります。本件は、交通対策特別委員長からの委員会における交通規制に関する調査報告であります。

報告書をお手元に配布いたしておりますので、これによりご了承願います。

委員会報告第一二一號

交通対策特別委員会中間報告

本委員会に付託の事件について、会議規則第四十二条第一項の規定により、左記のとおり中間報告をします。

記

一、調査事件

交通規制について

二、調査の経過及び結果

交通対策特別委員会中間報告書（別記）のとおり

昭和五十年九月二十五日

交通対策特別委員会

委員長 松島良一

四日市市議会

議長 山口信生殿

交通対策特別委員会中間報告書

交通対策特別委員会に付託されました調査事件のうち、交通規制に関する問題について、当委員会の調査研究の結果をご報告申し上げます。

現在の都市における交通事情は、人口の過密化並びに自動車の交通量の増大などにより、交通事故の多発、また車の排気ガス、騒音など著しく生活環境の悪化をきたしております。まことに憂慮される状況にあることは周知のこところであります。

こうした行き過ぎた車社会のは正をはかるため、警察庁は交通対策基本法に基づき全国人口十万以上の都市を対象にパステーションの設定、駐車禁止、一方通行、歩行者用道路の設定、スクールゾーンの拡大などの交通規制を総合的に実施することにより、都市における交通の需要を管理するとともに、交通量の適正配分をはかり、もって安全で、健康、快適な都市環境の推進を目的とする都市総合交通規制計画を打ち出し、すでに全国各都市で実施されつつあるところであります。

本市においても、近くこの都市総合交通規制が、市域の一部ではありますが、実施されようとしております。すでに警察当局においては、関係地区住民にその趣旨の説明を行い、理解と協力を求めるとともに、関係住民の意見、要望を反映させるため、一方通行の緩和、スクールゾーンの拡大などをとり入れ、当初提示された計画案が一部修正されるに至ったのであります。

当委員会としては、都市総合交通規制の趣旨を十分理解するも、対象区域の置かれている諸事情を勘案するとき、この規制の実施にあたっては、次の事項について十分配慮する必要があると思料するものであります。

一、ペーキングメーターの設置数の増加をはかるとともに、その設置場所についても十分検討すること。

二、駐車場整備に意を用い、河川敷の活用などを検討すること。

三、バス路線網の整備を強く関係方面に働きかけること。

四、大規模事務所事業所の駐車場整備に強い行政指導をもつてのぞむこと。

五、交通規制の実施にあたっては、十分な指導期間を設けること。

以上であります。最後にこの交通規制に関する調査研究の過程におきまして考えさせられましたのは、本市における交通体系の早期確立の必要性ということであります。これなくしては、今後の適切な交通対策が危ぶまれることも十分考えられるのであります。理事者におかれては、早急に本問題に本格的に取り組まれ、その実現に努力を傾注されることを強く要望いたしておきます。

これをもちまして、交通規制に関する交通対策特別委員会の調査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、本日までに受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布の文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第七号	五〇、九、一九	北勢地区私立中学・高等 学校振興補助金助成につ いて	四日市市萱生町字城山二三八 曉学園副理事長 宗 ほか六名連署 男	大谷喜正	教育民生

第一二号	第一〇号	第九号	第八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
〃	〃	〃	五〇、九、一九	神前小学校校舎建設等に ついて	神前幼稚園の施設充実に ついて	四日市市曾井町四八七一 神前地区学校・園建設促進 委員会委員長	四日市市曾井町四八七一 神前地区学校建設促進委員会 委員長	四日市市曾井町四八七一 神前地区連合自治会長	坂 倉 萬 吉	坂 倉 萬 吉
内へ編入について	海山道町を塩浜出張所管 理	三瀧中学校校舎増築につ いて	三瀧中学校校舎増築につ いて	四日市市曾井町四八七一 三瀧中学校建設促進委員会 委員長	四日市市曾井町四八七一 三瀧中学校建設促進委員会 会長	坂 口 正 次	坂 口 正 次	坂 口 正 次	小 林 喜 夫	小 林 喜 夫
訓宇松福出小 治 翁田島田井川 也良良香 四 男市一史博郎	四日市市海山道町一丁目一五 海山道町自治会長 村 山 鎮 包 ほか二七三名連署	粉 小 山 川 林 中 茂 喜 忠 一 夫	教 育 民 生	教 育 民 生	教 育 民 生	教 育 民 生	教 育 民 生	教 育 民 生	教 育 民 生	教 育 民 生
総務		教育民生								

第一九号	第一八号	第一七号
"	"	五〇、九一九
市街化区域内農地の宅地 なみ課税阻止について	産業医学研究所の存続について	近鉄四日市駅高架下南地 域（浜田地区）に四日市 百味街の創設について
四日市市茂福町五一一四 四日市市農業協同組合 組合長理事 前川宗雄 ほか二〇名連署	四日市市昌栄町二一一〇 三泗地区労働組合協議会 議長芳賀廣男 ほか三四名連署	四日市市浜田町一二一六 四日市百味街設立委員会 委員長鷲野吉助 ほか九名連署
小粉野天山高森高後堀橋平田古小訓坂増金坪山 林川呂春路木 橋藤 本野中市井覇口山森井本 喜 平文 安力長新増行基元道也正英 妙 夫茂和雄剛勲吉三六衛藏信介一夫男次一正子勝	山本勝	野堀前田山崎 川中路貞新辰基 芳衛男介剛
総務	総務	建設

第一二号	第一三号	第一四号	第一五号	第一六号
肢体不自由児の福祉向上 について	あかつき台団地に公立保育所の設置について	神前地区に柔道場の建設について	地方財政の確立について なみ課税阻止について	"
四日市市尾上町三一二二 四日市肢不自由児父母の会会長 中川利通 ほか一二一九五名連署	四日市市あかつき台三丁目自会 会長 石田隆次 ほか三名連署	四日市市寺方町八九三一三 寺方町二区自治会長 川村幸善 ほか三名連署	四日市市昌栄町二一一〇 三泗地区労働組合協議会 議長 芳賀広男 ほか一四九名連署	四日市市曙町二六一一一 志積政一
小前長野訓谷 井川崎覇道辰鐸貞也 夫男元芳男	坂小増 口林山正喜英 次夫一	金山小長訓伊 森本井覇藤 道鐸也信 正勝夫元男一	宇治田良鐸 市元	長谷川良鐸 市元
教育民生	教育民生	教育	総務	総務

第一〇号	五〇、九、二三	坂部が丘団地内に歩道新設について	四日市市坂部が丘五丁目川森重松ほか六四名連署	山本勝建
------	---------	------------------	------------------------	------

陳情 受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第一六号	五〇、九、一九	四日市市「諏訪地区」都市総合交通規制計画(案)について	四日市市川原町一八番一五号 社団法人四日市歯科医師会 代表理事長 稲垣正 ほか二二名連署	
第一七号	〃	輪勝農業用水の汚濁改善について	四日市市永五六丁目六一五 河村孝一 ほか一一〇名連署	総務
第一八号	〃	公共建設工事の発注について	四日市市栄町四番一号 四日市建設業協会 理事長 服部幸太郎	産業公営企業

第一九号	五〇、九、一九	桜地区の小学校、幼稚園の施設整備について	四日市市桜町五六四 桜小幼校舎改築委員会委員長 桜連合自治会長 山北又章 ほか二名連署	教育民生
第二〇号	〃	大池中学校校舎増改築並びに運動場の拡張について	四日市市平尾町二六五八番地 市立大池中学校建設委員長 谷広司 ほか二九二五名連署	

○議長（山口信生君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来る九月三十日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さんでございました。

午後一時四十二分散会

四 日 市 市 議 會

四日市市議會定例會會議錄（第五号）

昭和五十年九月三十日

○議事日程 第五号

昭和五十年九月三十日（火） 午後二時開議

委員長報告：質疑、討論、報告：質疑

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 第一〇 議案第八五号 | 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更について |
| 第一一 議案第八六号 | 三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更について |
| 第一二 議案第八七号 | 公有水面の埋立てに係る意見について |
| 第一三 議案第八八号 | 小学校施設の譲り受けについて |
| 第一四 議案第八九号 | 小学校施設の譲り受けについて |
| 第一五 議案第九〇号 | 市道路線の認定について |
- 第一〇 議案第八五号
第一一 議案第八六号
第一二 議案第八七号
第一三 議案第八八号
第一四 議案第八九号
第一五 議案第九〇号

第一六 議案第九一號 市道路線の廢止について

委員長報告：質疑、討論、議決

第一八 議案第九三号 工事請負契約の締結について

"

議案第九五号
工事請負契約の締結について

11

第一二一 議案第九六号 公平委員会委員の選任について

論

第一三一 委員會報告第一三二號 總務委員會請願書等審

1

第一五 委員會報告第一五號 產業公營企業委員會陳

11

第一六六 委員會報告第一六号 建設委員會請願書審查

"

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|--------|------------------------------|
| 日程第一 | 議案第七六号 | 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定について |
| 二 | 議案第七七号 | 昭和四十九年度四日市市水道事業決算認定について |
| 日程第三 | 議案第七八号 | 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第二号） |
| 日程第四 | 議案第七九号 | 昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号） |
| 日程第五 | 議案第八〇号 | 昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号） |

日程第一四 委員会報告第一四号 教育民生委員会請願書等審査結果報告

日程第二五 委員会報告第一五号 産業公営企業委員会陳情書審査結果報告

日程第二六 委員会報告第一六号 建設委員会請願書審査結果報告

日程追加 発議第八号 酒(税)、たばこ、郵便料金値上げ反対に関する決議について

○出席議員(四十二名)

長橋 野 野生 中 出 坪 田 高 高 高 坂 後 後 小 小 粉
谷 川 本 呂 崎 川 村 井 井 中 橋 木 井 口 藤 藤 林 川
鐸 増 平 貞 平 信 妙 基 力 三 正 長 寛 喜 博
元 蔵 和 芳 蔵 夫 博 子 介 三 熱 夫 次 六 次 次 茂

喜 喜 川 金 加 大 大 小 天 青
多 野 口 森 藤 谷 田 藤 井 春 山
洋 定 多 喜 良 久 文 道 信 峯
等 二 正 三 男 正 一 雄 市 一 夫 雄 男

○欠席議員（二名）

○議事説明のため出席した者

市長岩野見齊訓小山山山森松増前堀古福平
霸川本中路口島山川市田野也四忠信安良英辰新元香行
兵男郎勝一剛生吉一一男衛一史信

水道事業管理者 平井清三

次長 天野助春

消防長 松村佳美

次長 蔡田晃精

国体局次長 佐々木得二

代表監査委員 森幸雄

○出席事務局職員

事務局長 菊地英也
議事課長 川村得二
議事係長 板崎大之丞
主任事務官 口口克彦
西山徹彦

午後二時一分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十二名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第五号により、とり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 議案第七六号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び

日程第二 議案第七七号 昭和四十九年度四日市市水道事業決算認定について

○議長（山口信生君） 日程第一、議案第七六号、昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び日程第二、議案第七七号、昭和四十九年度四日市市水道事業決算認定についての二件を一括議題といたします。本件に関する委員長の報告を求めます。

産業公営企業副委員長、後藤寛次君。

「産業公営企業副委員長（後藤寛次君）登壇」

○産業公営企業副委員長（後藤寛次君） ただいま議題となつております二議案につきまして、産業公営企業委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず議案第七十六号、昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてでありますが、四十九年度の当事業決算におきましては、総収益十七億七千八百六十万六千六百三十八円に対し、総費用は、十八億一千八百八十萬二千四百六十五円でありまして、差し引き四千二十二万五千八百一十七円の欠損金を生じたのであります。

また、当年度末累積欠損金は、一億六千三百三十九万八千四百八十八円となつたのであります。これは、人件費、診療材料費等のアップなど、外的要因によるところが大きいのであります。本事業の赤字解消に対する理事者の不斬の経営努力は、並み並みならぬものがあり、当委員会も一応評価するものであります。

しかしながら、今日の欠損金の累積状況を見ますとき、これを放置することは許されないのであります。当委員会は理事者に對し、経営収支の好転にさらに努力を重ねるとともに、市民の期待する公立病院として医療の高度化に即応できるよう、診療体制の充実整備に留意されんことを強く要望いたし、本決算を認定すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、議案第七十七号、昭和四十九年度四日市市水道事業決算認定についてであります。四十九年度の当事業決算においては、総費用が、総収益を上回り、七百六万四千七百二十七円の欠損金を生じたのであります。

この原因について、理事者からは、配水量の伸び悩み、原材料費の高騰、人件費の増、電力料金の値上げ等によるものであるとの説明があり、委員会の大勢はやむを得ない事情があつたことを認め、この説明を了承いたしたのであります。

しかしながら、当委員会におきましては、四十九年度の場合、たとえば国、県、市の道路改良の際ににおける水道管移設費の分担について、改善がなされなかつたこと、また前回の料金改定時の審査意見に対し、国の財政援助などある程度の前進は見たが、なお十分でなかつたこと等々、水道事業が独立採算制の枠にはめられているため欠損を生じているとして、本決算の認定に強く反対する意見があり、結局本件については、当委員会は、賛成多数により認定すべきものと決定したのであります。

なお、本決算の認定に当たりましては、今後予想される水道料金値上げ問題を極力回避するために、料金抑制策に

ついて十分検討されるよう要望いたした次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といいたします。

○議長（山口信生君） 本件に関する委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。委員長の報告に対し、ご質問がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、議案第七十七号昭和四十九年度水道事業決算の認定に反対するものであります。

四十九年度の水道事業は、水道局職員の皆さんの懸命な企業努力にもかかわらず、ついに七百万円の欠損金を生じ、結局百六十八万円を四十九年度の未処理欠損金として、五十年度に繰り越す結果となりました。

五十年度はすでに内部留保資金も取り崩し、このままでは大幅な赤字が確実視されるのであります。

これは四十七年度に、料金値上げの強行とともに決定されました第三期拡張第二次変更事業計画と、その財政財源計画が、四十九年度末にはなお七千万円余り、五十年度末でも五十万円余りの黒字決算を見込んでいたことからしまして、二年も早く水道事業のピンチを迎えたことになるわけでございます。

早くも、水道料金の値上げを検討しているとのことでござりますけれども、赤字が出たら、市民の水道料金を値上

げするという安易な姿勢があつてはならないと思うのであります。

もともと水道事業を、独立採算制の枠で金縛りにして、地域開発政策、あるいは高度経済成長政策の強行に伴つて必要となりました巨額の資金を伴いますところの水源開発を中心とした第三期拡張事業を、国、県、市の補助もほとんどなく、市民の水道料金の収入によって進めてきたところに無理があることは明らかでございます。

しかも水道料金体系にも、たとえば大口需要者の大工場が、好況のときにはどんどん水を使って水源開発を余儀なくさせながら、不況時には水を使わず、水道企業が収入減となつても、素知らぬ顔をしておられるような体系になっている点や、省資源的観点から見ましても、なお、一般市民には高く、大工場などの大口需要者にはまだまだ安いという点など、重大な不備がございます。

さらには、ごく最近でこそ一定の水源負担金が徴収されるようになりましたけれども、それまでの長期間にわたつて開発者、あるいは大工場、大口需要者の水源負担が放置されてきたことは、ご承知のとおりであります。水道の拡張事業に充てられた企業債一つを取つてみましても、四十九年度末の未償還残高は、四十四億四千万円以上に上り、その元利払いがいかに企業会計を圧迫をしているか、四十九年度のそれが、三億六千万以上にも上るのを見れば、明らかだと思います。その上に激しい物価高騰と不況の荒波をもろに受けたのでございますから、いかに職員の皆さんのが企業努力をしていただいても、それだけではもはや限界にあり、企業会計がピンチに陥るのは当然だと思います。それであればこそ私は、四十九年度の水道事業会計予算におきましても、それらの改善を強く求めたのでございます。国、県の施策を改めさせることにつきましては、この一年間にもいろいろとご努力をいただいたのでありますが、これはなかなか一自治体や企業の要求や努力だけでは思うにまかせないにしましても、さらに実効性のある運動を続けていただく必要があると思うのでございます。

そしてこの四日市でできることについてはどうであつたかという点では、たとえば独立採算制の枠にとらわれず、市の一般会計からの繰り入れ補助を大幅に行うということは、すでに幾つかの自治体が実施している例がありますけれども、四日市ではこの一年間ほとんど行われなかつたに等しいと言つても過言ではないと思います。私は、今議会におきましても、これまでの水源開発費に係る企業債の未償還分の償還については、これを十年間ぐらいの間に一般会計からの繰入れによって賄うよう提案をいたしましたが、助役はしないとの答弁であり、まことに遺憾と思うのをございます。

また、料金体系のは正につきましても、これまた全く行われませんでした。私はこうした市長以下理事者の姿勢を認めるわけにはいきません。

ほかにも四十九年度決算について、幾つか指摘したい点もございますが、省略し、以上をもつて反対の理由といったいたいと思います。

最後に、四日市の水道は、伏流水に恵まれてゐる中で、その料金は安くして当然であります。他市がいま水道料を大幅に値上げしているからといって、四日市の一般市民の水道料値上げを行うことのないよう、重ねて第三期拡張事業そのものと、その財政財源計画の見直しを新しい発想のもとに行い、私の指摘している問題点や提案を積極的に取り入れ、五十年度を含めた今後の水道事業の健全な運営と発展をはかるよう切望したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（山口信生君） これをもつて、討論を終結いたします。

まず議案第七十七号、昭和四十九年度四日市市水道事業決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって本件は認定することに決しました。

次に、議案七十六号、昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって本件は、認定することに決しました。

日程第三 議案第七八号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第二号）ないし、

日程第一〇 議案第九五号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三、議案第七十八号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第二号）ないし、日程第二十、議案第九十五号、工事請負契約の締結についての十八件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

岩田久雄君。

〔総務委員長（岩田久雄君）登壇〕

○総務委員長（岩田久雄君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第七十八号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分でありますが、第一条、歳入歳出予算中、歳出第二款、総務費につきましては、職員の退職状況等につきまして質疑があり、希望退職、普通退職をあわせて、年平均三十名ないし三十五名程度の退職者があるとの説明がありましたほか、来年度は一部の技術職員を採用するにとどめ、一般事務職については、新規採用はしないとのことでありました。

また、前ロングビーチ市長顕彰碑の設置については、長年にわたり本市とロングビーチ市の都市親善に貢献されたウェード氏の顕彰碑の設置でありまして、その費用には寄付金を予定しているとのことであり、別段異議はありませんでした。

第四款衛生費につきましては、本市が災害時等における、屎尿などの廃棄物の緊急処理に当たっては、まだ海洋投棄に頼らざるを得ない現状からして、近く設立される屎尿等廃棄物の海洋投棄処分を協同処理する三重県廃棄物処理公社に参加したいとの理事者の説明がありましたほか、公害健康被害者の健康回復事業の充実をはかるため、転地療養施設の整備を急がれたいとの要望がありました。

第九款消防費については、職員退職手当金及び水防用備蓄資材費の追加であり、別段異議はありませんでした。

なお歳入全般については、歳出各款に係る特定財源のほか、交通安全対策特別交付金、前年度繰越金等により収支の均衡をはかるものでありますが、百八億五千万余りの市債は、本市の財政能力からして妥当であるかについててしましましたところ、借入金に対する返済金の割合が市税収入の一〇%を超えないれば、一般的には問題ないとされており、本市の場合、四十九年度は四・三%であり、五十年度は五%台になると推測されるとのことでありました。

また、小中学校のプール建設に対する国の補助基本額は、実施価額の約半分ほどにしか見積もられていないのであり、実際との格差が大きいのであります。すなわち、市がそれだけ超過負担を強いられる結果となるのであります、これの解消について努力されんことを要望いたしました次第であります。

第二条、債務負担行為、第三条、地方債については、別段異議はありませんでした。

次に議案第八十三号、四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、及び議案第八十四号四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、非常勤消防団員等に対する損害補償、並びに処遇の改善をはかるとするものであります、社会の進展に伴い、特に消防体制の強化が要求されているところから、常備消防の整備を一層推進するとともに、分団の近代化を促進することを強く要望いたしました。

議案第八十五号、四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更について、及び議案第八十六号、三四伝染病隔離病舎組合規約の変更については、監査委員の任期を四年に改めようとするものであり、別段異議はありませんでした。

議案第九十二号及び議案第九十三号は、いずれも下水道事業に係る工事請負契約の締結案でありますが、指名方法などについて種々質疑がなされ、業者の指名選定段階における関係部局内の連絡調整が必ずしも十分でないとの意見があり、助役の出席を求め、この点について今後十分に注意し、いささかの疑惑も持たれないようにすべきことを、強く要望いたしました。

議案第九十四号及び議案第九十五号は、市立県小学校、保々小学校の改築工事の請負契約締結案であります、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案につきましては、すべて原案のとおり承認いたした次

第であります。

これをもちまして、総務委員会の審査報告いたします。

○議長（山口信生君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。
伊藤信一君。

〔教育民生委員長（伊藤信一君）登壇〕

○教育民生委員長（伊藤信一君） ただいま議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第七十八号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第二号）のうち、歳出第三款民生費につきましては、地方改善施設整備事業として、日永集会所の建設工事費及び土地購入費をはじめ、仮称日永中央保育園新築工事費、坂部保育園増築工事費のほか、備品購入費の追加補正が主なものであります、別段異議はありませんでした。

次に、歳出第十款、教育費につきましては、今回国庫補助金の決定いたしました小学校校庭開放事業費、及びスポーツ振興指定市町村設置事業費のほか、泊山小学校ほか二小学校、及び西陵中学校のプール建築工事費の追加補正が、主なものであります、プールの新設につきましては、過日の本会議における訓覇議員、山本議員の発言も含めて、各方向から検討しながら審議いたしました。簡易プールでの指導の問題、新設される四校の問題、あるいはこの財源となっている文教福祉施設整備費負担金、また教育の機会均等という立場からの整備問題等について、いろいろ論議をいたしました。その結果、市長の出席を求め、問題点をただしましたところ、総合計画の終わる昭和五十三年度末までに、学校に完備したプールのできるよう検討を進めるということでありましたので、この補正予算案を認めました。

次に、議案第八十二号、四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、地方税法の改正に伴い、保険料の減額対象世帯の範囲拡大等のため、所要の改正をしようとするものでありますて、別段異議はありませんでした。

次に議案第八十八号及び議案第八十九号、小学校施設の譲り受けにつきましては、笹川西小学校校舎及び笹川東小学校屋内運動場を、日本住宅公団より譲り受けようとするものでありますて、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案は、いずれも原案のとおり承認いたしました。

これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、産業公営企業副委員長にお願いいたします。

後藤寛次君。

〔産業公営企業副委員長（後藤寛次君）登壇〕

○産業公営企業副委員長（後藤寛次君） ただいま議題となつております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託

されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず議案第七十八号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第二号）のうち、当委員会の関係部分についてであります、歳出第六款においては、農地費のうちの四郷地区用水対策事業費に関連して、地元負担金について質疑がありましたほか、別段異議はありませんでした。

また、歳出第十一款第一項農林水産施設災害復旧費についても、別段異議はありませんでした。

議案第七十九号、昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）については、別段異議はなかったのですが、今後車券の売り上げの増大をはかるため、施設の整備、選手の配分、番組の編成等に、より一層努力するようとの要望がありました。

議案第八十一号、昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計の補正は、病院改築事業の財源について一応の見通しが得られたため、工事施行に先立ち、建築設計業務に着手すべく経費の追加と債務負担行為の計上をしようとするものであり、別段異議はなかつたのであります、当委員会としては、事業の性格、規模などからして、その推進について万全を期するとともに、その進捗状況について必要に応じ、議会に報告するよう要望いたしました。

また、市民の切実な願いである休日、夜間の診療体制の整備並びに歯科診療体制の充実についても、あわせて要望いたしました。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託された関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

長谷川鐸元君。

〔建設委員長（長谷川鐸元君）登壇〕

○建設委員長（長谷川鐸元君）　ただいま議題となつております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、各議案について理事者から詳細な説明、資料を求め、慎重に審査を行つた結果、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり承認いたしました次第であります。

以下その経過の概要について、ご報告を申し上げます。
まず、議案第七十八号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第一号）中、関係部分につきまして申し上げます。

歳出第八款、土木費につきまして、道路橋梁費は、委託による路面復旧費及び路面排水施設整備費、並びに国庫補助事業の決定に伴う事業の一部変更による組みかえ、及び国鉄踏切構造改良費が主な補正でありまして、別段異議はなかつたのであります。近年の急激な都市化に伴い、ますます環境整備等の新規事業は増加の傾向にあると思慮されますので、その事業遂行に十分対処できるよう、財源確保に一層積極的に努力するよう強く要望いたしました。

河川費は、国庫補助事業の決定に伴う河川の災害復旧費、及び市単独河川改良費が主な補正であります。別段異議はありませんでした。当委員会は、特に最近の災害で河川が占める重要性にかんがみ、行政機構上河川行政を明確にすべきであると、理事者に強く要望をいたしました。

都市計画費は、県委託金の減額決定に伴う都市計画基礎調査費の減額補正、及び国庫補助事業の決定に伴う跨線橋架設費、並びに道路改良費、及び公園整備費が主な補正であります。別段異議はありませんでした。

都市下水路費は、雨池、塩浜都市下水路新設改良事業の関係企業引き受け縁故債に関する補正、並びに急施を要する排水施設新設改良費の補正が主なものであります。別段異議はありませんでした。

また、歳出第十一款、災害復旧費第二項土木施設災害復旧費につきましては、災害復旧事業の早期完成をはかるため、翌年度事業の一部繰り上げ施行費が主な補正であります。別段異議はなかつたのであります。当委員会は、日常生活に最も直結した重要な予算であり、災害発生の不安を市民に一日も早く生じさせないため、財源の確保はもちろんのこと、さらに復旧期間の短縮、開発行為に伴う行政指導の強化等積極的な対策を講じるよう、理事者に強く要望いたしました。

次に、議案第八十号、昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）につきまして、国庫補助事業の決定に伴う污水ポンプ設備費、及び下水管布設費の一部減額補正、並びに終末処理場等施設工事に係る開発公社への返還金の補正が主なものであります。別段異議はありませんでした。

次に、議案第八十七号、公有水面埋め立てに係る意見につきましては、霞二丁目一番地地先に公共岸壁として、面積千四百三十五平方メートル埋め立てようとするものであります。別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十号、市道路線の認定について、及び議案第九十一号、市道路線の廃止についての以上二議案、いずれも別段異議はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、建設委員会の審査結果報告といたします。

○議長（山口信生君）　以上で委員長の報告は、終了いたしました。

暫時、休憩いたします。

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

おはかりいたします。教育民生委員長から先ほどの委員長報告のうち議題外にわたる部分について発言を取り消したい旨の申し出がありました。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、教育民生委員長からの発言の取り消しの申し出は、これを許可することに決しました。

それでは、先ほどの各委員長報告に対しご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、議案第七十八号、昭和五十年度一般会計補正予算第一号のうち、直接的には第八款、土木費の 笹川団地子西高花平線の排水施設整備工事に係る事業費の市費負担に反対するとともに、今回の補正予算の性格と今日の深刻な市民生活と市財政の危機下におけるその打開策を含めての市理事者の政治姿勢と施策について批判的な意

見を述べたいと思うのでございます。

笹川団地子西高花平線の排水施設整備工事に係る事業費の市費負担の不适当性については、私はすでに六月議会で指摘したところであり、いまここで詳しく述べることはいたしませんが、要するにこの工事は、笹川団地などの造成事業、とりわけ道路排水施設の設計、工事施行上の当初からの不備、欠陥があつたために必要になつたもので、その施行者の全面的な責任と負担において改修されなければならないものであり、市が一億二千九百万円、利息を含めまして二億四千万もの多額の負担をしなければならない理由はないと思います。私は、あくまで市負担をやめ、原因者に負担させるようにすることを要求するとともに、欠陥工事ゆえに被害を受けられた関係住民の皆さんお願いにこたえ、その改修工事を三年と言わず一日も早く完成させようとしていることを強く望むものでございます。

今議会の最も重要な課題は、ますます深刻化するインフレと不況のもとで苦しんでおります市民の生活と営業を守る切実な要求を中心に、福祉の一層の拡充、立ちおくれている教育、治山、治水対策等の充実などを実現すること、その障害となつていています財政の未曾有の危機を解決すべき施策を積極的かつ具体的に講じることであり、これらが補正予算をはじめとする諸議案や一般質問等における理事者答弁などの市当局の施策、方針の中にはつきりと示されるのが当然であると考えたのでございます。しかし補正予算は、現実の市民の願いや必要とはほど遠く、多くの切実な要求が無視されています。そして財政危機打開策についてもきわめて不十分なものでしかないと私は一般質問で、超過負担の解消措置、地方税財源、行政事務の民主的再配分等々の地方財政危機打開についての政府に対する全国的な共通の課題を真に実現することにつきましても、市長会等による通例の運動だけでなく、この四日市でも市長以下自治体ぐるみ、住民ぐるみの強大な運動にすること、中でも四日市の実情とかかわって、事業所税の四日市を含めた適用拡大と、産業用電気税の非課税措置是正のための地方税法改正に特別の運動を展開すること、また、市

独自に大企業法人市民税の不均一制限税率課税の実施を重ねて要求し、新たに事業所税、公災害税、地下水利用税の独自課税を提案しました。さらには、市長の福祉基金構想を福祉、教育、文化基金構想に拡充することを改ためて提起したのであります。これらに市の理事者は全くこたえていません。このほかにも、港湾費、中でも不要不急かつ不当なものを一時凍結するとか、その他の財政上のむだを省くという点でもその余地はありますけれども、アビリオンのようなひどいむだづかいすら改めようとしておりません。

三木政府が今日の地方財政の危機を、五月十六日付の自治省事務次官通達が端的に示しておりますように、あたかも自治体職員の入件費が高過ぎることや、自治体が安易に福祉ばらまき施策をとってきたことが主な原因であるかのように攻撃し、福祉の切り下げ、公共料金の引き上げを要求するなど自治権を一層侵害し、住民と自治体に犠牲をさらに強いる方向で切り抜けようとしていることは明らかです。これを許すのか、それとも住民の要求と運動を基礎に住民本位の地方財政の危機打開と自治権拡充を進め、自治体を住民の命と暮らしを守る限りでとして発展させていかか、いまこの二つのいずれをとるかの選択が迫られていると思うのであります。

私は、今後市の理事者が後者の立場に立って改めて私の提起しているような財源危機打開策を積極的にとり、市民の切実な諸要求を一層実現されるよう要望して終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） これをもつて討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

まず、議案第七十八号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第一号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第七十九号、昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）ないし議案第九十五号、工事請負契約の締結についての十七件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第二一 議案第九六号 公平委員会委員の選任について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二十一、議案第九六号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長（岩野見齊君）登壇）

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の議案第九六号は、本市公平委員会委員のうち志貴信明氏の任期が十月十日をもって満了いたしますが、引き続き同氏を選任いたしたいと存じ、ご提案申し上げるものであります。

なお、同氏のご経歴につきましては、お手元の経歴書のとおりであります。

よろしくご審議のうえご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決をすることに決しました。

これより本件の採決を行います。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第二二一、発議第七号 市街化区域内農地の宅地並み課税に関する意見書の提出について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二二一、発議第七号、市街化区域内農地の宅地並み課税に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

岩田久雄君。

〔岩田久雄君登壇〕

○岩田久雄君 ただいま議題となっております発議第七号、市街化区域内農地の宅地並み課税に関する意見書の提出につきまして、発議者を代表して一言提出理由の説明を申し上げます。

現在市街化区域内にあります農地に対しましては、宅地の供給促進をはかるがためとに宅地並みの課税が実施されつつありますが、政府にあっては、来年度これをますます拡大、強化せんとしている 것입니다。このことは、重税を課することにより、農業を都市から締め出るものであり、また生鮮な農産物の供給と、緑地を保全するという働きを持つ都市近郊農業の役割を無視するものと言えるのであります。よって、政府に対し、お手元に配布いたしました意見書を提出しまして都市農業の地位を確立して、都市と農業の調和ある発展をはかるため市街化区域における農地の保全を強く働きかけようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜わり、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（山口信生君） この際ご報告いたします。

さきに総務委員会に付託いたしました陳情第十号、交通規制の実施について、陳情第十二号、共同地区北町通りの

交通規制反対について、陳情第十三号、交通規制の実施について、陳情第十四号、諏訪地区都市総合交通規制について、陳情第十五号、呉服町商店街車両乗り入れ禁止規制反対について、以上の五件につきましては、取り下げの申し出がありましたので、ご了承願います。

日程第二二三 委員会報告第一三号 総務委員会請願書等審査結果報告、ないし

日程第二六 委員会報告第一六号 建設委員会請願書審査結果報告

○議長（山口信生君） 次に、日程第二二三、委員会報告第十三号、総務委員会請願書等審査結果報告、ないし日程第二十六、委員会報告第十六号、建設委員会請願書審査結果報告の四件を一括議題といたします。
本件は、総務、教育民生、産業公営企業、建設の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。ご質疑がありましたらご発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

委員会報告第一三号

総務委員会請願書等審査結果報告

総務委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。
昭和五十年九月三十日

総務委員会
委員長 岩田久雄

四日市市議会
議長 山口信生殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第一五号	"	海山道町を塩浜出張所管内へ編入について	四日市市海山道町一丁目一五海山道町自治会長村山鎮包ほか二七三名連署	伊藤訓也正勝夫元男	その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	採択
	地方財政の確立について	四日市市昌栄町二一一〇三泗地区労働組合協議会議長芳賀広男	長谷川道鐸也	藤井訓也	すでに願意は満たされたものとみなす。	採択

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十年九月三十日

委員会報告第一四号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

陳情					
受 理 番 号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者 の住 所 氏 名	委 員 会 の 意 見	審 查 結 果
第一八号	五〇、九、一九	四日市市「諏訪地区」 都市総合交通規制計画 (案)について	稻垣正 ほか二二名連署	願意に添い難い。 その主旨を了とし、 善処されるよう理事 者に要望する。	採 択
第一六号	五〇、九、一九	四日市市川原町一八番一五号 社団法人四日市歯科医師会 代表理事長 稲垣正 理事長 服部幸太郎 四日市建設業協会 四日市市栄町四番一号	四日市市川原町一八番一五号 社団法人四日市歯科医師会 代表理事長 稲垣正 理事長 服部幸太郎 四日市建設業協会 四日市市栄町四番一号	採 択	不採 択

第一六号	五〇、九、一九	市街化区域内農地の宅地並み課税阻止について	四日市市曙町二六一一一 四日市市茂福町五一一四 四日市市農業協同組合 組合長理事 前川宗雄 ほか二〇名連署	四日市市曙町二六一一一 四日市市茂福町五一一四 四日市市農業協同組合 組合長理事 前川宗雄 ほか二〇名連署	宇治川長谷川元 喜平文安力長増行基元道也正英妙 夫茂和雄剛勲吉三六衛藏信介一夫男次一正子勝 新兵	その主旨を了とす る。
第一九号	〃	〃	採 択	採 択		

請願

第一四号	第一三号	第一二号	第一〇号
神前地区に柔道場の建設について	あかつき台団地に公立保育所の設置について	肢体不自由児の福祉向上について	三滝中学校校舎増築について
四日市市寺方町八九三一三 ほか三名連署 善	四日市市あかつき台三丁目 会長 石田 隆 次 ほか三名連署	四日市市尾上町三一一二 四日市市肢体不自由児父父母の会会长 中川 利通 ほか一二二九五名連署	四日市市曾井町四八七一 三滝中学校建設促進委員会 委員長 神前地区連合自治会会长 坂倉 萬 吉 ほか三二四六名連署
坂小増 口林山 正喜英 次夫一	訓 翁 也 男	小前川 長谷川 野崎 霸也 井道辰 貴也 夫男元芳男	粉小山 中忠 川林 喜茂 一夫
事者に要望する。 願意妥當と認め、 善処されるよう理	願意妥當と認め、 善処されるよう理	その主旨を了とし 関係機関と調整の 上、積極的な努力 を理事者に要望す。	願意妥當と認め、 善処されるよう理 事者に要望する。
採 択	採 択	採 択	採 択

第九号	第八号	第七号	受付番号
請願者の方名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見
受理年月日	件名	審査結果	
北勢地区私立中学 高等学校振興補助 金助成について	四日市市萱生町字城山 三三八 宗 村 南 男 ほか六名連署	大谷 喜正	その主旨を了とし 善処されるよう理 事者に要望する。
北勢地区私立中学 高等学校振興補助 金助成について	四日市市曾井町四八七一 神前地区学校・園建設 促進委員会委員長 神前地区連合自治会会长 坂倉 萬 吉 ほか二二〇八六名連署	坂口 正次	願意妥當と認め、 善処されるよう理 事者に要望する。
北勢地区私立中学 高等学校振興補助 金助成について	四日市市曾井町四八七一 神前地区学校・園建設 促進委員会委員長 神前地区連合自治会会长 坂倉 萬 吉 ほか三二四九五名連署	坂口 正次	願意妥當と認め、 善処されるよう理 事者に要望する。
北勢地区私立中学 高等学校振興補助 金助成について	四日市市曾井町四八七一 神前地区学校・園建設 促進委員会委員長 神前地区連合自治会会长 坂倉 萬 吉 ほか二二〇八六名連署	採 択	採 択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一九号	五〇、九、一九	大池中学校校舎増改築並びに運動場の拡張について	四日市市桜町五六四 桜小幼稚園舎改築委員会 委員長 桜連合自治会会长 山北又一 章 ほか二名連署	願意妥当と認め、善処されるよう理事者に要望する。	採択
第二〇号	〃	大池中学校校舎増改築並びに運動場の拡張について	四日市市平尾町二六五八番地 市立大池中学校建設委員長 谷 広 司 ほか二九二五名連署	願意妥当と認め、善処されるよう理事者に要望する。	採択

委員会報告第一五号

産業公営企業委員会陳情書審査結果報告

産業公営企業委員会に付託の陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十年九月三十日

産業公営企業委員会
副委員長 後藤 寛次

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一七号	五〇、九、一九	輪勝農業用水の汚濁改善について	四日市市永五丁目六一五 河村孝一 ほか一一〇名連署	その主旨を了了し、善処されるよう理事者に要望する。	採択

委員会報告第一六号

建設委員会請願書審査結果報告

建設委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十年九月三十日

建設委員会
委員長 長谷川 鐸元

四日市市議会
議長 山口信生殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第一七号	五〇、九一九	近鉄四日市駅高架下南地域（浜田地区）に四日市百味街の創設について	四日市市浜田町一二一六四日市市百味街設立委員会	四日市市浜田町一二一六四日市百味街設立委員会	すでに行政決定がなされ執行中であるので、願意に添い難い。	不採択
第一〇号	五〇、九二三	坂部が丘団地内に歩道新設について	四日市市坂部が丘五丁目坂部が丘自治会長川森重松ほか六四名連署	山本勝	その主旨を了し理事者に善処されるよう要望する。	不採択

○議長（山口信生君） なお、総務、産業公営企業の各常任委員長から日下委員会において審査中の事件についてお手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから、会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

請願第一八号 産業医学研究所の存続について

二、理由

調査研究のため

昭和五十年九月三十日

四日市市議会

議長 山口信生殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから、会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

一、事　件　　請願第六号　中小商工業者の営業と生活の安定について

二、理　由　　調査研究のため

昭和五十年九月三十日

四　日　市　市　議　会

議長　山　口　信　生　殿

産業公営企業委員会

副委員長　後　藤　寛　次

○議長（山口信生君）　次に、監査委員から報告が九件まいったおります。報告書をお手元に配布いたしておりますので、これによりご了承願います。

○議長（山口信生君）　おはかりいたします。ただいま長谷川鐸元君ほか三人から発議第八号、酒（税）、たばこ、郵便料金値上げ反対に関する決議についてが提出されました。この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）　ご異議なしと認めます。よって、この際発議第八号、酒（税）、たばこ、郵便料金値上げ反対に関する決議についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加発議第八号　酒（税）、たばこ、郵便料金値上げ反対に関する決議について
○議長（山口信生君）　発議第八号、酒（税）、たばこ、郵便料金値上げ反対に関する決議についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君　発議第八号について提案理由の説明をいたしたいと思ひます。

成長という言葉がございますが、これは成長がどこまでもあるという意味ではないと思われます。こんなことは私が申し上げなくてもおわかりだと思いますが、ところが、政府与党は、かなり前から高度経済成長政策という政策をとってまいりましたことは、いまさら私が申し上げるまでもないと思います。このことについて、私どもは、かねてからいち早く、必ずこういう状態で政策を遂行するならば、何らかの頭打ちが起こるであろう、毎年毎年十何%の成長をした、こういうことはあり得ないのではないかという警告を発してまいったわけでございます。ところが、不幸にしてこのことは的中し、あの石油ショック以来今日のこの混乱が起こつておるわけです。ところが、政府与党は、このことに関して、先ほど発議第七号の提案者の説明にもありましたように、国民大衆に重税の圧力をかけてこのつじつまを合わそうとしてきております。

酒や、あるいはたばこ、郵便料金の問題につきましては、前の九十五国会において自民党がこれを提出しようとしましたが、それどころか、やはり国民党の世論に抗し切れずこれは取り下げております。またここでこれを出してこようとしておるものが今日の状態です。このことは、水道料金の問題もこの議会でないふん論議され、四日市市民の生活を安定させるためにこういう公共料金の値上げというものは、どんなことをしてもやつてはいけないと、こういう強い意見があつたと同様に、われわれ国民生活を安定させていくための重要な問題であつて、このことを安易に許すことによって物価値上げの引き金になる、導火線になるということは目に見えている事実です。したがつて、これは国会における問題といふものの私たちの生活に大きく響いてくる問題でございます。

幸いにいたしまして、今日四日市の市議会がここで終了するわけですが、四日市市民の総意として、これをみんなの力によって政府に反映をさせていく絶好のチャンスではなかろうかと存じます。そういう意味におきまして、この値上げ反対決議に対する皆さん、全員の一一致したご協力をいただきたく提案理由にかえます。

よろしくご協力を願ひます。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明をお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立少数であります。よつて、本件は否決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十年九月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりまして皆さんご苦労さんありがとうございました。

午後四時四十六分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第一項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 山 口 信 生

署 名 議 員 宇 治 田 良 市

署 名 議 員 古 市 元 一